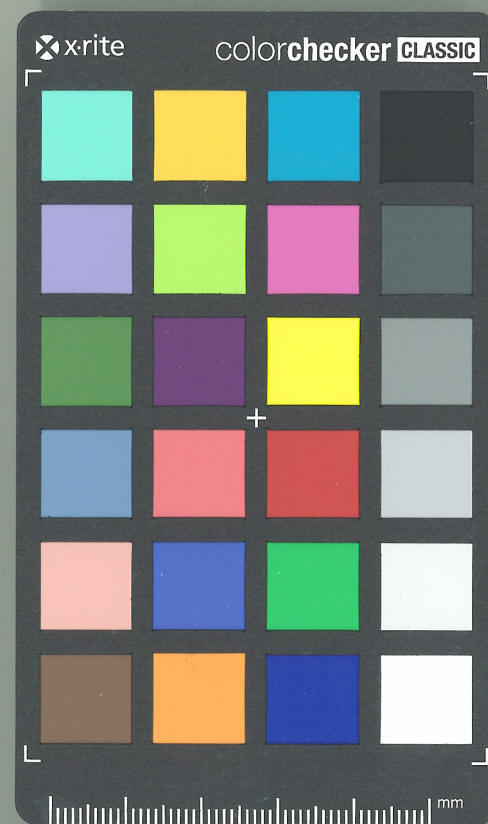


昭和五十一年
第四回定例会
（十二月八日開会
十二月二十三日閉会）

日野市議会議録

（第三十九号
第四十四号）

日野市議会



昭和五十一年
第四回定例会

日野市議会議録目次

○十二月八日 水曜日（第二日） 午後二時三分開会 午後三時十二分散会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開会	5
會議録署名議員	5
会期の決定	5
市政経過報告	6
市長	6
助役	7
諸般の報告	21
散会	21

○十二月九日 木曜日（第二回） 午後一時三十五分開議 午後五時十五分散会

出席議員	23
欠席議員	23
出席説明員	24
議事日程	24
開議	27

一般質問

秦正一議員（市の地元中小業者の育成について）
剣持佐吉議員（日野市政当面の課題について）
鈴木美奈子議員（手話通訳の窓口配置等障害者対策について）
米沢照男議員（住宅修築資金制度の改正について）

散会

○十二月十日 金曜日（第三日）

午後三時三分開議

午後五時二十分散会

出席議員

欠席議員

出席説明員

議事日程

開議

（議案上程）

議案第一〇一号

日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第二二〇号

損害賠償の額の決定について

議案第二二二号

日野市一般職の職員の昭和五十一年度十二月期における期末手当の特例に関する条例

議案第二二二号

昭和五十一年度十二月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例

一般質問

林 重義議員（平山地区の幼稚園設置について）

高橋通夫議員（日本住宅公団百草団地と西武住宅団地を結ぶ計画道路工事の促進について）

石坂勝雄議員（昭和五十二年度一般会計予算編成の基本姿勢について）

石坂勝雄議員（市政執行のあり方について）

散会

○十二月十三日 月曜日（第四日）

午後一時四十八分開議

午後五時五十四分散会

出席議員

欠席議員

出席説明員

議事日程

開議

一般質問

大柄 保議員（公立校施設について）

大柄 保議員（市内の道路舗装について）

橘 祐子議員（出産費の貸付制度の実施と中小企業事業資金融資制度の改善について）

橘 祐子議員（投票所の増設と在宅投票制度の適用範囲の拡大について）

一ノ瀬隆議員（視力障害者に対する施策をさらに前進せよ）

竹ノ上武俊議員（団地等の緑化対策と日野市の緑について）

竹ノ上武俊議員（コミ・ブラへの補助について）

板垣正男議員（公園（児童公園も含む）の整備について）

散会

十二月十四日 火曜日（第五日）

午後一時四十八分開議

午後四時四十二分散会

出席議員

欠席議員

出席説明員

議事日程

(議案上程)

議員提出議案第四五号

議案第九五号

議案第九六号

議案第九七号

議案第九八号

議案第九九号

議案第一〇〇号

議案第一〇二号

議案第一〇三号

議案第一〇四号

議案第一〇五号

議案第一〇六号

議案第一〇八号

議案第一〇九号

議案第一一〇号

議案第一一一号

議案第一一二号

日野市議会昭和五十年年度一般会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について

昭和五十年年度日野市一般会計決算の認定

昭和五十年年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定

昭和五十年年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定

昭和五十年年度日野市下水道事業特別会計決算の認定

昭和五十年年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定

日野市職員定数条例の一部を改正する条例

日野市立学校設置条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例

昭和五十一年度日野市一般会計補正予算

昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)

昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算(第二号)

昭和五十一年度受託水道事業特別会計補正予算(第二号)

昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算(第二号)

日野市都市計画神明上土地地区整理事業に関する業務委託契約書の一部変更について

市道路線の一部廃止について

市道路線の廃止について

議案第一一三号

議案第一一四号

議案第一一五号

議案第一一六号

議案第一一七号

議案第一一八号

議案第一一九号

(請願上程)

請願第五一一五六号

請願第五一一五二二号

請願第五一一五三三三

請願第五一一五三八号

請願第五一一五四四号

請願第五一一五五五号

請願第五一一五六〇号

請願第五一一五七七号

請願第五一一五九九号

請願第五一一六一一

散会

市道路線の認定について

日野市立日野第十八小学校(仮称)併行防音工事請負契約の締結について

日野市立日野第五中学校(仮称)併行防音工事請負契約の締結について

日野市立日野第十五小学校(仮称)体育館新築工事請負契約の締結について

日野市立日野第十八小学校(仮称)体育館新築工事請負契約の締結について

日野市立日野第五中学校(仮称)体育館新築工事請負契約の締結について

日野市程久保三四四二〇一番地先間(都道一五四号線)配水管新設工事請負契約の締結について

市営住宅建設促進並びに入居基準の適正化に関する請願

仮称日野市立第十六小学校建設候補地の計画変更に関する請願

中学校訪問学級卒業生のために、養護学校高等部、又は都立高校に訪問学級教師の配置を願う陳情

小学校体育施設の一部開放及び七生中学校への夜間照明施設設置促進に関する請願

明星大学専用道路建設に関する請願

道路側溝設置に関する請願

日野駅前地区に大資本による大型店進出に対しての反対に関する請願

リハビリテーション設置についての請願

児童館及び学童保育施設設置についての請願

豊田地区センター建替に関する請願

散

○十二月二十三日 木曜日(第六日) 午後一時五十八分開議 午後八時三十分閉会

出席議員
欠席議員
出席説明員
議事日程
開議

(委員会審査報告)

- 議案第 八号
- 議案第一〇〇号
- 議案第一一四号
- 議案第一一五号
- 議案第一一六号
- 議案第一一七号
- 議案第一一八号
- 議案第一一九号
- 議案第一〇五号
- 議案第一〇二号
- 議案第一〇三号
- 議案第一〇四号
- 議案第一〇六号
- 議案第一〇八号
- 議案第一〇九号

日野市営住宅条例の一部を改正する条例
日野市職員定数条例の一部を改正する条例
日野市立日野第十八小学校(仮称)併行防音工事請負契約の締結について
日野市立日野第五中学校(仮称)併行防音工事請負契約の締結について
日野市立日野第十五小学校(仮称)体育館新築工事請負契約の締結について
日野市立日野第十八小学校(仮称)体育館新築工事請負契約の締結について
日野市立日野第五中学校(仮称)体育館新築工事請負契約の締結について
日野市程久保三四一(二〇一番地先間(都道一五四号線)配水管新設工事請負契約の締結について
昭和五十一年度日野市一般会計補正予算(第五号)
日野市立学校条例の一部を改正する条例
災害弔慰金の支給及び災害援護金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例
日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例
昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)
昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算(第二号)
昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算(第二号)

- 議案第一〇七号
- 議案第一一〇号
- 議案第一一一号
- 議案第一一二号
- 議案第一一三号
- 議案第一四五号
- 議案第一六四号
- 議案第一六五号
- 議案第一九六号
- 議案第一九七号
- 議案第一九八号
- 議案第一九九号
- 請願第五一七一七号
- 請願第五一三六号
- 請願第五一五三三三
- 請願第五一三三九号
- 請願第五一六一号
- 請願第五一四〇号
- 請願第五一四一四一
- 請願第五一四六号
- 請願第五一五五号
- 請願第五〇一一号
- 請願第五〇一一三三

昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算(第二号)
日野市都市計画神明上土地地区面整理事業に関する業務委託契約書の一部変更について
市道路線の一部廃止について
市道路線の廃止について
市道路線の認定について
昭和五十一年度日野市一般会計計算の認定
昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計決算の認定
昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定
昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定
昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定
昭和五十一年度日野市下水道事業特別会計決算の認定
昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定
国鉄運賃値上げ反対及び国民の足を確保する陳情
トラクタミナル建設反対に関する陳情
中学校訪問学級卒業生のために養護学校高等部または都立高校に訪問学級教師の配置を願う陳情
アレルギー性鼻炎についての調査対策並びに治療に関する請願
豊田地区センター建替に関する請願
道路の側溝設置に関する請願
大企業の横暴な進出を規制し中小企業分野確保法の制定を求める請願
西平山一丁目三十番地付近の排水吸込み処理解消に関する請願
道路側溝設置に関する請願
三菱銀行日野市役所支店開設反対請願
甲州街道日野坂バイパス付近にバス停と歩道橋日野坂信号早期建設に関する請願

請願第五一七号	四小通学路内駐車場建設反対に関する陳情	227
請願第五一四二号	市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願	227
請願第五一四七号	減税、税制改革、自主課税に関する請願	227
請願第五一五一号	都営住宅払い下げに関する陳情	226
請願第五一五六号	市営住宅建設促進並びに入居基準の適正化に関する請願	226
請願第五〇一五六号	教育予算増額市財源確保に関する請願（五項）	226
請願第五一八号	仮称十五小学校明星地区通学路について陳情	226
請願第五一一九号	日野市立日野第四中学校増築と校地拡張について陳情	226
請願第五一二七号	公立幼稚園に二年保育実施に関する請願	226
請願第五一一三八号	高校問題特別委員会設置についての陳情	226
請願第五一一四五号	昭和五十二年度日野市立幼稚園の四才児入園に関する陳情	226
請願第五一一五二号	仮称日野市立第十六小学校建設候補地の計画案変更に関する請願	226
請願第五一一五八号	小学校体育施設の一般開放及び七生中学校への夜間照明施設設置促進に関する請願	226
請願第五一五五号	専用水道施設市管理に関する請願	226
請願第五〇一三三号	多摩川河川敷利用遊園地（広場）設置に関する請願	227
請願第五〇一〇号	日野市立総合病院に歯科を早急に設置に関する請願	227
請願第五一一三一号	新町地区に予定される市立保育所の陳情	227
請願第五一一三七号	東町児童遊園地存置について請願	227
請願第五一一五〇号	合併処理方式し尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願	227
請願第五一一五七号	リハビリテーション設置についての請願	227

請願第五一一五九号	児童館及び学童保育設置についての請願	227
請願第五一六八号	浄化槽施設管理方に関する請願	227
請願第五一一一五号	平山台土地区画整理事業に伴う請願	227
請願第五〇一四五号	東京八王子線（三十メートル道路）の計画撤回と廃線に関する陳情	227
請願第五〇一四八号	一・三・一バイパス建設計画の廃線を要請する請願	227
請願第五一一一号	地番整理の境界線及び作業促進に関する請願	227
請願第五一一三三号	町名地番整理の町名及び区域について請願	227
請願第五一一二五号	旧浅川堤防敷地を市道認定に関する請願	228
請願第五一一三二二号	一・三・一バイパスの撤廃を要請する請願	228
請願第五一一三五号	市道整備に関する請願	228
請願第五一一四九号	下水管接続に関する請願	228
請願第五一一五四号	明星大学専用道路建設に関する請願	228
請願第五一一六〇号	日野駅前地区に大資本による大型店進出に対する反対に関する請願	228
請願第五一一四〇号	高層住宅建設反対に関する請願	228
請願第五一一九六号	市庁舎建設に関する請願	228
請願第五一一〇〇号	市庁舎新建設に関する請願	228
請願第五〇一四七号	社会保険診療報酬課税の特例並びに医療課税改善に関する請願（取り下げ）	229
	下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件	229
	物価対策特別委員会の継続審査議決に関する件	229
	交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件	229
	文化体育施設建設促進特別委員会の継続審査議決に関する件	229

議員提出議案第四六号	所得稅減税のすみやかなる実施を要求する意見書	232
議員提出議案第四七号	不健全圖書の放逐に関する意見書	232
議員提出議案第四八号	北方領土返還に関する意見書	232
議員提出議案第四九号	中小小売商店の營業を侵害する大型店舗の進出規制に関する意見書	237
議員提出議案第五〇号	中学校訪問學級卒業生のために都立高校に訪問學級制度の確立を願う意見書	249
請願第五一―六二号	日野駅前地区大型店舗進出反対に関する請願	249
請願第五一―六三号	忠実屋ストア―開店反対陳情	249
請願第五一―六四号	大企業ストア―進出反対に関する陳情	249
請願第五一―六五号	日野駅前地区大型店舗進出店反対に関する陳情	250
閉	会	

十二月八日 水曜日 (第一日)

昭和五十一年
第四回定例会

日野市議会議録

第三十九号

十二月八日 水曜日(第一日)

出席議員(二十八名)

八番	欠席議員(二名)	一 滝瀬政吉君
七番		二 滝瀬敏朗君
六番		三 奥住芳雄君
五番		四 正国大治君
四番		五 鈴木美奈子君
三番		六 橘祐子君
二番		七 板垣正男君
一番		八 林重義君
		九 谷栄吉君
		十 石坂勝雄君
		十一 竹ノ上武俊君
		十二 米沢照男君
		十三 市川芳太郎君
		十四 秦正一君
		十五 重憲君

十一番	十七番	清水芳雄君
	十八番	杉山寅三郎君
	十九番	高橋通夫君
	二十番	佐々木昭雄君
	二十一番	大柄保君
	二十二番	大下博君
	二十三番	本間久君
	二十四番	一ノ瀬隆君
	二十五番	日野源作君
	二十六番	吉富繁枝君
	二十七番	三浦重春君
	二十八番	飯山茂君
	二十九番	島村孝志君
	三十番	名古屋史郎君
剣持佐吉君		

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	市助	収入役	企画財政部長	総務部長	市民部長	生活環境部長
森田喜美男	前川恒雄	杉本好次郎	加藤一男	松村清栄	森久保三郎	加藤一郎
君	君	君	君	君	君	君

会議に出席した議事事務局職員の職氏名

局長	書記	書記	書記	書記
中村亮助	朝倉敏夫	鈴木晴彦	荒井一雄	
君	君	君	君	

議事日程

一、
二、
三、
四、

会議録署名議員の指名

会期の決定

市政経過報告

諸般の報告

建設部長	都市整備部長	福祉部長	水道部長	病院事務部長	教育長
田倉高	成井正夫	赤松行雄	中島武男	遠藤政之	倉又秀作
君	君	君	君	君	君

書記	書記	書記	書記
樫村正男	川上輝子	安原清美	小松恵美子
君	君	君	君

昭和五十一年十二月八日(水)
午後一時開会

本日の会議に付した事件
日程第一から第四まで

午後二時三分開会

○議長（名古屋史郎君）　これより昭和五十一年第四回日

野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十七名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、十七

番清水芳雄君、十九番高橋通夫君を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（一ノ瀬　隆君）　昨日、七日、

午前中に議会運営委員会を開催いたしましたして、本日招集されました今年第四回定例会の運営について審議し、会期、日程について意見一致を見ましたので、御報告いたします。

会期につきましては、きょうから十二月二十三日までの十六日間とします。

日程についてですが、一般質問は十二人、十六件が通告されておりますので、これを三日間取ります。

次に決算委員会ですが、これについては、昨年度の十二月議会

で認定すべきだとの意見がありましたので、今定例会の中に決算委員会の日程を取り入れました。

日程はお手元に配付いたしました日程表のとおりです。

本日は市政経過報告、諸般の報告だけをやります。明九日から十三日、月曜日まで一般質問とします。この一般質問の間に先に審議、議決が必要な一〇一号、一一〇号、一二一号議案の上程、これは給与、期末手当、損害賠償についてのものですが、この議案を上程する予定であります。

次に十四日、火曜日は、ただいま申し上げた三つの議案を除いた議案の上程を行います。

十五日、水曜日は、常任委員会、十六日、木曜日、特別委員会、それから十七日から二十一日火曜日までを決算特別委員会とし、日程としては十七日、二十日を一般会計の決算委員会、それから二十一日を特別会計決算委員会となっておりますけれども、決算委員会は、監査委員の剣持さんを除いて全議員の構成ですので、一般会計決算委員会が終了後、引き続いて特別会計決算委員会を行っていきます。

二十二日は、まどめのための休会、二十三日、木曜日が最終日で審査報告、意見書、決議の上程となります。なお、意見書決議などの議員提出議案の締め切りは、十四日の火曜日、午後五時とします。

以上のような日程を議運として確認いたしましたので報告し

ます。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって会期は本日より十二月二十三日まで、期日十六日と決定いたしました。

次に日程第三、市政経過報告を行います。市長から市政経過報告を求めます。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

本日より十二月定例会をお願いします。次第でございますが、よろしくお願いを申し上げます。私より行政報告といたしまして、二件のことにつき御報告を申し上げます。

一つは、梅ヶ丘特殊地下ごうの対策についてでございますが、梅ヶ丘地下ごう対策につきましては、これまでも市長会を初めあらゆる機会を通じて国に対し、国の責任において処理してもらいたい旨要望してきましたが、国の対応は、必ずしも納得できないまま今日に至っております。この間、地元自治会代表ともこの問題について真剣に話し合い、市と地元住民が一体となって、国に働きかけていくことで合意しており、その具体的な

足いたしました。

なお、十一月二十五日、第二回理事会及び第一回定例会が開催され、十月十五日に付議できなかった条例等八議案が議決され、さらに管理者より状況報告として、いま使用しております処分地については、予定どおり来年五月末が使用限度であること、また新しい処分地については、具体的には現在明示できないが、五カ所の候補地について調査中である旨、報告が行われました。

以上、概略ではありますが、管理組合の設立の経過と現況を報告申し上げます。御理解をお願いする次第であります。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） 次に助役から報告を求めます。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）

私からは日野第十九小学校、仮称でございますが、これの用地取得について御報告申し上げます。

それからもう一つ、予定にはございませんでしたが、けさ、市の職員組合が実力行使をいたしましたので、この件につきましても、追加で御報告申し上げたいと思っております。

まず仮称十九小学校の用地取得についてでございますが、この件につきましては、平山小学校の現在の状況が、ブレハブを

例として、自治会は九月十二日総会を開き、地下ごうの責任分野を明確にするためには、国を相手どって住民訴訟を提起することもやむを得ないと、地下ごう対策の一切を自治会長に一任しております。

市も、地下ごうは国策により掘られたものであり、その後始末は当然国が処理すべきであるとの主張をさらに一歩進めるために、建設省の特殊地下ごう対策実施要項に示す「特殊地下ごう対策は地方公共団体が行う」とする理由について、明確な回答を求める文書を建設大臣あてに提出いたしました。この回答いかんによっては、市も責任の所在を明確にするため、住民と一体となってこの問題に対処しなければならぬと考えております。ここに地下ごう対策について最近の動きを御報告申し上げます。市議会の御理解をお願いする次第であります。

その第二は、東京都廃棄物処分地管理組合の設立についてであります。本件については、九月議会におきまして、規約の議決をいただき、十月四日、関係九市により管理組合設立許可申請書を東京都へ提出し、十月十五日、都知事の設立認可がおりりました。

関係九市では、十月九日、各市選出議員及び理事懇談会を開催し、組合人事及び例規等について事前協議を行い、十月十五日、第一回理事会及び第一回臨時議会にて、関係する十八議案を議決し、同日、東京都廃棄物処分地管理組合は、正式に発

つくっていかないと、児童を収容しきれないという状況でございますので、本年七月以降、京王帝都に、京王七生台の一區画を、十九小用地の候補地として交渉してまいりました。用地面積は、一万八千四百四十八平方メートル、五千五百八十坪でございます。交渉の過程で、候補地の中に京王ですでに造成済みの區画が九區画ございまして、この九區画が結局学校のためにつぶされるということもあり、私どもとしまして、これの代替地としまして、現在、土地開発公社で所有しております京王七生台の一部の土地を、京王側に提供するという形で交渉を煮詰めてまいりました。

まずその提供する土地の価格につきましては、さまざまな交渉してまいりまして、近傍類似価格で決定いたしました。一平方メートル当たり七万一千七百七十二円、坪で二十三万五千二百七十九円で了解がつき、覚え書きを取り交わしました。

また、学校用地の買収につきましては、これが主なる交渉でございまして、何らかの事務段階で話し合いをしましたが、結局折り合いがつかず、私どもとしまして、京王側に対して相当強い姿勢で、ぜひ低い価格で譲っていただきたいということで、交渉してまいりました。最終的に京王の開発本部長、私ども土地開発公社理事長と最後の詰めをいたしまして、結局、市の提示額であります平米当たり三万二千六百七十円、坪にしまして十萬八千円で了解点に達し、覚え書きの交換をいたしま

した。

なお、この価格につきましては、現在の土地の姿そのまゝの価格でございます。学校にするためには造成が必要でございます。造成工事につきましては、設計段階で土木課の査定を受けまして、概算工事費の金額が出まして、造成面積二万三千平方メートルに対して、一億七千六百一十四千円で協定をいたしました。これは、さら地価格と造成価格を込みで申し上げますと、単価が一平方メートル当たり四万二千二百一十一円、坪にいたしまして、十三万九千五百五十四円となります。そういうことで、現在協定いたしました。

なお、この土地につきましては、八王子市の市域に入る部分が一部ございます。その点につきましては、八王子市と協議し、次のような了解に達しております。行政界の変更はしない、それからハイキングコースとして使用している道路はつかえる、排水処理につきましては、従来の分水嶺により処理する、こういう形で八王子市とは了解に達しております。ついでに申し上げますと、日野市域分が二千五十九坪、八王子市域分が三千五百二十一坪になります。日野第十九小学校用地取得の経過につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、本日、早朝二時間の突力行使を市の職員組合がいたしました。この件につきましては、私も十一月二十日に市の職員組合から、冬期一時金としまして三・五カ月プラス六

まして、私もとしましては、非常に見苦しいことになりました。またおわびいたしたいと思っております。この件につきましても御心配いただきました。私もとしまして、担当課長、部長、大塚つらい中を、いろんなことをやりました。結局そういう形できょうに至りまして妥結ということで解決いたしました。

以上のとおり、おわびを兼ね御報告申し上げます。

○議長（名古屋史郎君） 収入役以下については、報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより市政経過報告全般についての質疑に入ります。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 梅ヶ丘の防空ごうのことにつ

いて質問しますが、建設省と交渉というか、その特殊地下ごうの処理をするようですが、それを何か問い合わせられているというだけども、それがいつになっただけきりするのか、それからまた、訴訟に持ち込むというようなことなんだが、その訴訟の費用をどのくらい見ているのか、あるいは、期間はどうくらしいのかを予定しているのか、そういった点について……。

○議長（名古屋史郎君） 市長

○市長（森田喜美男君） 御承知のとおり、梅ヶ丘では市民方が大変不安な日夜を過ごされておられるわけでありまして、何とか早くその不安の解消をしなければならぬというふうに

万円の要求が出されて以来、鋭意、団体交渉その他に努めてまいりましたが、どうしても折り合いがつかず、昨晩からまた団体交渉いたしました。真夜中になりましたが、どうしても折り合いがつきません。私もとしましては、もうこれ以上団体交渉することも、他市の状況を見ながらやっていたわけでございますが、非常に難しい情勢になってまいりまして、職員組合としましては、本日早朝に二時間ストライキをやるということを、私どもにも通告しておりますので、何とかこれを回避したいという考えで、極力、組合側の執行委員と詰めてまいりましたけれども、けさに至って、結局、折り合いがつかないままに、二時間のストライキに入ったわけでございます。この点に關しまして市民の皆様方に大変御迷惑をおかけし、また議員の皆さん方に種々御心配をおかけしまして、大変申しわけないことをしたと思っております。しかしながら、一応その後さらに交渉を詰めて、結局私もとしまして、最終的に三・二カ月プラス二万円ということ、交渉の妥結をいたしました。この件につきましては、また、後ほど条例改正の際にお願いすることになります。また、これに關連しまして、庁内のあちこちに組合側が彼らの要求を書き込んだビラをはりまして、このことにつきましては、私もとしまして、再三、撤去せよということをお願いに命じましたけれども聞かず、私どもの管理職で撤去いたしました。したが、すぐその後からまたはるというような状況でございます。

考えております。これまで建設省では経費の二分の一を負担をし、自治省ではその残りの二分の一を特別交付税でみようというふうなことはよく承知しておるわけですが、経費が大きいものですからなかなか決断をすることがむずかしいわけでありす。特に特別交付税は、これは財政力等が計算された上での交付税入でありますから、どれだけくるかということは全く予測が立ちません。そこでわれわれも考えますのは、建設省の要綱は、この事業主体は地方自治体が行なうというふうに定めてありますけれども、災害であればともかく、その市の公有財産が全くなければならないという理由がちょっと理解ができませんし、それからいづれにしても、責任の分野を明確にするということがきわめて大切だというふうに考えまして、建設省に対する質問状を出したわけでありす。その期限は今月、十二月内というふうにお願いをしております。それから訴訟することが目的ではありません。われわれの納得のできる対策が出ればそれでいいわけでありす。それにはやはり責任分野を明らかにするということがやはり前提だと考えますので、日下のところ、一面、法的な理論づけ、ないしは法技術等の問題につきまして、弁護士に調査していただくというふうな経費を今回の補正予算の中にも計上しておるようなわけでありす。いづつ、どういう経過をたどるなどというようなことはまだ予測も

つきませんし、いま、すでに省あるいは都関係で多少の話がなされておるようであり、市も呼ばれております。そういうことで、この問題についての一応の何らかの対応策が示されるんじゃないかということを期待しております。以上であります。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

そうしますと、訴訟をやらなくても済まないで、かなりのところに持ち込まれるというふうな見通しなわけですか。

○議長（名古屋史郎君）

市長

はつきりした見通しは申し上げられませんが、とにかく解決をするということが目的ですから、その解決のためにあらゆる努力をしようと、こういうふうな考えであります。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

いままでの国のそうした規則等によると、できないというのに、そうした調査とか、いろいろ手間を食わないで、むしろ早くやっちゃったほうがいいんじゃないかというふうに思われるんですが。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

早く住民の不安を取り除く、つまり埋め戻しをやるということのためにあらゆる手段を考え、てみると、こういうことで臨んでおるわけでありまして。

○議長（名古屋史郎君）

次に林重義君。

○九番（林重義君）

私は三点ばかりお聞きしたいと思いますが、ただいま助役からの報告によりますと、仮称十九小の用地取得についてでございますけれども、その時に九区画分は造成ができておりましたので、その部分については、以前、平山小の代地とはいいませんけれども、京王駅の問題の関連の

点の幼稚園用地の件でございますが、おっしゃるとおり、一応幼稚園用地のつもりで私も譲り受けた土地でございます。ただ、この件につきましては当時十九小学校を建てるという計画がございまして、平山小学校の校庭の一部にあります第二幼稚園をあらに移築すると、そして平山小学校を児童の増加にあわせて増築可能にだけ増築するというふうな考えでございましたが、いまの時点になりますと、そういうことではとても児童の増加に対処できませんので、平山小学校は現在のままという形で十九小に移ったわけでございます。

それからもう一点、あの七生台の中に私立幼稚園用地を京王側が用意してございます。この件につきましては、先日私から京王の開発本部長に対しまして、強く幼稚園を誘致するように申し入れてございますが、京王側ももちろん土地を遊ばしておくよりは、幼稚園を誘致したいというお気持ちがございますので、私も協力してこれは早急にやりたい、そういう意味で私もが用意しております土地に幼稚園を建てる必要はないという判断で、あそこを代替地として提供したわけでございます。それから価格の点では多少ちょっと誤解があるかもしれませんが、私が京王から入手しました土地の価格が坪十萬八千円でございます。これで入手すると、そして私も京王側に代替地として売るといいますか、提供するその価格が坪二十三

萬五千二百七十九円、こういうことでございます。

土地を開発公社がその時に、京王七生台の中に譲り受けたというこの報告があったと思いますが、その時の時点では幼稚園用地というように報告が含まれていたんじゃないかと思えますけれども、その土地をかわりに出したというふうな解釈したんですけれども、そのとおりなんですということと、それでその九区画については、そこはさら地というか、さら地になったので、その代価は平均して助役さんが報告されましたような、坪十萬八千円、その価格に該当しているということなんでしょいうか。それで幼稚園用地をそこに流用したという解釈でいいのかということですが。

もう一点、それに排水の件なんですけれども、分水嶺によってという何かお話をすけれども、八王子市分が何パーセントぐらい用地の中にあつて、日野分が何パーセントぐらいあるのか。もともと排水の点についてはやはり日野分というんですか、うちのほうの平山分のほうに流れてくるのが全面的に、以前も八王子市については排水の部分が大だ山を越える、相当遠くまでいきましたと流通がつかないというふうな場所でございますので、その点でやはりグラウンドにしても、上の研修センターにしても、そういう点で担当課としては相当骨を折られて協定が結ばれておったというふうな話を聞きますので、うちのほうにしますと、やはり現在の流量が少しでもよい入るといいうことについては、相当日野分というか、そういう形について被害というか、そういう問題も、水量の点について相当問題があるんじゃないかと思いますが、その区分の問題がどうなっているか、はつきりしているかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

お答え申し上げます。まず第一

それから三点目の雨水の処理でございますが、先ほどもちょっと申し上げましたが、分水嶺によって処理するということは、つまり八王子の分といいますが、八王子の地域内にかかわる土地も、学校となりますと平らな土地になりますから、つまり分水嶺の下に、こちら側になります。そしてこちら側に流入するわけでございますが、この割合、土地の面積の割合は日野市域分が約三六％、八王子市域分が六四％くらいになります。ですからお言葉のとおり、確かに八王子市域分が多いわけでございますが、その水を日野市が引き受けるというええ引き受けるのでございますけれども、日野市の市立の学校でございますので、これは八王子に持てというのはやはり私もとしましてはできない、当然私どものほうで処理するということになるかと思えます。この点はそういうことで八王子市と協議し、取り決めたしたわけでございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）

林重義君。

○九番（林重義君）

それでは現在十九小ができたために幼稚園の用地については、十九小ができたために平山小学校の校庭についての幼稚園は、移動しなくても可能だという解釈のもとに、代替地を出したという解釈でよろしいわけですね。そういうことですね。それで京王の団地の中にも私立幼稚園の用地があることはわかっておるんですけれども、それでは私も一般質問でいたしますのでその点は結構です。それに分

水領ということの解釈で、確かに日野市の使っているところは日野市に通るのが当然だと思えますけれども、やはりそうしますと相当の水量自体が、これから二・二・六もできまして、その時には排水計画その他が管で行なわれるような調査中ではないかと思えますけれども、そういうことでしたら、いまの水路でなくともという形なので、相当水量ふえても別に問題はないと思えますけれども、現況の京王団地の排水路ですと、やはり現在が降雨の時にはいっぱいすれすれというか、ようやくにしてすれすれの点までこぎつけたというような問題がありまして、状態でございますので、来年度着工、五十三年度開校というふうな問題があるようでございますので、十九小については、そういう点で市があくまでもそういうことにタッチして、責任というか、そういうことが持たれるようなことができるかということも含みにおいていただきたいということを私は申し上げているんですけれども、そういうことを要望いたします。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君）

ちょっと、では訂正いたします。雨水排水のことですが、分水嶺はこれは変更するわけにはいきませんし、したがって水路をつくりまして、八王子側にあります薬科大学の遊水池に一たん流れ込むと、こういうふうな処理をすることに予定しております。

○議長（名古屋史郎君）

林重義君。

○九番（林 重義君）

総務部長は概略的なお答えりできないんですけれども、やはり私は、これがあたりも八王子市と日野市の、八王子市が大半でありまして、日野市は大体あそこ三十戸ぐらいの住宅がありまして、現在、宅地についてもお勝手のほうは八王子で奥のほうは日野市だというふうな状況のところ、道路自体もあちこち八王子市と日野市の問題が生じたところでございます。また八王子市としましたら何かそういうふうな手続が終わりまして、うちのほうは議会のあれも終わるんだという形のこと聞きましたので、こういう場合に、やはり八王子市がすぐ隣りですから、住んでいる方は、住民の方はわかると思えます。そういう場合、八王子市とも日野市とも同時に移管の手続をされるというふうなことではないと、あまりにも日野市の行政がずさんだというか、理由が成り立たないと思えます。同じ会社ですからやはり八王子市に出す書類も日野市に出す書類も同じじゃないかと私は考えるんです。そういうことからいって、同時に市が議会の議決が得られるというふうな態勢がとられませんか、何かそこに市の行政が急いでいるんじゃないかという解釈からお聞きしているんですけれども、そういうことからいってほかの市に移管の道路についてもなるべくお互いに、確かに会社との、市には市の立場としての御意見もあると思えます。

でも、やはりそれがすぐ、確かに総務部長の言われるように、

○九番（林 重義君）

よくわかりました。もう一点、

十四ページの市道移管の問題なんですけれども、ここに出ておりますのでちょっと聞きたいと思えます。平山六丁目、日生平山団地内道路用地現在手続中というふうなことで出ておりますけれども、これは日生団地が相当長い年次がかかっているのでも、八王子との関連の造成に伴う問題の道路じゃないかと思えますが、それについて手続中ということでございますが、やはり手続が終わりませんと、やはり造成地の道路自体が市が移管ができないのか、それともやはりそこに何らかの年数ですか、一年だとか三年とかいうように、人の話し合いのもとに成立した時点があれば、移管というか、そういうことが成り立つのか、どういふふうなことを主体性を市が持つておられるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

答弁願います。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

造成前におきましての道路というものは、道路そのものが宅地の一部として登記されております。そういうことからこの道路用地部分を寄付をしていただかないと、道路として市が引き取るということはできないわけでございます。そういうことでこれらの寄付が完了した時点において市が登記をしますと、こういうことで現在その手続を行っているというところでございます。

○議長（名古屋史郎君）

林重義君。

平べったい考えならば整ったところで移管をするということですがたてまえだと思えますけれども、その間についてはやはりほかの公園とかその他の公共施設の問題も、同時移管という形がとられると思えますけれども、そういう場合に住居を構えて三年も五年も経って、まだ移管になっていないということとはそこに何か、会社も悪いかもしれませんが、市にも多少責任があるんじゃないかと私は考えます。悪いところはほとんどん会社なりなんなりにいって、それができない点はやはりあると思えますけれども、その辺の調整というか、調整をしてあげないと、住民の方は住んでいてやはり自分たちの住むところですから、やはり道路の清掃もやはり公園の清掃とか、その他も当然いたしておられるんじゃないかと思えますけれども、あくまでもやはり三年も五年も経って、家が七〇%、八〇%も建って、まだ受けてないということは、その辺にやはり住んでいる市民の方に多少なりどうあれ迷惑をかけるというか、市の行政の上で迷惑をかけるということが往々にあるんじゃないかという考えから私は発言しているんですけれども、そういう点をいままでも何かあるところまでいってしまおうと進まないんだという形も、詳しくは申しませんけれども、そういう声も聞きますので早急に日野市としても対処方を要望したいと思えます。お願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

次に石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

期末手当のことで、妥結され

たということは非常に喜ばしいことだと思いますが、条例を見ると何か一般職の六月、十二月の期末手当というのは、非常に何かわれわれにはわかりにくいような形に書いてあるようにみえるんですが、それだから毎年六月なり十二月に、これは日野ばかりでなく各自治体が一つの闘争というんですか、こういう形が行なわれているように自分は考えるんですが、ところが議員なり市長のほうは、議員も自分でかえていって口幅ったいことは自分は言えないんですが、何か関連するのは、市長なり助役の期末手当は一般職が決まると、自動的にこれと同等なものに手当なり精動手当を加えると、こういうふうな条例になっているので、その辺を考えると、何か非常にこういうきびしい何ていうか、中小企業が倒産するというようなきびしい経済状態の中で、少なくともいわゆる税金で賄う地方自治体が闘争して、何か自分は出すべきものは本当に生活給だから出すべきだと、しかし、何か闘争をしたり、張り紙をしているということは見よい姿ではないんじゃないか、少なくとも、理事者と組合と話し合って適正に決められるというならばいいけれども、座り込みをするとか、庁舎の中に多くのビラを張るということとは何とか避けるべきじゃないか。特に革新市政下だということでは都なんかを自分は見ていると、都のやり方が上手なんだか、悪いことばで言えばごまかしかもしれないませんが条例的に決ってお

ございます。

それでいま石坂議員が最後におっしゃいましたように、私ももしにしても理事者サイドでももちろん市長会、助役会でこのことについては何度も協議し、一つの形で交渉したい、というふうに話が出ております。たまたま今度の経過の中で申し上げますと、いままでにはちょっとなかったことでございますが、ある一つのまとまった形で答えを出すというようなことを初めて行いました。これは一つの市長会、助役会の取り組みの表われだと私も思っておりますけど、今度初めて行いましたが、しかしなかなかそれだけでは決まりません。極端に言いますと、そこまでまとめてするようになりますと自治労働本部、市長会、両方の団体が交渉するというような形を取らない限り、結局は各市、各組合ごとの交渉ということになるわけでございます。今度もそうになっております。それでこういう形になったわけでございまして……。

それから理事者の給与につきまして、職員の期末手当と同じ率であることは他市と同様でございまして、特に日野市が変ったことをしておるわけではございません。それであればなおさら私どもとしては組合の言うとおりにはできない。そういうことをしてはいまの状況の中で市民の理解も得られないというところでやってまいったわけでございます。これは正直に申し上げて、私としても決して何と申しますか、ただおだやか

って、さっと出ていて、裏を見ると非常にマジック的なものがあるということは考えられますけれども、情勢を踏まえて少なくとも一般職が決まると、理事者のいわゆる期末手当が自動的に何点何カ月なり、プラス何倍というような形が決まってくるという条例を見ると、もちろんわれわれ議員にもそういうことが加味されてくる。もちろん人ごとではないというふうに考えられるんです。その点何か日野だけではないかと思うんです。市長会なり助役会等、何かこう厳しい時代にきてそういう一考をしなければならんということは考えていられるのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

ただいまのご質問でございますが、おっしゃるとおりの気持を私持っております。つまりこういうことで毎回、闘争、実力行使というようなことは決まってい

いことではございませんし、私どもとしましてそういうことに決まればこれにこしたことはないと感じております。ただ私どもとしまして誠心誠意組合側に対して、最初から交渉のテーブルに着くためにある額を提示し交渉をしておりますけれども、どうしてもこれはこういうことになってまいります。なってまいりますこの原因を考えますと、端的に申し上げますと、他市の状況を組合側で見る、私どもやはりそれを見ざるを得ない、そういう状況の中でこういうことが行われるわけで

な話し合いで済むわけじゃございませんし、昨日などは徹夜でございまして。そういう中でやっとなごつけるというような状況でございまして、私どもとしてもなるべく職員の生活を十分考えつつ、いまおっしゃられたような市民感情、そういうものを考慮して一番妥当なところにもっていきたい、そういうことでさきほどの妥結につきましても他市とも十分打ち合わせまして、実は四時、五時ごろ他の市の助役と電話で打ち合わせまして、やっとなごつたというのが実情でございます。そういう過程でやっておるものでございますので、私どもとして安易に取り組んでおるものでは決していない、ということをお答えしたいと思います。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

次に、杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

いま石坂議員の質問にちょ

っと関連して具体的なことを二、三お伺いしたいと思います。何か、庁舎内の管理規則に載っておりますとおり、細かく申し上げませんが、すでに御承知ですので内容は細かく申し上げませんけれども、今年の九月の議会で市長に対して質問した際、厳重な処置を取るといって御回答をいただいております。しかし今度のやはり庁舎内のビラの問題についても、いわゆる市長が九月に答弁されたような姿勢がどこにも見られないので、この辺について市長はどういうふうな考えをお持ちなのか、また言

うなればいづゆる力関係で組合のほう力が強かったのか、というようにもったのか、あるいはいづゆる規則がここに決められてありますけれども、今後この種の問題ばかりでなく、せっかく決められてある規則が守られないというようなことが出ますと、ほかの面でもそういうことも考えられますので、やはり世の中というものは規則なり規制なりを守って初めて初めて円満な社会が守られていくと思いますので、そういう意味の基本的な考えを再度ここで伺いして今後の問題に考えていきたい、これが一つ。

それからいま助役さんの説明の中で鋭意折衝が持たれて、それはそれなりに評価したいと思えますけれども、私も具体的にぶつかって問題で二回ばかり座り込みということで私も庁舎に来てみました。この廊下にずうっと座り込んでいらっしゃる、そして助役さん、市長さんいられるのかなあと思ったらいない、理事者がいないということについては、その辺はどういうことで当時の交渉というのか、そういうことがされたのか、あるいは組合員は座りっぱなしで理事者が留守だということになると、何かその辺割り切れないものがある、そういうことがちょっと、それが一つ。

その座り込みについても半日休暇ということで組合では休暇を出したんだけど、課長段階というのかデスクの段階ではそれは受け取れないんだというようにも聞いております。

今後厳正に対処しなければならぬということを感じております。

それから座り込みも、これもみないづゆるスケジュールで一つの闘争を組んだ形になっておりまして、その間に団体交渉も行うこともありますし、私どもも仕事がありますからして、外に出向いていることもあります。たまたま不在であった時は、たしか東京都に行ったりしてあった、こういう時刻であったらうと思います。

それから賃金カットはもちろん厳正に行われなければならぬと思っております。以上のとおりでございます。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

ただいま市長から答弁があったわけでございますが、市長のおっしゃることにつきまして多少補足で御説明を申し上げますと、実は座り込みのことにつきまして、私どもはこれを認めないという態度をとっております。

認めないというのはおかしいですが、つまり座り込みを背景にいたしました団体交渉というのをやりますと非常に問題が出てきます。昨年末はそういうことがありまして私どもとしまして、あるいは組合側もそうでありましたが、非常に苦しい交渉ということになってまいりました。そういう一種の実力を背景にしました団体交渉ということを私どもが認めますと、これはどこまで行っても切りがございませんし、私どもは実力を背景

したがっていづゆる、あれだけの人間があれだけの時間座り込んでいる間に市の仕事が停滞したり、市民に迷惑をかけるようなことになるだろうと思います。その辺の休暇扱いにするのか、あるいはそれはゼロにするのか、いづゆる理事者側と組合側との考え方が違うので、その辺の考え方をはっきり教えていただきたいということ。

それからもう一つは、地方公務員ですからストは禁止されております。そういう関係でありますからやはり賃金のカットの問題も非常に問題になってくると思えます。その辺のことは今回どんなふうに考えられているのか、大体四つの問題でひとつお答えいただきたい。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

規則を遵守しなければならぬということとは申すまでもありませんし、それから全く御意見のとおりにも考えておるわけでありまして、ビラ張りを例に取りますと、勧告も行われましたし、それから意見も付して、そして事実管理者側で撤去といいますが、取り去ったんでありますが、またそこにすぐ後に張り付けるといふようなことで、おっしゃいますような力関係といひましようか、そういうことで正常な姿に必ずしも回復できなかったという次第でございます。結果におきましては妥結後みずからの手で組合側が取り去りましたけれども、こういうことではならないということも

にした団体交渉には応じないという態度をはっきりこの際出しまして、そこで座り込みを背景にして団体交渉をするということには応じておりません。このことは今後のさまざまな交渉にも貫いていきたいと私思っておりますけれども、もちろん交渉というものは絶対こういうスタイルでやらなければならぬとか、あるいは一たん決めたからこれで絶対動かないとかというものではございません。その時その時に応じまして、ある程度柔軟な態勢をとらざるを得ませんから、絶対ということとはございませんけれども、しかしどこかで歯どめをかけませんと、私どもとしましてただずる交渉を続けていくと、そしてそこで私どもとして不本意なことになるといふ、こういうことがあってはいけませんので、私どもとしましては組合側にそれを強く話をしそのとおりに一応やってきたわけでございます。ただしもちろん団体交渉は執行委員とこれは何度も、また時間を問わずやってまいっております。以上のとおりでございます。

○議長（名古屋史郎君）

杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

たしかにおっしゃるとおり

相手のあることですから、非常にその辺はむずかしいと思えますけれども、ただやはり何と言いますか、よその市の情勢を見ながらということ、それはやはり何と言いますか立場で横の連絡ということもあると思えますけれども、日野市は日野市の独自で考えてこうだという結論もまた必要かと思えます。

それからもう一つお聞きしたかったのは、いわゆる休暇の取り扱いの問題なんです。これは組合側は半日休暇にする、また課長の段階ではその理由が何だか分かりません。けれども、受け取れないということになりますと、結果的にはどうなのか、ということをお伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

この件につきましては、実は他市にもさまざまな例がございます。私どもとしても非常に問題点の一つだと正直に申しまして考えております。つまりこれを休暇として認めているところもございまして。認めないところもございまして、実は法廷闘争になりました。判決も出ております。その判決も裁判所によりまして必ずしも一定ではございません。このあたりのことについて、実は昨年やはり交渉の過程の中でこういったことがございまして、私どもは一応私どもの主張を貫いた形で処理しております。今度の場合もいま杉山議員がおっしゃる、組合の主張と私どもの主張が平行線がどこでどうなるか問題でございまして。正直に申しまして私は現在のところあくまでも休暇として認めないという姿勢でおりますけれども、これそのものがまた一つの交渉という形で出てまいります。その中でさきほど申しました裁判の判決、他市の労働関係、そういったものを十分解釈しまして詰めていきたいと思っております。

と革新市政下にあるか、保守市政下にあるか、間違いを重ねることになりますので、十分その点について留意しないと職員組合との摩擦が起きてしまうんじゃないかという問題があるものですからその点についても十分考えながら、要はその問題を起すことという点ではないわけですから、事をどううまく解決していくかという状況の中で、うまくその辺を指導なり、あるいは配慮していただかないといろいろと市民に迷惑をということも出てくるだろうと思っております。その点について十分配慮しながら幅のある考え方で対処をすべきじゃないだろうか、こういうふうな形で考えていたきたい、こういうことです。

（「市長がかわいそうじゃないか。」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

ちょっと私の答弁、さきほどの答弁につきまして言い足りない点があったかと思ひまして、誤解がひとつあると思ひます。

私どもはストを構えているから団体交渉をしない、そんなことを言ったことはございません。すでに昨晩からずっと徹夜で団体交渉をやっておるわけですから、そういうことは言っておりません。ただ私が申しましたのは、座り込みその他の一種の威力を持ちまして私どもに迫ってくる、そういうふうなことは私どもそのまま交渉するということとはできない、こういうことを言っておるわけでございます。実力行使をするから応じない、

○議長（名古屋史郎君）

ほかに御質疑ありませんか。

なければこれをもって、（「議長」と呼ぶ者あり）市政経過報告を終わります。本間 久君。

○二十三番（本間 久君）

特別許していただきましたので質問いたします。

助役、市長のほうから、それぞれの議員の方からの質問に対する答弁がなされたわけですが、若干問題は問題があると思ひますが、その第一点は団体交渉の持ち方についてですね、ストライキなり実力行使を背景とした団体交渉には今後一さい応じていかないんだという、これはやはり誤りだと思ひますね。労働組合がストライキやろうと実力行使を背景にしよう、これは自由なわけですから、ただ団体交渉というのは組合側から申し入れられれば特別な理由がない限りについては、特別な理由というの範囲があまりすから、法律上それ以外は団体交渉に応じなければならぬというのが義務があるわけですから、それは守っていただかないとこのような問題が発生する。

もう一つはピラの問題についてでございますけれども、ピラについてはいろいろ規則があるということがあっても、いかなる判決を見ても、たとえば照明を著しく障害をしたとか、そういうようなことのない限り表現の自由としてかなり認められている問題ですから、それについては十分していかない

そんなことはいままでも言ったことはございませんし、今後もしそういうことで団体交渉しないということとはございません。これはもう当然のことでございますから。

それから二点目の張り紙についてでございますけれども、たしかに表現の自由といえそうですが、庁舎管理規定にもございまして、張る場合には、やはり私どもの管理者の許可を得る、ということになっております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）これはやはり私どもとしましては、どなたでも、これは別に組合であるとか、あるいは市民であるとかいうことに関係なく、どなたに対しても、これはやはり規則でありますし、それから庁舎の美観その他につきましても、守っていきたいと思ひます。確かに、本間議員のおっしゃるようなトラブルも、現にございました。このことは大変残念でございすけれども、私どもの第一線に立っております部長も、非常にづらい立場でございます。しかし、それはそれとしまして、一応筋は私は通さなければいけない、というふうに考えております。（「助役の言うとおりだ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

次に三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

これは収入役に聞いてい

いか、あるいはどなたかわかりませんが、わかる人が回答していただきたいと思います。

が、これは十一月の三十日現在で、まだ全然入っていないという報告でございますが、これにつきまして、起債のおくれているということはよくあるんですが、農協あたりでも縁故債を買ったりなんかしております、かなり何かそういうことを聞いているんですが、全然市に入っていないというのはどういいうわけか、また、一体どういいうふうな見通しでやっているのか、起債の取得ですね。

それからもう一つは、二番目としまして、その起債に対応する事業がもちろんあるわけですが、この事業はどのように処理して、その資金ぐりをどのようにされているか、この点につきまして御説明を願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

答弁願います。収入役。

○収入役（杉本好次郎君）

起債につきましては、毎年のことでございますけれども、起債の先借りというふうな手続もとれるはございますが、利子の関係が高額になります。したがって、起債関係の先借りの手続は市では行っておりません。従来からそういうふうな手続で、何年か以前には行っていたことがあったのでありますけれども、最近行っておりません。したがって、本年度もまだ入っておりません。そこでその資金繰りでございますけれども、資金繰り関係は、今年は幸いにして特別な委託費が入りました。それらの関係から、資金繰りを行っております。したがって、いまのところは借入金はないという責任といえますか、義務があると思っております。したがって、常時他市の状況も把握し、あるいは官庁等にも行きまして、十分なる連絡のもとに見通しをつけることが大事だと私は思っております。この市政報告のところに、これは前から配られておりましたが、収入役の部で別に別紙にあるというふうに書いてありますが、実は本日これ初めて見たので、その執行状況その他につきましても、わずかに二枚か三枚でございますが、検討の余地があるわけで、十分ですということを書いていないことなんです、後日、はたして十分であったかどうか、いわゆる市は余剰財源があるとしながらもあるいは行事の方の関係が何かあるのではないか、というふうなこともデータをじっくり調べればわかると思うんですが、本日、先ほど机の上にあるというふうな状況ではわかりませんので、質問はこの程度で終わります。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって市政経過報告を終わります。

次に日程第四、諸般の報告を行います。会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

以上をもって、本日の日程はすべて終わりました。

ございません。総括いたしました、ただいまのところ一般会計では十七億ほどの余剰金を持っております。ことばは足りませんけれども、この程度で終わります。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

わかりました。余剰金が

あってそれでやっているといるんらいんですが、支出の方の割合も十七億までいってないということを見ると、やはり何かこういう起債の収入のおくれているのが、いくら十七億余っているとはいえませんが、足を引っ張っているんじゃないか、こういうふうな受け取れるので一応お聞きしたいんですが、それでは二十六市で、日野のように起債を一文もみんなまだもらっていないかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

収入役。

○収入役（杉本好次郎君）

他の市の状況は聞いておりません。資金繰りが苦しい場合には、他の市の状況等も聞きまされども、いまのところ、さほど本年度はかけさまで支障を来しておりませんので、他市の聞いておりません。必要であれば、他市の聞いて後日報告したいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

資金繰りが苦しい場合には、他市の状況を聞くなんていうことも言っておりますが、起債というのはいずれに決められたものなので、完全に確保しなければ

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時十二分散会

十二月九日

木曜日

(第二日)

昭和五十一年
第四回定例会

日野市議会議録

第四十号

十二月九日 木曜日 (第二日)

出席議員 (二十六名)

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
滝	奥	正	鈴木	橘	板	黒	林	谷	剣	石	竹	米	滝	芳	雄	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
政	芳	大	美奈子	祐	正	重	重	栄	佐	勝	武	照	敏	雄	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
吉	雄	治	子	子	男	憲	義	吉	吉	雄	俊	男	朗	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

十五番	十六番	十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十四番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十番	三十三番	三十五番
市川	秦	杉	高	佐々木	大柄	大下	一ノ瀬	吉富	三浦	飯山	島村	名古屋	日本	日野
芳太	正	寅	通	昭	保	博	隆	繁	重	孝	史	郎	久	源
郎	一	郎	夫	雄	郎	保	隆	枝	春	茂	志	郎	君	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君
助役	前川恒雄君
収入役	杉本好次郎君
企画財政部長	加藤一男君
総務部長	松村清栄君
市民部長	森久保三次君
生活環境部長	加藤一郎君

建設部長	田倉高光君
都市整備部長	成井正夫君
福祉部長	赤松行雄君
水道部長	中島武男君
病院事務長	遠藤政之君
教育長	倉又秀作君

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	中村亮助君
書記	朝倉敏夫君
書記	鈴木晴彦君

書記	荒井一雄君
書記	桎村正男君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一ノ十ノ三

立川速記者養成所 所長 関根雪峰

速記者 清水聰一郎君

議事日程

一、 一般質問

昭和五十一年十二月九日(木)
午後一時開議

本日の会議に付した事件

日程第一

午後一時三十五分開議

○議長（名古屋史郎君）

本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十九名であります。一般質問を行います。

一の一、市の地元中小業者の育成についての通告質問者秦正一君の質問を許します。

（十六番議員登壇）

○十六番（秦 正一君）

市の地元中小業者の育成に

ついて、市内の中小零細企業業者、このような考えのものに一般質問いたします。いまさら私が申し上げるまでもなく現在の不況下では、中小零細企業業者は、非常に苦しい状態にきております。きょうの新聞にもありますように、十一月の倒産件数は、最高であるというふうに報道されております。このように資金繰りはついても仕事がないとか、また仕事はあってもその仕事は割りに合わないとか、また当初の石油ショックのときにおける借金がいまだにその返済に当たっていると、いまだに続いて返済をしているというような状態で、現在細々とやっていると、なかなかその額にならないと、何とかかんとかやっていると、そのような零細中小業者、これはいい方で、中には先ほども言いましたように、相次いで倒産してしまうというケースが現状であります。そこで中小零細業者の育成ということで見た場合に、資金等の融資、これは一時的な救済の方法としてあるわけですが、私はこの点で、さらに、いまわりと仕事がなくなっ

てきていると、資金繰りがついても仕事がないと、こういうのが実情であると思います。市としても、できる限りの地元業者の育成として、市の公共施設の建設や、土木工事または修理、点検、こういったところについて、地元業者に優先してやるべきである、このように考えるのであります。市としてもその点については、前向きな方向で進んでいるとは思いますが。ただ、大きい工事は、Aランクの業者でないとできないということがありますが、B、Oクラスこのような工事においては、当然地元業者によって賄うことができる、このように思います。ただ、Aランクの工事を請け負ったその下請は、もちろん市内業者によってできると思います。公共施設の建設、土木工事、この発注状況について伺います。ただ、公共施設といってもいろいろあると思いますが、全般的な面でどのように発注されているか、また学校、庁舎こういった面の下請はどのように地元中小零細業者にその恩恵が浴されているか、どのように発注されているかその状況もあわせて答弁願いたいと思います。第二点目といたしまして、市の役所においてかなりの自動車を使っているわけですが、市庁用車の点検、整備また購入等について、その指名参加業者は市内業者がどのように扱われているか自動車の種類またはその台数、そういった別に説明願いたいと思います。第三点目といたしまして、市の庁内で使われている文房具品とか、紙等、市内業者がどのように扱われているか、

あわせて庁内の庁内印刷以外の印刷等についてはどのように扱われているかその点もお伺いします。簡単ですが以上三点についてまず答弁願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ秦正一君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

第一点目の点からお答え

いたします。市の公共施設の建設または土木工事の発注、契約、こういうふうなことについては、どのように配慮し、またどのようになっているかという御質問かと思いますが、これらの契約につきましては、市に指名参加を提出してございます業者におきまして、契約に関する基準に基づきまして、都の等級格差を採用し、五百万円以上の場合には、指名委員会で指名をし、五百万円以下の場合には、総務部でもって業者を選定いたしてございます。特に特殊工事とか、あるいは先ほど議員さんがおっしゃられたとおり高額のAランク、こういう仕事につきましては指名委員会で指名をいたした業者に請け負わせる。私どももいたしましては、市内業者の育成と、こういうことから、請負契約の基準の中に、第三項というところがございます。この三項を適用いたしまして直近上位下の等級、こういうことも考慮に入れます。市内業者の育成に当たっておるということでございます。毎議会ごとに、二百万以上の業者の契約の明細を提

な車になりますと、市のこの整備工場ではできないという場合もございます。そういう特殊な車においては、これは他市の業者に委託するということもあるわけでございますけれども、大部分の車については、市内の業者を優先していると、こういうことでございます。それから第三点目でございますけれども、日用品の方についてはどうなっているか、ということでございます。これは、たとえば教育委員会におきましてのこれらの問題につきましては、理科教材、こういうこともあるわけでございますので、補助金等の関係もございしますから、これらの点については、教育委員会において業者を選定し、管財の方に合議を入れて購入しておると、その他のものについては、市内の業者を指定をいたしまして、そして市内の業者から買うようにいたしておるわけでございますが、非常に市内の日用品の業者というのは、弱い立場にあります。組合がない、何にもない、そういう状況にありますので、本年、これらの業者を呼びまして、ひとつ組合とか何かそういうものをつくったらどうかと、こういうことで、日野市文具事務商組合こういうものを設置させました。それでこの組合が責任を持って、市の日用品に對しましては、責任を持つということ、発足をしたばかりでございます。

これらの組合が設立されましたので、今後はこの組合の責任において、日野の市役所の日用品というものは購入してまいり

出してございますけれども、よほどでない限りにおいては、すべて市内業者を優先にいたしておるというのが現況でございます。ただ、市内業者におきましても、これは競争入札でございますから、一業者のみが仕事をほとんど取っていくと、こういう形ではまずいわけでございます。この業者の指名に当たってそれらを十分配慮いたしまして、均等にわたるように配慮いたしておるわけでございます。それから二番目でございますけれども、市の庁用車の点検、整備、この点につきましては、実は現在、日野市の庁用車というのは、大体消防車を入れて九十五台ございます。これらの車は、すべて各課に配属してございます。安全対策課におきましては、この庁用車はいつでも整備しなけりやならないのかということは、これはすべてチェックしてございます。整備に出さなきゃならない、車検をしなきゃならない、そういう場合においては、各課にそれぞれ通知をいたしまして、各課から私どもの方に合議を申し入れてまいります。車検の場合も同じでございますが、そういう場合におきましては、私どもの方では、特に市に指名参加をしてございます業者に対しまして、順次、管財課の方から各課に指名をして、そうして行っているわけでございますが、車検の場合におきましても、非常に安い業者あるいは高い業者もございます。なるだけ市の業者に対しまして、順次これらの庁用車を整備していただいておりますが、特にマイクロバスとかあいう大き

ます。それから印刷でございますけれども、これも市内の業者を優先して行っているわけです。しかし、特にむずかしい、たとえば大量の印刷、こういうものについては、他市の業者も入れます。入札を行い、発注をいたしておる現況でございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

秦正一君。

○十六番（秦正一君）

ただいま答弁がありまして、

答弁といたしまして、その契約の方法とか基準、こういったものを何か主体に述べられているようですけど、私はそれを聞いてるんじゃない、たとえば、地元業者の育成ということ、市で考えてるならば、どれだけの市内業者に発注し、契約をしてやってみるか、その総体的な数でもいいし、またさらに学校、新庁舎建設、これに対しては、それぞれの業者が請け負っているわけですから、そのなかで下請については、どうなのかと、そのことを聞いてるわけです。それから庁用車の点について、市内業者を優先してやっていると、これはわかりますが、じゃあ、その市内と市外に分けて、大体どのくらいの数を修理、点検においてはどのようにやっていると、また新たに購入する場合は、市内から買っているのか、市外から買っているのか、そういった点はっきり答弁願いたい、このように思うわけです。それから文房具の点においては、弱い立場にあるからこそ、極力市内の業者を利用するような方向で指導し、そういう方向でし

むけていく、また印刷においても、むずかしい印刷とかまた大がかりな印刷は、市外に出しているという答弁がありましたわけですが、日野市の中においても、かなりそういった面では印刷会社もあるだろうし、その具体的な面で答弁願いたい、このように思うわけです。以上、さらに重ねて答弁願います。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

数字的な面につきまして、ただいま数字を持っておりませんが、その都度議会ごとに二百万以上のものは報告してございます。ごらんになっていただけますように約七〇％以上は市内の業者でございます。それから大きな工事の下請負ということについては、市からこういう業者を下請負しなさいと、こういうことは言えない立場にあるわけですが、なるだけ市内の業者を使うようにと、契約の時点においてはお願いをいたしてございます。そういうことで、現在も十八小、五中につきましては日野の業者が下請をいただいております。それから印刷等につきましても、これは各課から出てまいります印刷の数について、私どもの方では、この印刷はこの業者が適当であろうということとを考へまして、検討いたしました。それぞれの業者になるだけ公平にわたるように、こういうふうに発注をいたしておるわけでございますが、現在、年間のぐらにあるかということについては、これは市の報告等にもございますけれども、五十一

年度においては、まだそれは提示してございませんので、もし数字等も御必要ならば、後ほど私の方からお知らせ申し上げます、このように思います。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長、新しい車を買う場

合などはという具体的に質問がありました、その点どうですか。

○総務部長（松村清栄君）

新しい車を買う場合には、

市内の指名参加をいたしてございます業者を全部呼びまして、そしてこういう車を購入するというところで、見積もり合わせを行っておるわけでございます。それで安い金額のものから購入していくと、こういう状況でございます。なお、たとえばサニ―という車が各課から出てまいりまして、購入したいという場合、そういう車種を指名されまして、日野市にそういう車を販売する会社がないと、こういう場合においては、他のところから購入しております。

○議長（名古屋史郎君）

秦 正一君。

○十六番（秦 正一君）

数字的な細かい点はそれぞれ議会に報告したその資料によって見てくださいます。そういうことです。少なくとも一般質問しているんですから、通告もして、その点はわかると思うんですけれども、そういうことであるならば、すべて一般質問なんかも報告してあるからそれを御覧になってくださいということ、もう必要ないと思うん

です。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）少なくとも市内の業者これは税金を納めているわけですから、ですから当然もう日野市内の業者を優先することはあたりまえだし、また総務部長もそのようにやっているとありますが、他の市役所の仕事を日野の業者がどれだけやってるか、ほとんど皆無に等しいと思うんです。車にたとえてみるならば車の整備、点検においても日野の業者が、じゃあたとえ八王子なら八王子の市役所の仕事をやっているか、ほとんどやってないと思うんです。購入においてもなかなか漠然とした基準的なもので逃れてると。私はたとえ

ば五十年なら五十年でもいいと思うんです。四十九年でもいいと思います。どのように買っているのか、その実態を聞いてるわけです。差し支えがあるならしょうがないけど、車を買ったぐらいは公表しても差しつかえないと思うんです。その点を聞いてるわけです。それから学校、新庁舎、新庁舎については依然としてはっきりとした答弁がないわけですが、これは日野の業者が参画してるのかどうか、下請として。また市の方としてそれだけの権限がないと。ゆえに下請業者として指名、要するに入る日野市としては権限がないということのようです。ある程度日野の仕事ですから、また大事な庁舎だし、大きな仕事だし、工事だし、当然そういった面で市としてはある程度の指導はできると思っています。こういう業者をどんどん市内の業者を使っている、というふうにして指導はできると思っています。そ

の点、日野の業者が入っているのか入っていないのか、もし入っていないとすればどうして入れてないのか、ふぐあいなのか、それだけの技術がないのかどうか、信頼おけない仕事をやるから入れないのかどうか、それとももうすでに本体でいうならば、鴻池が請け負っているわけですから鴻池がそのようにして、市内の業者を入れないで、関連の業者に全部下請させているのかどうか、その点の内容を具体的に教えてもらいた

いと思います。とりあえずじゃあそれだけ……。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

現在、今年度の予算に計

上されておりまして、今年度の予算に計上されております庁用車の購入につきましては、たしか五台か六台だと思いますが、まだ購入を、私どもの方に合議をいたしました。そして、持ってきたものは、私のいまの記憶では五台だったと思います。これらの点については、先ほど申し上げましたように、各課の要望もでございます。それから、予算の面もでございます。それらに合った業者を指名をいたしまして、そして見積もり合わせをするわけでございます。それから、見積もり合わせをいたしまして、各課の要望に合った金額並びに車種というものの、一番安い方から買っていくというのが現状の現行でございます。それから下請については建設部長……。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

元請と下請との関係で、

できるだけ下請を市内業者を利用するようにという御質問のようでございますので、その辺の傾向についてお答えをいたしたいと思えます。実は、この元請業者が下請を使用する場合に、たとえば国の補助事業等の場合には、資材の事前の検査等もございますし、なおこういったような銘柄で、しかもこういう業者を使いたいということが、あらかじめ市当局に提出をされます。したがって、そういう過程を経て下請業者を元請業者がもたらうということになっております。ただ、そこで問題になりますことは、御指摘のとおり必ずしも市内の業者をすべて使えばよろしい、ということにいかない。ということは、一般的に申し上げますと、経済的な問題、あるいは従来からの関連というようなことがございまして、業者が申し出たものを、即これでは変えてこいというようなことにはいたしますと、その辺で工事に支障を来したり、工程上支障を来すというよりなことがありますので、必ずしも、その意に沿わない向きもありますけれども、その辺を考慮しながら、市内業者をできるだけ使っていただくように指導をいたしておるわけでございます。したがって、ちなみに申し上げますと、第十八小学校におきましては市内の業者も入っておりますし、大久保の保育園におきましては給水工事、五中においても給水なり土木工事が、市内の業者が入っておるというようなことでございます。なお、庁舎について御指摘があったようですが、庁舎については、名

前は失礼いたしましたけど、市内の業者がくい打ちをしたというような経過もございます。したがって、あらかじめその規格に基づくものを使用するというようなことで、後々国の検査の関係もございしますので、指定をされた製品を使うというようにこの中で、事前に提出された、こういうことでございます。繰り返して申し上げますが、市の意にだけ沿わないということに申し上げましたが、従来の業界として申しますか、業者としての考え方もございしますので、それまで全部を指定をさせて、市内の業者に下請をさせるといふわけにはいかない多少の事情があると、そういうことを含みながら、できるだけ市内業者にやってもらおうということで指導いたしておる、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）

秦 正一君。

○十六番（秦 正一君）

庁用車の面については、五台ということと数字が出てきたわけですけど、新たに購入する場合の実績をいたしましては、ほとんどこれは八王子の業者が日野市との関係において扱っているというふうに聞いております。少なくとも、日野にも整備工場なり、また販売網なりかなりあるわけですから、そういった面で、大いに今後やはり日野の市内業者を利用していかなきやならんじやないかと、このように思います。点検、修理においても、五分の二においては八王子の業者をお願いしてやっているとというのが実情じやないかと思

ます。ですから点検したときに、ほとんど安いからそちらの方へ修理も何も全部お願いしていくんだ、というふうな入札の方法でやってみるんですけど、じゃあ点検がただとしても、修理の面でかなりその分をかけられて、それで支払もしているということ、結局、考えてみればそう得にはならない、ということになると思うんです。それから庁舎の建設においては、相当大きな工事ですから、当然くい打ちだけでなく、もっと気のきいた仕事を市内の業者にやらせるのが当然じやないかとこのように思うんですけど、市内業者の育成と言っているからには、やはりその現実な姿で示していかなければ、これは口だけのことであって、全然やってないというわけじやないですけど、その誠意がないんじゃないかと、このように思うわけですよ。そういう面で、最後に市長はこの点についてどのように考えてるか、また今後どのようにやっていくかとするか、その点をお聞きます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

工事の発注でありますとかあるいは物品の購入でありますとか、確かに役所は相当の予算金額をもって調達するのでありますから、その対象をなるべく市内に均てんするように、という基本的な考え方は、もうすでに御承知のとおりでございますが、一方に公共機関という立場から、自治法等で示しております仕様書を示し、あるいは

一定の発注条件を整えてこれを入札に付する、あるいは見積もりを出してもらって、そうして一番その仕事に対する低い価格のものがその仕事を落札をする、そういうことの仕組みがあるわけでありまして、それを市内にのみ限るといふことになりますと、また若干競争の原理にも欠けてくる面もありますし、そこで考え方をいたしましては、そういう購置あるいは発注業務は、総務部としては、全く比較的事務的に一つの原則に沿って、指名委員会ないしは物品を購入する、そういう庁内の合議のもとに進められております。一方には、必ずしも日野市では、まだ経済、産業育成という面では弱い面もありますので、むしろそういう考え方は、われわれ自身が持たなければならぬ一つの政策であろうというふうに考えます。そこで内部指導をしておりますことは、いま御指摘のありましたように、市内で間に合うものはなるべく競争が成り立ち、しかも市内で十分調達可能であるというものは市内に求めると、こういうことを内部指導をいたしております。それから大きな仕事を発注いたします場合に、果たしてそれがどの程度浸透し得るかどうかは余り干渉することはいたしません、市内で必要なものはなるべく買ってもらおうと、あるいは市内の業者を使ってもらえということはいつも言っておるわけでありまして、それから学校等あるいは保育園その他の工事発注におきましても、あるいはその他の土木事業の発注におきましても、市内で競争能力あるいは工事能

力、こういう範囲で間に合うものは、ほとんどそれに充ててお
りまして、たとえば学校の体育館でありますとか、あるいはプ
ールでありますとか、それらは特に出会い丁場でどうにもなら
ないというものを除きまして、みんな市内の業者にあってがっ
ております。その実績はすでに御承知のとおりだと思っております。
その御指摘の御趣旨はなるべくわれわれも同感であります
からして、推進をしていきたい。ただ、一つの公共自治体とし
ての原則を曲げて、またその他の面で指弾を受けるようなこと
があつては、もちろんならないわけでありまして、そのこと
につきましても、十分注意をいたすと、そういう配慮の中で、
なるべく市内の業者を育成するという考え方は保つてまいりた
い、そういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）

秦 正一君。

○十六番（秦 正一君）

市内中小零細業者についてい
うんですか、その育成ということで質問したわけですけど、いずれ
にしても、現在の不況下において、少なくともこのような状態
で苦しめる業者に対して、救いの手を差し伸べていくという
ことは必要なことだし、すでに市の方でもおやりになってい
るようですけど、さらに先ほど指摘した、車一台日野市内からは
買えないと、そういう大きな業者がいけないといえればそれまでか
もしれないですけど、日野の場合に、かなり業者もいるわけ
ですから、私はそうは思いません。ですから全部市外から買って

ないで、多少市内を利用したらどうかということを言つて
わけて、全部が全部、何から何まで市内の業者にやらせるという
ことを言つてゐるわけじゃなくて、極力そういった面で、中小零
細業者の育成ということを言つてゐるからには、それをあくまで
も貫いてもらいたい、このように思ふわけです。それから中
学校にしても、また体育館等にしても、かなり日野市の業者が
やつてゐるということは知つております。ただ、新庁舎の三十億
もするその工事を、全然日野の業者が、くい打ちぐらいでほか
の面には全然タッチできなかったというような状態では、余り
にも情けないんじゃないかと、このように思ふわけです。日野
の市内の業者は日野市に税金を納めてゐるんだし、八王子に納め
てゐるわけじゃないし、また他市のそういった庁舎の関係の仕事
を、日野の業者がどこまでやつてゐるのか私は知りませんが、
さほどその恩恵には浴してない、このように思います。し
たがいまして、いま指摘した点については、十分今後配慮して
市内業者の育成ということで大いに努力してもらいたい、この
ように意見を述べて終わります。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって一の一、市の地

元中小業者の育成に関する質問を終わります。

次に二の一、日野市政当面の課題についての通告質問者剣持

佐吉君の質問を許します。

（十一番議員登壇）

○十一番（剣持佐吉君）

私ごとで大変恐縮であります

が、実はおととい四十度の熱を出しまして、きのう一日休ませ
ていただきました。いま、ここへ参りますと、やっぱり年のせ
いかしりませんが耳が少し響きが悪いので、答弁のときには、
簡単明瞭なひとつお答えをいただきたいと思つております。そ
れからタイトルは、日野市政当面の課題についてでございます
けれども、余りに漠然とした問題で、大変恐縮にも存じており
ますが、実はその内容については、項目別に当局に通告してあ
りますので、戸惑いのあるようなことはないつもりでございます
す。

それでは最初に申し上げたいのは、十一月十五日付の広報ひ
の「町づくり機能を果たせない交通体系」こういう見出しで
行政調査会研究会の第一次報告というのが出ております。これ
によりまして、日野市はまだ道路が、日野市一地域としての道
路ができていない。東京都心を中心とした放射線のいわゆる鉄
道二線と甲州街道、あるいは川崎街道のごとき東京都心を中心
としたところの道路はできているが、市内を交流というんです
か、一つの行動圏としてのものができていない。したがって、
「望めない市内循環バス」ということが出ております。この問
題は、市長が率直に權威ある調査会の第一回報告をそのまま載
せたものだと思いますけれども、これを政治の面で解釈をしま
すと、この問題は四年前に森田市長が市長選挙の際に、非常に

たくさんのピラがまかれましたが、循環バスはやりませんとい
うことをはっきりうたつてあるわけです。そのピラに、日野市民
は大いに期待を持ったと思ひます。なるほど日野市という所は
いい所だ、来てみたら住みよい、住みよいがしかしどこへ行く
にも果てから果てへ行くには八王子、立川に行くよりはもっと
速い、それで循環バスはというところを何年も期待していたわ
けです。その中に、循環バスはやりませんと言つたから、これは
もうもろ手を挙げてこれに共鳴したわけです。それで森田市長
いわゆる革新市政が誕生したわけですが、当時こういう
状態においてまだ道路ができていない、循環バスどころじゃな
い、循環道路もできていないのにどうしてやるんだ、という質
問を私が市長当選の当時したことがあることは、どなたも御記
憶のとおりであります。その答えに市長は、あれは私には関係
がないんだと、私を支持する団体が政策として掲げたものであ
るから、これに向かつて私はやっぱりな構想であるから努力をし
ますと、こう言つてゐるわけです。努力をした結果、市政調査会
がそのまゝの姿を打ち出して、これではいけませんよと言つて
きたわけです。それをそっくり出したんですから、森田市長は
いままでも市民の皆さんはあのピラを信じてきた、それで私を当
選させた、ありがとうございました、四年間努力してまいりま
した、しかしそのピラはできないことを公にしたのであります
よ、ということをごまかしてはつきりうたつたわけです。そう理解

せざるを得ない。そのとおりでいいのかどうかということが一つ。その次は、具体的な問題に入ります。市道二・二・五の路線の新設、この問題は前からの懸案であり、特に日野市庁舎建設については東部の市民各位からも要望が強かったし、この議会においても、東部出身の議員から強い要望もありました。これはやると言って努力をしてきたはずであります。五十年に於ける努力の結果は、軌道には乗ったと言えませんが、建設の軌道に乗ったのではなくて、話を軌道に乗せたというだけでまだしかもそれは相手方が煮詰まった姿で市当局と交渉をした様子は、五十年の予算執行の段階ではまだ認めておりません。私たちはまだ理解していません。私が間違っていれば結構であります。しからば、五十一年度における交渉の経過はどうなっているか、あるいは市庁舎建設と交換ではないけれども、条件として取り組んだはずであります。市当局も取り組んだはずでありますし、そういう話であったはずです。またその努力もされたと思う。その経過はどうなっているか、市民に訴えるつもりでひとつここでお答えをいただきたい。それは今後の見通しについても同様であります。それから都道一・三・二でありませんが、これを延長して、あそこに陸橋をかけるという問題があります。これは、いわゆる台地全体の日野台、多摩平、旭が丘全体の市民の要望であります。あれがまだできるような状況まで私たちは伺っております。一つの例を申し上げますと、あ

の延長、架橋については、私たちも同友の議員と一緒に東京都に参りまして話をしたら、あれはやりますと言ってるわけです。ところが、その後地元が多摩平における一部の反対があったことは事実であります。ところが市長は、その前にどういふうになつてゐるかという話につきましては、その答弁としては、反対があるのと言っております。しからば一部の反対がどれほどの反対であつて、大衆の賛成、要望はどれほどであつたかというのを分析したかどうか。その結果、こうであるから東京都にどういふ交渉をしたかと。もし一部の反対のそれに隠れて、そして東京都はオイルショックによるところの財政不如意の状態を、今度はその一部の反対に便乗して、そしてこれに積極的になり出さないということになるならば、これは市民のための政治ではないと思われませんがこの一・三・二の路線延長の問題については、どう取り組んできたのか、あるいはこれからどう取り組もうとするのかということについても、お答えいただきたい。それに関連してまだありますが、谷戸坂の道路の拡幅の問題であります。これは二億円の予算が必要であるということも聞いておりますし、そしてそれは二億円という金を投じて、これは同じ必要なものでも政治にはやっぱり順位があると思います。二億円のものを投ずるよりは、この二億円を同質にしなければならぬから、これは谷戸坂というものは手がつけれないというなら話はわかります。ところが、これは二億円もか

かるから、頭からだめだということになると、これは全然自分の独裁主義ということになります。これで市民の政治ということが言えるかどうかということが問題になりますので、これについてもお答えをいただきたいと思ひます。それから高幡の京王線の踏切の立体化であります。この問題もこの地域の議員からしばしば要請もありましたし、私たち日政クラブとしても東京都に交渉に行きまして、あれはやらなければならぬんだということを言っております。しかし、市当局から何らの話がなければ手が出せない、予算化する用意もあるということまで聞いております。それがまだほよい話は聞いておりませんが、どうなつてゐるか。それから多摩平の六丁目の浸水対策であります。暫定措置としてこの間市長も大変心を痛めた問題でありまして、同情にたえません。しかし、あれは暫定措置であります。この根本対策はやるんだということを、この前にあの被害があつたときに市長の気持ちは聞きました。五十二年度に対しては、どういふ態度をもつて臨むのか。いまここで五十二年度という問題が起きたのでちょっと注釈を加えますが、私は森田市長が五十二年度市長の改選がございまして、そのときに立候補するかしないか、それからやるかやらないか、そういうことを私は意地悪く聞くつもりはありません。いろいろ支援団体の関係もありますから……。そうではなくて、現在市政を担当してゐる者として、次の市政を担当す

るしないは別として、これに対して構想を持たなければならぬと思ひますので、この対策について伺ひするわけであります。五十二年度はどうしようとするのか、こういうことについて。それに関連して石田、新井、万願寺、高幡方面の浸水対策も残っている問題であります。順位がありますので一通にやれと申しているんですが、これに對してどういふ態度をとつておられるのかお伺ひしたいと思ひます。環境整備についての七番目、台風十七号によるところの西日本の被害が、これはよそごとではありません。雨模様のある天気図を見ましても、ちょっと下がればこれは関東地方にも来るおそれがあるので、このことについて、あの被害直後に市長の市政報告の中で私が質問したのに対しては、この対策について再検討しなければならぬという意思表示をしております。その後、時間もたつているのでお伺ひするのでありますが、あるいは防災対策の問題が一つあると思ひます。それから、これが国あるいは都の事業である場合もあります。しかし国、都としても、悪い言葉で言えど、泣く子と何とかには勝てないと言いますが、その地元で要請がなければ、人間の弱点として、とかく疎んじられる傾向があるということとは否めない過去の歴史が物語っております。しからばこの台風十七号を参考にして、西日本の被害状況を参考にして、どういふふうな点検をして、どういふふうな当局に

働きかけたのか、働きかけようとするのか、これは大変な問題だと思いたすのでお伺いしたいと思いたす。それから八番目、近く当面するであろうところのごみの終末処理の問題であります、この問題は、組合組織によって一応、瑞穂、羽村の了解を得て、当面の暫定措置としての了解を得たことは、その努力のほどは認めるということはおかしいんで、労をねぎらうにやぶさかではございません。しかしながらその先の問題について、いま考えているだけでは、これは市民は期待をしてそれでいいとするかもしれないけれども、われわれのような市政に直接参画してる者としてはそれだけでは市民に答える言葉がございません。したがってどうしようというのかという具体性が、それは可能か不可能かは別として、その問題が検討されていかなければなりません。したがって、このごみの終末処理の、近い将来に起こるであろう対策についてお伺いしたいと思いたす。九番目、下水道事業の推進であります。下水道事業につきましては、昨年は調査すら執行をしなかった。ことは調査をしたようであります。下水道建設へ力をということです。市民に訴える、これが十月の十五日付の広報ひのに出ております。この問題につきましては、市長が強く取り組んだことはよくわかりますし、その労を多とするものでございますが、しかしこの下水道建設について、しからばどうしようというのかという具体性が出てきているのかいないのか、それでどうしようとするのか、このことについてお伺いしたいと思いたす。今度は大きく森田市長在職四年間の実績と反省と………。私の発言の中に間違いがあるそうですから訂正しておきます。一・三、二の問題は何か建設省だそうです。都ではそういう話でありましたが担当は建設省だそうであります。それから二・二・五の路線は、東部地区と言ったそうでありますが南部地区だそうです。私の言いたいのは、この二・二・五の路線は、平山、高幡、あの方面からの便利をよくするための問題だということでありますので、この発言の字句については間違っているそうでありますから、謹んで訂正をさせていただきます。それから森田市長在職四年間の実績と反省でありますが、つまり大きなことを言って大変申しわけございません。これも四年間市長は非常に努力をされたと思いたす。それから実績もないとは決して申しません。しかしながら、ここで問題になりますのは、幼稚園、保育園を新設しましたし、それから幼稚園、園数は別として今度も大久保団地にまた保育園をつくりますし、それも努力の跡は多とするものでありますが、ただ十年前には、日野市に幼稚園が足りなかった。そのときにつけて、そしてしかもその上につくる、つくるという準備をしておいて、その上につくったというだけで実績だということ、そう言えるかどうかという問題があります。それはいま幼稚園は私立の幼稚園が相当それからふえました。それで今日の段階において幼稚園、保育所の

の新設よりも、この父兄負担の格差を是正するかということが大きな課題になってきている現段階において、幼稚園をつくった保育所をつくったというだけで、実績といえるかどうかという問題が一つあるわけあります。これについてはどう対処しようとするのか、いまだにその格差は正が実行されておらない今日において、これに対処する姿勢をお伺いしたいと思いたす。あります。ちなみにきょうの新聞に「花も実もある保育園」という、これが日野市のあれであります、今度の予算に出てくるそうでありますけれども、これはなるほどこういう自然あるのは観察、そういうようなものをつくることはいいことではあります、これによってさらに格差、隔たりを大きくするきらいがあります、これに伴うところの私立保育園あるいは幼稚園に対しては、この思想をどう浸透しようとするのか、これについてもお伺いしたいと思いたす。それから湯沢会館の建設、これも森田市長の実績であります。これは古谷市長当時に、もうすでに準備ができていたのであります、その上にりっぱなものをつくった、これはつくったことは事実でありますので、森田市長の実績としてたえるという言葉はどうか知りませんが、けれども、実績として数えていいと思いたすが、これに対しては駐車場がないことが残念であります。その結果を見てもみまうとすると、これは駐車場がないことによって、一地域的な存在になりました。そうすると、あの地域にそれだけのものが必要だ

うとするのか、このことについてお伺いしたいと思いたす。今度は大きく森田市長在職四年間の実績と反省と………。私の発言の中に間違いがあるそうですから訂正しておきます。一・三、二の問題は何か建設省だそうです。都ではそういう話でありましたが担当は建設省だそうであります。それから二・二・五の路線は、東部地区と言ったそうでありますが南部地区だそうです。私の言いたいのは、この二・二・五の路線は、平山、高幡、あの方面からの便利をよくするための問題だということでありますので、この発言の字句については間違っているそうでありますから、謹んで訂正をさせていただきます。それから森田市長在職四年間の実績と反省でありますが、つまり大きなことを言って大変申しわけございません。これも四年間市長は非常に努力をされたと思いたす。それから実績もないとは決して申しません。しかしながら、ここで問題になりますのは、幼稚園、保育園を新設しましたし、それから幼稚園、園数は別として今度も大久保団地にまた保育園をつくりますし、それも努力の跡は多とするものでありますが、ただ十年前には、日野市に幼稚園が足りなかった。そのときにつけて、そしてしかもその上につくる、つくるという準備をしておいて、その上につくったというだけで実績だということ、そう言えるかどうかという問題があります。それはいま幼稚園は私立の幼稚園が相当それからふえました。それで今日の段階において幼稚園、保育所の

ということ、それは何かサービス過剰というほどのものではないと思いたす。しかしながら、あれだけのものが日野市にうたぐさんはない今日においては、全市的なものにしなくちゃならないという感じを、私たちはあれを利用する都度考えるのであります、一地域的なものになっているそれを、駐車場を広げることによって、あるいは新設することによって、全市的なものになります、せっかくの実績をより効果的にするには駐車場の問題があると思いたすがこれに対して考えはあるのかどうか。それから清流条例、この清流条例も悪いことでは決してございません。しかし、ただあの箱のようなものを、ただやるといことがいいか悪いか、まだ議論の余地があると思いたすけれども、それは別として、この清流条例の結果、数字的に一体どういう効果があつたのか。そういうことは、いやしくも市民の血税を市長の権限において使う以上は、それを発表するしないは別として、データとして取る必要があると思いたすが、清流条例に条例をつくった、そして市の予算を使つたその結果、どれだけの効果があつたかということについてお示しをいただきたい。同様のことは苗木の無料配布もそうでありますが、追跡調査はなされたのかどうか、その結果はどうなっているか。やらないよりはよかんべえでは、ちょっと公金利用については誠実だとは言われません。それから今度は大きく三番目、文化体育施設の整備拡充であります、既存の公共建物の

利用について、学校開放の問題であります。聞くところによると、何か学校開放については、PTA優先で不満の声もありますし、これに代えてどう処置されたのか。委員会においてそういうことは当局に言っておきましたが、その後どうされたのか。それから駒形公園のローラースケート場がせつかくのところ危なくて使えないそうですが、これはどうなっているのか、どうしようとするのか。それから社会教育センターの日曜開放は、聞くところによりますと市の予算があれば、そして職員を配置してくればできるということをお聞きしておりますが、それはどういふふうに調査をされ、そしてどういふふうな姿勢でこれに臨もうとしているのか。なかなかこれは十年懸案の問題であります。それをお願いしたいと思います。それから既存の公共建物を利用目的に沿うように改修する必要があると思えます。一つは、全部私、調査したわけではございませんの言えませんが、社会教育センターの場合を申し上げますと、あそこで社会教育センターを使っているのは、多くは体育館でありますから、体育館では、小さい問題でありますけれどもスピーカーがいらないわけです。スピーカーがなければほかのいろいろの会合に使えないこともあります。そういうことは、社会教育センターでは問題にしています。そうすると既存のものを利用することになるといふと、いつも利用する状態に置かなきゃなりません。そうすると、市民が使う場合に使えるよう

にしておかなければなりません。こういうことがほかにもあると思われまので、あるいは学校開放するについても、そういう設備を必要に応じてできるような状態にしておく必要があると思われまが、そういうことについては、どういふ計画があるのか、そういうことをお伺いしたい。それから文化体育施設の新規設計画であります。この問題については、いつもここで質問をしますというところ、桑園、淡水区、東光寺先の国有地を入手するというようなことで、悪い言葉で言っても大変恐縮であります。その場を通してという状態が今まで繰り返されたのであります。具体的に一体、桑園、淡水区、東光寺先の国有地は入手の見込みがあるのかどうか、あるとすればいつごろの見込みなのか、そういう交渉はしているのか、百年河清を待つとき空想なのか、これをひとつ現段階における実情をお聞かせいただきたいとにも、これはあるかどうか知りませんけれども、国、都、市が保有するところの未利用地はないのかどうか、そしてそれに利用されるようなものはあるのかどうか、こういう調査をしたのかどうか、積極的に取り組む必要があると思われまがどうでしょうかという事です。それから以上のことを総合しまして、革新市政は流れを変えと言っています。以上が、まだほかに全般としてはたくさんあると思えますけれども、これからながめて、いわゆる革新市政の特質

はどこにあったか、あるのか。いままでは保守政治の上に乗ってきたけれども、ここまで来たらどういふふうに、いよいよあしたからは革新市政の特徴がこういふふうにあられるという実例を示すことができるのか、もしあったならば示していただきたい。それから最後に、これは通告しておかないので大変恐縮であります。自治労の宣伝ビラがおととい来たときには、ずらっと廊下から外から張ってありましたが、これを見て私は自分で感じたのは、市民に対する挑戦と受け取りました。私は自治労、労働組合運動をむしろ尊重しなれないと思えますし、そしてそれが自分のことを言って大変恐縮であります。昭和七年ごろの労働運動と、現段階における労働運動とはきわめて紳士的なものになったし、軌道に乗ったし、メーデー一つとらえてみても、りっぱないわゆる労働祭という状況が出てまいりましたが、市民にサービスをするということを誓って市職員になって、そして市民に挑戦するという態度に受け取れるそのビラ張り行動は、思想表現の自由とは言え切れません。税金を出せ、ストでもってふんだくるといふ書き方です。そういうふうな書き方をしているわけです。そうすると、いま市税の大半は職員に払っているわけです。これを貫徹しなければ、おまえたちのごみは片づけないぞという言い方です。これは一つのおどかしですね、恐喝です。それを管理している市長が許したのかどうか。もし許さないとするならば、器物毀棄罪とい

う罪名があるはずであります。これに対して必ずしも警察を導入するということは、これは器物毀棄罪というものは、これはやっぱり親告罪ですから、市長が出さなければそれで警察は手が入らないと思えます。しかし私はそれをやれというんではなくて、いろいろの方法があったのに、市民に挑戦するときしかも恐喝的表現をびらっと張って、このぶざまな状態で、いまの新しいいわゆる労働運動という姿では私はないと思えます。これを市長は一体どう取り扱おうとしているのか。聞くところによると、それををはがしたそうでありまが、場合によっては強制的な方法もあるはずでありますけれども、これがきょう来てみましたら、きれいになっておりましたから、また気分が違いますけれども、これをそのままですれば、市長ともども市民に挑戦するということになります。したがって、この問題は簡単な問題ではないと思えますので、以上のことをお伺いいたします。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ剣持佐吉君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 大変広範な質問をいただきましたわけですから、まずそれぞれの主管におきまして、現状の状況を御説明をいたしまして、その総括を私が行うという方法でお願いをしたいと思えますがよろしゅうございますか。

「はい結構です。どうも」と呼ぶ者あり）じゃあそのようにさせていただきます。

○議長（名古屋史郎君）

都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）

それでは、都市整備部の関係の事項につきましてお答えいたします。まず第一点の市道二・二・五路線についてでございますが、これにつきましては、建設の前段階としての現況測量につきまして地元の権利者と交渉を続けておるわけでございますが、まだ全体の了解を得るに至っていないと、こういうことで今後折衝を続けまして何とか今年度にも一部でも実施をしたいと、こういうことでやっておりますでございます。それから第二項でございますが、都道一・三・二路線の延長の件でございますが、この路線の建設につきましては、地元の多摩平団地住民の方の反対がございしますが、何とか話し合いにより了解をするように努力を続けていきたいと、こういうふうに思います。そのために資料といたしまして、環境の予測調査、こういうふうなことが要求されてございますので、その実施を検討いたしまして五十二年度にはそれをやりたい、こういうことでございます。またこの一・三・二の路線につきましては事業主体が建設省にございますので、市長に同行いたしました建設省の相武国道事務所の方にまいりましてこの路線の早期建設というものにつきまして要望したわけでございます。なおさらにこの早急な建設につきまして、具

というところでやっていきたい、こういうふうに思っておりますわけでございます。それから下水道事業の推進でございますが、第九項でございますが、これにつきましては御承知のとおり下水道調査会の答申を九月にいただきましたので、その後これにつきましての検討、これを庁内プロジェクトチーム、作業グループ、こういうふうな二段構えの態勢をとりまして、目下下水道担当主幹を中心にして、検討を進めておるわけでございます。そういう中で、五十一年度中には下水道の市の基本計画方針案と、こういうようなものをつくりまして、処理場の予定地の関係者の方々に説明会をもちまして説明を申し上げたい、こういうふうに考えておるわけでございます。なお、引き続き五十二年度には、先ほど申しました日野市の下水道基本計画を作成していきたい、こういうふうなことで進めていきたい、こういうふうに思っております。以上、担当のところににつきましてお答えいたしました。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

それでは五点ほどお答えをいたします。最初に谷戸坂道路の件でございますが……「悪いけど耳が聞こえないんですよ、申しわけありません。私ごとで」と呼ぶ者あり）はい。谷戸坂につきましては、昨年の八月でしたか、あの付近の関係者ないしは地主の方々に、意向を打診をいたしました経過がございます。で、そのときの内容といたし

体的にどうするか、こういうことで事務レベルによる検討、協議、こういうようなことの中で資料を早急に作成しまして本省の方に押し上げていきますと、こういうことで話し合いを進めておるわけでございます。それからその次の第四項でございますが、高幡京王線の踏切の立体化でございますが、これにつきましては九月の定例会におきましても御指摘を受けておるわけでございますので、私もその時点では十分把握をしておりますのでその後南多摩建設事務所の方に参りまして、工事第一課と、こういうようなものが担当でございますので、そちらの方でいろいろ課長と話し合いをしたわけでございますが、向こうの事務所の方におきましても四十八年度以降担当者がかわってあって十分に把握していないと、こういうようなことの中で、今後は立体化につきまして、これを進めていくということで協議を重ね、都の本局にもこれを押し上げていくと、こういうことでやっていくつもりでおるわけでございます。それから第五の多摩平六丁目の浸水対策でございますが、これにつきましては、抜本策につきまして何とかやはりこれは考えていかなければいけない、こういうようなことの中で、下水道の全般的な基本計画、こういうようなものの検討が進んでおるわけでございますが、この中で多摩平の排水区域を含めまして何とか下方の浅川におきまして処理できる排水区を考える、こういう排水区の検討でございますが、こういうものを五十年に調査をする

ましては、すでにかなり開発をされて、拡張することに困難であるというような意向を示された、ということにつきまして、その報告を申し上げた経過がございます。したがって、そういう経過をたどって、この谷戸坂の問題については取り組んでおるわけでございますが、何といたしまして、あそこの地域の大きな問題としては、都市整備部長が申し上げました一・三・二の開発が、高幡に通じますこの都道に接するまでの開発によって解決する、ということが大きな解決の方法であろうかと思っておりますが、そういうことをあわせて検討していくということ、それからなお、一面では応急的な措置として、暫定措置を考えなければなりませんので、そのことにつきましては、坂の途中の側溝にふたをする、というふうなことでしていききたい、こういうことで後刻御審議をいただきます補正予算の中に計上いたしてありますので、その際、御審議をいただきたいと思います。それから石田、新井、万願寺、高幡方面の浸水対策でございますが、道路が市内三百十八キロほどあるのに比較いたしまして水路で申し上げますとその約半分ぐらい、公団で調べますと水路延長がございします。したがって、この水路の整備というものは、今後に与えられた非常に大きな問題だろうと思っております。こういうことを踏まえながら、遂次全面的にその水路対策を考えていかなければならないのではないか、ということがまず考えられます。で、御指摘の関係する地域の対策でございますけれ

ども、すでに御承知のように、一部根川については準用河川に指定をいたしまして改修を進めていくということでございます。で、その根川の計画につきましても、大方建設省の了解も得られましたし、近々関係地域の説明会等も行いまして、それに着手をしていきたい、こういうことでございます。なお、高幡方面につきましても、程久保川の改修が進んでおりますし、その結果によって相当浸水が防げるんじゃないか、そういうふうに考えておるわけでございます。この程久保川の改修とあわせながら、関連する地域の問題を考えていくのがこれからの問題であらう、こういうふうに考えております。それから、なお台風十七号に関連しての問題でございますが、これは全体的には、防災対策ということで御指摘のようでございますが、とりわけ私どもにかかわる部門では、浅川ないしは多摩川の河川の改修を早急にしてもらいように国に運動をかける、ないしは都に運動をするということが目的でございますので、そういうようなことは進めておるわけでございます。したがって浅川につきましては、高幡橋の付近は本年度も引き続き改修をされるというようなことで、私ども、特に大きな河川についての危険箇所は十分連絡を取りながらできるだけ早い時期に改修してもらいように連絡をいたしておるところでございます。なお清流条例で市の財政負担を投じてどんなような効果があったかということの御質問でございますけれども、この清流フィルターにつきま

しては、当初四千ほど準備し、なお補正予算で御配慮いただきまして、すでに配布しあるいは今年度じゅうに実施しようという計画をあわせまして、七千二百ほどになるわけでございます。地域で申し上げますと、お手元に資料として御配付申し上げましたとおり、第一次には多摩川にかかわるこの地域の日野用水の上流の地域、あるいは平山、南平の用水の上流地域ということで第一次計画をいたしまして、第二次の地域では、日野用水等の下流というように、全体的に申し上げますと、いわゆる用水路の上流から手をつけていくというように、本年度ここにお示しをいたしましたような地域が配布が済んだところと、それから近々配布をしようというように、大方対象として考えられます世帯の半数ほどに事業が進む、というふうに至っております。そこでなおその結果の数字でございますけれども、当初この清流フィルターを配布いたします過程におきましてBODだとかいろいろむずかしい言い方がございますけれども、そういうことよりも、見た目がきれいであればよろしいという感じの方の中で、この事業を進めてまいったわけでございます。したがって、それによって家庭の厨雑芥がかなり除去されておるといふように感じておりますし、なおここに数字で示しておりますように、各用水の中に七カ所ほど定点的な観測といいますが、水質の調査を進めておるわけでございます。その各地域とも透視度といいますが、水の澄んだぐあい

申し上げますと、たとえば、この日野用水の一の地域につきましては、一月の七日が二四であったものが五月には二九というふうになっておりますし、二の地域では二〇が三〇とかそれぞれぐらいたただければおわかりのとおり、透視度といえますか澄んだぐあいがよくなっている、こういうふうに感じております。そういうような結果であらうかと、こういうふうに思っております。成果が上がっておるといふふうに判断をいたしております。それから次に駒形公園の関係でございますが、この危険という判断がどういふ御判断かわかりませんが、あのローラースケートの場所の継ぎ目が七カ所ほどそのすき間が多少あいております。そういう意味で危険というふうに御指摘をされたのかもしれない。これは工法上の問題でありまして、確かに多少でもあいておりますと、そこにつまづくということがあらうかと思っております。そのことについては修理をいたしたいということで、手配を進めておる段階でございます。以上でございます。〔議長「と呼ぶ者あり」〕

○議長（名古屋史郎君） 生活環境部長。（笑声）

（「休憩だ」と呼ぶ者あり）

○生活環境部長（加藤一郎君） それでは一の八のこみ終末処理対策、これについてお答え申し上げます。管理組合につきましては、昨日市長の方で市政経過報告の中で、その性質それから動き等につきまして、御報告申し上げたわけでござ

いますけれども、御承知のとおりこの管理組合の目的は、新しい処分地を確保するということが目的でございます。そういう中におきまして、昨日市長の方からも御報告ありましたけれども、五カ所の候補地につきまして、現在その場所等調査中でございます。具体的にその場所等は御報告申し上げますけれども、そういうような状況で、管理組合といたしましては、来年の五月いっぱいという限度でございますので、それまでには新しい処分地を確保したいということで進んでおります。また市といたしまして、これからの問題といたしまして分別処理、こういったものにつきましても考えていかなければいけない。それについての再生利用、あるいはごみの減量運動の啓蒙、こういったものにつきましても考えていかなければならないというふうに考えております。それから二の四の苗木の無料配布による効果その他でございますけれども、この効果でございますけれども市で配布するのは、いわゆる苗木でございます。成木ではございません。そういう中におきまして、この育ちの効果といえますと、これは相当なやはり期間というものが必要でございます。そういう中で今後見守っていかねばならないわけでございますけれども、市としていままで配布した中で議会の方から要請もございましたので、私どもといたしましては、配布の際におきまして氏名、住所それから年齢、こういったカードをつくりまして、それによりまして、一応私どもといたしまし

て調査したわけでございますけれど、その状況を見ますと九九％は一応活着といえますか育てられているということがわかっております。なお具体的に申し上げますと、これは五十一年の三月にカイドウあるいはヒメリンゴ等六千本、それから五月におきましてはマサキ、これは生けがき用として配布したわけでございますけれど、そういう状況を調べてございますけれど、そういう中におきましても九九％という数字が一応出ております。そういう状況でございますので申し上げます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

それでは三番の文化体育施設の整備、拡充と既存の公共建物の利用、その中の学校開放のことについてお答えしたいと思います。PTA優先の不満の声があるということは前にお聞きしておりますが、これは恐らく特に小学校の体育館がその批判の対象になっているんじゃないかと思いますが、これは従来、小学校は学校開放してないものですから、学校の管理上はきりした団体でないというし、でも貸し渡すというところがあったと思います。それに關しまして、やはりそういうことがあってはならないというふうに私たち考えまして、来年度においては、小学校の体育館をひとつ開放するという方向をいま検討中でございます。そういうことによって、そういうPTA優先というふうなことの不満の声を何とか解消していきたい、こう思っております。なお学校開放に

しては日曜開放をいたし、翌日の月曜を休館とするというような措置をとった経緯がございますけれども、その後運営委員会にお諮りをいたしまして、現在の開館の方法をとらせていただいたわけでございます。運営委員会の席上でも、もちろん社会教育センター側、それから市側の運営委員さんがいらっしまして、この問題についてはいろいろ御検討いただいておりますけれども、やはり日曜開放をいたしますと、あそこに勤務いたします職員が、全く休養の日がないとか予算の関係もあるとかいろいろ問題がございます。そこで運営委員会といたしましては、とりあえず一部日曜開放いたしましうということ、階下部分は現時点でも日曜開放いたしておるわけでございます。そういうことで、御指摘の点はよくわかりますけれども、そういうこともひとつお含みをいただきたいと思うわけでございます。実は、私どもの方といたしましては、社会教育センターの担当は企画で担当させていただいておりますが、なお社会教育センターの方と御指摘の点は折衝してみたいと思います。それで事務レベルで運営委員会にかけられるかどうか判断をしてまいりたいと思います。このことはしばしば申し出があることでございますが、なかなかいま申し上げましたような事情で開放に至っておりません。ただ一部開放はいたしておりますことはひとつ御了解を賜りたいと思います。したがしまして、関連の施設関係につきましても、いま教育長の方からその他の施設に

つきましては、前々から御指摘がありますように、青少年の健全育成とか市民の健康な生活というふうなものにとつて、公共施設が非常に不足していることは事実です。そういう場合に、学校が積極的に開放していかなければならないというところの御指摘も前々からありますが、これについても私どもは十分に取り組んでいきたい。昭和四十六年から、事実学校開放というのはやってきております。そしてそれなりの効果を上げてきていると思っております。しかしもう七、八年たっておりますので、これの内容をもう少し充実していくのはどうするか、ということではいま検討して、来年度からはそれについての場所を拡大するとか、日数をもっと多くするとか、それからそれに必要なさきの施設設備も整備があるんじゃないかというふうなことにについても市長部局にお願いして、そういうことを来年度の予算などをお願いしていこうと、こう思っております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

それでは大きな三番の一番に關連いたしましたの御質問に對しましてお答えをいたしたいと思っておりますが、社会教育センターの日曜開放、この問題についての御質問でございます。このことにつきましては、前々から日曜開放はできないかという問題が私どもにまいっております。実は社会教育センターにつきましては、過去におきま

つきましての御説明がありました。社会教育センターにつきましても、そういう面で、社会教育センターの事務部門と折衝してまいりたいと思っております。それが社会教育センターの關係でお答えをさせていただきます。それからその次の桑園、淡水区東光寺の關係の御質問でございます。このこともたびたび御質問をちょうだいいたし、どうもはかばかしくないというふうな御質問でございます。確かにそのとおりなんですけれども、決して私どもの方もこの問題の三地点につきまして、決して怠けておるわけではございませんが、なかなか進みません。まず桑園の方から申し上げますと、あそこは大体九万四千六百平米でございます。このいま申し上げた面積は第一の方でございますけれども、九万四千六百平米ございまして、この場所は筑波移転は確定いたしております。ところがいつの時点に、じゃあそれから筑波移転をするか、という明確なところがまだ決まっておりません。そういうことで大変恐縮なわけでございますけれども、はっきりいたしております。移転後はしからばどういうふうに考へてるかということでございますが、まず市といたしましては、学校をひとつ考えようと、それから一般公園、野球場とか陸上競技場、テニスコートあるいはプール等が入ればそういうようなことで一般公園、こういうふうな計画も立てております。このことにつきましては、すでに絵をかきまして、一つの姿図でございますけれども絵をかきまして、いろいろ折

衛いたしております。折衝の先は、東京都は財務局でございます。私も財務局の担当と話し合ひまして、いま申し上げた計画を申し上げてあります。文書で申し入れをいたしてございます。東京都の財務局がこれを受けまして国の方に市の要望を伝えております。日野市としてはこういうふうに考えておるといふことを都がかわりに市の要望を国に現時点で伝えておるといふ段階でございます。しかしながら、いつの時点にその筑波移転が確定するかは明確ではございません。しかし、そういう方向で仕事を進めておることを御説明させていただきます。それからいま一つは、淡水研の問題でございますけれども、これは筑波移転ではございませんで、約あそこに一万坪がございますけれども、これはすでに移転計画は完了いたしておるようでございます。聞くところによりますと移転先は三重県と書いてありますけれども、この移転完了が早ければ二、三年のうちに完了するのではないかと、という予測を私どもでは立てております。その移転完了後をどうするかという問題がまず一つございますが、御承知のように、あそこ淡水研は緑地がかぶっております。それから御承知のとおり、万願寺区画整理地域でもございます。ですから市といたしましてはあの淡水研の一万坪は万願寺区画整理の全体をながめた中で効率的な利用を考えていく必要があるだろう、こういうふうに考えておるわけでございます。それからいま一つは、東光寺の問題の御指摘でございますけれども、

これも非常に長い年月をかけております。これが施工は東京都が実施いたします。どうしても谷地川改修があの地点は完了いたしませんと、この河川敷の利用ができません。どうしても一日も早く谷地川の河川改修を完了させなければなりません。そこで東京都といたしましては、五十二年度で一部施工をする予定のようでございます。しかしながら五十二年で施工いたしましても当日野市域の全域が完了するわけではございません。したがって、次年度以降にその改修がわたるだろうと思っております。どうしてもこの完了ができませんと、どうしてもあそこ河川敷利用はできないわけでございます。当初はこの所管の建設省、その出先の京浜工務事務所、川崎でございますが、こことの折衝の中では、あの跡地は学校用地にしたいという申し入れを当初いたしました。ところがいろいろの関係で、時期的な問題がございまして、その後市民運動施設及び公園にしたいという申し入れをいたしてございます。このことも正式に文書で申し入れをいたしてございます。この申し入れ年月日は、五十年の三月にいたしております。面積はおよそ利用できるであろうという面積二万八千平方メートルでございますけれども、そういう意味で、市民運動施設を谷地川改修完了後に考えておるわけでございます。そういうことで、大変、三地点ともはつきりした見通しが申し上げられませんことが、まことに申しわけないわけでございますけれども、改めてその御相談の場もあるう

かと思ひますが、せいぜいこの三地点につきましては、いま申し上げたような方法で努力をしてまいりたい、こういうふうに思っております。終わります。

○議長（名古屋史郎君） 答弁漏れはありませんか。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） 大きな二の一でございます。

幼稚園につきましては、総務部長の方から御答弁があらうかと思ひます。保育園と湯沢会館についてお答え申し上げます。保育園でございますけれども、保育園につきましては、私たちの考え方としては、公立、私立の父兄負担の格差はない、というふうに考えております。大体、民間保育園に通っております措置児は七百三十名程度でございます。それから公立の保育園に通っておりますのは千五百五十名程度でございます。これらの措置児につきましては、三歳以上児が月額どちら最高二千八百円の保育料でございます。それから三歳以下の子供でございますけれども、これについては月額六千円という同一した保育料でございますので、公、私立の父兄負担の格差はないのではなからうか、というふうに考えておるわけでございます。それから湯沢会館の駐車場がないということについては、御指摘のとおりでございます。それで交通の上で、高幡の駅前からバスが通っておりますので、全く一地域的な利用とはなっておりません。一応利用状況も把握しております。

すので、地域の利用は多いでございますけれども、ほかの地域からも利用者が来ております。それから老人の利用が多いわけでございますので、六十五歳以上七十歳ということになりますと御自分で自動車を運転するといふふうなことが少ないようでございますので、バス利用とかあるいは行き帰りに自宅へ電話をかけて自動車を送ってもらふという状況にありますので、おっしゃるほど一方的な利用状況ではないと考えておりますけれども、この駐車場がないということは、非常に不便でございます。努力していかなければならないと思ひます。それであの館ができる際に、日本住宅公団にも交渉を重ねたわけでございますけれども、団地全体の問題を踏まえて、ちょっと日本住宅公団も苦慮するようでございます。あれから二年ほどたっておりますので、おっしゃるとおり再度交渉してみたいと思ひます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 私からは、幼稚園の父母負担正はどれだけでしたか、どういふふうな役割りを果たしたか、という件についての御答弁をさせていただきたいと思ひます。

確かに私立あるいは公立幼稚園の父母負担の格差というのはございます。そこで市といたしましては、これらの格差を幾らかでも少なくしていきたいというところから、五歳児に對しましては四十七年度は月八百円を負担いたしました、四十九年

度におきましては千五百円、それから五十年度においては二千円にこの額を引き上げてございます。この額は年二万四千円という額になるわけでございますが、各二十六市においても最高の額でございます。それから四歳児におきましては、四十七年度まで補助の制度がございませんでした。これらの格差もございまして、四十八年度に月額五百円、それから五十一年度に三百円をつけまして、現在は月八百円の補助を行っております。年間にいたしますと、九千六百円の補助金を交付いたしております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

最後に御質問いただきました、職員組合の張りましたビラの件につきまして、私からお答え申し上げます。この件につきましては、ビラが張ってありますときに剣持議員からおしかりといいますが、あるいは御忠告といいますが、私直接いただきました、ただいまの御質問と同じようなおしかりでございましたが、私もあの時点におきましてすぐ組合に取れということをすでに申し入れてありまして、ところが組合は取らないということで、総務部長に命じまして取らせました。しかしまたすぐ追っかけてビラを張るというような状況でございまして、ビラをはがしました課長と多少トラブルめいたことがございまして、一種のイタチごっこみたいな形になったわけでございますが、これにつきましては私どもの考え

につきましては、昨日報告の中、あるいはその報告に対する御質問の回答の中で私が申し上げましたが、私どもとしましては庁舎管理規定がございまして、庁舎管理規定によりますと許可なく勝手に庁舎にそういう掲示物などを張ってはいけないという事になっております。当然これは規定に違反しますので、これは組合活動がどうであれ、たとえ市民の方であれ、だれであれ許可なくそういうことをしてはならん、という立場で貫いております。これは組合幹部にも再三私の方から厳重に申ししております。昨日の時点におきまして、このことについては市民の皆さん方に非常に大きな迷惑をかける、または庁舎を汚すといいますが、そういうことであるから絶対にやめるようにということをたびたび申し上げているわけでございます。現在はすべて取り払っておりますが、このような状態を今後も続けていきたいと思っております。ただ、われわれの市側と組合側との交渉の過程におきまして、時としてエキサイトした形であいうことになってまいります。この点につきましては、私どもの十分な監督のできない場合がございまして、重々おわびしなければならぬと思っておりますが、方針としては、こういうことは認めないということで貫いているわけでございまして。（「言うことをきかないやつは首だ」と呼ぶ者あり）（笑）

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田美喜男君）

いま御質問に對しまして、

それぞれ事務的な立場から状況のお答えをいたしたわけであります。御質問は、この日野市の当面しております市民生活ないし町づくりの課題の中で、もちろん一生懸命やっておりますわけでありまして、またそれを督励、鞭撻をさせていただく意味で、発言があったものというふうに解しまして、一層努力を広めなければならぬということを感じております。そこで私もから言いますと、もっとつまり決して停とんしておることではなくて、もっともっと前進をしておるし、それから取り組みをいたしましても、抱負といたしましても、もっと強固なものであるというふうに考えておるわけですが、そのことが十分浸透しておりませんことを、一面には残念に思う面もございまして。そこで、ごく私はその取り組み姿勢ないしは政策として、あるいは抱負として、そういう立場から御指摘の課題につきまして、お答えをしたいと思っております。循環バスの運行と、この間広報で市内の道路交通事情を行政調査会の報告の中から指摘をして掲載した部分との関係ですが、行政調査会では、つまりそのような道路が、市民生活のために機能しない状況であると、現状機能しない状況である、そういう指摘であります。われわれはそれを機能するように橋を直しますとか、あるいは道路を拡幅いたしますとか、あるいは都市計画道路の建設をいたしますとか、そういうことによって、より市民生活に機能する道路をつくらうと、

こういうふうに取り組んでおります。あれは、要するに現状がそのようであるということ、市民にお示したわけであります。いま取り組みの内容におきましては、たとえば二・二・五におきまして、これもぜひ促進をいたさねばなりません。それらはもう一つには、新庁舎を建てますこととの市民生活、市民サービスとの関連におきまして、二・二・五つまり一番橋から中央線につなぐ道路、それから一・三・二というのが多摩平から中央線に橋をかけましてそして消防署のあるあの道までをつなぐ、こういう段階をいま取り組みを進めております。二・二・五につきましてもようやくことしのうちに、つまりいま予算計上しておりますが測量が可能であろうと、こういうふうなところで進んでおりまして、それから中央線の橋かけのことで、相武国道事務所にも私も参りまして、所長とよくこの間お話をし、お願いをしてまいりました。かなりその必要性を受け取っていただきました、何とかしようと、こういうふうな取り組みであります。それから別段、多摩平側の反対ということもこれはもちろん処理をいたさなきゃなりませんし、いま求められておるのがどういふ変化が生ずるか、つまり環境予測調査、それを来年度の予算には計上いたしまして、そして的確にそういう調査もしようと、こういうことも行いつつ理解を進めて、ぜひ、あれは少なくとも西の方面一帯との重要な道でありますそれから消防車等が通行するためにもぜひ必要な道であります

から、そういうことで十分お話をし、つまり橋をかけるということ、われわれはそれを促進するように取り組んでおるわけでありまして。それから谷仲山の道路の拡幅のことにつきまして、先ほど建設部長がお答えをいたしましたとおり、いま拡幅をしようという考えはありません。側溝にふたかけ等をいたしまして、そして地域の利便に供したい、こう思っております。むしろ将来は、あの道は乳母車でありまして、自転車でありまして、歩行者でありまして、そういう方に使っていただく静かな道にしたいというふうに思っております。（「だめだよ、市長そんなこと言っちゃ。だめだよ急がなきゃ」と呼ぶ声あり）（笑声）今後十分その必要性を検討いたしまして、取り組む課題であろうと思っております。それから京王線の立体化は、まさに焦眉の急だというふうに考えております。ぜひ私も都に近いうちに参りまして、そのことの促進を図ってまいります。それから多摩平六丁目の浸水の対策は、一応ああいう形で進めておりますが、今後二・二・五、つまり一番橋につなぎます、先ほど言いました神明上に上がる道との築造の関係におきまして、あの部分に雨水の放流地点をつくることが可能であり適当ではなからうかと、こういうふうに考えておりますので、ひとつこれは専門的調査を、あの地域一帯を含めまして雨水対策の調査をいたし、その上で抜本的な方策を立てたい、こういうふうな状況であります。それから石田、新井、万願寺方面に

つきましては、根川を改修しようとしております。そういうこととによって、日野市の当面の大きい課題は雨水排水、それから雑排水の下流に対する水を汚なくすることなくすること、これが非常に大きな分野でありまして、御承知のとおり雨水排水につきましては、新町の方面でありますとか、あるいは東町の方向でありますとか、あるいは日野用水の下流の根川の改修でありますとか、それから高幡地域上流に向島方面の雨水排水をいたしますとか、いろいろ大きく取り組んでおる重要部分の大きな柱の一つでありまして、そのことはすでに御承知のとおりだというふうに思っております。今後それを促進し、早く実現することが市政の大きな事業でございます。（「ずいぶん丁寧だなあ」と呼ぶ者あり）（笑声）ごみの終末につきましては、来年五月末日までに現在の場所が満杯になるということですから、必ずそれまでに次の処分地を求めることは、これはもうやらなきゃならんことでもありますし、必ずできると思っております。それから下水道事業の推進は、これは御承知のとおり、来年度予算には事業化への大きい第一歩を踏み出すと、こういうふうに考えております。それから幼稚園のこと、保育園のこと、いろいろ御質問がございましたが、お答えのとおりなのであります。清流条例につきましては、何か剣持さんは効果なしというふうに思っておられるようですが、水は確かにこれはどなたが見られてもきれいになりつつあります。これは清流条例をつく

ったからということじゃ、無論ないかもしれませんが、われわれの取り組みがようやく功を奏した、というふうに御理解をいただきたいと思っております。雨水の排水ということが、日野市政の大きな課題であるということとあわせて、水をきれいにするということを、大きなまた努力目標にいたしてまいります。特に私はお答えをしなきゃならないと考えておりますのは、いわゆる御指摘のとおり革新市政としての成果ということでございますが、私はこれまで御承知のとおり、憲法を市政に生かすということを中心理念にいたしまして、福祉の分野、教育の分野、それから市民生活の分野に、そのことを基本にして取り組んでまいりまして、ようやくそれらの成果が認められつつある、というふうに解釈しております。具体的に細かいことを言えば、たくさん私はそのことを申し上げられるように思っておりますけれど、これは議会のお力、市民の御理解によって進みつつあることでありますし、今後また多くの市民参加をお願いをいたしまして、りっぱな日野市をつくると、これは私の政治使命であり、また市民の方の御理解は必ずしていただけると、こういうふうに考えておりますので、大きく決意を持ちまして、今後邁進させていただきたいと思っております。以上であります。（「がんばれ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

いろいろ四年間の実績と、そ

れから当面の問題について承りましたが、二、三不満のものもありますし、そしてそれはやむを得ないものもあるかと思えますので、私はあえてそれを追及しようとか何とかという問題ではございませんが、いままでの答弁について不満の部分指摘をして、お答えがあればいただきたいと思えます。台風十七号によるところのこれを参考とした河川対策でありますけれども、これは単なる防災計画というものではないと私は思います。堤防がもうすでに粕江で崩れておりますから、いままでも四百ミリ、五百ミリというものは何とか対応してきたかもしれませんが、二千ミリというものは、私はそういう統計は知りませんけれども、私の聞いたことでは、うそではないかと思うほど驚異的な数字であります。これに対応するためにはどうしたらいいか建設省だか私は担当はわかりませんが、日野市が直接担当する堤防でないことはわかりますが、日野市の市民を守る立場にある市長が、これに防災対策だと単に片づける問題では私はないと思いますが、それは手つかずだと、この答弁の中には手を出していないと受け取らざるを得ません。それならばそのように市民にアピールせざるを得ない。きわめて危険であるということを市民に言わざるを得ない。御了承をいただきたいと思えます。（「自衛隊がついている」と呼ぶ者あり）（笑声）それから二の一の問題であります。幼稚園の公、私立の格差是正のために努力したことはわかっているんです。だけれども、

これをさらにその差を縮めていかなければならないわけです。そういう課題があるわけです。その中に「花も実もある保育園」という見出しできょう出ていのように、理想的な環境を公立の保育園あるいは幼稚園にもそういうことをやるんだらうと思えますけれども、そうするならば、私立幼稚園の園児は置き去りになりはしないか、ということ懸念されないのであるか。市の担当するところの公立幼稚園、保育園だけをよくすれば、それが幼児教育に熱意があるということが一口に言い切れないんじゃないか。しかも私立幼稚園、保育園の方が日野市の市民の子供を扱っている数は多いわけですから問題がありはしないか。そういうことを私は言っているわけですが、これよりほかにないとするならばやむを得ません。あえて追及しようとは思っておりません。それから私の言い方が悪かったのかもしれませんが、清流条例に私は効果がないと言っているのではないんです。あるでしょう。清流条例に効果があるでしょう。ないよりはましだと言ったところで、金のかかることなから、だが、それにはこれだけの効果があるから皆さんこれに直接恩典のない方がまんしてくださいよ、と言うんなら話はわかる。それで何らの数字も出さないで、目で見たところによると、ごみが流れてこなかったと、そんなあそこのかごをおさめたからといって、そんなごみが流れる流れないという問題ではなくて、ごみを投げちゃいけませんよという、掃除したってできることです、

来年の市政は任されないというより仕方がない。それから日曜開放の問題について、いままでの経過はわかってるんです。そうではなくて、聞くところによると、それが本当かどうか知らんけれども、要望が強いわけです。そうしたら予算面で何とかできないのかと、その検討をしたかということ聞いています。いままでの経過を私は聞いてるんじゃない、知ってるんです。百も知ってるんです。私の方の多摩平から出ている鈴木美奈子議員なんかは、そいつを盛んに検討してるんだから、それを私はもうツーツーでわかってるんです。(笑声) いままでの経過はいいわけです、聞いてるんじゃないんです。そうではなくて、これに対処する方法がありはしないかということですよ。それを検討したかということ聞いています。それからもう一つ、桑園、淡水区の問題は、やや具体性というけれども、百年河清を待つ感がないでもない。これはしかし具体的問題でしょう。これ。それからその前に、一くさりあるところの新規計画として、国や都が市の未利用地はありはしないか、それを調査したか、それはしたようでない、黙ってるから……。(笑声) 答弁がないから。それで過去の実績に照らしてみたら革新市政の特質というものについては、これは見解の相違もあるうし、市長は胸を張ってそれを言ってるんですから、それを否定する気持ちもございません。それは見解の相違もありますし、私に言わせれば、まあ今度の総選挙において、自民党

綱をかぶせなくたって、金をかけなくたってできるわけです。ところがあの条例をつくって、金をかけて、見た目では流れがきれいになったから、PPMはどうだかわからないけれども、効果があつたでしょう。剣持さんは効果がないと言ってるようだけれどもそれは誤解です、というその市長の言い方が誤解なんです。(笑声) 私は効果がないと言ってるのではない。これだけ使ったんだから、これだけの効果があります、そしてみんなに行き渡らないかもしれない、ことに多摩平あたりには行き渡らないかもしれない、こういう効果があつたからがまんしてください、と言うんならこれはわかるんです。それから苗木の無料配布も、加藤部長の説明によってわかりました。それから文化体育施設の問題についても、ローラースケート場が危険だから使えないと言ってるわけです。どこが危険だかわからないというんじゃない、これはちょっと無責任だなあ。これは教育の方だか建設の方だか私にはわかりません。せっかくのローラースケート場を使いたいけれども使えないと言っているんです。危いから。危ないか危なくないか行って調査して、危なくないからみんな使えと、それならいいけど、つくってやったんだ、危ないから使えないと言っているのに、それは構わないという言い方でいいんですか、それで。よければやむを得ません。それはそういう答弁でありました、ということこれから日政クラブの会報として全市に流すより仕方がない。(笑声) これでは

はかなり痛烈な批判を受けた結果で、あんまり大きいことは言われなければ……。(「全くそのとおりだ」と呼ぶ者あり) それぐらいの福祉事業はいわゆる保守市政だってやったんじゃないかと思われまうけれども、しかし、これが革新市政の特質だと言うならば、あえてそうではないという否定する材料はありませんし、私は、あえてそれに対して絡みつくつもりはありませんが、以上感じたことでよろしゅうございますならば、答弁の必要はございません。これについて何か御答弁がございましたら、一言拝聴いたしたいと思えます。

○議長 (名古屋史郎君)

市長。

○市長 (森田喜美男君)

余り宣伝をマイナス的にされ

ますと困りますので、いま一言加えておきます。(「いいわよそんなこと」「耳が遠いからもう少し大きい音でお願いします」と呼ぶ者あり) いまやろうとしております治水対策、あるいは造成等にいろいろ指導しておりますそれらは、すべて災害に強い町づくりをしようということですから、単純に十七号台風だけで教訓を得たということではなくて、今後、日野市は災害に強い町をつくらうということは、これは申すまでもありません。やっておりますはすべてまたそれに当たってるわけでありまして、それから公、私立の幼稚園等につきましては、一応対策がしてありますが、今後これらにつきましても、なるべく格差のないようにしようということは、もう言うまでもありませんし、そ

れから公立保育園のみに花を植えたり、木を植えたりするとい
うことがきょう新聞記事になっておりました。私立の幼稚園に
も植える場所があれば差し上げたいと思っております。それか
らローラースケートのあれば、角度がちょっとありますので危
険だということで、私はないと思っておりますけど、もう一遍
点検をいたします。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

それでは最後に、災害に強い
日野市をつくりたいというのはだれも同じことなんです。だれ
も希望することだし、私はそれを開いているんではなくて、
当面弱い部分はありはしないか、その再検討を、台風十七号
の西日本の被害を参考にして、直接それに手を下す必要はあり
はしないか。いまずぐ土手を高くするっていったところで、底
辺も広げなきゃならないし、すぐはできないと思うんです。し
かし、これはこうしなければならぬんだ、という目算ぐらい
はいまここですぐ取り組まなきゃならないと、それは十七号台
風直後の本会議において私が質問したときに、必要があると、
同感でありますと言っているわけです。当局は。しかしいまにな
って、まだ手もつけないということになると、まだ調査が
これまでかかります、と言うんな話はわかる。きょうやあし
たにはできませんと、それなら話はわかるんです。それは私た
ちの部分ではないということになれば、市民はこれはだれに頼

っているかわからないと思います。それはそのことでいいなら
ば、私はそれでそのことで了承するんでなくて、その発言を了
承してこれで質問を終わることにいたします。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって二の一、日野市
政当面の課題に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと
思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。
よって暫時休憩いたします。

午後三時四十六分休憩

午後四時 三十分再開

○議長（名古屋史郎君）

休憩前に引き続き会議を開き
ます。

次に三の一、手話通訳の窓口配置等障害者対策についての通
告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

（五番議員登壇）

○五番（鈴木美奈子君）

手話通訳の窓口配置など障害
者対策について質問いたします。障害者に対する一般の人々の
意識や関心も高まり、福祉行政も前進してきておりますが、聾
哑者の人々に対する施策をさらに一歩前進させる意味で、一つ
には手話通訳の窓口配置について質問したいと思えます。窓口

のサービス向上については、たびたび議会でも取り上げられて
おりますけれども、聾哑者の方が窓口に行っても、言葉がなか
なに通じないために一回で用が足りない、そしてまた自宅に帰
ってもう一度出直すという、こういう状況がたびたびあるわけ
です。市の職員の中でも手話を習っている方もおりますし、こ
ういう方を窓口配置する、また市の主催で手話講習会などを
開いて、市の職員の手話ができる人を育てていく、市民の中
でも聾哑者との対話、こういうものができるように市としても努
力をする必要があるのではないかと、というふうに考えます。そ
の点が一点。それから二点目は、聾哑者の家庭児のゼロ歳児か
らの保育の入所の問題です。いま若い夫婦で二人きりで家庭を
持つ方が多いわけですが、こういう家庭では子供との対
話、お母さんがちゃんと話しかけながら子供を育てていく、
そういう中で子供は言葉を覚え、そしてお友達をつくり人間形
成ができてくるわけですが、一歳ぐらいではもう教語言
葉が理解できます。四歳くらいではほとんど大人との言葉がで
きるわけですが、こういう聾哑者の家庭では、それが全
くなされないために、子供が育っていく上でどうしても必要な
言葉、こういうものが失われていきますので、赤ちゃんのゼロ
歳児から保育所にこの子供たちを入れて子供や保育さんの中で
子供が育っていく、このことがどうしても必要だと思えます。
で、ゼロ歳児の保育所入所、この点をお聞きしたいと思います。

三つ目は、聾哑者も含めた身体障害施設の共同作業所の内容の
充実です。これは前にも一般質問いたしましたけれども、ここ
でいま働いている方たちが、ちょうど一年たちましたけれども、
膨大な赤字を抱えて、つい先日市民のたくさんの方々呼び
かけてバザーが開かれ、そしてそれがまたたくさん品物が集ま
り、そして市民のボランティア活動によってその品物も売れて
赤字が解消できるわけですが、善意の人々だけで支え切
れない面があると思うんです。そういう意味で、日野市ではも
っとこれらの人々に補助金を増額し、それから仕事の内容につ
いても、もう少し検討してはいいのではないかと、というふうに考
えます。その点でまず三点質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）

ただいまの質問につきまして
関連質問者があれば挙手を求めます。なければ鈴木美奈子君の
質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

最初の手話通訳の窓口配置
というところでございますけれども、これにつきましては、窓口
に手話通訳者を配置できれば一番いいわけでございますけれど
も、当面手話通訳の講習会等も開いておりますけれども、その
中での職員の養成ということもなかなか時間がかかるようでご
ざいます。まだ完全に通訳できる職員が育ち上がっていないと
いう現状であります。私の方で考えておりますのは、まず聾哑
者の場合でもほとんどの方が筆記ができますので、筆記通訳、

要するに印鑑証明がほしいとか、あるいは住民票がほしいというふうな簡単な窓口については、やはり手話通訳というふうなことでなしに、筆記でお互いに用が足せるのではないかと、うふうに考えておるわけでございます。それからいろんな要望、陳情とかそれから座談会というふうな際には、どうしてもおっしゃる通りに手話通訳者というものが必要ではないかと思えます。現在までやってきましたところの聾啞者相談日、月一回ずつ開いてきましたけれども、非常に参加者が少ないということでございます。それが一点。それからそれに立ち会いますのは福祉事務所の職員でございます。そこで問題になりますのは、年金の問題とか、教育とか税金とか医療の問題等が、要するに話題になるわけでございます。そうしますと、福祉事務所の職員が仲介すると、間に立つというふうな媒体の方式でございますので、どうも人気が出ないようでございます。それで、東京都の全般的に各市ともこういう状況でございますして、東京都は午後六時からいまでは夜の九時まで開いたわけでございます。そういう制約からも問題があったかと思えます。これからは、日中、日野市なら日野市に月二回決まった日に手話通訳者を昼間派遣すると。そういう際にただいま申し上げましたそれぞれの御要望なり年金問題、教育問題、こういう問題をその際に解決していかねければならない。その席上ではそれぞれの年金の職員あるいは教育の職員とか税の職員も直接出席して

こととでございます。東京都から参ります補助金が、五十二年度は百万円でございます。それから市の方からいろんな設備、それから光熱水費というふうなことで、四十万程度の要するに経費の補助を考えておるわけでございますけれども、要望の方は給与の保障、それから添乗者、いま牧田さんがいろんな運営なさっておるわけでございますけれども、それ以外に二人の添乗者、ごく普通の身障者でない方ですね、その方によってもう少し運営を充実していきたいという、金銭的には多額といえはあれなんですけれども、五十一年度から見ますと、大分ふくれ上がった計画でございます。理事者に相談の上で対処していきたい。それで作業者の運営につきましては、そう大きなスペースの作業所じゃございませんので、そのスペースに合った形で五十二年度は運営をお願いしなきゃならないんじゃないかと思えます。将来につきましては、国の補助、都の補助をもらえる社会福祉法人、法人格を持ったものにする方向を考えております。現在の方向ですと、東京都の百万程度の補助の以外は市の負担ということになりますので、市に対する負担が大分高くなっておりますので、そういう国の補助、都の補助と関西でやっております方式、それから八王子に新しく都立のこういう作業所ができます。できれば都立の融資等も考えていきたいと思えます。それからもう一つは、非常に困難な面は、工賃が非常に安いと、会社から下請みたいものですから、非常に工期を急が

いたでいて、直接解決していくという方式に改めていくということになっておりますので、当面はそういう形で対処したいと思えます。それから職員の養成等もでき、新庁舎建設ができした後ににつきましては、おっしゃるようなもう少し流動的な形でコーナー等も設置していきたい、このように考えておるわけでございます。それから二番目の、母親が聾啞者の場合の子供の保育の問題でございますけれども、母親が聾啞者の場合には身体障害者二級となりますので、その子供さんは措置指数が一つでございますので、ゼロ歳から保育できるという状態でございます。この点につきましてはそういうことで保育していきたいと考えております。それから三番目の共同作業所でございますが、昨日、この共同作業所の責任者、それから毎日毎日実際にこれの運営に当たっているお二方から要望を受けました。おっしゃるとおり五十一年度は、市民の皆さんの協力で十分赤字が穴埋めされるだけのバザーの七十七万円の収益があった、という報告等も受けたわけでございますし、五十二年度に向けての要望も受けたわけでございます。また市長には報告しておりますけれども、こういう要望を踏まえまして、五十二年度の作業所については対処していきたい、というふうに考えておるわけでございます。現在のところ三名の障害者が作業をしております。それからボランティアが五名程度でございます。それで五十二年度は九名程度になるんじゃないか、というふうな

れるということとです。納める日が非常に急がれると、それからある程度の非常に精度を要求されるというふうなことで、作業所独自の仕事を探していく必要があるんじゃないかと、現在の仕事は、身体障害者の場合には非常に過酷な作業条件になる場合でございますので、仕事の安定性等も考えていきたい、こう思っております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） 鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君） 窓口の点から申しますと、二十六市の中で手話のわかる職員がある市では、一番多いところでは小平では十二人市の職員でおります。それから調布では十一人、日野では一人なんです。これはサークルに入っていない方だと思っております。こういうことでほとんどの市が手話のわかる職員を置いておりますけれども、新庁舎ができてからということでは大変遅過ぎると思っております。いまからやはり手話をやるサークルにも積極的に市の職員が出て行ってそこでやっぱり市民サービスに徹する、そういう方法を取るべきだということに考えます。それから……（「市にあんまり責任持たせるなよ都の仕事だぞ」と呼ぶ者あり）聾啞者相談についても、東京都の方が今度改善するということですので。市の職員と筆談ではなかなか時間がかかるしなかなか意思が通じないんです。私も今回聾啞者の方ともお話をしましたけれども、やっぱり聾啞者の方が一番欲するのは、やっぱり手話ですぐそ

の場で回答が出てくる、そういうことを望んでおるわけなんです。どうしても、これは窓口に市の職員を配置していくという必要があるというふうに考えますので、庁舎ができてからということではなくて、いまからぜひ手話サークルまた講習会、この講習会でやっているところも市の主催の講習会がかなりあるわけです。十六市が福祉部主催であるとか福祉事務所の主催、こういうところで手話講習会、養成講習会という形でやりますので、日野市でもぜひこれは積極的に市の職員を育てる、また市民もその中で講習を受けて聾啞者との対話を持っていこう、そういう方向をやっていただきたいと思いますので、その点をもう一点お聞きします。それから保育所入所の件については、ことしも約五百人近い子供が措置できなかったわけですけれども、そういう状況の中で、申し込みがあった場合、措置指数が一〇だから必ず入れるわけですが、申し込みがあったら必ず入れていただけるという確約をぜひ取りたい。「いままでできなかったんだよ」と呼ぶ者あり。それから共同作業所の点では、ことしは百万の東京都の補助がそっくり共同作業所の方に行っていましたけれども、来年度も百万、市が四十万です。これいまこの物価高の中で、光熱水費というところで取られて、ほんとにあそこで働いていらっしゃる方は、苦勞しながらボランティアの方に支えられてあの運営が行われているということですので、ぜひ、先日バザーでかなりの利益を上げ

ましたけれども、ほんとうはそのバザーの売上金を基金として残しておいて、次の新しい活動に使うという方向にほんとは持っていくべきではないかと思うんですけれども、それがお金がないために赤字解消というところに使われますので、この補助の増額、わずかに百五十万です。市は四十万ですから、これをもっと増額する考えがあるかどうか。それから作業所独自の仕事の問題です。これもいま私が出した問題でなくて、この前のときにも、仕事の内容についても検討した方がいんじゃないかということを出しておりますので、非常に消極的ですね、これについては。ですから具体的にどういう仕事を障害者のあなた方にやっていただいたらいいか、というもう検討段階に入っていると思うんです。そういう点で、もう少し具体的にあらのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

第一点の窓口配置でござ

いますけれども、日野市の場合の養成職員は、おっしゃるとおり日野市は一人おるわけですけれども、まだ使えるというのか、まだそれを使えるまでには、まだそこまでいってないような状況でございます。そういう状況でございますので、現在配置されているその職員が所属している部長とか課長にも相談しなきゃならんこととございますけれども、できればその職員を月二回、来年度からの昼間の手話通訳者が参って年金とか教育だと

かいるんな要望を相談する際には一緒にそこに出席させて、それで早く手話通訳を覚えるようにしたいと、そういうことでございます。それから保育の問題でございすけれども、指数一〇でございす。それから多摩平、豊田、旭が丘の地域は、五十一年度は非常に指数一〇でも苦しい地区でございました。そういう点で確約はできないわけですが、大久保に九名のゼロ歳児が新しくできました。そういうふうなことである程度指数一〇であればお約束できるんじゃないかと思ひます。それから共同作業所の方でございすけれども、これにつきましては、先ほど理事者にまだ報告しておりませんので、市の方からの補助金の増額につきましては、はっきり申し上げますと、五十一年度は百万の都の補助で市が四十万ですが、五十万程度出しておるわけですが、いろんな設備費とか光熱水費以外に、はっきり申し上げると四百万という要望なんです。そうすると市の方から二百九十万、それに光熱水費ということになりまして、三百四十万ぐらいになるわけでございます。そういう要望でございすけれども、急にそこまではなかなかむずかしからうと考えております。作業所のスペース等もございすので、市長とよく相談しまして計画していきたいというふうな考えでおるわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）

鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）

それでは手話の職員の配置に

についてはぜひいまから、一人ということはないと思ひます。福祉の方でかなり保育所入所の問題でも、私もたまたま福祉の方にいったとき筆談で申し込みをやった方がおりましたけれども、福祉には聾啞者の方、そのほか身体障害者の方が訪れる機会が本庁よりも多いというふうに思ひますので、福祉の方にはぜひ早急に配置できるような態勢をいまからとっていただきたいと思ひます。それから保育園の入所の件については、私が存じている方は南平なんです。そうしますと、南平保育園はありますけれども、そこではとても通え切れないということがありますので、一年に一人か二人のお子さんだと思ひます。保育所に入るのは……。ですからそういう点では、ほかの地域はいっぱいになっても、その地域は何かその地域で入れるような対策をぜひ立てていただきたいと思います。そうでないとほとんどの子供が言葉を失う機会をそのことによって起こされるということが、親子の触れ合い、また子供たちが人間形成ができていく上で大変重要な問題ですので、そういう点もぜひ配慮していただきたいと思います。それから共同作業所の点につきましては、私は市長に一言お聞きしたいんですけれども、現場を、特に障害者が働いている現場を、市長はごらんになったかどうか、一点お聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

何度か行って、見たり聞いた

りしておりますので、なおひとつ様子を十分伺いました上で、一つの方向を見出したいと、こういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）

鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）

それではこの共同作業所もいまだ大変ほかのところからも注目されておりまして、小平の養護学校であるとか、八王子の養護学校から実習生が来て、一緒に日野の障害者の方と仕事をやってるわけです。高校の卒業の実習と「こころ」の週間はど来ているわけです。こういうことで、やはり作業だけ与えればいいというものじゃなくて、やはり仕事の内容についても、市がぜひ責任を持ってこの障害者の願いが実現したこの作業所を育てていく、そういう立場でぜひよろしく願いたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって三の一、手話通訳の窓口配置等障害者対策に関する質問を終わります。

次に四の一、住宅修築資金制度の改正についての通告質問者米沢照男君の質問を許します。

（十四番議員登壇）

○十四番（米沢照男君）

住宅修築資金制度の改正について質問をいたします。すでに提出されている市政経過報告の中でも示されておりすけれども、きわめて利用率が低い現状にあります。これは多くの市民の期待を担ってこの制度がスタートしたわけですが、実際にはその期待とはうらはらな

市民でなければならぬという二重、三重の条件がつけられているために、非常に手続が煩わしいものになっていると、こういう点を、もう少し市として、住宅政策としてこれを打ち出したからには、もっとも市民に利用できるような内容に条例を改めていく必要があるのではないかと、こういうふうに私は思うんですけれども、この点についてお答えをいただきたい。それから三点目は、賃貸住宅の場合ですけれども、実際には都の住宅局あるいは住宅公団、個々にそれぞれ折衝しなきゃならんと、こういう問題があって、ほとんど賃貸住宅は利用できない状況にあります。これは、ひとつ市が都の住宅局なり住宅公団と政治的な折衝をして、市としての資金融資制度の積極性が理解されるなら、内諾という承諾を得ることができるのではないかと、というふうに思っているんです。この点、市として関係機関に折衝する意思があるかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

第一点の利用の率でございますけれども、五十一年度からは銀行の融資制度というものにかえまして、従来の高齢者だけの貸し付けのほかに、一般の住宅の増築、修築というものを含めまして新しい制度にし、銀行

利用状況になっていると、これはそれを利用しようとする市民の立場からすると非常に利用しにくい、そういう条例の内容になっているというふうに私は思います。そこで一つは、この制度が発足してから今日まで何件の利用者があったのか、この内容について一つは御説明いただきたい。二つには、現実問題、私も二、三の市民から直接聞いていたわけですが、この資金の融資制度を利用しようということで、申し込みの手引きと申込書の用紙をもらって帰って、実際には非常に手続が煩わしいと、うんざりしちゃうということで、用紙はもらってきたけれどもあきらめてしまふ、こういうケースがあるようです。そこで私は、一つには子供部屋の増築資金については、独立した簡易プレハブ式と、こういう限定がされております。ここが一つは利用しにくい理由になっていると思うんです。二つには利子が年七％と、これをせめて高齢者の居室増改築資金と同じ五％程度の率にすることができないかどうか。現状のままでは、ちょっと利用率を高めるといふことにはならないのではないかというふうに思っております。それから三点目は、保証人の条件がかなり厳しい内容になってます。連帯保証人を依頼するだけでも、非常に借りる側の、いわゆる市民の立場からするとむずかしいわけですが、さらに連帯保証人からも所得証明書を出させるといふことでは、なかなか連帯保証人を依頼するのがむずかしい状況にあるんじゃないかと、それから保証人が

の融資制度に切りかえたわけでございます。利用率でございますけれども、高齢者の方は、いまでも件数からいきますと六件程度でございましたけれども、現在のところ十七件になっております。それから一般の住宅への貸し付けというのは、大体五十万を限度にしているわけでございますけれども、これは現在のところ三件でございます。おっしゃるように、利用率が低いというふうなことも言えるのではないかと思います。それから、二点目の手続が非常に煩瑣であると、それで申し込まれる方については非常にうんざりするという面と、それから保証人だとか保証人の比較、この二点につきましては、銀行融資でございまして、銀行サイドからの手続問題ということで、なるべく簡素化したいと、当初におきまして、そういう考え方で公表したものでございます。まだまだ簡素化しなければならぬ要素があるようにございます。このように考えております。それから子供部屋の独立ということでございますが、これはいろいろと御指摘の面があるかと思っておりますけれども、福祉部の方で考えましたのは、この十平米のプレハブという点につきましては、こういうふうに考えていたのだと思います。賃貸住宅の場合、なかなか承諾が得られない、あるいは民間の借家の場合、アパートの場合、なかなか承諾が得られないという場合、要するに母屋に増築部分をくっつけてやるという場合、そこを立ち退く場合も、要するに壊す問題、あるいは母屋に雨が

入るといふ問題等が障害になるといふこともありまして、単独の十平米の子供部屋といふことを考えたわけでございます。それで十平米というのは三坪以内でございますので、建築基準法上の届け出の問題等も踏まえて、なるべく利用していただける方途で考えたものでございまして、そのように善意に考えていただきたいと思います。それから利子の問題は高齢者と同率といふことは非常にむずかしいかと思ひます。銀行等を含めて相談していききたいと思います。先ほど手続の問題、保証人の条件、それから市民でなければならぬといふ条件等も含めて考えていきたいと思います。それから賃貸住宅の場合には、公団なりそれから大家さんなりの承諾を得ませんとわからないわけでございますけれども、これにつきましては、いまのところ利用率がないようでございます。当初から、非常にむずかしい問題を抱えているといふことだけは承知しておたわけでございますけれども、利用率がないようでございます。東京都、公団に対する交渉等につきましても、市の方でやれといふことでございますがいろいろ考えていきたいと思います。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

新しく始めた制度、融資資金なんですが、私は一つにはPRが十分行き届いていないこと、一つには施策として市民要求に十分こたえられる制度であるか

○議長（名古屋史郎君）

米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）

現実問題、久保都営住宅ある

いは南平都営住宅、ここでは約三分の一の世帯がすでにいわゆる庭先に増築をしております。これは実際には東京都の承諾を得て増築したのではなくて、いわゆる黙認という形ですでにそれだけの戸数が増築をしていると、これは入居した当初から比べれば、やはり五年、十年たつ間に家族構成が当然変わってきますから、同じ間取りではとても生活できないといふことから差し迫ってどうしても一部屋増築しなきゃならない、せっぱ詰まってそういう状況が現実になっているわけです。ですから東京都も、これはすでに増築したものを取り扱うわけにはいきませんから、結局黙認という形できているわけです。ですから現実を踏まえて処理をしていくなら、当然この住宅改良資金の対象にせざるを得ない、そういうやはり現実問題があるんじゃないかと、それだけに折衝する余地はあるんじゃないかと。私は住宅政策として打ち出したこの制度が、発足してすでに半年以上経過しておりますけれども、わずか三件きり利用者がいないと、これはやはり要求という点でいけば賃貸住宅の方がはるかに強いと思うんです。そこがネックになって結局利用されてないといふことであるなら、やはり積極的に都や公団と市が折衝して、その利用率を高めていくというやはり努力も必要じゃないか、というふうに私は思うんです。そのことを再度お伺いし

どうか、そこらにちょっと疑問を感じておるわけですが、もし希望者が多いにかかわらず制度的な内容がかた苦しいために利用しにくいといふことであれば、制度資金ですから使っていたためにある制度でありますので、十分利用しやすいように改めていかなければならないと、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）

米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）

都の住宅局、それから住宅公

団との折衝はどうですか。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

その点は市営住宅でも一つの手続、制限を行っておりますと同様に、その事業、事業のやはり一定の条件があるかと思ひます。そこで認め得るものであるといふことであるならば、利用していただいていると思ひておりますので、むしろそれはやっぱり当事者で打開をしていただく、もしかた苦しい点があれば、市としても住民の立場に立って、ある程度の交渉はしてみようといふことは適当と思ひますが、市がみずからどうも先走ってそういう条件を獲得していくといふことには、少しどうかという感じもするわけであります。むしろ当事者がやはりそういうことを正確に、それぞれの住宅政策の示しております内容に対しまして、正確な対応をしていただくということが前提ではなからうかと、こういうふうに思ひうわけであります。

たいといふことと、それから条例を改正するといふ点ではどうでしょう。その必要を認めるのか、認めないのか、再度……。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

条例ないしはその規則を改正するといふことにつきましては、なるべく利用しやすいように改めますと、そういうふうに先ほどお答えをしております。それから、都はこういう見解を持つものであるか、問い合わせてみます。

○議長（名古屋史郎君）

米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）

私の質問はこれで終わります。

全市的に見て、自分の家を持っている市民だけが対象という現状から、やはり要求という点では比較にならないほど強い要求である賃貸住宅、もちろん中高層の場合は対象になりませんけれども、庭つきの賃貸住宅の市民が、この住宅改良資金制度を利用できるように、ひとつ積極的に検討し、利用率を高めるようにやっていただきたいといふことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって四の一、住宅修築資金制度の改正に関する質問を終わります。（「終わり」続行）と呼ぶ者あり）

以上をもって本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後五時十五分散会

十二月十日

金曜日

(第三日)

昭和五十一年
第四回定例会

日野市議会会議録

第四十一号

十二月十日 金曜日 (第三日)

出席議員 (二十七名)

欠席議員	二番	四番	五番	六番	七番	八番	九番	十番	十一番	十二番	十三番	十四番	十五番	十六番
滝瀬	正国	鈴木木	橘垣	板垣	黒川	林川	谷林	剣持	石坂	竹ノ上	米沢	市川	秦	滝瀬
敏朗	大治	美奈子	祐子	正男	重憲	重義	栄吉	佐吉	勝雄	武俊	照男	芳太郎	正一	芳雄
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

二十六番	十七番	十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十番
吉富繁枝君	清水芳雄	杉山寅三郎	高橋通夫	佐々木昭雄	大柄保雄	大下博保	本間久博	一ノ瀬隆	日野作隆	三浦春	飯山重春	島村孝茂	名古屋史郎	吉富繁枝君
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男
助役	前川恒雄
収入役	杉本好次郎
企画財政部長	加藤一男
総務部長	松村清栄
市民部長	森久保三郎
生活環境部長	加藤一郎

建設部長	田倉高
都市整備部長	成井正夫
福祉部長	赤松行雄
水道部長	中島武男
病院事務長	遠藤政之
教育長	倉又秀作
選挙管理委員会事務局長	小山光之

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	中村亮助
書記	朝倉敏夫
書記	鈴木晴彦

書記	荒井一雄
書記	樫村正男
書記	川上輝子

速記委託先

住所 東京都立川市曙町一ノ十ノ三

立川速記者養成所所長 関根雪峰

速記者 塩崎真知子 君

議事日程

昭和五十一年十二月十日(金)
午後一時開議

一、議案第一〇一号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

二、議案第一二〇号 損害賠償の額の決定について

三、議案第一二一号 日野市一般職の職員の昭和五十一年度十二月期における期末手当の特例に関する条例の制定について

四、議案第一二二号 昭和五十一年度十二月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

五、一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一から第五まで

午後三時三分開議

○議長（名古屋史郎君）

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十二名であります。

これより議案第一〇一号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第一〇一号の提案理由の

説明を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、主な改正点は、次の二点であります。

第一点は、給与改定についてであります。昭和五十一年度人事院勧告及び東京都人事委員会勧告がなされた中で、職員組合の要求に基づき、財政状況、都下各市の給与改定状況等を勘案し、職員組合と交渉の結果、合意を見ましたので改正するものであります。

第二点は、勤勉手当の算出基礎の改正についてであります。従来は、給料月額、調整手当のみを算出基礎といたしましたが、今回から扶養手当及び住居手当を加えるものであります。

なお、実施時期について、第一点は、昭和五十一年四月一日とし、第二点は同年十二月一日といたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

関係部長から詳細説明を求め

ます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

新旧対照表をごらんになっ

ていただきたいと思います。第七条の扶養手当の額でございませけれども、これを六千円を七千円に改める。それから第二号から第五号までに掲げる扶養親族については、一人につき三千五百円を四千円に改める。五百円をアップ。それから職員に配偶者がいない場合の十八歳未満の子のうち一人については、六千円を七千円に引き上げる。

次に住居手当でございませけれども、これは四千五百円を五千円に引き上げる。五百円をアップをする。

それから通勤手当でございませますが、これは自転車等を利用して通勤しているものでございませが、千五百円を千八百円に引き上げる。

それから宿日直手当につきましては、三千円を三千五百円に引き上げる。病院の場合は、掲げておるとおりでございます。

それから勤勉手当でございませますが、これは先ほども市長から提案理由の説明がございましたとおり、今回から勤勉手当の中に調整、住居手当を含める。こういう改正の内容でございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第一〇一号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第一二〇号、損害賠償の額の決定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第一二〇号は、市が損

害賠償責任を負う交通事故の発生に伴い、相手側と示談についての交渉が整いましたので、和解の締結をいたしたく、損害賠償の額の決定について、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長からの詳細説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第一二〇号、損害賠償の額の決定の件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第一二二号、日野市一般職の職員の昭和五十一年度

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第一二二号、日野市一般職の職員の昭和五十一年度十二月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第一二三号、昭和五十一年度十二月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第一二三号は、昭和五

十一年十二月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定でございます。今期の支給率を百分の三百二十とするものであります。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

なお、支給日は、十二月十七日といたしたく存じております。

○議長（名古屋史郎君）　関係部長からの詳細説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって議案第一二三号、昭和五十一年度十二月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に日程第五、一般質問を行います。

五の一、平山地区の幼稚園設置についての通告質問者、林重義君の質問を許します。

（九番議員登壇）

○九番（林 重義君）

時期的な問題でまことに申しわけありませんが、私は平山地区の幼稚園設置についてということにつきまして質問をいたします。現在、幼児教育につきましては全国的に重要視され、国としても義務教育云々というような声も聞かれておるようです。そのうち、日野市の幼稚園数も他市に見られない、いわば喜ばしい過程を歩んでまいりました。

まして、来年度は、当然団地その他もふえますし、一般の住宅もふえるという経緯から、どのような考えを持って来年度の入園児に対する処置をお考えかということでございます。

その次に、前段に申し上げましたように、平山地区につきましては、交通の便とか、そのような形をとりまして、私立の幼稚園なり保育所の車も入れないというような所がございまして、やはりお母さん方が苦労されて各園に通園をしている、というような現況のことからいしまして幼稚園の通園区域も限られるというかそういう形の場所でございますので、総体的に見て、平山地区を市としての考えが以上の関係からどのように考えておられるか、ということに関連しまして、川北地区、滝合小付近といえますか、鉄道官舎の付近といえますか、そのような場所ですので、早急に幼稚園を新設を希望していただきたいのですが、その点についてどのような考えをお持ちですかということです。以上三点をお聞きいたします。

○議長（名古屋史郎君）

ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ林重義君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）

お答えいたします。まず来年度入園する第二幼稚園の児童のオーバーをどうするか、というところでございますが、ことしの状況を申し上げますと、募集人員が百二十名のところへ応募人員が百三十六名ございま

た。その中でも市立六園の入園児の年々地域の問題、公私立のバランスの問題なのか、父母の園に対する考えによるのか、公立幼稚園児の定数不足も見られる状況であり、そのうち第二幼においてのみ定数オーバーの現象を本年度来しておるといいうような現況でございます。日野市の西部地区と言いましても、旭が丘、平山地区における早期増設の問題を再三各議員さんから出され、市民の皆様からも御要望があがっておるわけでございます。急激な発展を地域に見た場合、市の理事者としてお考えがあられると思いますが、面積とか世帯数とか人口増、道路の関係の問題とか開発の程度とかいうことにつきまして、余りにも西部地区の幼児教育の問題については、把握と認識が理事者に浸透してはいないのではないかと私は考えざるを得ません。幼児入園の場合には、父兄がやはりめんどうを見て行いませんと子供たちの希望が達せられず、心配をしておるのが幼児教育の根本だと私は感じております。私は具体的には理事者の方々もよく御存じだと思っておりますので申し上げますが、平山地区にぜひ幼稚園を設置して下さいというお母さん方の御要望が、希望の声がありますので二、三御質問をいたしたいと思っております。そこで第二幼稚園に入園希望者が、入園オーバーが十何名かおるといふようなこととございますけれども、入園できない子供がおりますので、今後の五十二年度入園児に対する市がどのような処置についての考えか、ということと、今年度の経緯から見

して、十六名のオーバーということになりました。これに対しまして、百二十名といえは少し多過ぎるものですから、もう少し住居の関係とか、あるいは自動車を持って、わりあい他の幼稚園にも行けるような便のある方については、何とかそちらの方に移っていただけないか、というような話をしまして、約四名の方がそれに快く応じてくださいました。それで十二名がオーバーということになります。それで十二名がオーバーでございますけれども、一応は募集規則にもありますように、オーバーしたときには、他の幼稚園に不足しているところへ移っていただく場合もありますということと、一応抽選という形で十二名の方、それぞれの第一幼稚園ですとか、あるいは第三幼稚園の方へ一応籍だけは移っていただく、しかしその後、私が実際そこへ行って見まして、そちらへ通うということは非常に困難である、ということを確認しました。それぞれの家庭の場合を考えましてです。そういうふうにして、それではどういふふうにかこれを対処したらいいのかと、一つの方法としては、もちろんプレハブなどをつくって一学級ふやすということも一つの方法かと思えますけれども、あそこ場所を見ますとですね、必ずしもプレハブをつくっていい条件というわけにはまいりません。したがって十二名ぐらいのオーバーならば、一つのクラス四十名が定員でございますけれどもそれを少しオーバーといふのか、先生方に会って、クラスはふやさないという形で先生方と

も話し合いをしております。しかし、その場合にただ一つのクラスをふやしていくということになりますと、四十名でさえ少し多すぎるといふ一つの意見が強いわけでございますが、これをただふやせというわけにもいきませんので、これについては、指導補助員のようなものを置くことによって、そしてことしの応急のところをしのぎたいと、こういうふうに思っております。もちろんこれについては、教育委員会の幼稚園の規則の中にも四十名ということがありますから、教育委員会にも諮ってみなきゃなりませんし、それからパートと言っても一人の人をふやすということになると、これは予算が伴うことでありますので、これについては市長部局とも連絡を取って、こういうことについての善処をこの次の五十二年度の予算の中で講じていきたい、少し不便ではありますし、それからオーバーでありますけれども、現在のところそれが一番いい方法である、こういうふうに考えております。それから来年度のことでございますけれども、来年度につきましてはですね、これも恐らくこの平山地区の児童、教育人口推計基礎調査というふうなものによってみますと、平山地区が五歳児が来年度が百八十四名でございますけれども、その翌年には二百十八名というふうにふえます。そういうふうにあえていくのに対してはですね、ことし程度のその実際、応募者の状況であればですね、ことしと同じような方策で対処できると思いますが、しかし、それよりも少し多くなって、二

十名もオーバーするっていうようなことになると、これはまたそれなりに少しぐらい教育環境は少し悪くなってもプレハブというふうなことも考えていかなければならないんじゃないかとこり思っておりますが、それ以降のことは一体どうなるのかと、こういうことも恐らく林議員の御質問かと思えますけれども、それについては、ただ今度どこに幼稚園をつくらばいいのかというふうなことについては、応急的に、その場、その場において解決していくということでは、幼児教育というふうなものはもう行き詰まりが来るのが当然だと思います。そういうことでこの間、十一月の二十九日ですね、教育委員会でもその問題がいろいろ検討されました、そしてことしは五歳児だけを市立の幼稚園では収容するということになりました、しかし毎年この幼稚園のこの問題というのは教育委員会でも問題になりますし、それから議会などでもいろいろ問題になる、そういうようなことを考えますと、やはりこれを抜本的にどうするかということの見通しと方策を考えていかなきゃならないんじゃないかと、いうことを考えまして、教育委員会からも、その五歳児だけということの規則を決めると同時に、一つの付帯意見が付いております。それは市長部局がむしろ中心になっていただいて審議会のようなものをつくって、この幼稚園の問題をどういうふうにあてっていくのかというふうなことを一つ抜本的に考えた見通しのもとで建設なども考えていきたい、あるいはその数の問題

も考えます。それから私立と公立との関係もどんなふうに考えていくか、等々のことを、これはもちろん審議会ができたあとでその辺は決めることでありますけれども、そういうこと、それから保育所の問題、こういうふうなことに於いて抜本的に考えていただくと同時にそれはただ理念だけではなしに、そのどんなふうな経過で実施していったらいいかというふうな計画的なものでも考えてもらいうような、権威のある審議会のようなものをつくっていただくことがいいんじゃないかと、こういうふうなことに対応しております、さっきの川北地区といいますが、その辺の幼稚園の設置というふうなもの、いますぐに必要だからすぐそこにたどつくるということじゃなしに、長い見通しの上でそういうようなものをつくるかどうかというふうなことを計画的に検討してみる必要があるんじゃないかと、こういうふうに考えております。以上。

○議長（名古屋史郎君）

林 重義君。

○九番（林 重義君）

教育長からのお話ですと、本

年度は一点については補助員というか、そういう形の方を指導員、補助員というふうな方を応急措置として扱いたいというふうなことでございますが、そのようなことで確かに六園ありまして一クラスが三十名のところもありますし、四十名のところもある。四十何名のところも出るといいますとやはり一人の補助員という形も非常にそれは結構だと思えますけれども、それには

いま教育長が言われるようにいろいろ問題があると思えます。それについては、やはり子供を預かるということについては、やはり市が責任を持つというか、いろいろけがの点、一切のそういうようなその問題が絡んでおりますので、その点についても、やはりその何らかその現場担当というか、現場の責任というこの問題も出てくるんじゃないかと私は考えます。そのようなことから言って、これから検討してというふうなことでございませうけれども、この場合についてはですね、やはりそのあくまでもその責任対象というか、いつも先ほども全協で出ましたようなあれとは違いますけれど、やはり一定の責任対象というものをしっかりとらないと、やはりそのいろんな面でも大事が起きてくるような感じもいたします。そういうことで、できればプレハブをつくって一教室ふやすということも、これは当然必要だと思えます。クラスに、聞くところによれば三十名ですから、約十二名ですから各四名づつということになりますけれども、まだこれからの京王住宅あたりの発展を見ましても、まだ入園希望をとれば十分あるんじゃないかというふうに考えます。そういうような形から言って、一名の補助員を出してくださるということもやはりそのいろいろと対処する、一方的じゃなくですね、そういう責任対象をはっきりした面でやはりふやしていただくということを、その点については希望いたしましたと思います。それでうちの方の地区としまして、やはりその

地域の把握があった、その市としての足りないんじゃないかと
いう私の考えですけれど、やはり現状としましては、市の幼稚園
園というものは、やはり地域というか、教育長も三幼に割り振
ったというような形で、どこから通ってもいいというフリーな
立場の園でございませうけれども、やはり園児については、やは
り地域の通園距離とかいう、そういうことに限定されるのが当
然だと思えます。そういう形から言って、名称は平山ですけれ
どもやはり豊田地区あたりからも相当見えているようですし、
現況を見ても、やはり五十一年度についても、五十二年度にっ
いても、豊田三丁目を含めてですね、川北地区から四十二名な
いし五十、定員が百二十名の場合でも五十三名というような形
で大体半分の方が北から、広範囲の場所から通われているから
こそ、やはりその狭くなるというか、そういう形に見受けられ
ます。そのようなことから言って、いまだ少しその点については
実情を把握してですね、やはりその新設というか、そういうこ
とについては、早急にやっていたくようにお願いをしたいと思
います。そういうことも、現に旭が丘を入れても、やはりそ
の川北につくれば、あちらの子供さんも通えるという形も見受
けるというか、そういう考えを持ってやっていたきたいと思
います。それで昨日、ちょっと助役さんに私が質問しましたあ
の御報告の中でございませうけれども、平山京王台にあります幼
稚園用地をですね、十九小の代替に出したということもありま

して、その席で、私も後は一般質問で聞きいたしますという
ことで意見を置いたんでございませうけれども、その点について
も現況のようなりうちの方の後、どちらかに教育委員会としても
検討をして、いずれかの面でそのふえる園児については、これ
から審議会なり何なり検討会というかそういう形をつくってよ
りよきその幼児教育の方向に持って行きたいという教育長の言
葉のようでございませうが、それらを加味しても、やはりあの土
地については、やはり連合会としても、その駅の土地について、
このようなもので市は出しますということで、一応地域の方に
も説明が終わっている土地でございませう。やはり、こちらの方
に遊び場として、何か一部は市の一般財産としていただき、後
はその開発公社という形のものであの土地を持っていた所でご
ざいませうけれども、一応は地域の方々には、幼稚園用地でござ
いませうということの公表をしてありまして、それがやはりその平
山は小学校についても校庭が南平より狭いし、現在十九小がで
きるまではなお狭くなっておるような形で、幼稚園自体も、位
置の問題としてあそこでは不適当だということは、小学校開校
当時からやはり父兄の方も心配され、各年代のPTAの方々が
幼稚園だけは何とかしていただければやはり子供が十分に遊べる
んじゃないかというようなその長年のその要望というか、そう
いう気持ちを持ってやはり要望書も出したり、そのような形を
取って行われております。それでたまたま京王台に、位置はと

もあれ、あそこに幼稚園用地というようなことで市が説明をさ
れて、PTA、お母さん方もようやくそれではその平山小学校
も将来一人前の学校として体育を主体とした、その運動ができ
ると、学校の施設になるんだというようなことで、何かその楽
しむというか、望みを持っておられたやさきにやはりその市の
行政の上であそこは確かにいらないんだという形、そうかし
れませうけれども、その辺の理解度が、私は初めて昨日聞いたん
ですけれど、その辺がやはり関係する父兄の方の望みを断った
というか、隠れたその皆さんの全般の要望をですね、踏みにし
ったというような形にとっても私は差し支えないんじゃないか
と、それにはそうするようにですね、何かそのそこを学校の代
替地として出してもですね、これこれこうでございませうとい
うに、その点については、今後の問題として、こういうよう
なその計画的なものを持って、こちらの方に市はとるべき希望
もあるんだというようなその多少の望みですね、火は消したば
かりでなくですね、多少の炎を残して、やはりその受けるべき
立場には、やはりその受けてあげませんと、やはりその辺にや
はり行政の何といたしますか、穴というか、皆さんに心配をかけ
るということが、あり得るんじゃないかと私は考えます。そう
いうことからいって、そのようなことがあってはならないと私
は感じているんですけれど、簡単にそこを向こうにやってしま
った、平山小学校の父兄は今度聞いた場合に、何かその全員の

方々ががっかりするんじゃないかと、確かに十九小の代替地は
結構だと思えますけれども、その中に何らかその望みというか、
そういうような裏づけを何かいろいろの行政から見ても、やはり
一貫性がないというか、そういうようなことをやっていながら
教育長の言葉に言いますと、これから一貫性がなければ教育は
できないんだというような発言をされているようですけれど、
その辺の矛盾さはどこにあるのか、その辺をちょっと私はお聞
きしたいと思いますが、その御回答をお願いいたします。以上
ですけれど。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

昨日、助役が十九小の校地
のかっこうにつきましてお話をした内容とも関係があるん
です、いま林議員がおっしゃる幼稚園があの方面に必要である
ということは、よくことしの現象で了解しております。そこで、
学校のことも幼稚園のこともいろいろ考えなきゃなりませんし、
またあるその極限のある極限の範囲で考えなくて、もっと広域
的のものやっぱり考えなきゃならないわれわれの立場がござ
いまして、そこで十九小は用地確保をして、できることになり
ました。したがって、平山小学校の当面増築ということは、必
要がなくなりました。したがって、現在の第二幼稚園はそのま
まあの姿で存続をさせたい、こう思っております。それから
一つのあの地域に対します対策といたしましては、京王不動産

が造成をされた土地に幼稚園用地が用意をされ、幼稚園をつくるという京王側の意思もありますので、それを促進してもらいうように申し入れもして、五十二年にはそれを実現をさせていたたくつもりであります。それによって、私立ではありますが一面の解消は可能である、こういうふうに考えております。それからもっと西の方面、ないしは東の南平の方面、これらもあわせまして何らかの形である方面に幼稚園が必要だなどという感じは持っておりますが、これからまあいろいろな状況を考えまして、そして対策をする、私立の設立もあわせて運営をやりませんと、いろいろな混乱が起きますので、それらを総合した中で住民要求に支障のないようにしなきゃならない、こう考えておるのが現状のわれわれの考えでございます。

○議長（名古屋史郎君）

林 重義君。

○九番（林 重義君）

ただいまの市長の答弁で、いろいろと市長は確かにそのような考えをもっているようですけれど、見解の相違では仕方ありませんけれど、やはり早急に幼稚園を場所によつてはつくるとあるいは、そのつくっていただけるというような市長のお考えのようですけれど、やはり現在土地の確保ということが一番問題になるんじゃないかと思ひますのでその点からいきますと、やはりその望みを市民の方々に望みを与えておいたその土地でございますので、それはですね、そのあながち十九小の用地の代替が確かに九区画と団

やはりそのお答えあるような教育の一貫性というふうなことでございますので、長い期間に教育は考えるべきだという教育長の言のようでございますので、よろしくその点を指摘したいと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次はもう一点ですね、私は、何かそのただいま教育長がこれからの問題として、私立の幼稚園も入園希望者も少ないともございますし、また反面、私、平山地区のように、確かにこれからの発展性あって、現在市立の幼稚園が一園だけでいろいろ学校数から言つて、市長も剣持さんのをとるわけじゃございせんけれど、何がしの立候補のときに、一校一園というふうなその書面というか、その文書も出ておったというふうなことで、やはり確かにそういう形をとるといふような姿勢も見えたんですけれど、現在の段階ではですね、入園も少なくなったという形もございまして、一応審議会なり、どのような会というか、そういう形をつくつて長期の見通しの上で抜本的にこれから考えていきたい、というふうな教育長の発言のようでございます。そのようなことからいって、私は聞くところでございませうけれども幼稚園経営についてですね、財団なり社団法人等によつて、市が土地だけを貸与すれば運営がなされるというふうなお話を聞きましたもので、このような問題についての市としての考え方と、この方法によつて市として申請するようなお考えが、現在なり将来あり得るかということで、市長さん

地を造成してありましたから、そちらにかえたんだという片方はよく市長の言われます何というか、その業者でございまして、まだその点は何らかの話によつては、やはりその話し合いがつかなくなつたんじゃないかというふうに、私の見方ですけれど私の考え、見方ですけれど、そういうふうに考えます。そういうことからいけば、あの団地内の五百坪については、二十三万何坪というふうなこと、昨日の回答ですと、お答えのようですけれど、あるいは二、三年ばかり前に二十万何坪だか買った土地じゃないかと、田畑のことは私はこだわりませんけれど、そういうことからいきましても、やはりそのいい場所でしたらばその代地としてお願いすれば、やはり簡単にその他の川北地区にしても南平地区にしてもですね、代地という形ならば、取得というか、そういう形が一年か二年の間に簡単にできてですね、市長の趣旨に沿うように早急に市民要望に幼稚園設置についてはこたえられるんじゃないかと、主観の相違ではいたしかたありませんけれども、私はそういうふうなことから言つてやはり、そのうちの方のPTAの方々、市民の方々に望みを与えておいて、それを消してしまふというふうな、そのそれらの精神的な面の信憑性の上に私はちょっと疑問を持つので、御質問したようなわけでございます。そういうことがないように、今後の問題として幅広く行ふべきじゃないかと私は思ひます。何だかそこに希望を持つような裏づけというものをつくつて、

よつとお聞きしたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

いま御承知のとおり、私立の幼稚園が十一園ですね、それから公立が六園ですから小学校とはほぼ匹敵するぐらいの数になっておるわけですが、それに地域性加わるもんですから、アンバランスが出てくる、こういう現実であると思つております。それで幼児教育は、その市立の園とそれから公立の園とうまくこうマッチさせつつ市民の幼児教室に向けていかなきゃならないので、不足するものは補わなきゃなりません。その補う方法をどうするか、ということになってくるわけでありまして、それでこつとも幼稚園協会とお話をいたしました、四歳児につきましては、一応全部引き受けていただいたというふうに感じております。なお、またよく今後話を詰めて、そして公、私、協力をやる中でこの日野市の幼児教育をいたしていかなきゃならない、いまおしっしゃいますような、その土地を提供することによつて、私立の園の経営がなされるというふうな姿も一つの姿だろうと思ひますので、いまずどうこうというお答えはむろん相手のあることです。話もし合つてはおりませんが、そういうことも一つの方法かなというふうに感ずるわけでございます。それから京王平山台の団地には、つまり公立と私立とを二つ持つほどの地域じゃありませんし、下の第二の方がそのまま存続し得る

という見通し、決着をしましたので、そのように考えて、京王不動産の方にお願いをし、あそこ場で私立の園を経営をしていけるようにし向けていただくことを、これからも強くお願いをいたしまして、またそういうふうにするというふうにお話をいただいたりしておりますから、それから来年間に合うようにひとつお願いをしたいと思えます。今後のその全市のな、ないしは特に西部方面につきましては、生じます不測の状況につきましては、今後いろんな形で十分検討をして支障のないようにしなきゃならない、現在のところはこう考えております。

○議長（名古屋史郎君）

林 重義君。

○九番（林 重義君）

市長もいまの点については、これからの問題としてお考えになっていただくということでございますが、何せ、そういうような形で、現況を把握をというか、現在の状態を、認識を深めまして、よりよき、その私立よりも確かに現況では公立の方が父兄の方も希望しておられる、というのが多数のようですので、御配慮をお願いしまして、早急に西部地区の問題については解決をしていただくことを御要望申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって五の一、平山地区の幼稚園設置についてに関する質問を終わります。

次に六の一、日本住宅公団百草台団地と西武住宅団地を結ぶ計画道路工事の促進についての通告質問者、高橋通夫君の質問

を許します。

（十九番議員登壇）

○十九番（高橋通夫君）

私は日本住宅公団百草台団地と西武団地とを結ぶ計画道路の工事促進について質問いたします。この道路は数年前から問題になった道路でありまして、前市長の時代に百草台団地からですね、自治会から請願が出されましてですね、その時は別に百草部落へ相談して出したんじゃない、その団地から一方的に出された請願だったために、それでその反対の理由というのはですね、そこへ道路をつくと車が入って来て非常に危険だとか、騒音が起って非常に困るとかそういうような理由と、なお、その入居の前にここへ道路をつけるといふ説明がなかったと、そういうことで、われわれは環境がいいところと思って来たのにそれじゃ困るということで、そこへ計画道路をつくっては困るというような反対の請願が出たわけでございますがそれはその後ですね、理事者側と話し合いの結果、そのところは、この狭い道路にして、緑地道路といふかね、緑道をつくって車は通さない、っていうふうなことに話し合いがなったようですが、その後、百草の部落では、この話を聞いて、とんでもないというふうなことで、ここをぜひ車を通してもらいたいというふうな請願が出たわけですが、その請願の趣旨によりますと、この百草部落の共有地がその道路のところにあつて、そうしてそこへ道路をつけるならば売っ

てもいいというふうな、買収に応ずるといふような条件がついて、その土地を買収に応じたわけでございますが、百草部落は、この昔から非常に道が細かったり、急な坂がいろいろたくさんあったりして、非常に部落の人は、その部落からの出入りに困難していたわけでございまして、そういう点から見ても、買収に当たってそうした条件をつけたということは、うなずかれるわけでございますが、そうしたこの請願が出て、都市計画産業建設委員会ではですね、委員全体が現地を見たり、あるいはまたこの百草団地の自治会の代表、百草部落の自治会の代表等の意見を聞いていろいろ慎重審議した結果、これは市側がですね、中に入って両自治会の話をよく聞いて、そうしてそこへ道路をつけるっていうふうなことで、つけてもらいたいっていうふうなことで、委員会を通して本会議にかけて議決されたわけですが、その後、満三年にもなるのに、それが、道路がですね、全然手がつけていられないというふうな状態でありまして、その後、日本信販の住宅団地におきましては、ほとんど住宅ができて、いまでは六十戸を上回るというふう聞いていますわけですが、最近そうした狭い道路にですね、西武団地の方から、また百草団地の方からですね、あるいはまたこの西武団地の車も通りますし、婦人や子供が道路を歩いても非常に狭いので、非常に危険であるというふうな声が盛んに起こっているわけですが、そうしたもう何年もたっているのに、全然手がついていないというわけなんです、その間、市としてはどうい

うふうに両自治会に対して話し合いをしたか、そういう点について、詳細な御報告を願いたいと思えますが、いつどこでどういう代表者が質問をされたとか、あるいは、また自治会の方に出かけて行ったとか、そうした報告を願いたいと思いますが、助役にお願いたします。

○議長（名古屋史郎君）

ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）

いま御質問のことにつきましては、過去いろいろ経過もございましたが、一つには、あの道路にかかわる地点に仮称十六小学校を建てようということを考えておりました、道路と学校が何とか両立するようなことでいま練っております。したがって、結論といたしましては、質問に対するお答えといたしましては、その道路も、つまり余り通過交通の用に供するといふ形ではなしにつなげるつもりでありますし、可能であると考えております。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

しかし、今度の小学校ができるといふ話は最近に起こったわけですが、その前にどういふ交渉が行われたか、その点について質問します。十六小が何かできるまではですね、放置していたのか、どういふわけか、その点。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

御承知のとおりいま放置した
というか、まだ着手できなかったと、こういうことでございま
す。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

着手できなかったということ
は、話し合いがつかなかったわけだから、その話し合いをどう
いうふうにされたかということ、私を聞いているんですけど。

○議長（名古屋史郎君）

市長。（「いや、助役に」と
呼ぶ者あり）助役。

○助役（前川恒雄君）

ただいまの御質問の中で、当時
の交通対策委員の皆さんと私もまいりまして、「都市計画だ
よ」と呼ぶ者あり）都市計画委員会ですか、失礼しました。私
も自治会にまいりまして交渉したことがございますが、あれ以
後特に交渉しておりません。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

あれ以後、交渉していないと
いうことは、やはり市側が怠慢だったと言わざるを得ないと思
います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）最近十六小の話があ
って初めてそういうことでいろいろやっているというようなこ
となんだけれど、その区間、全然何らの話も進めなかったとい
うことは、これは市民のそうした要求に対してそっぽを向いて

いたと言わざるを得ないと思いますが、（「そうだ、がんばれ
よ」と呼ぶ者あり）市長はこの市民との話し合い、対話という

ようなことを言っておるけれど、むしろいい時はこの逃げてい
るように思われる（「そのとおりだ」「高橋さん、がんば
れ」と呼ぶ者あり）いま道路をつけるといふようなお話を
けれど、真っすぐじゃなくても曲がりなりにもつけばいいと
思うんですけど、広さとかそういう点については、どうい
うことになっているか。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

まだ技術的な試作の段階であ
りまして、道路をつくるということは間違いない行いますが、
どういう形ということはまだお答えができません状況です。いま
その年内に、原形測量等を行いまして現地に合わせた形の設計
を進めようとしております。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

非常に心細い答弁であると思
うんですが、この計画が進まなくて非常に屈折が多いと言われ
ているんです。それで毎日、あそこの道路は、百草団地にと
ても百草部落にとっても、これは生活道路として、また非常時
の救援対策道路とか、そういう道路で必要欠くべからざる
ものということは、誰も認めているわけですが、そういうこと
に対して、市が腕をこまぬいていたということは、非常に心外

なことで私はあると思うんですが、万一ですね、そうした道路

を直さないまま、今後交通事故が起こって、幼い生命を失っ
たとか、あるいは消防車が転覆したとか、そういうような事故
があったら、これは市の責任と思うんだけど、そういうときに
市はどういう責任をとるか、その点についてお答え願いたい。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

いろいろ関係地域に納得を
していただける方法をつくろうとしているわけでございますか
らして、つくると言っているわけですから、ひとつお認めを願
いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

つくことは結構だが、非
常に時間が遅かったと思うんですね。その前に、積極的にあそ
この自治会と話し合ってますね、そうして道路は学校に關係な
く、先にこうつくるべきだと私は思っています。市長は、この
環境整備というようにことを言っているわけですが、緑と清流
ばかりでなくですね、危険なところの道路を直してですね、そ
うして市民の生命、財産を守るとか、そういうことが私はさら
に必要ではないかと思うんだけど、そういう点について市長
はどう考えているか。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

お説のとおりに考えており

ます。

○議長（名古屋史郎君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

非常に市長の答弁は、やる
やる、ということ結構なんだけれど、いつやるかは、はっき
りしないで、なかなか調査だとか何だと言っていて、なかなか市
長は実行までにかか時間をかせいでいるとかいうふうにも見え
るんで、そういうことではできることはどんどんやって、そう
して市民のサービスというか、市民の要望にこれえなければ私
はならないと思うんですが、とにかく一日も早くですね、道路
をつくってですね、そうして市民の要望にこたえてもらいたい
と思います。以上で質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって六の一、日本

住宅公団百草団地と西武住宅団地を結ぶ計画道路工事促進に
ついてに関する質問を終わります。

次に七の一、昭和五十二年一般会計予算編成の基本姿勢を
問うについての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

（十二番議員登壇）

○十二番（石坂勝雄君）

私は昭和五十二年度です
ね、一般会計予算編成に対する基本的な姿勢を伺いたいと思
うんです。総選挙の結果ですね、自民党が大敗しましたので（「
共産党も同じだぞ」と呼ぶ者あり）保革伯仲したので、恐らく
国の方の予算もですね、なかなか恐らく年内にいわゆる骨格予

算というか、予算編成が終えないというのが現状ではないかと思えます。そういう点を踏まえてですね、日野ではいわゆる公共料金が大変上がったですね、市民生活が非常に厳しい中で、恐らく来年度のいま予算編成を各当局に対し、市長は何というか、取りまとめている段階ではないかと思うのであります。その点で、私、前回のいわゆる市長の改選期は四十八年の四月に行われたんですが、そのときにですね、たまたま私は一市民であつたので、議員でございせんので、その間の点はよくわからないんですが、最近になって、四十八年の第一回の定例会の三月八日から三月三十日の間にですね、開会された市議会の現在の市長さんと前の古谷市長との質疑を拝読しまして、拝読して伺いたいと思っております。当時、議員であられた市長さんはですね、改選期の予算編成は、いわゆる何というか、暫定とかいわゆる骨格予算というんですか、そういう形のものが好ましいいではないかと、こういうような質問をなされたようです。ところが古谷市長の方は、どこの市を見ても大体その予算というのは通年予算を組むのが当然じゃないかという中で、ただ、いわゆる通年予算を組むにしても、いわゆる財源を留保の形の中で組むんだ、というようなことを前の市長は述べられているんですが、今度は、まあ逆な立場で来年、改選期を迎えられるんですが、そういう点の意を用いてですね、年間予算を組まれるのか、さもなければ組まれないのか、編成されるのか否かと

いうことに対し、第一点を問いまして、その市長さんの答弁によつて、後の質問を私したいと思うんですが、まずその年間予算を組まれるのかどうか、ということをお伺いいたします。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。なければ石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 五十二年度の予算編成に当たりまして、私は庁内に予算編成方針というものを指示いたしております。いま、石坂議員から任期満了に伴う改選期を控えた際の予算編成のあり方ということにつきまして、私がかつて前の市長にそういうふうな態度で伺ったということもございまして、私も慎重に考えた次第でございまして。結果、この理事者という立場になりますと、市政に、特にこの予算編成、予算執行、年間行事につきまして、年間行事につきまして支障のないようにしとかなきやなんないということを感じて感ずるわけでございまして、かつて議員という立場で理事者にそのような質問をしたことにつきましても、十分反省をいたしております。やはり責任を持つ者の立場といたしましては、やはり通年予算を組むということが大前提であるという結論に考えました。そこで特に留意をいたしますところというのは、経常経費につきましてはもちろんこの計上をすることと、それから、この選択的なこの新規政策ということにつきましては、別個に考えたい

というふうに考えております。経常経費、それから継続事業の費用、それからすでに調査を終えまして事業化を予定をしておりますもの、ないしは理事者という立場で市民に御約束をしていることは、予算計上をすると、それから全く新規事業で、しかもそのどちらを選ぶかというふうな事業が考えられますので、これらにつきましては、保留をして予備費という形で計上をしておくべきであろう、つまり、新しく仮に就任をされる方の立場も、そのことも尊重いたしまして、ある程度の余裕は予算の中に残しておくという姿が、市民に対しても責任を持ち、それから審判を受ける立場といたしまして、その当事者にも何らかの政策的な取り組みができると、こういうふうな形が適当であるうというふうに考えまして、そのように部内に指示をいたしております。五十二年度の予算編成につきましては、部内にもそのような指示をいたしておるということを概略お答えを申し上げます。

○議長（名古屋史郎君）

石坂勝雄君。

○十一番（石坂勝雄君）

非常に市長の謙虚なその御

答弁なので、私、その通年予算を組まれるというふうな前提のもとに通告質問で項目的なことを申し上げてあるんで、後の五点ばかりについて伺いたいと思います。市長、いま答弁されて、いわゆる改選期のときには、ある程度の財源を利用するなり予備費を増大しておくんだと、こういうような形なので、私もそ

の点に関しては深く質問は申し上げません。ただ、その非常にその国や都もですね、相次ぐその公共料金の値上げがされている中で、私の第一点の質問はですね、日野のそのいわゆる公共料金というか、一面、予算措置の中では使用料、手数料というようになっていく保育園なり、幼稚園なり、市営住宅の家賃なりこういうものがですね、据え置かれていくということがですね、よろしいのかどうか、またその何というか、今年の二月の一日の広報にでもですね、特に保育料協議会という中ではですね、大幅な値上げはよろしくないが、多少の値上げはやむを得んではないかと、こういう何というか、結論に達している中で、今年度五十一年度の予算には、改定がなされなかったと、それから、今度は五十二年度にですね、こういうその公共料金的なものですね、改正される御意思があられるのかどうか、前にも私、質問してあるんですが、決して私、まあ公共料金というのには、特に国なり都の公共料金が上がっていく中で、市民の弱者を救うという立場ではですね、上げない方がいいと思うんですが、必ずしも公営のその何というか、施設にいる人だけが弱者ではないんじゃないかと、むしろもっと民間の施設にいる人でも、いわゆる弱者はいるんじゃないか、こういう点を考えた場合にですね、この公共料金に対する考え方はどのようにお持ちになっているか、ということとその何というかお伺いしたいと思えます。

それから次に二点はですね、もしですね、据え置かれるというこれは、ひとまず御答弁を聞いた方がいいと思うんですが、続いて全部質問をしたいと思うんですが、もし何というか、こういうその公共料金をですね、据え置かれるということである場合にはですね、市長はですね、この公共料金というものをですね、政治的な配慮の中で上げないのか、さなければ現行の料金が非常に適正、妥当だということではないのか、特に何か市営住宅等の取り壊しというような問題で、問題が早く言えばトラブルというか、議会の側に責任の一端は無しとは言えないと思うんですが、こういう中でですね、こういう家賃というか、そういうものがですね、ある程度、何というか改正することによってたりしてこういうトラブルが解決されるのかどうか、その点もあわせてお答え願いたいと思います。

次に二番手、その大きな質問の、自分はその二番手のもんで財源の確保のことに關して伺いたいと思うんですが、昨年度は、法人市民税の不均一課税というような形で一億円ぐらいですか、財源が確保されたんですが、よく共産党の議員の方々から、いわゆるその新財源を求めるといふようなことがしばしば通告質問等で申されているんですが、いわゆる法人のですね、たとえば、固定資産の再評価をされてですね、増収を図られるのかどうかですね、それから、たとえば高速道路の敷地にかけるとか、日野には適用されないかしらんけど、別荘税という

ですが、来年度建設予算にこれもいわゆる前市長から、市長が恐らく引き継がれた継続的なような事業だと思うんで、こういう事業を今度建設費を見込まれた予算編成をされるのかどうか、こういう点を伺いたいと思います。その次に、九月議会が何かで出た。九月議会だと思っただんですが、公共施設の基金条例というのができて、恐らく公共施設というから体育館なり文化会館のような、公共施設、あらゆる郷土資料館、こういうものだと思うんですが、こういうものを基金をつくってもですね、今年度の予算というのは、五百万程度の予算のようですが、計画的にいつ何年度にどうするんだということ、これも来年度に実績で体育館をつくるなり文化会館をつくるというようにこの緒につけられるのかどうかを伺いたいと思います。

その次にその他の事項の中で自分は何というか、申し上げておいた農地の宅地並み課税に対する減額というのは、六月の定例会で一〇〇%という異例な減額をするという形で決まったんですが、昨夜来の市政報告の中でも、この審議会が発足されて委員も決まって、それで第一回の審議会がもたれたというように聞いているんですが、この審議会の何というか、農地の、まあ、減額に相当する認定は何というか、現地調査等っていうものは、課税課員というか、その担当職員だけが現地調査をされて、審議会の委員という方々は書類上だけの審査でですね、現地には赴かないのかどうなのか、また、たとえば不服があった

ようなものの形の新しいものをされるのか、さなければ、八王子は人口によって恐らく違うと思うんですが、事業税というような形のですね、つくられて、財源の確保にされるのかどうかその点を伺いたいと思います。

次に、いわゆる来年度のその何か予算編成に当たってですね、通年予算を組まれるというふうなお話であるのでですね、当然まあ継続的な学校建設だというふうなことは、これはもう当然含まれると思うんですが、それ以外の、いわゆるその事業ですね、特にいわゆる森田革新市政というのは、弱者の処遇とですね、福祉生活の充実というふうなことで四年間やってきたように見られるんですが、十三万の、そのいわゆる日野の都市になると、いわゆる基盤の整備というか、そのいわゆる下水道調査会の答申があったり、いわゆる前市長からの一つの約束というか、事業でもある万願寺地区のようですね、基盤整備の区画整理事業をしなければ、いわゆる下水道事業をするにしてもどうにもならないと、調査会等の答申だけは受けても実施の緒につかないと、こういうような点を考えた場合、明年度こういう下水道事業なり区画整理事業、特に万願寺地区の区画整理が緒につけられるのかどうか、また旧七生地区、いわゆる南部地区の公共施設のいわゆる提言というふうな形の調査もでき、答申ができてると言うんですが、こういう点のですね、用地の確保は恐らくこと何というか、公社の予算が何かでされているん

場合には、どういう形でこの何というか、不服の申し立てをするなり、また不服の申し立てをした場合には、審議会の委員はですね、課税課員が何か書類上出されたものをですね、再度たとえば審議会の委員が今度は特別に現地へ行ってですね、されるのかどうかということをお尋ねしたいと思うんです。またそれで、この農地の問題は来年度の予算の中ではですね、どのくらいの、たとえば実際、台帳面では農地であってもですね、実質的にその何というか、この減額対象にならない農地との比率がどのくらいを何というか、自分が言うのは金額ではなくてパーセンテージで結構だと思うんですが、どの程度見込んだの予算をされるのか、以上について質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

一度にはちょっとお答えし切れないうちから、細部は担当者の方からも追加答弁をさせていただくことにいたしました、あらずじだけをお答えいたしましたと思います。五十二年度のその施策の重点といたしましては、四つほど柱を立てております。その一つには、これまで言ってきましたとおりなことなんです、そうしてまた今日市がどうしてもやらなきゃならないことに属する問題だと考えておりますが、その一つは、やはり生活環境の整備であります。これは健康で文化的な市民生活が確保できるためにとい

うことが当然その背景になるわけでございまして、したがって、いまの御質問の中の、たとえば下水道、下水道のことは、これはすでに一応下水道調査会の方針も出ましたし、庁内でもいまプロジェクトチームでありますとか、計画作業のチームでありますとか、そういうものをつくって早く計画化し、また利用化の第一歩を進めるということに邁進いたしておるわけであります。これは何らかの形で予算化の第一歩を加えたい、こう考えております。それに伴いまして、万願寺の区画整理という問題も考えられますので、これはその宅地供給をするというところが前提ではなくて、日野市全体の都市基盤の整備をするという基準の中で考えていきたい、これも何らかの予算に頭を出したい、こう考えております。そのほか生活環境のことにつきましては、たくさんあると思いますが、この排水の問題、雨水排水の問題、それから下排水の問題、これらがやはり生活環境の中心をなすものでございますので、いわゆる緑と清流を取り戻そうということの具体的な予算化を進めたいと、こう考えております。

それから第二番目にはやはり福祉関係であります。これは社会的なこの弱者に対しますという物価高騰の時世でもありませんし、それから生活環境を整備するともに、この身障者等にもこの自分たちの町である、福祉の町であるというふうな実感が得られるような町づくりを進めていかなければならない、こ

う考えております。

それから三番目には教育、文化の課題でございます。これは学校等を整備、充実させますとともに、文化や体育の施設にも何らかの前進を示したいと、こう考えております。

四番目は自治の発展、振興ということですが、これは庁舎を完成させまして、それに伴います公共施設の整備も、道路等の整備も、ないしは交通手段の整備等を行いついて、こうして要するに日野市その今後進むべき行政の一エポックになるような、そういうことになろうかと思っております。それにあわせて御質問のありました南部公共施設計画の中の支所をつくる、支所はある程度の集会、公共施設を併合した形でつくる、その用地は農協の用地を話が進んでおります交換等によりまして取得することによって、その実現を進めようと、こういうふうに考えております。

それからこの歳入に關します財源関係であります。確かに使用料、手数料等のことにつきましても手直しをしなければならぬというものがあるというふうに考えておりますが、ことしちょっと発足が遅れましたけど、補助金等検討委員会もいよいよその関係の専門家をそろえまして発足ができることになっておりますので、たとえば特別会計の中の繰出金等につきましてもあわせて検討をして、そうして一定の方針を得た上で今後の方向を期していかなければならない、こう考えております。した

がって当初予算そのものには使用料、手数料をアップをするという形はいまのところ出ないつもりであります。それからやはり財源関係で、たとえば法人市民税はすでに決めていただいたとおりであります。いま、自治体の財源確保の一つの目安といたしまして、法人の固定資産税の不均一課税、それによって増徴を図ろうということが東京都の新財源構想調査会等から提唱されました。東京都はことしの新年度から発足するやに聞いております。われわれもある程度詰めとしまして、各市がなるべくならばその共同でそういう方向にする際には同調をしたいものだ、こう考えておりますが、特に当初予算の中でそれをあらわしていくということは、いまのところ予定をいたしております。それから宅地並み課税につきましてもことなんです

が、これはもうすでにわれわれも一〇〇%減額の意味を最も有効に効果をあらしめたい、したがって農家の方にもその都市農業のむずかしい中ではあります。一つの課税ということでは大変優遇になるわけですから、大いにがんばっていただく、そのがんばっていただく内容を何とかこの市民生活の生産者、消費者の関係でうまく橋渡しができるような方途を確立したいものだ、こういうことも考えております。それからA、B農地の審査に当たりましては、もう明らかに現地視察を必要としないものにつきましては、省略をいたしました。が、審議会の方に判断をいただくというものにつきましては現地調査をしていた

だいたと、こういうふうに考えております。もし不服がありましたら、恐らく行政的にも不服審査の方法があると思っております。その不服によりましてもう一遍再審査をするということはいたさねばならないと思っております。欠けているところもたくさんあるかと思いますが、あらましそういうような体制で新しい予算の取り組みをしておる、というふうに御理解をお願いしたいと思っております。それから特に当初予算には出せるか出せないかはわかりませんが、校地が調達できましたものにつきましては、できるだけ条件の合う限り学校の新設を年度間にやれるような条件を整えておきたい、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） この際、御注意申し上げます。定足数を欠くに至る恐れがありますので、退席しないようお願いいたします。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） いわゆる市の公共料金の中で現状ではですね、来年度予算に財源としては微々たる数字だと思つて、自分は財源ということよりいわゆる市税の、自分、かねがね持論である市税の公平な配分ということ、いま一つは、公平な負担の原則という立場でですね、据え置かれるということは結構だと思つて、ただ、こういう据え置きを長くして、たとえば何年か先に一遍に上げるようなことが出るか出ないかと、そういうことのもし市長としての見通しがあられるん

なら、上げるようなことがないとか、あるとか、ということのお答えを再度お願いしたいと思います。それからいま一つ、新財源のことについてですが、法人の固定資産を再評価するといふか、東京都の新財源の財源構想の中でですね、そういうことが法人の固定資産税の問題が取り上げられているんですが、地方税法の中でですね、こういうことが、たとえば可能かどうか、私、税法のことに対しては暗いんで、そういうことがいまのわれわれの何というか、自治権の中でですね、東京都が考えているようなことができるのかどうか、その点を再度お聞きしたいと思ひます。後はいろんな新事業計画、重点事業計画に対しては市長のお考えが出ていふんで、再度質問はいたしません。その二点に対してお答え願ひたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

この使用料、手数料、あるいはその他、いわゆる市民負担を上げるといふことにつきましては、社会の動向とも沿っていかなきやなりませんし、不均衡なものでは正しなきやならないといふふうに考えておりますので、ただ一度にその目立つようなことをなるべく避けつつ、是正化を図っていききたいと、こういうふうに原則的には考えております。それから法人固定資産税と不均一課税のことですが、これは学説、法理論、解釈いろいろあります。そうしてわれわれは、自治体という立場での結論といたしましては可能である

と、こういうふうに説をなす側を極力支持したいと、こう思っております。

○議長（名古屋史郎君）

石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） この何というか、五十二年の予算方針の基本的なことの考えをお聞きしたので、私、恐らく三月議会にはこの中の数点、まあ二、三について恐らく予算書が出された中で期する期待があると思うんで、これをもって私の質問を終わりたいと思いますが、最後に意見としてですね、森田革新市政は、四年目の最後の二、三カ月でですね、来年度の予算編成ということを迎えられているんですが、何か自分、議員になってから三年間感ずることは、確かに憲法を市政に生かされたり、それから緑と清流を取り戻すというように、いわゆる弱者を中心とした福祉的な生活の向上ということに努力されていることは私は認めます。ただ、いわゆるその十三万の市のいわゆる基盤整備というように、いままでの市長がやられたことを、叱られるかしらんけど、母性的と見ればですね、いわゆる基盤整備というように、非常にと、非常に反対も多いし、いろんな障害もあると思うんですが、恐らく来年度の、たとえば予算編成の中に市長もいま決意を述べられているんで、ぜひ何ていうか、十三万都市のいわゆる下水道なり、区画整理なりの、こういう生活環境整備を重点に置かれてですね、財源を国なり、都なり、いわゆる起債なりを十分活用されて取り組

んで、いわゆる投資的な何というか事業に取り組んでいたきたい、ということを見解として述べて終わりたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって七の一、昭和

五十二年度一般会計予算編成の基本姿勢を問うに關する質問を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

暫時休憩いたします。

午後四時三十二分 休憩

午後四時五十七分 再開

○議長（名古屋史郎君）

休憩前に引き続き会議を開き

ます。

次に七の二、市政の（執行）のあり方についての通告質問者石坂勝雄君の質問を許します。

（十二番議員登壇）

○十二番（石坂勝雄君）

市政の執行のあり方につい

て、数点お尋ねしたいと思ひます。この程度の問題は、本当はデスクで聞いても用の足りることだと思ひ点もあるんです。これから一点は、高橋議員も何というか先に質問されている点もあるので、ごく簡単にします。それから四点目の点も橋議員が

いわゆる別個な形で通告質問をされているんで、これもごく簡単にしたいと思ひます。第一点目にですね、私道の、自分、何か実をいうとあんまり市内を歩かない方なんです、都産の委員でしばしば歩くんですが、私道の位置づけの問題、舗装なんかする場合に、いまの要綱では二分の一を補助するといふ、舗装する場合に二分の一を補助すると、ただ、これが何か画一的にやられていることはいいかどうかということ、たとえば同じ私道であっても、公道と公道に接するような私道、たとえば裏がいわゆる河川だったり、同じ行き止まりであっても河川であったり、それから電車の軌道であったり、こういうような私道があった場合はですね、何か方法を講じてですね、少なくとも、十年なりたっているものはですね、いわゆる市の責任において舗装をすべく考えられるかどうか、これが第一点です。その次にですね、公道を一部含んで何というか、拡張されたものの市に対する移管の手続、前にも自分、この点はお聞きしてあるんですが、非常に何というか、こういう問題でもある主幹道路に対しては市が実際には公道をはさんだ私道であっても舗装等はなされているんですか、この移管のいわゆる何というか、市にいわゆる権利まで移行するといふような、こういう手続上の問題をですね、五十一年度予算で増額されているという点で、何か進捗が早くなるんではないかと思われたんですが、何か私の見るところでは、非常にこういう手続上の問題という

のはむずかしい点があるやに聞くが、なかなか進捗が遅いのでこの点はどうなのか、それが二点目です。それからですね、先ほどこれは高橋議員が十六メートルの道路の点に対してはお聞きになっているので、私は請願がですね、いわゆる市民の権利であるところの議会に対して請願がなされてですね、それは少なくとも採択になったものが、たとえば三年なり四年たってもですね、いわゆる請願者にですね、何らのその何というか、その返事もないとか、こういう点の問題を、この十六メートル道路という点ではなくてですね、ほかにもあると思うんです。

こういう問題のその何というか、扱い方をやはり理事者はですね、議長から執行者に何か早く言えば送付されたというか、採択されたものを回っていると思うんですが、その点で請願が採択されたものですね、少なくとも二、三年たっているものはどういう形で何というか、請願者にですね、回答をされるのかしないのか、その点に対して伺いたいと思うんです。

その次にはですね、ちょっと先ほど私の質問の中にも市長が各種団体に対する補助金は検討委員会等でなされたという点ですが、補助金というのはですね、非常に何というか、団体によってはその何か、補助と言うんだから、いわゆる会費がたとえば半分以上占めなきゃいけないとか、こういう何かひとつの特に団体に対する補助金ですね、率の問題ですね、たとえば自己財源をどれだけ持った者に対してどうか、何かそう

いうことが明確にされたかどうかをお聞きしたいと思います。

それから次はですね、今度の総選挙で自分も感じて、前の選挙、前々も、たとえば参議院等の選挙でも感じておったんですが、特に私の住んでいる西武団地、日本信販、いわゆる何というか、倉沢地区という、こういう百草地区もそうなんですが、上の地帯に軒数でいっても相当な軒数があると思うんですが、いわゆる公営掲示板が一つもない。こういうことはですね、いわゆる選挙の公平というか、そういう立場からですね、どのように考えられているのか、それからいまい一点はですね、投票所の何というか、有権者の数ですが、投票所と有権者の数にしても千名台からいわゆる八千名台まであるというような、こういう距離的に見てもですね、非常に何が差異があるんですが、こういうものをですね、今後再考されるのか、なかなかいわゆる何というか、選挙管理委員会などの特殊な事情でですね、再考されないのか、その点をお聞きしたいと思います。以上についてお答え願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。なければ石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

それでは、最初の私道の関係についてお答えを申し上げます。この私道には性格と申しますか、形として幾つかに分かれようかと思えます。大きく分

けまして、造成をされた団地の中の私道、それからそれ以外の一般の、いわゆる個人でそれぞれ何らかの形で開発をされた私道、こういうふうに分かれておるわけでありまして。それで順を追って御説明を申し上げますと、実は、造成をされました団地の中の道路につきましては、もちろん規制法が適用されました以後の団地の道路につきましては、かなり厳しい規定と申しますか、正しくというような表現もどうかしりませんけれども、道路としてその法律に適応した道路につけられておるというようになこと、かなり整備をされております。それからそれ以前のものにつきましては、舗装等もされていなかったり、側溝等も悪いというような現状もございます。そこで、この規制以前の道路につきましては、できるだけその地域の従前の起業者にも負担をしていただいて、整備をしてもらいたいというようにすることもお願いをし、そういう形で進め、現に一例で申し上げますと、日本電建ないしは平山にあります団地等につきましては、そういう整備を進めております。それから一般の私道につきましては、市の補助金によって整備をしておる私道もございますし、それから方法として、整備をせずに市に移管をされて、その後市が整備をするというように私道の性格もございます。そこで御指摘のように、補助率について、一般の私道で整備をされずに市に移管をされたものと、それから整備をして市に移管をしたというような、いろいろな性格がございます。そこで、

その辺のいろんな均衡を図るというためには、現在の補助率も

経費負担をしないものとの均衡を図りながら補助率も考えていかなきゃならないんだ、こんなふうにも感じております。なお同じ私道でも、下水、あるいはガス、水道といったような、全く公道に準じたような私道もございます。そこで御指摘のとおり、この補助率については、そういったものを含めまして、今後検討をさせていただきたいと、こんなふうに考えております。それならなお、公道を一部拡張した私道を含む、私道についての御指摘でございますけれども、これは、従来から寄付をしていただいて、その従来の公道という考え方で取り組んでおります。たまたま、いろいろの系統上の問題で遅れているむきもあるかと思えますけれども、こういう問題については、十分検討をして、公道として使うべきものについては、公道に移管をしていただきたい、こんなふうに考えておるところでございます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

請願のことにつきましてお

答えたいします。議会で採択をされた請願をなるべく尊重したいということ、これは当然のことです。また原則では、すぐ着手可能なもの、ないしはほかの条件が整わなければ着手が不可能なもの、いろいろ内容がまたあると感じておりま

す。それから、あるいは理事者側の、たとえば議会側の意見が合致してなくて、たとえば市営住宅等の払い下げをせよ、という採択につきましては、これは政策的に立場が違うというようなことも、ごくまれにあるかと思えます。したがって、われわれといたしましても、採択をされた請願は、もちろん、これはまた請願をした住民の方の行政に対する期待も伴っておるわけでありまして、なるべくならば迅速に執行するということがもちろん原則でなければならぬ、というふうに考えております。ただ、事柄によりまして時間を要するもの、あるいは行い得ないものもあると、こういうふうに、まあ、やむを得ないような状況もございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

それでは第三点目

の御質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。補助金支給に当たってその比率の問題について明確にしたかという御質問でございます。このことにつきましては、先ほども市長の方から補助金検討委員会の発言をいたしました。御承知のとおり本年度の予算に計上いたしました。これが検討をすべく審議を進めてまいりました。ところがいろいろ委嘱をいたします先生方の御都合で、この問題が少し遅れております。すでに五人の先生方の委嘱を完了いたしました。十一月に第一回の会合を持たしていただきまして、第二回目を今月中にもう一度、

という計画をいま立てておるわけでございます。それで第一回

目の会合の時点で、従来の当市の補助金、交付金等の明細書を各先生方に配付いたしました。この内容を見ますと、御指摘のように会費とかあるいはその他の費用の比率が明確ではございません。そこで検討委員会にお願いするもの、その趣旨があるわけでございます。その支給率等のことについての御答申をいただこう、というのが趣旨でございます。ところが先生方の御都合で、前段申し上げましたように、若干遅れております。したがって、この補助金の関係につきましては、昭和五十二年予算には反映が非常にむずかしいのではないか、という予定を組みまして、立てております。しかしながら、なるべく先生方にお願いをいたしまして、なるべく早くそのお答えをちょうだいいたしたいというお願いをこれからもいたしたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。そういうことで御質問の点も含めまして補助金検討委員会の先生方に検討をお願いしたい、こういうふうに目下考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）

それでは公営掲示板

と投票区の御質問にお答えいたします。まず第一点の公営掲示板でございますが、御指摘の公営掲示板が見やすい場所に、適当な場所に立てられていないというが、これは十三投票区、一

番日野市の多摩市寄りの場所でございます。確かに御指摘のとおり、歩道沿いに片寄っているというふうに考えられます。今後、十分現場を見まして、委員会で検討いたしまして、次の機会には、選挙法でも公衆の見やすい場所というふうに掲げてありますので、検討いたしまして、設置場所を考えていきたいというふうに考えます。それから第二点目の、投票区の場合でございますが、これは御承知のとおり、この投票区は一番少ないところで有権者が千四百で、一番多いところが八千六百幾らなわけですが、有権者数の各投票区の均一化ということとは、非常に困難だと思われしますが、委員会でも検討いたしまして、何とか御要望の趣旨に沿うように考えていきたいと思えます。御承知のとおり、今回、五十一年度の投票区を三カ所ばかり変更いたしました。一応、あの投票区を一カ所増設いたしました。ほかの二カ所は投票所を変更するという形で、一応委員会といたしましてですね、投票区につきましては、前向きな形で取り組んでまいりました。今後そのような姿勢で、人口増加が著しい所、あるいは投票所として不適当な所、そういう所は、検討いたしまして善処していきたい、そういう考えでありますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

一番先の、建設部長の私道の

補助率、この問題にですね、自分はまあ、特に何というか、古

く少なくとも十年経過しているというような場所ですね、それから、誰が見てもこの辺は公費で賄うべきだという、たとえば都産の委員会あたりで現地に行つてですね、理事者も係員を派遣してですね、見てですね、たとえば都産の委員会でも現地を見てですね、すべきような下絵をですね、前もって何か当局が検討を加えておいてですね、そういう調査をわれわれの議会側もいわゆる再調査をすると、こういうような考え方が、たとえば理事者に伺えればなおいいと思うんですが、建設部長の方でどうか再度質問します。それからいまいち、その拡張される何というか、いわゆる市に移管の問題ですね、これはどういう点で、これは前々も自分言っているんですが、市長も何か速やかにやるというようなことを、前の六月議会だったか、三月議会にかにもお答えがあったんですが、なかなか自分が感じているとただけでもされないんですか、その点を再度します。それから後はですね、投票所の問題とか、先ほどの請願の問題はですね、多少自分も感ずる所があるんで、あえて再質問は、ほかの人もやられるし申し上げます。それから、先ほど一番先に質問で、その何というか、落としたという、意識して落としたんですが、林議員も幼稚園の問題も何か、公立幼稚園の設置の問題も言われているんですが、これも前々から自分、何というか、通告質問等で申し上げているんですが、いわゆる公立に二年保育を定着するとかですね、公、私立の適正の配置をする

とか、こういう中でですね、幼児教育振興協議会というような、そういうものをですね、市でもお考えになられているように承っているんですが、私のかねがねの持論でもあるんですが、いわゆる少なくとも幼児教育っていうのがですね、特に教育の場は全体、もちろんそうなんです、何かいわれる執行者の交代だとか、それからいわゆる政治の流れによってですね、変えられるということじゃなくて、一つの基本的な考え方をですね、打ち出すべきではないかと、こういうふうに考えられるんですが、この辺の何かそういう構想だということがあったら、つけ加えて御質問したいと思います。その二点です。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

それでは最初の私道の御質問でございますが、造成された団地等については、大方どのくらいだというような実情もわりと把握しやすいわけですが、それ以外の地域につきましては、非常に残念に思いますが、明らかなにこういうような実情だという地域の実態といえますか、現況等も把握いたしておらないのが実情でございます。そういったものも調査し、あわせて御質問のことについて委員会なども御検討をいただき、さらに今後、私どもも思慮いたしたい、そんなふうに思います。それからなお、その拡張された地区のことでございますが、これは端的に申し上げまして、市道を含む道路の拡張は、たとえば建築をする場合に、

大きな課題だと、こういうふうに考えております。

○十二番（石坂勝雄君）

どうもありがとうございます。

した。以上で終わります。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって七の二、市政

の（執行）のあり方についてに関する質問を終わります。以上をもって本日の日程はすべて終わりました。これをもって散会いたします。

午後五時二十一分 散会

建築基準法に基づいて二メートル下がって家を建てなければいけないというようなことがございまして、したがって、その辺のそういう道路も含めて、将来の私道を市道として移管をする問題も検討させていただきたいと、こういうふうに縦に拡張する場合は、そういうことでございます。それからなお、御指摘の場所の市の移管につきましては、なお資料の中でいろいろ詰めさせていただきたい、かように思います。

○議長（名古屋史郎君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

さっき林議員の御質問の中にも申しましたように、確かに日野市の幼児教育っていうようなものが、スタートしたとき、あるいはその後、理念を受け継いできたときよりは、さらに情勢が変化してきているということは、認めざるを得ないと思います。そういうものに対応して、将来どういう基本姿勢で幼児教育に臨むか、というようなことは、このあたりで基本的なものをはっきり打ち出して、そしてそれをどんなふうに進めていくか、という計画までを考えた問題を、確立していかなくやならんだろうし、そのために、さっき申しました審議会というようになことを申しましたけれども、それは振興協議会というような形がいいか、その辺のことについては、今後ひとつ検討させていただきまされども、そういう方向に進まなきゃならんということについては、教育委員会としては、十分覚悟しておりますし、教育委員会の一つの

十二月十三日

月曜日

(第四日)

昭和五十一年
第四回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録

第四十二号

十二月十三日 月曜日(第四日)

出席議員(二十五名)

一	番	滝	瀨	政	吉	君
二	番	滝	瀨	敏	朗	君
三	番	奥	住	芳	雄	君
四	番	鈴	木	美	奈	子
五	番	橘	祐	子	君	
六	番	板	垣	正	男	君
七	番	黒	川	重	憲	君
八	番	林	重	義	君	
九	番	谷	栄	吉	君	
十	番	剣	持	佐	吉	君
十一	番	石	坂	勝	雄	君
十二	番	竹	上	武	俊	君
十三	番	米	沢	照	男	君
十四	番	米	沢	照	男	君
四	番	正	国	大	治	君
十七	番	清	水	芳	雄	君
十八	番	杉	山	寅	三	郎

欠席議員(五名)

十五	番	市	川	芳	太	郎
十六	番	秦	正	一	君	
十九	番	高	橋	通	夫	君
二十	番	佐々木	昭	雄	君	
二十一	番	大柄	保	雄	君	
二十二	番	大柄	保	雄	君	
二十三	番	本	下	博	君	
二十四	番	一ノ瀬	久	隆	君	
二十六	番	吉	富	枝	君	
二十七	番	三	浦	重	春	君
二十九	番	島	村	孝	志	君
三十	番	名	屋	史	郎	君
二十五	番	日	野	源	作	君
二十八	番	飯	山	茂	君	

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男
助役	前川恒雄
収入役	杉本好次郎
企画財政部長	加藤一男
総務部長	松村清栄
市民部長	森久保三郎
生活環境部長	加藤一郎

建設部長	田倉高光
都市整備部長	成井正夫
福祉部長	赤松行雄
水道部長	中島武男
病院事務長	遠藤政之
教育長	倉又秀作
選挙管理委員会事務局長	小山光之

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	中村亮助
書記	朝倉敏夫
書記	鈴木晴彦

書記	荒井一雄
書記	桜村正男

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一ノ十ノ三

立川速記者養成所所長 関根雪峰

速記者 清水聡一郎君 塩崎真知子君

議 事 日 程

一、一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和五十一年十二月十三日(月)
午後一時開議

午後一時四十八分 開議

○議長（名古屋史郎君） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十八名であります。十日に引き続いて一般質問を行います。

八の一、公立校施設についての通告質問者、大柄保君の質問を許します。

（二十一番議員登壇）

○二十一番（大柄 保君） ただいま議長から御指名がございまして、質問をさせていただきます民社党の大柄です。学

校施設について質問するという通告をいたしております。私たちが生い立ちましたこの日野市でございますけれども、その当時は小学校は一枚でございました。御存じの方もあるかと思いますが、下田の分教場四年まで、豊田の分校六年まで、高等科には総合して現在の第一小学校に通学して現在に私ども至っておりますけれども、その後年々人口も増加をいたしました、現在では十五小の建設、十八小の建設、あるいはまた五中の建設と進んでおりまして、敷地についても、十七小の造成、十六、十九小の確保も進んでおり、歴代市長が当市における教育施設に力を入れているということは、非常に喜ばしいことであります。一方、年々新設校に対して、既設の学校が老朽化していくことは当然のことです。理事者の皆さん方としては、あそこにも学校が必要である、こちらにも当然要望にこ

たえて新しい学校をつくらにゃいかん、というようなことは、当面非常に華やかなことと思えますけれども、前にも述べましたように、老朽化していく施設に対して、今後、どんな方法で対処していくのかお伺いすることになります。特に自分たちの生い立った日野第一小学校を例にとってみますと、この学校の体育館は、当時、市民集会施設として建設された記憶をいたしておりますが、それが昭和四十三年の八月一日に市民集会所を屋内運動場として移管をされて、現在に至っておりますように記憶をいたしておりますが……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）すでに老朽化がひどく、屋根のさびも発生して、この廊下から見ても屋根が相当赤く赤さが発生しておって、雨漏りの心配も出てきております。また施設の中の照明灯においても完全ではなくて、その上、学童の数に比較をしまして手狭になっている、すべてのものが現状に合わなくなっているために、百周年開校記念の一環として、この際、市当局にお願いをして建てかえをしていただこう、というようなことが皆さんの中で話に出ました。これが請願をされまして、採択をしていただいておりますところですが、現在に至るまで、どうなるのかナシのつぶてというようなことでございます。まず第一点、この点どうなっているのか、お伺いしておきたいと思えます。そのほかにおいても、新設校と既設校との差が余りにもひどくなっていると、このように考えます。一小、五小、潤徳小学校に

についても、いろいろな面で新設校との差が出ております。たとえば、窓の問題とか、そのほか施設の問題、このようなことに對して、新設校と既設校の差をどの程度にまで縮めていくのか、この点等についてお伺いしておきたいと思ひます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば拳手を求めます。なければ大柄保君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）

当市の場合は、幸いに校舎はいずれも鉄筋化されておりますので、そう老朽とか新設で大きい差はないと思っております。ただし、部分的には時代の差によりましての格差もあるかもしれませんので、逐次改善をなさねばならないと考えるわけであります。それから一小の体育館につきましては、一応、見通しを持って用地の用意等をしておりますので、財政の能力が見通せ次第、改築をしたいと、こう考えております。来年度の予算編成の中でも、そのことは検討を十分行います。その後いまの体育館は、市民体育館というところで用途がえをすることが適當ではなからうかと、こう考えております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

大柄保君。

○二十一番（大柄 保君）

いま、市長の方から来年度というようにございましてけれども、敷地の面についてというお話ですが、この具体的な、何ていいますか、あの辺につ

全くないとは言えませんが、この建設につきましては、特に關係ないと御判断いただいていいと思ひますが、実は、いまお声がございましたように、一小の問題につきましては、屋体の対策として、若干、現在の一小の西側部分に用地の確保をいたしましたけれども、これが面積はおおよそ千五百平米強でございます。明年度の予算で、いま市長が検討するというお答えをいたしましたけれども、もちろん検討はさせていただきます。この場所に屋体の建設は建設率等の關係から若干無理ではないか、という判断をいたしてございます。御承知のように、あそこの建設率は約五〇％でございます。そうしますと、屋体の面積はおおよそ八百平米を必要といたしますので、若干無理ではないかという判断をいたしております。そこで將來の屋体は別な所に考えていかなきゃならん。確保した土地については、いわゆる児童増に伴うクラスルームの建設ではないか、という判断をいたしてあるわけでございます。しからばどこへ建てるかという問題でございますけれども、その位置はまだ明確になっておりませんが、いずれにしても、御指摘のように既設校の屋体等が老朽化しております。しかし、早急というわけにはいかないかと思ひます。当面、御指摘の点のいわゆるさび等の問題については、明年度考えていきたいと思ひます。その後場所等を考えた中で検討してまいりたいと、こんなふうに考えております。

くられるんだそうだというふうなうわさというか、そういうふうな話が出てくるんですが、具体的なお答えはこの議会でできますかどうかですか、その点を重ねてお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

ただいまお答えしましたのは、来年の予算編成にも十分検討してみると、こういうふうにお答えをしたわけであります。まだ未確定であります。ただ土地をどの部分を利用するかということにつきましては、早く……（「買ったんじゃないの」と呼ぶ者あり）あわせて決めたと思っております。ただいまは、はっきりしたお答えのできる状況にはなっておりません。（「土地は買ってあるよ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

大柄保君。

○二十一番（大柄 保君）

それは当然、ただいまお話をして、ということではできないと思ひんですが、そういうふうなうわさが流れるということは、どこからかだれかがこうなるんだらうというふうな話が出るからこそ、知っていると思ひんですが、区画整理との關係なんかはございませんですか。

○議長（名古屋史郎君）

企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

お答え申し上げます。

区画整理との關係はどうかという御質問でございますが、特に

○議長（名古屋史郎君）

大柄保君。

○二十一番（大柄 保君）

いま企画部長の方から、明年度は屋根の赤さびだけはどういうふうなことで、あちらの方を少し手を入れる、こちら少し手を入れるというふうなことで、部分的な補修をしていくのもこれは当然必要だと思ひますけれども、できるものならば、請願も出て皆さんがお願いするというふうなことで、できたら、私は根本的にもう改築をする時期にきているんじゃないかと、こう思つて質問をしているわけなんです。が、いずれにしても、先立つものは予算でありますので、予算のないところで、あれやれ、これやれ、と言つてもしょうがないんですが、ただ、少しづつの手入れの補修はどうも何となくこれでいいから少しがまんしてくれないか、というふうにとれるんです。市長もおっしゃってましたけれども、鉄筋で本筋にりつばな小学校が市内にこれから先もどんどんできると思ひますけれども、何としてもやっぱり既設校との差というものも考えてもらわないと、この間の日野市PTA協議会の中でも、こういうふうな皆さんの話が出ているということですから、早急に来年やれということもちょっと無理なやうな気がします。ので、できるだけ早く要望にこたえるようにお願いをしておきます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって八の一、公立校施設に関する質問を終わります。

次に八の二、市内の道路舗装についての通告質問者、大柄保君の質問を許します。

○二十一番（大柄 保君）

続けて、市内の道路の舗装に

ついてということで質問をいたします。この議会にかかわらず、どの議員さんにかかわらず、いままでも長年来、何年来となく、私道についてどういふうにしたら市民の要望にこたえられるか、という質問なり、あるいは当局皆さん方の考えなりで、いままできてしまったわけですが、補助要綱というのが決まっております。この補助要綱が決まっております、私道に対してはどうしてもその補助要綱からはずれたことはできないと、要綱ですから、市の決まりですから、それよりほかにはできないんだ、ということ片づけられているような場所がたくさんあるわけなんですけれども、先日石坂議員さんの質問の中でも、私道に対してということがございましたけれども、私は、その石坂議員さんの答弁の中で、これから先の補助要綱等についても検討していくというふうな建設部長の方からの答弁を記憶しておりますけれども、しかれば、どういふふうな要綱の改正をこれから先にやっていくのか、これは、この席で聞くのはちょっと無理かと思えますけれども、でき得るものならば、今後このようにやっていきたい、というお答えが得られれば幸いなのでございますが、どうでしょうか。

○議長（名古屋史郎君）

ただいまの質問につきまして

先日もし上げましたように、私道の中でも、整備をせずに市に移管をされてる面もございます。したがって、そういうものを考えますと、現在の補助支出とのバランスを考えて均衡を欠く向きも無いではないというふうに考えられますので、その辺を含めまして、十分検討させていただきたいと、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）

大柄保君。

○二十一番（大柄 保君）

いま建設部長の方から、要綱

についての話と、今後どうするかということですが、この要綱についてちょっとお尋ねをしてみたいと思うんですが、私道ということで、要綱についての通告はしてなかったんですが、市内の私道といつてもたくさんあるわけで、大きい所では明星の向こうの団地、これは会社の地主が、要するに会社になってるんじゃないかと思えますけれども、そういう所の取り扱いと、それから個人個人の地主さんがお持ちになっている所にお住まいになつて市民と、これいろいろな所で違った条件があると思えますけれども、この条項ですが第三条に、市長が公益上必要と認めるものについては、予算の範囲内において市費補助により整備事業を行うということで、幅四メートル以上のものということになり、あるいは交通が煩雑であり市道に準ずるもの、起点、終点が公道または公道に準ずる道路に連絡するもの、ということ、この要綱によって仕事にかかっていったとして

関連質問者があれば挙手を求めます。なければ大柄保君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

お答えをいたします。要綱

を具体的にどういふうに改正するかという御質問のようですが、その前にざつと要綱について振り返ってみますと、確かに私道でもガスが入っておったり、水道が入っておったり、あるいは下水が入っておる所もございます。したがって、そういうものについては、公道としてというふうな扱いがされるような向きもございます。したがって、そういうことも含めて十分に検討をしていかなければならない、いふふうに考えておりますが、しかしながら、従来の補助要綱では、たとえば、対象としては舗装工事なり、排水工事なり、路肩の整備というふうなことで、従来進んでおたわけでございますけれども、たまたま、私道について砂利を入れてもらいたい、という地域からの御要望もござります。数回、砂利を入れますと、路面だけが高くなつてまた宅地に悪影響を及ぼす、というふうな事例もござります。したがって、砂利を入れることではなく、そこにある砂利を利用してといいますか、その砂利の路面を整理することによって私道の道路の利用度を高めよう、というふうなことも考えまして、実は、ごく最近、そういう路面整理というふうなことの改善もいたしたわけでございますが、それだけでは必ずしも満足すべきものだとは考えておりません。それからなお、

も、先ほど申しましたように、やはり大きな地主さんがついている所ならば、一人の地主さんの会社の許可の判で用が済むと思うんですが、それが、いろいろ三人なり四人なりの地主さんが権利者になっているというふうな所だと、要するに、近所の人たちは、やつてもらいたいんだけれども、やはり地主の同意がなければということで、三軒の地主さんを回って、一人が私にだめですよと言われると、全然地元の方々の、この要綱に対して補助をしていただくという気持ちもなくなつてしまふわけなんですけれども、この点等について、市の方として、その地主に対してぜひひとつ三人の地主さんが承諾をされたんですが、お宅もお願いをしたいというふうなことは民間サイドに立つてできないものかどうかお伺いしておきたいと思いたす。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

確かに要綱の中の第五項に、

土地所有者の同意を得るものというふうなことでうたつておりますし、いま具体的な御指摘のようでございますが、確かに一人同意が得られなかったために、その私道の整備ができなかったという事例があるように私どもも記憶をいたしております。それで、その私道のあり方と申しますか、その土地の性質上、個々に各種な問題があるようでございます。と申し上げますのは、その土地を債権の担保として、というふうなことでい

ろいろなことがありまして、なかなかただ単に、私道の整備をするために反対というのか同意が得られないと、そういうような問題も含めておるようでございますが、御指摘のように、そういうことも含めて今後十分検討していきたい、このように思っております。

○議長（名古屋史郎君）

大柄保君。

○二十一番（大柄 保君）

じゃあ検討して、その中にそ

ういうことも含めておいてください。それと第三条で、公益上必要と認めるものについて、それから四メートルということですが、これはいまの新法でいけば、何メートルの所でなければ家は建たないということ、これは当然ですけれども、その昔建ててしまったという所、これは四メートルでなくても、まだ三メートルという所もあるわけなんですけれども、いまの要綱でいくと、そういう所には当然適用はされないんですが、この間の石坂議員さんではないけれども、いま新しくここでできた道路じゃなくて、はるか先、大正かあるいは昭和の初めごろできたような所、この市道に対する一般の公共に、私は一生懸命になっていままで用を足してきましたよという年数が長いような所は、いまのところでは全然考えておられないということなんです。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

お答えをいたします。従来

○建設部長（田倉高光君）

ちょっと、申し上げ方が適

切でなかったかもしれません。現にある公道でも、四メートル以下の場合には、建築基準ということで下がっていただいております、というようなのが実情でございますので、私道についても、できれば四メートル以上ぐらいにさせていただく、という前進的な協力をお願いしたいと、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）

大柄保君。

○二十一番（大柄 保君）

はい、わかりました。それか

ら、いま現在既設で三メートルというようなことならば、それを四メートルぐらいに両サイドを広げて、この要綱に適するようにしていただきたい、ということですね。これから先も、そういうことについては、その方針で当然いかなきやならないわけですね。そうですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。そうすると、なかなか法律なんです、要綱なんです、要綱に決まったとおりということになると、それが両サイドの住民の人の協力、あるいは地主さんの協力、いろいろな皆さんの協力を得なければできないというようなことで、それが全部が全部もろ手を挙げてじゃあ、そういうふうにしませう、便利にしませう、ということならばいいけれども、なかなかさっき言ったように、地主さんの中にもいろいろ考えの人もあるだろうし、それから十戸両サイドに住んでいて、奥が三メートルの所は

の道で、確かに四メートル以下の公道でも、一・八メートルぐらいで舗装されておる所もございます。ただ、私も考えてこの要綱を運用していく中で、建築基準法からいって、従来の道が狭い場合にはその中心線から二メートル下がっていただく、というようなことで建築が許可されますし、もちろん、防災とか消防とかという前提がありますので、実はそういう運用がされておるわけでございます。したがって、理想としては、できるだけそういう防災とかいろんな角度から支障のないようなことでやっていただきたい、というふうに実はむしろ御協力をお願いしたい、こういうことでその運用をいたしておるわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）

大柄保君。

○二十一番（大柄 保君）

いま三メートルなので、私道

として舗装がしてないんだけれども、これは四メートルならばこの条項に抵触するけれども、三メートルでは、これは当然、文章からいけばだめなんです。法律なんだからだめなんだけれども、そのことについて、何とかいまままで一生懸命やってきたんだから、地元の人その私道を使って準公道並みに利用していただから、そのところが何らかの方法でできないか、ということをお願いするんです。ですから、できなきやできないでいいんです。ただ、要綱を変えてもらえばいいんだし……。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長。

いいというようなことも書いてあるけれども、なかなか全部の意見が統一されないような場合があるわけなんです。それから、そのようなことにもし地元で立ち至ってしまったて、交渉がデッドロックに乗り上がりたりなにかしたような場合は、できるものならば、市側として中に入っていくようにしていただきたいと、このように考えてるわけなんですけれども、そのようなことができるか、できないか聞いておきたいと思うんです。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

私道の改修とか舗装とかとい

うことは、あくまで市民の方の日常生活を、何とか一歩踏み出して利便を図ろうということが趣旨でありますので、そういう趣旨に沿って基本的には考えたいと思えますし、それから、しかもなお、それにはある基準を置いておきませんと、どこでもやるというわけにはいかないことも実例としてあるわけであります。何か、宅地開発をそのことによって助長するとか、あるいはそういう方面に利益を与えるなんていうことであれば、これは見直さなければならぬと思っております。一例といたしまして、浅川の南岸の向島地域の提防に沿う私道の部分がありますが、これは、あの提防に沿った道をかなり通過交通の道として車等も走っておる状況がありますので、これは特例といたしまして、ことしの予算で舗装をしようというようなことを進めております。それに準ずるような部分があればそのように

考えていきたいと、こういうふうに考えております。したがって十分ひとつ当該する道路の性格を見きわめて、極力、市民の利便を守ると、こういう見地から取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）

大柄保君。

○二十一番（大柄 保君）

いま、市長からやや前向きな取り扱い方に対するお答えがあったわけなんです。いざにいたしまして、私道を準公道並みに日常の生活道路として使っている市民にとっては、隣は市道であって舗装され、こちら側は舗装がされてない、どうしてだ、私道だからだ、というようなことだと、一口にこれは税金をあんた方払ってもらっても、どうのことじゃないですよ、一口に市民は税金を払いながらこちらはいいい、こちらはだめだ、何で私道はだめなんだ、要綱があるからです、要綱に適用しなきゃだめなのか、というようなことで、大きなハンデをしょって日常生活をしておるんです。まあ、そういうことで、私道に対しても、でき得るものならば、地主は、地主さんのものでも結構、この前も私お話ししましたけれども、地主さんのものでよろしいと、これは当然です。ですけども、表面の補修、管理だけは市の方でできないか、それも全部やれということじゃなくて、いろいろ長年来、何年来、その私道で悩んできた人の調査はできるわけですから、そういう調査をして、それで表面だけの管理をしていただけた

の点はどうなっているのか。六メートルが入らないんならば入らない、どうしてもだめなんです、というようなPRをしてもいい。できるんならば、何らかの方法でやります、というようなお答えもいただきたい。それと、車で通れば御承知のことと思いますが、実践女子大学付近は、交通規制がしかれております。この交通規制によって、いままでも進入できた所が、進入禁止になってしまっており、その車が、右にあるいは左に迂回をしていきます。当然、その六メートルの未舗装の所を、いま自動車も裏道を通っているわけなんです。そのようなことも含めまして、いままでも道路を自動車を通らなかつたのが、交通規制のために迂回車がたくさん進入してくる、というように苦情も現地では出ているわけなんです。話によれば、国の補助が取れたから、全部舗装するのに一億円ぐらいかかるというようなことは聞いておりますけれども、それも五十四年度時点と、終わりの時点だという答えが返ってきておりますけれども、現実には地元としては、一日も早くせつかく区画整理がされて、りっぱな六メートル道路、四メートル道路ができておりますので、舗装をしてもらいたいというようなことをお願いをしているわけなんです。この点は計画がどうなっているかお知らせください。それから、いままでも思うんですけれども、さっきの建設部長の答弁の中で、砂利敷きと、砂利配布の要綱というような、また要綱を使いまして、私道に対しては砂利を配布する

らと、この含みで、お願いなり質問なりをしているわけでございますので、私道につきまして、今後よろしく御配慮をお願いをしたいと思っております。以上です。次に都市計画の区画整理の關係になりますけれども、この点について、やはり市内の道路舗装ということをお願いしておきましたけれども、平山台、四ッ谷下区画整理はりっぱに終わっております。いま神明上の区画整理にかかっておることは御承知のとおりでございますけれども、ここで問題になるのは、六メートル以下の道路が未舗装のまま残されておるわけです。これは私はその当時減歩を下げたために、そこまで入らなくて、舗装もできず、砂利を敷くのみで最後までいくんだ、というような話はしております。だけれども、その当時の皆さんは、当然知っていると申うんですけれども、それから新しく住んできた市民の皆さん方は、そこまでちょっとわからないんじゃないかと思って、この前の議会でも中島部長さんの折にも、何やらの方法でできないんならば、その関係者に広報なりを通じてPRをしてもらいたいものだ、ということをお願いしておいたわけなんですけれども、それから年がたっております。いままでも何でその区画整理の中で六メートル以下の道路は舗装が入らないのか、というような私どもに対しても問い合わせがあるし、ほかの議員さんの中にも、恐らくいつてると申します。それと同時に、市の係の方にも電話なりあるいは投書なりでいつてると申うんですけれども、こ

んだ、というようなこと、これも絡みますけれども、その都度、区画整理の問題等においても、砂利を入れて舗装がないまま穴が堀れる、砂利を入れる、また穴が堀れる、また砂利を入れる、それに対してはだれがやるんだと、その道路を補修する、管理するその作業員といえますか、専門職じゃなくて、区画整理の職員がやっているわけなんです。そうすると、労力的にも予算の面においても、かなり私は個人的な考えですけれども、むだがあるんじゃないかと、それならば、いっそのこと舗装にしてしまつて半永久的に補修をしないでそのまま使える、というようにした方がよっぽどいいと、これは個人的な考えですけれども、そういう考えがあるんですが、この点等を含めてお願いをしたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）

それでは、ただいま

の御質問にお答えしたいと思います。神明上区画整理地内の六メートル以下の未舗装の道路と、これにつきまして、ただいまの質問者の説明は、全くそのとおりでございます。これにつきまして、五十一年度より国庫の補助が導入されると、こういうようなことになりました。その中で六メートル以下の未舗装の道路につきましても舗装をする、ということになったわけでございますが、ただいまのお話のとおり、これにつきまして、事業計画で五十一年度より五十四年度までの間にすると、

この内部の、いわゆる事業計画につきましては、最終年度の五十四年度にこれを行うと、こういうふうなことの計画につきまして、合意に達しておりまして、それについての補助が年々いただける、こういうふうになっておるわけでございます。そういう中で、直ちにこれにつきまして計画を変更してやると、こういうわけにもまいらないわけでございまして、いままでは、一応、現在の神明上の区画整理事業の中ではできないというのが、できるようになったわけでございまして、この計画に従いまして、いろいろ最後の事業をしていくわけでございます。そういう中で、最終年度、もう三年あるわけでございますが、三年の五十四年度にはできると、こういうようなことの中で、私どもの方といたしましては、一応、事務レベルの考えでは、その間はやはり砂利道でいまの状態に置いておかざるを得ないと、こういう中で、できるだけ支障のないように、管理につきましては、やはり不良な状態になりましたならば、その御連絡をいただきまして結構ですし、また、われわれの方も区画整理地内を巡視した中で、そういう地点につきましては整備をすると、補修をすると、こういうようなことでやっていきたいと、こういうふうに思っておるわけでございます。それからもう一点、PRの件でございますが、確かに最近来られた方は、そういう状況を御承知にならない、こういうようなことの中で、市民の声などでも、そういう御質問を受けておるわけでござい

す。そういう中で、何とかこれにつきましても、そういう事情を知っていただくというふうなことで、また、ただいま申しましたような計画、こういうようなものにつきましては、広報を通じましてPRに努めたい、こういうふうに思っております。

○議長（名古屋史郎君） 大柄保君。

○二十一番（大柄 保君） いずれにしても、時間のかかることは、当然役所の仕事は、きょうあしたということではやってもらえないんじゃないかと、このように考えておりますので、私が最もお願いをしたいところは、PRをして、この辺まではこの年ごろまでにはこうなります、というように市民に対してのPRをやってもらいたい、このことなんです。これは中島さんのときからお願いをしていることでありますが、なかなかやってもらえないので、あえて本会議をかりまして、皆さんにお願いをするところでです。ぜひお願いをして、市民の皆さんにいらをを起こさせないようにやってもらいたいと思っております、お願いいたします。最後になりますけれども、第一小学校の体育館の改築、これ等におきまして、雨が漏ってきちゃってから騒いでやってもしょうがないし、一つ、二つ手入れをしただけで用を済ましてもらっても困るし、これは一小だけじゃなくて、五小なり潤徳なりにも通ずるところでございますので、老朽校舎、そのことについて、十分に今後検討していただ

きたいと思えます。私道についても、前向き市長のお話、あるいは部長等からの答弁がありましたので、総合的にいろいろお願いをしましたが、市民の側に立ってやっていただくことをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（名古屋史郎君） これをもって八の二、市内の道路舗装に関する質問を終わります。

次に九の一、出産費の貸付制度の実施と中小企業事業資金融資制度の改善についての通告質問者、橋祐子君の質問を許します。

（六番議員登壇）

○六番（橋 祐子君） 出産費の貸付制度の実施と、中小企業事業資金融資制度の改善について質問いたしたいと思います。まず出産費の貸付制度の実施についてでございますが、今日、先日の議会にかかりました市政経過報告によりまして、母子手帳の交付数が、日野市におきまして八月、九月、十月のこの三カ月間を見ましても、六百二十人ということで、一カ月平均にしまして、二百名以上の方々に母子手帳を交付している、というような状態が生まれております。そういう中で、現在、出産費がどのくらいかかっているかといいますと、いま日野市の中で、市立病院でお産するのが一番安いわけです。ここで最低のお金が十二万円、ちょっと何か問題が起きますと、帝王切開

とかその他ありますと、二十万ぐらいかかってしまう。一般病院では十七、八万から、ここでもた帝王切開その他がありまして、二十五万以上かかってしまう、三十万近くかかる、というのが現在の状態でございます。そういう中で、出産費に対する助成金、これがどのくらい、たとえば国保とか社会保険とか共済で出てるかといいますと、国保の場合四万円、そうしますと、市立病院で最低の費用で十二万円が生んだにしても、八万円を負担していかないといけない、という問題が一つありますし、それから共済とか社会保険、これはもういろいろの状況がありますので、私の場合、この市の職員の問題で考えていきたいと思いますので、私の場合、この市の職員の給与が、日野市全体の労働者の賃金の九〇よりちょっと上ということでございますので、これで考えていきますと、市の職員共済によりますと、当人は一カ月分の入院助成金、それが一カ月分と、配偶者の場合は七割ということでありまして、この間、この議会におきまして、改定給与といましようか、給与が値上げされましたけれども、そういう新規のお金で、二十五歳から三十歳の平均賃金が、日野市におきまして十二万二千円になっております。そうしますと、当人が生んだ場合に、一番安い日野市の市立病院で生んだお金でとんとんと、それで配偶者の場合は、八万五千八百円ぐらいですから、それでは足りない、という状況にあるわけです。そういう中で、では出産に備えて……

(「毎月生んでるわけじゃないだろう」と呼ぶ者あり) (笑聲)
お金を、いま谷議員から質問がありましたけれども、これについていまお話ししていきたいと思うんですけれども、母子手帳を交付いたしまして、それから出産できるまで、じゃあ、最低必要なこのお金を毎月の給料の中から積み立てていくとしまして、たとえば、最低の十二万でお産する人でも、毎月一万七千円の積み立てをしていかなければいけない状態です。そうしますと、市の職員の給料ですと、一カ月十萬五千元で食べていかなければいけないと、ましてや、二十万使うと言われていて一般のところでやりますと一カ月二萬九千元、三万円近い積み立てをしなればならない。そうしますと、一カ月の生活費九万円という、こういう状態であります。しかし、これはこれだけの問題ではなくて、もっと大きな問題がありますので、それは質問の後に、また資料として提出していきたいと思いたすけれども、いま言っただけでも、こういう状態の中で、御存じのとおり物価はぼんぼん上がっていくと、毎月の生活はきゅうきゅうだというような状態の中で、大変多くの人々から、これでは安心してお産ができないと、子供を生むことができない、という意見が率直に出されております。そして、出産費を市が一時的に貸し出してくれないだろうか、そういう強い要望が出されておりますが、この点について、市はこの要求にこたえて実施する気があるかどうかと、これを一点お聞きしたいと思

います。次に中小企業事業資金融資制度の改善でございますが、五十一年度の十一月末日までの実績についてまずお聞きしたいと思います。その聞きたい一つは、申込件数、一般と緊急の申込件数、それに許可件数、それから取り下げ件数が出てると思いますが、それだけでも、その取り下げ件数とその理由、それから大きな二つ目としまして、十二月中の緊急融資の申込予想数、これは、昨年の実績とそれから今年のこの不況、インフレと言われてる状態の中で、どのような件数、大体このぐらいの件数が出てると考えてるのかどうか、お聞きしたい。三つ目の大きな問題として、市長にこれはお聞きしたいわけですが、この十二月十五日付の日野広報が配布されました、きょう議員に……。それによっても、これだけ大きな中小企業の問題で課題山積み、中小企業ということで具体的に数が出ております。国民金融公庫の調査によりまして、十月期千四百八十九件の倒産が出てると、この日野市の広報によりまして、いま中小企業の数、これ工場で見ますと九四・四％を占め、商業では九九％が中小企業だと言われているという状態、そういう中で、四十九年に一件の倒産、五十年で六件に年々増加してきていると、倒産件数は……。そしてこの五十一年度では、すでにきょうの時点でも不渡り食って、どうしようもできなくて夜逃げをした、という中小業者の方の倒産がきております。そういう状態の中で、こういうものを出す以上、それなりの手だてを考えてい

ていらっしやると思いますが、そういう点で、中小業者を今日の不況、インフレの中で守っていく、多くの市民生活にかかわりを持つてこの中小企業者に対する問題として、先ほど一般質問されました、そういう人たちに仕事を与えていくということと同時に、国や都に、緊急融資その他の融資制度を、もっと大幅に拡大していけるようなことも要求すると、それと同時に、いま現在、日野市にある融資制度をもっと多くの方々が利用しやすいようにしていく、ということがどうしても必要だと思いたすけれども、その点について、この年末を迎えるこの時点において、市長は担当部に対して、どのような指示をお与えになつてゐるかどうか、この点についてお聞きしたいと思いたす。以上です。

○議長 (名古屋史郎君) ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ橋祐子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 (赤松行雄君) 出産費についてだけお答え申し上げます。出産費についての一つの制度でございますけれども、国制度としまして、入院助産制度、こういう制度がございます。この制度につきましては、年収二百万以下の所得につきましてはの出産について保障していこうと、こういうことでございます。それで国と都が幾ばかりの金を出してありますけれども、日野市におきましては、あとの全額を日野市

で全額補助しております。ただし二百万の年収のクラスになりますと自己負担が四千円程度伴います。ですから、四千円を除いた全額を国と都と、それから市が支出するわけでございますけれども、その全体の六割は日野市が出している、こういう制度でございます。それで御質問は、年収二百万以上の世帯にはこの救済は及ばないわけでございますけれども、その二百万以上についての救済ということになるかと思いたす。これにつきましては、社協の中に貸し付けの出産費の制度がございます。非常に貸し付けの時点まで一カ月程度かかるというふうな点が利用されていない事情のようでございます。それで日野市におきましては、以上のような状態でございますけれども、現在生活つなぎ資金の制度がございます。これにつきましても、過去、多少、出産ということで利用されておる事例がございます。つなぎ資金の制度を利用して、この二百万円以上の年収のある、要するに制度の中で救済できない方についての融資をしていきたいと、このように考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長 (名古屋史郎君) 生活環境部長。

○生活環境部長 (加藤一郎君) それでは、十一月末現在の申込状況等でございますけれども、これにつきましては、一般の運転資金、これについては二件ほどございます。それから、緊急資金につきましては、正式に受理したものはございま

せん。したがって、許可は二件です。取り下げ、これもい
わゆる緊急資金というものは受理しない、ということからご
さいません。それから十二月の緊急の予想数でございますけれ
ども、これにつきましても、いまのところ私の方は伺っており
ませんので、件数はゼロでございます。以上です。（「五十一
年度実績は」と呼ぶ者あり）五十一年度実績は、緊急資金につ
いては十四件です。これは十月末現在でございますけれども、
十四件でございます。七百万です。それからあと運転資金が七
件、六百六十万、設備資金が二件、二百六十万以上です。

○議長（名古屋史郎君）

市長、何かありますか。市長。

○市長（森田喜美男君）

歳末に当たりまして、確かに不況とインフレの情勢の中でありますから、追い込まれる中小企業等が存在するだろう、というふうに考えておりますが、市の制度が必ずしも利用されるという状況でありませんので、事業がなかなか把握しかねております。しかし、そういう状況で求められますならば、最大限の市の持つておる制度を利用していただくと、それから金融機関にもそういうふうな働きかけをする、そういうことでしのいでいただきたい。PRが足りないのであるかもしれませんが、商工会等にもう一遍そういうことの意思を伝えたい、と思います。それからお産の経費のことにつきましても、確かに大きな経費がかかる今日の情勢でありますから、いま、福祉部長が答えいたしました生活つなぎ資金等

る出産費だけではないわけです。費用にかかるのは。皆さん御存じのとおり、まず子供を生むについて必要なお金として見ますれば、定期診察費というのが必要です。この問題は、出産は病氣じゃないということで、保険の適用がされております。

そういう中で、当初は毎月一回、そのうちに二週間に一遍、一週間に一遍というように定期診察をしてもらう費用というものは莫大な費用になっている、というのが一点であります。このことにつきましても、私ども保険を適用できるようにしてほしいという運動をただいまやっている最中でありまして。そういうお金、それから乳児の衣類、備品、そうしたものを準備しなければいけないと、これにもかなりかかるわけです。またミルク、二人目の子供を生む場合には、最初の子供を実家なり知ってる方に預けなければいけないと、こういう中で、それにかかるお金も大変かかっております。そういうことを入れてみますと、最低でも十二万のお産、十五万ぐらいのお産をやったにしても、必要な経費ということとは三十五万ぐらいはかかるわけです。そうしますと、これを積立方式でやりますと五万円の積み立ては必要だ、という計算になります。そうしますと、市の職員で七万円で毎月の家計をやりくりしなければいけないというのが市の職員の給料体系、二十五歳から三十歳までの平均で言えることであります。そうなりますと、その給料というものが、いまの日野市の中流上であるということであれば、多くの市民

を、助産にも使いたいような仕組みにいたしまして、そうして利用をしていただきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘 祐子君）

出産費の貸付制度の問題で、入院助産制度、こういうものが国ではあるという答弁があったわけですが、年収二百万といいますが、一カ月十六万であります。二百万といいますが、ボーナスその他すべてを入れてのお金でありますので、一カ月平均しますと十六万と、十六万というお金で、いましてすべてを含めてやっていると、いけるような状態にあるのかどうか、といった場合、大変厳しいということ、いま入院助産制度が、ほとんどの家庭に適用できないというのが実態です。そういう点で、私どもも、この入院助産制度の基準の引き上げ、この問題については運動をしておりますので、市の方と一緒に運動していただけたらいいんではないか、というふうに思います。それと生活つなぎ資金の問題でございますが、いまこの生活つなぎ資金一口五万円ということになっております。そういう点で、これまでも、いま部長がおっしゃったように、確かに五万円を出産で借りたという人も出ております。ここで私は問題にしていきたいことは、先ほど出産費だけを見て、それに必要な積立金をやった場合、幾らかかるから生活費が九万だとか、十万ぐらいの生活費になるということを言っていますけれども、出産ということになりますと、単な

の方々が、これよりもっと大変な状態にこの出産費を出していくために毎月、毎月の生活を切り詰めるわけにはいかないという、こういう実態が考えられると思うんです。そういう点で、単にその生活つなぎ資金を一口五万円借りればそれで済んでしまふ、というようなことではありません。そういう点で、先ほどそれも含まれていると思いますけれども、できれば私は新規につくっていただきたいという気があるわけですが、それは今後検討するとしても、早期にこの生活つなぎ資金を、お産については三口まで貸してくれるとか、四口まで貸してくれるというような特例、こういう条例を早急につくっていただきたい、というふうに考えるわけです。その点について一点お聞きしたいのと、もう一つは、返済方法です。これまでも、生活つなぎ資金をお産の費用のために、それからその他のことで、生活つなぎ資金をお借りしてきた人がいるわけですけれども、この返済方法が、直接窓口に戻さなければいけないというような状況の中で、時間切れになってしまふと、銀行も四時、それから福祉事務所も遅くとも五時ということで、勤めている人たちは休まなければ返済に行けない、というこれが実態であります。そういう中で、この返済方法は、自動振替等も取り入れていただきたい、というふうに希望するものですけれども、いかがでしょうか、それだけ。まず出産費について一つずつやっていきたいと思いますので、よろしく。

○議長（名古屋史郎君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

生活つなぎ資金がでまし

たのは、公立の質屋が利用者が少なくなってきたという反面、やはりおっしゃるような、生活のつなぎという生活上の問題も、依然として生活苦として横たわっているというふうな実情から、生活つなぎ資金、そういう形に質屋の形態が変わったものでございます。それで、この形態のものを出産費に限って三口、四口という形態については、ここではちょっとお答えできないんじゃないかと思ひます。むずかしい問題かと思ひます。研究させていただきたいと思ひます。それから窓口返済につきましては、おっしゃるような非常に不便な面もございますので、改めていきたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘 祐子君）

再度お尋ねします。研究させてほ

しいという期限の問題でございますけれども、たびたび一般質問その他をやりますと、ここで研究させてほしいと、前向きな姿勢ですという答弁があるわけでございますが、その結果、大変長い間そのままになっていくと、それについては、私どもの追及の仕方が弱いという点もあるんでしょうけれども……（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）それも含めて、大体めどとしまして、たとえば三月議会にはこういうことを考慮して提案していくんだ、という気持ちがあるのか、どうなのかそのめど

をはっきりさせていただきたい、というふうに考えるんですけれども、もし部長の方でだめでしたら、市長の方でぜひ御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

現在、三月予算の組み立て

中でございますけれども、三月までにはめどをつけたら、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘 祐子君）

三月までということですので、大

いに期待し、これからもお願いしていきたいと思ひます。次に中小企業の問題でございますが、一言に言つて、余りにもこういう日野の広報でこれだけ多く扱っているというのにもかかわらず、これには、かなり詳しく日野の中小業者の実態が書かれてるわけです。全国的な実態も書かれてるわけです。これによつても、この年末は大変厳しいんだという形で、二人の人たちの意見も出されてるわけです。そういうものに対して、じゃあ、先ほどの答弁を見ましても、答えられるような答弁になつてないんじゃないかというふうに思ひます。引き続き質問をしていきたいと思ひますが、実は、取り下げ件数がないということでありまされども、実際にはあるわけです。私も何度かこの緊急融資の点でいけば立ち会っております。融資を申し込むのに、ここでも取り下げているわけです。それはなぜかとい

ますと、保証人の問題、それから申込資格の適用範囲の問題、こういうことで取り下げを余儀なくされていると、または申し込めないでいるという実態があるわけです。そのたびに産業課には行つて御相談をし、場合によっては三菱銀行まで行つて相談をしてくる、というようにことを続けているわけです。先日保証人がどうしても市内にいないということで、近郊市でもいいんではないかということでやってくるうちに、いやだめだと条例がこうだから日野市の中の保証人しかだめだ、と言つてる間にほかの企業から不渡りを食つて、結局、自分の会社も不渡りを出してしまうという形で、大変な事態に陥つた方、この人も緊急融資を借りるために、何遍も市に私どもと一緒に運んだわけでありま。それは御存じのとおりだと思ひます。そういう点で、いまこの件数が少ないのは、PRが足りないというだけではないわけです。かなり多くの方々が、こういう制度があるということはいま知つてきていらつしやいます。ただ問題になつてゐるのは、二点あると思ひます。それは、一つには先ほど言いました申込資格、この資格の問題と、それから二つ目には保証人の問題です。この資格の問題ですが、市内に居住してゐて他市で事業を営業していると、言うなれば日野の市民、市民税なんか全部日野市に払つてると、そういう人たちは、この緊急融資にしてもこの制度を借りられないわけです。市民でありながら利用できないというのが一つ、それからもう一つは、

法人企業の場合に、法人市民税は会社として日野市に払つてると、しかしその役員さん方が市内に居住していないと、そうしますと、この第六条五項に係つてしまつて、市内で営業してゐるにもかかわらず借りられないと、これを利用できないというこの二つの申込資格の点では、問題があると思ひます。そういう点で、一つは日野市内に居住してゐて、他市で営業してゐる人たちが借りられないかどうかという問題が一つ、それから法人企業の場合、この条例の後ろに、法人の場合は別に企業経営上責任ある役員一人を必要とする、と書かれてゐるわけですが、その条例の下に、この役員は市内在住に限らないといひますか、他市でもいいという条件を一つつけていただけないかどうか。実際には、ここで税金を払つてゐるわけですが、そういうことができないかどうかというのが二つ目です。次に保証人の問題ですが、市内に一年以上居住してゐるといふのがこの保証人の条件になつておりますが、現在、他市の条例を見ましても、近隣市に居住してゐる者であるならば保証人になれる、という状態になつております。いま、かなり借りる人が多い中で、なかなか市内で保証人になつてくれる人がいないけども、多摩市や立川や隣接の八王子とかにはいる、というような人はたくさんいるわけです。いま借りたという人が。そういう中で、これを市内にと限らないで、近隣市というふうに早急に直していただけないかどうか、という問題が一つです。次に、他に保証をしていな

いまは借りていない人が、保証人としての資格を持つということになっているわけですが、保証人の資格というのは、本来保証ができると、その借りた人がもし返せなかった場合に、返せるだけの資産を持つてると、保証能力を持つてるとというのが一番の保証人としての資格だと思ふんです。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）そういう点から言いますと、たとえば緊急融資の五十万の保証人にAさんがなつたと、そのAさんの資産は大変多いと、そういう場合に、じゃあ次の人が、また緊急融資で保証人になつてくれと言われたときに、なれないという状況がいまこの条例ではあるわけですから、その保証能力があれば保証人の資格がある、というふうにしていただけないかどうか。それから借りている場合ですけれども、借りている場合も、たとえば一般についても、緊急についても、五十万なら五十万借りて、もう大部分を返してしまつて、それを借りたおかげで営業もうまくいつてると、もう一息だという人たちが、果たして保証人の資格がないのかどうなのか、それもやはり私は、同じくその人が保証できる資格があれば、それだけの保証能力があればいいんじゃないか、というふうに考えるわけですから、でも、その四点についてまずお尋ねしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）

いま四点ほど御質問いただいたわけでございますけれど、まず一点目と二点目、こ

協議も重ねないと私の方としてもここで即答できない、いわゆる検討させていただきたいということでございます。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘 祐子君）

適用範囲のその申込資格の問題でございますが、これについては、課長会で検討中ということでございますので、ぜひ、これはやはり三月議会をめぐり精力的にやつていただきたいと思います。法人企業については、秋川市がすでに実施しております。そういうこともありますので、これは早急にやはりこれも実現をしていただきたいと思います、というふうに考えます。それから保証人の問題ですけれども、保証人になる場合に簡単になれるというんじゃないわけです。どんな少ないお金でも、それ相当地に保証人になるについては悩むわけです。そして人間関係の中でよしということでは保証人になるわけです。安易な気持ちでなっていないわけですから、そういう点では、やっぱりそれこそその人がだめな場合は自分が保証するといふぐらいの気持ちがあればならないわけでありますから、そういう点では、本当にもっとも利用しやすいようにしていただきたいと思います。それで資産その他が産業課の方ではわからないというふうにおっしゃいましたが、これは、私は昨年の九月議会でも一般質問してゐるんですけれども、この申込用紙について、これも検討してほしいということは、前から数回にわたつて対市交渉その他で言つてゐるわけです。それはこの

これは申し込みの資格において共通部分もあるわけでございますけれど、この日野市に居住し、他市で事業をやつてるといふ場合、これは反対のことも言えるわけでございますけれど、これにつきましては、現在、他市の中でこれは担当課長会の中においても、こういう問題が検討されております。そういう中におきまして、いましばらく私の方といたしましては検討させていただきます。ということでございます。もちろん二点目の法人の問題につきましても、同じことが言えると思ひます。それから保証人の問題でございますけれど、おっしゃられるとおり、確かに日野市内ということになりますと、限られてしまつてなかなか借りる人も借りられない、という問題でございます。これにつきましては、私の方といたしましても早急に改善の方向で検討させていただきたい、というふうに考えております。それから保証能力の問題ですけれど、これにつきましては、ここに書いてある条例、保証人の第七条の四項でございますけれど、この条文自体がいわゆる保証協会におきましては、こういう条件でないと貸すことができないということでございます。それに従つて、そういうふうに掲げてあるわけでございます。緊急融資の場合でございますけれど、これにつきましては、やはりいろいろ能力があるという判定でございますけれど、この能力の判定が、やはり私どもといたしましては、金融機関にその調査を依頼してございますので、そういう金融機関とのいろいろ

日野市の申込用紙の中で保証人の欄がただ名前を書くだけと、そうじゃなくて公庫なんかやつてゐるような簡単な営業内容がわかるような欄を設けてほしいと、そこに大体の保証人のことを書けるようにしてほしいと、そういう申込用紙にしてもらいたいという、こういう要求もいままでしてきたわけですが、これも改善されてないと、もう一年ぐらいになつてゐるわけですが、やはりそういうことをしていけば、大体のその人の保証能力があるのかどうかということも、市の段階でもチェックできる問題だというふうに思ふんです。それから、これは市長にお聞きしたいんですけれども、条例改正ということになりますと、議会にかけてその他大変いろいろな問題があると思ひますけれども、この年末の押し詰まつた中で、今後予想されることは、きょう残念なことに、一人いまいなくなつてしまつた方がいるわけですが、そこまですべていなくなつても、緊急に何とかしてほしいという方々がいらつしやる可能性も十分にあると思ふんです。それで、先ほどは十二月の申込件数が大体どのくらいなのかわからないということでしたけど、去年の暮れを見ましても、三十日に出していただくというふうなこういう大変厳しい状態だったわけですから、そういうことからしますと、ことしも大変早期に出してもらふような指導はすると同時に、それでもなおかつ、他企業との関係でぎりぎりになるといふこともあると思ひますけれども、そうした場合、緊急特例と

いますか、市内に一年以上保証人が住んでいないから貸せないんだというような形で突っぱねるんじゃないかと、たとえば多摩市にいらんだったら貸せると、それからまたどうしても保証人がないけれども、一人緊急に保証人になつてくれるけれども、保証能力とかこれだけあると、だからこれで何とか保証してもらいたいといった場合に、そういう緊急融資の受け付けをしていただけると思っているんですけれども、もしそれがどうしてもだめだということであれば、二十二日の議会までに、少なくとも市内に一年以上居住しているというのを近隣市に居住しているというふうに、これだけでも直していただきたいという要望を持っているわけですが、いかがでしょうか。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

実際のケースによりまして、検討させていただきますと思います。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘 祐子君） それはそういうこともあり得るという事で、受け取ってよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。じゃあ、いま出産費の問題と中小企業の融資制度の問題について質問をしてきたわけですが、こうした問題を考える場合に、やはり何か起こってから手を打とうというようなことではやはり遅いと思うんです。問題は、いまの

○議長（名古屋史郎君）

これをもって九の一、出産費の貸付制度の実施と中小企業事業資金融資制度の改善に関する質問を終わります。

次に九の二、投票所の増設と在宅投票制度の適用範囲の拡大についての通告質問者、橘祐子君の質問を許します。

○六番（橘 祐子君）

投票所の増設と在宅投票制度の適用範囲の拡大について、質問したいと思います。まず投票所の増設についてお尋ねいたします。投票所を設置する場合の基準、一つは大体対象人数、どのくらいの規模で考えているのか、それからもう一つには、距離の問題、三つ目には交通の問題をどう考えているのか、という点が一つです。それから次に在宅投票の問題ですけれども、今度の、先ごろ行われました総選挙におきまして、在宅投票を望んだ身体障害者数が何名あったのか。その中で許可された数、許可されなかった理由、この点についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君の質問についての答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。まず第一点の投

経済情勢、その他この日野広報の十五日付に出されてるような実態を、もし本当に市がつかんでいるのであるならば、当然、この十二月議会に何らかの改正案が出なければいけないことだと思っております。そういう点では、やはりかなりの消極性を指摘されても仕方がないのではないか、というふうに思っています。そういう点では、今後こうした状況も踏まえて、積極的にやっていたいただきたいというふうに思います。一つ一つ確認したいと思いますが、出産費については、当座、生活つなぎ資金を活用していくということで、その貸出件数といえますか、つなぎ資金の一口、二口とかそういうことについては、三月議会までに何らかの提案をしてくださるということですので、それをぜひ守っていただきたいと思っています。それと適用範囲、この問題につきまして、この市内に居住していて他市で営業してる人たちが、それから法人企業で役員が日野市に居住していない場合でも、これが利用できるように、これも横とのつながりもあると思いますので、他市との関係の中で早急に実現をしていただきたいというふうに考えます。それから保証人の問題では、年内にこうした条例改正ができないにしても、これを早急に三月なら三月をめどに考えていただくことと、それと同時に、この年内についてのそうした緊急融資の申し込みににつきましては、幅広い形で応じて、積極的に応じていただきたい、ということをお願いしておきたいと思っています。以上をもって終わります。

票所の増設でございますが、人員あるいは投票所の距離でございます。交通の状況、特に基準というものはございません。しかしながら、東京都の選挙管理委員会が申し出ておりますのは、一投票所約選挙人の数で三千人というところでございます。それから距離でございますけれども、一・五キロの範囲内、範囲内と申しますか一応、一・五キロぐらいが相当であるということとでございます。交通機関はバス、電車等があればよろしい、ということになるかと思っております。第二点でございますが、在宅投票、郵便による不在者投票でございますけれども、身体障害者の方で、今回、在宅投票をされた方は三人でございます。（「声が小さいぞ、聞こえなかったぞ」と呼ぶ者あり）それで、在宅投票で申請をされ、投票をされた方は三人でございます。一人の方が申し出をされたんですけれども、公職選挙法の施行令の要件に該当しなかったもので、在宅投票はできなかった、これが一件でございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘 祐子君）

いま、投票所の基準はないけれども、東京都では大体人数を三千人程度ということになっていることとでございますが、現在の日野市の投票所の人員を見てみますと、最低のところで千三百八十五人、最高で八千五百三十八人というように、その開きとしましては、七千人以上の開きがあるわけがあります。その次に多い所としまして五千六百六

十八人というように、その差も四千人からの開きがあると、要するに、東京都が言ってる三千人ということであれば、その一番大きい所では三つの投票区にしないといけないし、それから二番目に多い所は二つの投票所にしないといけない、というような状態が一つはあると思います。どういことが現在起こっているかといいますと、距離も一・五と書かれておりますが、この一番多い平山小学校八千五百三十八人、十二投票所、それから十八投票所、これ潤徳小学校ですけれども、この問題をみてみますと、まさに人数が多いということだけではなくて、距離の問題で言っても、大変遠い所から投票に来てるといのが実態であります。たとえば平山の場合には川北とか西平山、電車に乗って投票をしてるわけです、それから潤徳小学校の場合は、あの西武団地の方々は西武団地の坂をおりまして、そして百草から電車に乗って潤徳小学校まで行く、というようにこういう状態になっておりますが、そういう点について、今後どう考えていこうとしているのか、それからまたこの問題につきまして、これをやるときに今度確かに旭が丘とかふえたわけですから、今後全体的にはこういうふうになんかしていきたい、という計画があれば、その点についてお聞きしたいと思っております。それから在宅については、適用範囲の問題がいろいろありますので、これについてはちょっと後でまたお聞きしたいと思っておりますのでよろしく。

○議長（名古屋史郎君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）

お答え

いたします。ただいまの潤徳小学校の投票所でございますけれども、これは従来の第十投票区、投票所は七生支所でございました。いままで、その投票区を二つに分割いたしました。程久保の地区を、第十投票区としてそのまま残しました。三沢の地区を第十投票区から分離いたしましたして十八投票区、つまりは、投票所は潤徳小学校でございます。そちらに編入をいたしました。したがって、従来の第十投票区は二つに分かれ、投票所が別々になったわけでございます。それで告示なんですけれども、ことしの九月一日の日野市の告示で告示をいたしました、市民の方には十月の広報でお知らせをし、なお十二月の広報でお知らせをいたしました。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘 祐子君） 確かにいま言われたとおり、変更なされた後に数回にわたって知らされております。それで選挙がいつになるかわからないというような状態の中で、なかなかそれ以前の日野広報は、ちゃんと読まれていないというようにないともありまして、実際に、市民の人たちが変更したというのに気づいたのは、投票用紙が来たときと、それから十二月一日の広報、これを見て変わったということを知ると、というように状態なわけです。そういう中で、じゃあ、どうやってその違

○議長（名古屋史郎君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）

御指摘

のありました十八投票区、それから十二投票区でございますが、この二つの投票区は、確かに選挙人の方の数が多いということ、それから投票区が非常に面積が多くて、投票所までに通うのにかなりの距離を要するということが、こういうことでございますので、委員会としましては、今後検討いたしまして、投票所を増設できるならば増設する方向へ逐次進めてまいりたいと、こういう考えでおります。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘 祐子君）

いまの答弁であります、必要であればということですが、今回のこれを見てどう思われますか、ということも含めてお聞きしてるわけです。実は、公職選挙法第十七条二項で、市町村はそれに必要があると認める場合には投票所を設けることができる、ということになって

いるわけです。そういう点からすれば、当然必要と考えられると思うんです。そこで、ちょっと一つだけ聞きたいんですけれども、今度、たとえば三沢が潤徳小学校に変わりました、この変更決定はいつであったのか、そして告示はいつで、告示といいますのは変更決定しましたよ、という市民の知らせはいつで、投票用紙はいつ発行したのかという問題があるわけですけれども、これについて、ちょっと簡単に答えていただきたいんです。

い所から交通の便はどうするんだ、というような問題その他もありまして、私どもも、選挙の方々にそのときも電話をかけていろいろ聞いたわけですが、まだ検討中だということではございました。私は、やはり少なくとも、日野市は憲法を市政に生かすということをスローガンにし、市政を運営していくって思うんです。この一番の問題は、主権在民ということでありまして、選挙はその基本であると思うんです。そういう意味で、やはり市民の多くの意見、ほとんどと言っていいような方々が、その自分の意思を選挙によって示していくと、こういうことを、それは本人がいやだというもので無理にはできませんけれども、少なくとも、市や選挙管理委員会の立場とすれば、より市民が自分の意見を言いやすいような場の提供とか、その他交通問題を含めまして、人数の問題にしまして、当然、考えていかなければいけない問題である、というふうに考えるわけです。そういう点からすれば、少ない所で千三百八十五名、多い所で八千五百三十八名というように、それも集団住宅があつて、比較的近い所でそういう人数も多いというようなことであれば、まだ目をつぶれるとしまして、この投票所の問題点というのは、人数も多いけれども距離も遠い、というところが一番の問題になっているわけです。そういう点では、早急にこの点については、ほかの所もあると思いますがこの点については増設していただきたい、というふうに考えているわけ

すけれど、再度いかがでしょうか。

○議長（名古屋史郎君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）

十二投

票区とあわせて、十八投票区の増設の問題なんですけれども、これは、委員会でも今後慎重に検討いたしまして、ことしやりましたような方法で、投票区なり投票所を今後慎重に検討していきたい、と考えます。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘 祐子君）　じゃあ、要望だけその点についてやっておきたいと思うんです。たとえば西武団地が、目の前に第八小学校があるにもかかわらず電車に乗って潤徳小学校に行く、というようなことはやめていただきたいと思うんです。もし、学校を使うのであれば、第八小学校に交渉するとか、そういうような形でやはり考えていっていただきたい、というふうに思います。そういう点で、小学校区ごとの投票所ということも含めて、今後考えていっていただきたいというふうに考えます。これ、要望しておきたいと思います。それから、十二投票区の問題も、滝合小学校というものもあるわけですから、その点について考えていただきたいと思います。次にこの在宅の問題ですけれども、先ほど答弁にありましたように、一件の方が許可されなかったと、これは条例に適用してないということ

ですけれども、この国の条例を見ますと、至ってあいまいなんです。たとえば、選挙人が病気とか負傷、妊娠してるとか老衰、不具もしくはお産が開始するところというようにするために歩行が著しく困難であるときは、現在いる場所において投票することができると、こういう書き方なわけです。そうしますと、だれが一体、その人が在宅ではだめなのかどうなのかを決めるのかと、この一名の方は、選管の方と立会人の方だと思いますけれどもいらして、あなた、そのくらいだったらおきて来れますよと、だから投票所に行ってくださいと、こういう答弁を選管ではやっているわけですが、その人にとってみれば、足が悪くて歩けないから、どうしてもそういう在宅でやれるという新しい制度ができる中で、何とかこれを自分も適用させてもらいたいということをやっているわけですが、それを見に行ったら方の判断で、だめだということになるわけですが、そうしますと、この条例が至ってあいまいなだけに、一体、その判断はだれがつけられたのか、その点についてお聞きしたいんです。

○議長（名古屋史郎君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）

お答え

いたします。ただいまの身体障害者の在宅投票ができなかった場合なんですけれども、これ一件でございますので、事務局の方で十分記憶しております。一番初めに電話がございました、

夜だったんですけれども、よく電話で話し合いをいたしました。それで約三十分ぐらいかかっております。時間はよろしいんですけれども、それから経過的にいかつままで申し上げますと、それから身体障害者手帳を添えて、在宅投票の証明書の交付申請という手続になったわけですが、それを送ってまいりました。ところが、先ほど条例ということがございましたが、公職選挙法の施行令五十九条の二に身体障害者で郵便による不在者投票ができる場合の要件が細かに定められております。それによりますと体幹障害、それが身体障害者の一級あるいは二級、それから内臓障害で一級もしくは三級、そういうような規定がございます。それでなお、身体障害者手帳を持っているとということが一つの要件になっております。これに該当しなかったわけでございます。したがって、その旨、御本人に電話で御連絡をしたわけです。そして説明したわけでございますけれども、どうしても御本人が納得をしないと、あくまでも在宅投票をさせてくれということになってしまいました。そして、私どもの方としては、東京都の選挙管理委員会の方に連絡をしました。都選の指導を得まして、なお、その方を説明したわけでございますが、どうしてもその方が譲らないということから、東京都の選管の専門の係官の方を紹介しまして、その人と話し合っていたいたわけですが、これが都選管の話ですと、約二時間ばかり電話で話し合ったけれども、引っ込まないとい

うことでございます。そういうことで長くなったんですけれども、なお、最後に私とそれから係長と一緒に、二人がその方のお宅を訪問しまして、いろいろ説明したわけですが、どうしても納得しないということでございます。窓口の判断ということでございますけれども、選挙管理委員会の窓口で判断する根拠というのは、申し上げるまでもなく、公職選挙法とかあるいはそれに基づく政令とか、そういうものが基準になります。その範囲でないとできませんので、法令の範囲内で事務を処理するというのが委員会の職務でございますので、これに当てはまらない場合はお断りすることになります。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘 祐子君）

ちょっと訂正というか先ほど五十何条と言いましたけど四十九条ですね、四十九条の二項の点をいまおっしゃったと思うんです。私が言いましたのが、四十九条の三項ということで、一の三項ですか、それでやったわけですが、あれども、それわかるんです。確かにいまおっしゃったようなのが書かれています。それで、あのときにそういうことでこちらに話をしましたので、私どもが要求したのは二つあったと思うんです。一つは、在宅ができないうかどうかということ、それからもう一つは、そういう場合に、もしいまの現行法ではそれが認められないのであるならば、たとえば、連れていけるような手だてを考えるというような問題も含めてあるのではないかと、

という問題も提案したわけですが、何か、本人はそういうことでは選挙はしない、ということだったみたいですけど、私はこの問題は単にその一名の方だけの問題ではなくて、実際には足を折ったとか、その他、急に事故に遭ったとかというところで、今後いろいろな意味で出てくると思うんです。ところが、この適用範囲は、さっきおっしゃったような形で、重度の身体障害者であるとか、そういうようなことになってるわけです。戦争でけがされた方とか……。そういう方しか適用を受けないということになっておりますので、この点につきまして、適用範囲を拡大するようにもつと緊急の、事故、その他によつてそういう投票所に行つて投票することがむずかしくなつたような人たちについて、在宅投票ができるような条項を設けてくれるように、東京都並びに国の方に要請をしていただきました。と、こういう趣旨なんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（名古屋史郎君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）

公職選挙法では、選挙人は、結局、選挙の当日みずから投票所に行つて投票をしていただく、というのが大原則でございます。ただ、

ただいまのお話にありましたように、不在者投票、これは例外として定められているわけでございまして、例外の中になお適用範囲の拡大ということで、非常にむずかしい困難な問題

（笑声）やはり市民の意見を本当に市政に反映させるという立場から、この投票所の問題と在宅の投票制度、こういう問題につきまして、市長としては、今後どういうような形でやっていくかと考えられてるか、理事者として要求していくかとしていらっしゃるのか、その点について一言だけお聞きしたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

選挙の委員長から、三カ所ほど新しい投票所をつくりたいと、こういう要請がございまして、

で、ことし一カ所、来年一カ所、その次一カ所と、そういうような速度でふやしていくような予算化をわれわれは協議をいたします、というふうに答えたことがあります。しかしその場合につきましては、平山小でやっております、つまりいまの十二投票所ですか、その所が残つてというふうに考えておりましたが、潤徳の十八投票所の問題もあるということでありまして、一カ所約五十万ほどの経費がかかるということではあります。御指摘のとおり、主権在民の行使を最も行う焦点になり選挙のことです。ですから、できるだけ市民の有権者の方の利便を図れるように、われわれの方も選挙に御協力をすると、こういうふうに考えたいと思つております。

○議長（名古屋史郎君）

橘 祐子君

○六番（橘 祐子君）

わかりました。とにかくこの二十

だと考えられます。せっかくの御要望ですので……（「せっかくっていうのはおかしい」と呼ぶ者あり）委員会が慎重に検討いたしました、考えていきたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

橘 祐子君

○六番（橘 祐子君）

おかしいと思ひます。それは先

ほど私繰り返して言うのはあれなんですけれど、言いますけれども、主権在民という立場から言えば、一人でも多くの人たちが選挙で自分の意思を反映させる権利を執行するわけです。そういう点では、当然、それを受けて立つ方が、それがやりやすいように努力していく、というのは当然だと思ひます。それで特別の特別だからもうだめだということであれば、いつまでたつても、たとえば、おたくが事故が起こつたと、もうできないというようなことがあすにも起こらないとも限らない、こういう日常だと思ひます、現在の。（笑声）だけど現在の状況というのは、そういうことだと思ひます。交通事故だつてたくさん起こるわけだし……。そういう中で、やはり病院に入つて人は確かにできるわけです。大きい病院に入つて人は……。しかし、ある程度の、家にいるけれどもまだ自宅療養とか、そういう人たちは行けないわけです。実際には……。そういうことを考えれば、そういうことも含めて努力していただく必要があるというふうに考えています。市長に最後にお尋ねしたいと思ひます。来年度の市長選挙も踏まえまして……

一選挙区で考えてみましても、有権者数を平均いたしましたとしても、四千百人ぐらいが平均になるわけです。それを平山の場合は二倍以上も上回つてると、潤徳の場合も、それから十四投票区もありますけれども、こういうこともありますし、距離からしても倍近く上回つてるといふこともありますので、ぜひ選挙の方で御検討いただいて、早急にこれを検討していただいて、早い時期に市民に公表していただきたいと、このことを要望いたします。そして終わりたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君）

次に林重義君の関連質問を許します。

○九番（林 重義君）

私もいろいろと投票区の問題で、

十二投票区ですか、その問題を聞きたいと思つたんですけど、橘議員がいろいろとそういう点もよく選挙の方の説明を聞きまして、ただ私は、一点だけお聞きしたいと思ひますが、現在、選挙の局長のお話ですと、今後検討するということですが、何か難題な答えばかりで、具体的な問題が一つも出ないと、検討するということでは、具体的に問題が一つも出ないと、検討する私は確かに選挙ということに対しては、自分の意思を表明するというところで、一番大事なことでと思ひますけれど、その間、一回でもやはり住民、市民の方々の意思を、行きたいのも遠いから行かなかったということが起こつたんじゃないかというふうに私は解釈します。そういうことからいって今回の選

挙でこのような皆さんの管理委員会のあり方、これには何か私は疑問をもつてみなくては、これ今後の検討でなくして、何ていうか投票のパーセントを見れば自然と出てくると思います。それを聞きませんけれども、そのような形でどのような考えをお持ちで、正しいと思つてやつたという解釈でやつたんじゃないかと思ひますけれど、その結果がこのような結果に終わったんだということもあると思ひますけれど、そのような点からそういうふうな考えというか選管としての現在のお考えをちよつと一点だけお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）

むずかしい御質問なんですけれども、第十二投票区につきましては、投票区はそのままにしまして、投票所をかえました。地区センターから平山小学校へ移したわけでございまして、これ選挙人の方が多くなりました。今回は八千人を超えております。したがひまして、投票所をかえたわけでございます。川から北の方が大変全体的に遠くなったということでございますが、非常に心配されたんですけれども、この地域は前から投票率がよかつた所でございまして、平均投票率を若干上回っております。非常に御不便をおかけしたと思うんですが、投票率につきましては、そういうことでございます。なお選挙管理委員会には、御承知のとおり合議制の執行機関ということで、四人の委

午後三時四十五分 休憩

午後四時五十七分 再開

○議長（名古屋史郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、次に十の、視力障害者に対する施策をさらに前進せよについての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

（二十四番議員登壇）

○二十四番（一ノ瀬隆君）

さらに前進せよと題しまして質問いたします。身体障害者と呼ばれる人たちは、体のどこが障害となつていても生活が大変だと思ひますがとりわけ目が見えない人、視力障害者の苦勞は非常に大変なことだと思ひます。日野の革新市政は、視力障害者をはじめ、身体障害者等弱い立場の人に対しては前向きな施策を施してきていると思ひますが、これをさらに前進させていたきたいと思ひつつ、この質問を取り上げました。最初に盲人マッサージ師の仕事の確保に關しての施策について質問いたします。一昨年十二月の定例会の名古屋議員の一般質問、市内の視力障害者の生活を守れにありましたように、私も社会党は、視力障害者に目を向け、その中のマッサージ師を業として人々への施策として理容券美容券が老人に与えられているように、マッサージ券を与え、盲人マッサージ師によつてマッサージを受ける制度を提案いたしました。その効あつて今年度よりその一部が取り入れられ、マッサージの対象を身体障害者の老人に

員さんがそろわないと、委員会としての意思決定ができないわけでございます。いろいろ御注文があるわけでございますが、投票区なり、あるいは投票所の変更につきましては、私の職責の範囲内では、委員会にお願ひをして検討すると申し上げる以外にないわけでございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

林重義君。

○九番（林重義君）

ただ局長の言われることはよくわかりますけれども、やはり一面には、何ていうか棄権防止の啓蒙運動の会もできておるようですし、それによつて、棄権を防止しておるような形でございますので、やはり橋さんが十分お願ひをいたしましたけれど、私もやはりよりよき何か市民の方が投票しやすいということで、投票所の設置とか、そういうことを今後の問題としてお願ひをしまして質問を終わります。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

これをもつて九の二、投票所の増設と在宅投票制度の適用範囲の拡大に關する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よつて暫時休憩いたします。

しほつて実現いたしました。革新市政ならではの全国に誇り得る施策と言へると思ひます。質問一といつたしまして、身障老人に与えているマッサージ券の利用の状況はどうか（「おれなんかもらいたいたいようだ」と呼ぶ者あり）盲人マッサージ師を助ける結果となつてどうか、盲人マッサージ師の仕事の確保に役立っているかどうかということを質問いたします。

二番目の質問として、マッサージ券を与える対象を理美容券と同じように拡大することはできないか、そこまでいかなくても、六十五歳以上という年齢制限を取りはずし、身障者すべてとか、あるいは七十歳以上の老人の希望者全員とかいうように、現状を少なくても拡大するようにできないかを質問いたします。次に、盲人向けの市議会だよりの作成について質問いたします。点字による市議会だより、録音テープによる市議会だよりといった盲人対象の市議会だよりが強く要望されているにもかかわらず、いまだ発行されていないのが残念です。議会報の編集を受け持つ議連の委員長として責任の担があるようですが、ことしの三月の予算委員会、当初予算では組み込まれなかつたが、点字については何とかするといふことでした。ところがいまだ実現されていない、事務局の言い分ですと、財政面だけでなく、事務局体制が弱くその強化なくして不可能だといふことでした。この定例会で、定数条例改正で、事務局プラス一名が提案されていますが、これが実現されれば、盲人のための議

会だよりが出せるような体制になるのかを質問いたします。財政の面ではどうか、議会事務局の体制増員などは議長が掌握するわけですが、実際は市長がかき握っているようです。で、これらも含めて事務局体制の強化について市長にもお答え願いたいと思います。

次に点字ブロックの埋設について質問いたします。豊田駅から旭が丘の家へ向かう通路に点字ブロックが埋設されていますが、そのほかにもぜひ埋設してほしいという要望が出されています。視力障害者によく利用される場所の入口、そこへの通路、よく利用されるバス停までの通路など、点字ブロックが設けられないものかと願っています。私が聞いているものに、中央図書館の入口があります。これについては、前から要望しているもので、豊田駅から中央図書館までの道路を考えていただいていると思いますが、さしあたり図書館の入口にほしいということです。図書館については、弱視者のために階段など見にくいところに黄色いペンキを塗るなどして、見よくしていただいたことがあります。入口だけでも点字ブロックを埋めてほしいと思います。質問一として、点字ブロックの埋設の現状と今後の方針はどうか、質問二といたしまして、図書館入口のブロックはすぐにでも可能かどうかをお答え願いたいと思います。

次に、危険な個所へのガードレールの取り付けについて、質

って連絡することができかどうかを質問いたします。質問二として、工事中的ところを視力障害者のことを考え、防護柵、金網など張っていたかどうか、今後はどう考えるか、以上二つの質問をします。

次に駅前に、放置されている自転車に対する対策について質問いたします。非常にたくさん自転車が駅前に放置され、以前から大きな問題になっています。多くの方の努力によりまして、豊田駅北口に自転車置場が新設される運びになりましたが、これだけでこの問題が解決することはできないと思います。自転車放置されている現状は見ていく、通りにくく、一般の人たちに迷惑をかけていますが、視力障害者にとってこの影響は、比較にならないほど大きいようです。通り抜けるだけで大変な上に、ぶつかって自転車が倒壊しになることを恐れて、よけいに神経を使うということです。質問一として豊田駅北口自転車置場設置以降、このことについての今後の方針はどうか、質問二として、置場設置は非常に大変なことだと思いますが、これが実現できる前の段階の施策として、視力障害者に目を向けその対策は考えられないかを質問します。

次は盲人用信号の増設についての質問であります。音楽によって信号のゴーストップがあらわされる盲人用信号は、現在、旭が丘の一丁目にありますけれども、さらにふやしてほしいという声があります。視力障害の人たちの要望を入れて、ここは

問いたします。一般の人や子供にとっても、場所によってガードレールが必要ですが、視力障害者にとってのその必要性は非常に大きいものがあります。視力障害者の要望で豊田駅北口から吹上の方向へ降りたところに、最優先してガードレールをつけてもらいましたが、このほかにもまだまだあり、ガードレール取り付けの要望は、多くあると思いますが、視力障害者からの要請には、最優先してやっていたかと思いますが、質問一として、市として視力障害者の要望で取り付けたいガードレールは、いままでどのくらいあったか、質問二として、現在把握している要望はあるのか、質問三として、ガードレールについての今後の考え方はどうか以上を質問いたします。

次に道路などの工事中においての、視力障害者の配慮について質問いたしたいと思います。日野の市内の視力障害者の数は決して多い数ではなく、それぞれの人が通行している道も限られていると思います。その視力障害者の常時通っている道で、突如何の知らせもなく工事が始まったら、どうなるでしょうか。ましてや、その工事が防護柵も設けられずにやられていたとしたら、視力障害者にとって大変なものではありません。現実には、何らか穴や溝に落ちたりして、被害を受けたことがあると聞いています。質問一として、視力障害者が通常利用している道路を工事するときには、その視力障害者に連絡することになっているかどうか、連絡していなかったとしたら、今後、前も

ぜひつけてほしいというところへ、盲人用の信号をつけていただきたいと思います。目の見えない人は、信号の変わりをどうして知るか、自動車の流れが止まったのを、耳で聞いて判断するのだそうですが、車の少ないところはそれができず、間違っているところとスピードを出した車に危険をさらすことになり、このような場所での信号はむしろない方がよいくらいだと感じているようです。数少ない盲人のことですから、このような信号も、そんなに多くはないと思います。盲人用信号をつけること、これは警察の仕事だと思いますが、市として積極的に働きかける考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

次に、市から視力障害者の連絡は、点字による文書でなされているかどうかについて質問いたします。視力障害者の団体や個人に対して、市から報告や要請などの連絡があると思います。聞くところによりますと、これらはすべて一般の人を対象としているものと同じ、文書による連絡ではないようです。だれか家族に読んでもらえばよいということかもしれないが、家族のいない人はどうすればよいのか、家族がいたとしても、読んでもらうだけでなく、みずから読んで確かめたいという気持ちがあるようです。ぜひとも点字による文書でほしいというのが障害者の切なる願いであると同時に、現状に強い不満を持っています。見ることでできない人にそれを見なさいというのは、あまりにも酷ではないかと思えます。盲人でも読むことができ

る点字による文書に、速やかに切りかえるべきだと考えます。それには点字のできる職員が必要です。九日の鈴木議員の質問の中にもあった、手話通訳のできる職員が必要であると同様に、点字のできる職員を養成する必要があるわけです。毎日習えば、一カ月でマスターできるという話です。普通の文書での連絡が不適当であると同じように、盲人に字をかかせることもまた無理なことです。この辺も、市の行政が盲人に対する配慮が欠けていたと思います。市への提出も点字を認め、その他の便宜も図るべきだと思います。これは、たとえば、職員が書くのを手伝うとか、特に電話での返答を認めるとかが考えられると思います。そこで質問一として、点字による連絡はいままでにしたことはないのか、今後、その方向で検討できないか、質問二として市への提出文書も点字でよいようにならないか、その他改善案はあるか、質問三として、点字に翻訳できる職員はいるか、職員を養成する考えはないか、以上二点を質問します。これで全体の質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君） 一番最初の盲人マッサージの助成の拡大による盲人マッサージ師への施策の前進ということと二つに分けて御質問がございました。続いて第一番は、利用

ます。それから身障者全体、一級から六級ですねこういう身体障害者をですね、全体を対象にしてはどうか、ということでございますが大体、七百人程度おります。それとは別に、七十歳以上の老人全部をですね、対象にしてはどうかということについては、七十歳以上の老人ということになりますと、三千六百八人おります。そこで、これらを対象にできない理由ということを申し上げますと、現在九人の施術者と言いますのは目の見えないうえ、視力障害者協会に入っているですね、マッサージ師、あんまをなさる方を対象にしているわけなんです、目の見えるマッサージ師がたくさんおります。この協会からですね、やはり多少の問題等の提起がございすけれども、非常に施術の範囲がせばまっておりますから、一応了解していただいておりますけれども、この範囲を拡大しますと、やはり全体の協会として多少の問題が出てくるんじゃないか、ということ等もございましてですね、二番目の御提案である、身障者全体七百人を対象とすることは、ちょっと問題ではないかと、それから七十歳以上の老人三千六百八人を対象とすることも考えていかなきゃならん問題がございす。現在の考え方としましては、五十一年度からスタートしましたこの制度をですね、初年度でございすので、もう少し完璧なものにし、利用度の高いものにしたらい、このように考えているわけでございます。一点目、終わります。

状況、それで生活とか仕事に役立っているかどうか、それから二番目が、身障者全体ですね、施策にできないかどうかあるいは七十歳以上の老人全体、という施策にならないか、こういう範囲の問題でございす。利用状況から申し上げますと、市政経過報告の三十七ページに御報告申し上げてあるとおりですね、初年度ということもございまして、非常に低い利用率になっているわけでございます。この原因としましては、初年度であるということですね、もう一つは治療をされる施術者が非常に偏在している、こういうこととございす。多摩平、豊田地区が五人でございす。日野で二人でございす。高幡地域で御二人と、九つの治療者がこういう地域に偏在しておってですね、非常に利用が少ないということ、それから訪問治療という制度がですね十分に生かして使われていないではないかと、それでわれわれの方で、この利用の方法についてのPR等を行っていく必要がある、こういうふうに考えております。それで利用状況については、市政経過報告の中にございすけれども、それを端的に申し上げますと、大体この半年で一人の施術者が何人もんだかと言いますと、大体半年で十五人程度というふうな利用状況になっております。こういう状況でございすので、生活とか仕事に役立つ点については、多少遠いのではないかと、というふうに考えております。それで今後、これをもう少し高い利用率、全体に利用されるものにしていきたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君） 二点目、市長。（「いっば」に並べちまうからわかんなくなっちゃうんだよ」「そうだろうと思ってね、こういうふうに質問項目を一覧表を書いて担当部長に渡したんです。」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 視力障害の方にも点字の議会報を配布できるようにと、これは議会からも言われておりますので、考えておるわけでありすが、確かにたてまえとしてはそういうことをやらなければならないと思っておりますが、利用という面で、どういうことにそれがなるだろうかと、むしろ別の方法で希望の方にひとつある範囲集まっていたら、その簡便明瞭をして差し上げるようなことでサービスがいたせないだろうかと、こういうようなことも考えております。議会事務局ともよく相談をいたしまして、どういう方法が実際に一番有効であるか、ということ判断をいたしたいと思ひます。これは、むしろたてまえ論よりも、当事者とよく話をするのが大切だ、というふうにも考えますので、視力障害者協会の方とも、協会など開かれます際に、十分ひとつ対話を行ってみたい、こういうふうに考えております。担当の方がお答えする部分もあるうかと思いますが、点字ブロックの設置などで視力障害の方が便利をされると、あるいはなければ不便があるということにつきましては当事者の方々から十分意見を伺ひまして、なるべく

早く実施したいと思っています。ガードレールの場合も同様に考えております。われわれが一つのその想像で判断することは、はたしてその要望に当たるかどうかということがむしろ大切でありますのでその関係の方々とはやはり同様に十分御意見を伺いましてそうして実際に即する形で対応したい、こういうふうに考えます。なるべくそういうことを行いたいと思っています。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

ガードレールの取りつけについてという御質問がございましてその中に視力障害者の要望を取りつけたガードレールはどのくらいあるか、という御質問がございました。昨年その視力障害者の要望によりまして、豊田駅の東側の跨線橋の近くでございしますが、約七十メートルほどガードレールを設置をいたしました。それから現在把握している要望はあるかという御質問でございしますが、現在のところはございません。それから今後の考えはどうか、こういう御質問でございしますが、要望がございすれば調査をいたしまして、最優先的な設置をしてみたいこのように考えております。それから放置された自転車の今後の対策はどうかと、こういう御質問がございました。確かにこの自転車の放置される現状は、非常に各市とも頭の痛い問題でございします。特に老人、あるいは子供、視力障害者、こういう方々にとっては、道路をふさいでございしますので、非常に危険でございします。そこで、これら

答えておりました。ただ、その音楽を鳴らすという関係からですね、周辺の住民の苦情が出るということもございましたが、これらがそのうちに解決すればですね、要望にこたえてまいりたい、このように申しています。積極的に私どもも推進してまいります。それから視力障害者への連絡は点字で行っているかと、こういう御質問でございしますが確かに現在、あの広報を担当しております各職員二・三名、この点字を読むこともできるし、打つこともできます。それで、点字で行っております。それから文書で点字で出していられてもこれは解読できますので結構でございします。それから先ほど申し上げましたように、点字を読めるしあるいは打つというふうに、現在、ここでまがりなりにも打ったりあるいは読んだりいたしております。視力障害者が現在で約三百人近くいると思いますが、点字的にその点字を読める視力障害者というのは約一割と聞いております。そこで、なるべくこの点字を勉強するように、ということ点字広報を発行いたしてもですね、三百人全部に点字広報を渡してもですね辞退する方が多いわけでございます。現在百二十部ほど出してありますが、これも実際に読めるという方は少ないわけでございます。それにかわってテープ広報、これを望む方が多いわけでございます。そこで現在、大体三十九巻ほど点字テープ広報を行っておりますが、これは貸し付けるわけでございますから順ぐりに貸し付ける、こういうことで、これを

の対策につきましても、私ども警察とも連絡をとりまして、いろいろ検討をしているわけでございますけれども、特に二十六市の環境部会の中のこの自転車の放置についての会議で現在いろいろ聞いてございします。今後、どういうふうにしてこれらを解決していくかと、こういう点について三回ほど集まりまして、検討中でございますが、とにかく各市ともそれぞれの案を立てましてですねその案を各市の課長会で検討すると一番いい案を各市で推し進めようと、こういう現在の状況でございします。たとえば、十分以内の通勤者は自転車に乗らないようにPRをすると、中学生は体が丈夫ですから自転車に乗らないようにと、こういういろいろな案もございしますけれども、徹底を欠いておる状況でございします。それで、いまだ少しお待ちいたいて、これはいろいろ市の課長会議において決定され、一番いい案を進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。特に視力障害者のことにつきましてもですね、一般歩行者が非常に困っているわけですから、これらの点も特に考えてまいりたいと思っております。それから、盲人用信号の増設についてという御質問がございました。盲人用信号を取りつける考えはないか、確かに昭和これは四十八年でございましたが、富士電機の前には盲人用信号を取りつけましてですね、警察の方へ問い合わせをいたしましたところですね、そういう要望がございしますれば、調査をいたしまして取りつけてもよろしいと、こういうふうに

ほとんど貸し付ける、こういう現況でございましてなるべく点字を勉強するように、というPRはいたしてございします。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）

建設部長、何かありますか。

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

それでは道路の工事に対する視力障害者への配慮についてお答えをいたしたいと思います。もちろんこの工事に関連しましては、交通の安全ということにつきましましては、身体障害者を問わず、一般の方々につきましても、十分その安全の配慮を考えていかなければならない、こういうことで進めておるわけでございます。それで、とりわけ申し上げますと、国庫負担金では年末、年始を控えて道路の交通対策に対応した道路工事をどうしようか、ということを実は検討いたしておるわけでございます。そういうことを含めて配慮していかなければならない、ということ考えておるわけでございます。なおそれで視力障害者の問題で、工事中、該当者に連絡をするかという御質問が一点このことにつきまして、もちろん視力障害者のみならず、その地域で工事をする場合には、関係の方々には、こういう工事が行われるというようなことをその付近には周知徹底をいたしておるといふことございします。なお、御指摘の点では、とりわけその施設にということかと思っておりますけれども、ごく近い工事等では、

そういうことは十分配慮を行っていききたい、こんなふうに思います。それからなお、防護柵の関係でございますけれども、これは水道にしても、都市整備にしても、それぞれの関係のあることでございまして、こういう問題につきましては、内部でも十分協議をしなければなりませんことと、それからなお、工事を請け負った法人との関連もございしますので、適切な措置であるかどうかということについて今後十分検討をしていきたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） 議会事務局長。

○議会事務局長（中村亮助君） それでは私の方から

第二点目の点字広報の発行に対する御質問でございますけれども、先ほど市長の方からお答えがございましたんですが、発行する方法は別にいたしましてですね、私の方も事務局の体制なり、そういう条件を整えば発行できるというふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君） 一ノ瀬隆君

○二十四番（一ノ瀬隆君） それぞれについて前向きに検討していただき、実現していただきたいようにお願いするわけですけれども、若干再質問したいと思えます。まず、市長の答弁ですけれども、議会事務局の体制の強化について、市長の考えを聞いたわけでも、議会事務局の増員というような要望が以前から強く出されて、それでやっと一人の増員がで

とができれば、すぐ点字広報ができるかということと体制がと言いますか、人がふえれば能力もますわけですから、また今後十分局長とも相談をいたします。ただ利用される方の立場もぜひ聞いてどういう方法が一番希望されるかテープもいいと思えますしそれから点字もいいと思えますが、それらのどういう方法を取るのが一番希望されるか、ということも大切だというふうに考えましたものですから、先ほどのようなお答えをしたわけでございます。

○議長（名古屋史郎君） 一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬隆君） いまの議会だよりに関連し

て質問をさらにしたいんですけれども、現在、日野市広報は視力障害者のために点字広報とともに録音テープによる広報を発行しています。議会だよりについては、先ほどの局長の答弁には、点字の議会だよりがつけられる可能性が一つありましたが、どうやらテープまでは無理のようなお話、先の事務局長の話だけじゃなくて、事務局員の話からそういうふうに把握しているんですけれども、盲人と言えども点字を読める人ばかりはいない、先の総務部長の話からも一割ぐらいしか点字が読めないという事です。テープもぜひほしいということです。広報の担当の職員の話では、テープをつくるには朗読して吹き込むのが二人で半日、複写するのに一人を二日もかかるというんですが、これを合理化するために録音の複写機を購入してテープ

きるようになったわけですが、いままで増員ができずにここで言っている点字の議会だよりあるいはテープによる議会だよりができなかったということで、非常に残念だったわけですが、そういうった議会事務局の体制について、議長の権限なわけですが、定数条例などから、市長がまずやっていていただければならないということで、このことを中心として議会事務局全体について、その体制を強化するのどう考えているかということ、もう一度お答え願いたいと思うんです。と言いますのは議会が、議会事務局が、議会体制が強くなると、市長は、よりいじめられて困るんじゃないかなんていうことをささやく人もあったんで、そういう点で議会事務局ということとは、十分大切だということを理解しているというような答弁をまずお願いしたいと思うんですけど。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） このたびの職員の定数条例の

中で、提案をいたしておりますとおり、一名の増員を図ろうというところで、まず条例改正を要請しておりますわけでありまして、議会事務局もそれからわれわれ市長部局も、これは体制として整えるべきものはむしろ整えなきゃならないと思います。現状なるべく人員をふやさないような抑制面もありますけれども、議会につきましては、いまお答えをしているとおりで、増員を図ろうということに取り組んでおります。それからそのこ

の複製をする方法があるということです。これは約六十万円だそうなんですけれども、これを現在予算要求しているようですが、ぜひともこれを購入していただきたいと思えます。購入していただければ、広報でも人手が省けるし、それを借りて議会だよりも、視力障害者に対する連絡などでも容易にテープをつくって行うことができる、また視力障害者相互の連絡にも使わせてあげることができるんじゃないかというところから六十万円ぐらいは安いのではないかと思います。ぜひ購入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、この点についてもう一回市長にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そういう便利な方法があるならば、整備すべきであろうと、こういうふうに考えます。

○議長（名古屋史郎君） 一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬隆君） 以上で質問を終わりたいと

思います。健康な人目に見える人には全く感じないことでも、目の見えない人には非常に大きな負担になることがあるようです。視力障害者から聞くことで初めて気がつくことが多くあります。幸い、この人たちの努力で日野市が視力障害者協会が結

成されています。市政を行うに当たり、この協会との話し合いを十分行って、目の見えない人たちに市政の中で文字どおり光を与えていただきたいことをお願いして、質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって十の二、視力障害者に対する施策をさらに前進せよに関する質問を終わります。次に十一の一、団地等の緑化対策と日野市の緑についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

（十三番議員登壇）

○十三番（竹ノ上武俊君）

団地等の緑化対策と日野市の緑について質問いたします。日野市は、緑と清流を豊かにするという力を入れておられます。緑と清流というスローガンは、さらに二期目の市政においても、より充実発展していくことであるかと信じております。市民の緑に対する要望と、いかに強いかという例といたしまして先日、十一月七日、百草団地の自治会が緑の募金を提供いたしました。その見返りとして、日野市から苗木の配布がございました。百草団地の自治会が十一月七日、非常に雨が降って寒い日でしたが、午前七時からその苗木を団地住民に配布することと告知をいたしましたところが、団地の住民の皆さんが、午前六時から行列をつくりまして、この苗木を取り来ると、こういうことがございました。このように、団地はもとよりでございますが、日野市の市民が緑を非常に強く求めているとい

も昭和四十五年開校だったと思いますが、ここでもやはり木が育たなくて、小さな植木しかなく、いちようの木などは、一定のところまでいきますと、根の発達が始まりまして周りに水がたまって枯れてしまうと、こういうような例も出ております。日野市としてこういう住宅地、地域にどういふふうに緑を豊かにしていこうと考えているか、この点について質問したいと思

第三点は、緑をこれ以上減らさないために、緑の多い地域には住宅とか道路、建造物をなるべくふやさないようにする、そういう点でどういう努力を最近されているか、お聞かせいただきたいと思

具体的な例としては、西武百草園の上にある緑地帯に、最近、宅地の計画があつて、住宅が反対されております。その反対の理由は、一つは緑を守ること、もう一つは、がけ崩れによる事故を防ごうということのように聞いておりますが、こういうような問題について、市はどういう見方、指導の仕方というのを、住民やあるいは宅造業者、そういうものにされているか、お聞かせ願いたいと思

開発行為に対しての規制、この枠をさらに狭めていくような考えがあるかどうか、この点についてもあわせて答えていただきたいと思

○議長（名古屋史郎君）

ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ竹ノ上武俊君の

うことは、はっきりしていると思

ういう緑を守り育てる立場から、一、二、質問をし、また市に對しても要望をしていきたいと思

木の配布についてであります。苗木のこの配布の目的、精神というものは大体どういふことで配布されているのか、その点を最初に質問したいと思

何本ぐらい、どのような面積で市として育てているか、聞かせてもらいたいと思

地はもとよりですが、賃貸住宅の住民に對しての配慮というものは、どのようにしているか、その点もお聞きしたいと思

第二点の質問は、住宅開発の仕方によつては、樹木が育たないような開発ということも行われておりますので、この点について質問したいと思

たとえば、百草台の近辺、百草台小学校や百草団地、それから高幡台の団地、その他にも最近開発された分譲団地などでこういう例があるかと思

に土質が山を切り開いてつくった住宅地帯であるために、太古の土と申しますか、非常に古代の土が多くて石になる寸前というような状態で、非常に樹木が育ちにくい土質になってきております。百草団地の中を歩いてみてもわかりますように、なかなかもう七年もたちますが、木の成長が遅い、あるものはすぐ枯れてしまうと、こういう状態でございます。また、百草台小

質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）

それではお答え申し上げます。第一点目のうちの配布の目的と精神でございますけれども、これにつきましては、日野市緑化推進に関する条例、その中におきましてうたわれておるわけでございますけれども、目的でございますけれども、自然の回復ですね、努めること、市民生活に良好な環境をつくり出すこと、こういうことで一つの目的が決められております。それでそういう中でこの配布につきましてですね、市民の家庭緑化を奨励するためこれは第五条でございますけれども、たわれてございます。いわゆる啓蒙緑化推進に對する啓蒙と申し上げますか、そういったことで配布をするんだということでございます。

それから面積でございますけれども、市でもって現在九つの苗圃を持っております。この面積は約二千三百四十五坪でございます。ここに育成されている苗でございますが、種類は多種にわたるわけでございますけれども合計で三万一千五百十八本、これが現在この九つの苗圃に育てられているということです。

それから賃貸の配慮でございますけれども、いま申し上げた九つの苗圃において市では苗木を育てておるわけでございます。その苗木といふのは、大きく育てられる木と、それを中心にして現在行っているわけでございます。そこで、こういった賃貸住宅向けの苗木、こういうものについては、いまのとこ

る特別に考えてはいなかった、ということでございます。そういう中で、これからですね、御指摘もございましたので検討していきたいということでございます。なおこの配布につきましては希望者に配布するということでございますので、賃貸住宅者向け全員の方にこれを配るというわけにはいかないと思います。いわゆる育てる気持のない方には、ちょっと配布はできないということになりますか、希望も、また、されないと思いますけれども、そういう考えていきたいと思えます。

それから二点目の質問でございますけれども、これにつきましては公団とですね、市とやはり一体にならなければこれは進められないというふうに考えております。そういう中で市といたしましても公団側に、これは条例の中にもあるわけでございまして、事業者等の協力がございます。そういう中で協力を要請していくということとあわせて市といたしまして、工事に関連して発生いたします良質な土ですね、そういったものが確保できた場合にはそれを提供していきたいという考えでございます。

それから緑の、三点目の御質問でございますけれども、いわゆる努力と言いますか西武宅造の關係でございますけれども、この考え方等につきましてはちょっと私の方ではお答えができませんので担当の方でお答え願いたいと思えます。それから開発行為の規制の考え方等につきましても同じでございます。

でもこれを宅地化したいということでありまして、一定の指導条件を付しまして、市としては協議を決めた状況であります。したがって今後住民の方々がどのように対応されるかを見きわめ、また企業の側にも、業者の側にもある程度のお願もいたしまして、そしてできるものならば残す方法がないだろうか、ということをお考えいただくところでございます。以上のようなことを一応お答えいたします。

○議長（名古屋史郎君）

竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）

第一点目の苗木の配布の点

については、いま日野市が力を入れて苗木を育ててるといふことで、心強いと思うわけですがさらにこの点は、今後、長い間に緑を濃くしていかなければならないわけでありますから、さらに苗圃を大きく、質的にも育成を強めていくという点で努力していただきたいと思えます。そして、私が、きょう特に質問いたしましたのは、庭を持たない日野市の市民の皆さん、賃貸住宅の皆さんに対しての、やはり緑を愛する精神を培うためにも、それからまた、緑そのものをやっぱり賃貸住宅でも手に入る方法といたしまして、ベランダ、その他に盆栽をふやすという傾向が、非常にふえてきております。諸外国にも、マンションとか団地などの集団住宅では、非常に花とか盆栽を飾るのが発達しているというふうに聞いております。まだまだ日本、私などが住んでいる日野市の団地や集団住宅では、なかなかこ

○議長（名古屋史郎君）

御答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）

緑化という仕事は息の長い努力を必要といたしますので、すぐにはつきりと目に見えるということはむずかしいかもしれませんが、いま今後の取り組みにつきまして、緑化推進委員等に諮問をいたしまして検討をしていただいております。私はこの地面とそれからその樹木との一定のこの比率を出して、これを基準にするような、そういう指導方法がないかということをお考えをいたしております。

切だということが基準になつての考えでございます。特にこの造成地は土壌が悪いものですから、発生したい土を持って行くということも一つの方法です。考えておりますことは、この処理場のケーク等を土壌改良に利用したり、そういうことを市の職員にも研究をさせるふうに仕向けております。これならば原料がたくさんありますので、こういう方法が必ず私はあるはずだと思っておりますので、ぜひ実現をしたいと思っております。それから、いま当面、西武の三沢台周辺で起きております開発についてのこの地元の態度についてであります。そのいづれにいたしましても、私有地なものですから、指導が非常にむずかしいと、指導は現状のままで緑地として保存をいたただけませんか、ということをお文書でもってお願いをしたこともあります。しかし、やっぱり経済行為が伴いますので、どうし

の窓に緑が少ないというのが実情でございますので、いま部長がお答えになりました、賃貸住宅に対する特別の配慮というものを、ぜひすぐに手をつけていただきたいと思えます。苗木でございますので、何年もたたないと早くできないものもあるうかと思えますが、苗木の配布は毎年何回か行われておりますので、すぐ間に合うようなそういう苗木というものもぜひ探してもらって育ててもらいたいというふうに思えます。現在は、日野市の職員の人の聞きましたら、何か姫りんごをそういう人の向きに育てているんだということでしたが、すべての家庭が姫りんごを一種類だけを植えるというののも何ともさびしい話でございますので、たくさんの種類をひとつ研究してもらって、育てていただきたいと、こういうふうにお願ひしたいと思います。それから宅造されたところ、あるいは百草台小のような特殊な、この、特殊なと申しますか、多摩丘陵地帯が土質が悪いわけですから、いままの答弁で方向で結構だと思えますけれども、さらに緑化推進に関する条例がございまして、これをとって、第三条のその事業者の責務という点ですね、さらに公団とか宅造業者、そういうものに責務というものが迫っていつて緑化について特にこの土質の改良いふ言われましたこのケークの改良によつてというふうなことも長い目では結構かと思えますが、現に日野市などが工事をしてるところから出てきて、捨てるべき土

で、あめ土になるようなもの、あるいは肥沃土、肥料分を含んだようなそういう良質の土というものをですね、ぜひ調査の上、希望する地域にですね、できれば無償でこのわけていただくと、こういうようなことを実施に移していただきたいと思っています。それからもう一つは、公団などに対しても、あるいは宅造業者にいたしても、結局、賃貸住宅に住んでいる住民が、勝手に木を植えると、もし引越した場合には、後の樹木の管理が、そういう管理者にかかってくるという点で、樹木の管理というのは、大変費用がかさみますので、そういう点で、住民が勝手に植えることを、いまのところは公団などは否定をしております。しかし、日野市がこういう点で、公団などに当たって一定の責任を持つということで、一例を出せば、たとえば百草団地、高幡台団地のようなところに大きな穴を掘ってですね、根が十分に広がるような面積に穴を掘ってこう大きく育つような木をですね、日野市として植えることをやっぱり実現させていくというようにすることにすればですね、緑の生えるようなその住宅地が広がるのではないかと思いますので、そういう点をぜひ具体的に詰めていただいて、一刻も早く実現していただきたいと思っています。百草台小などを見ましても、本当に小さな木ばかりで、学校を卒業しても大きな思い出になるような樹木というのがないので、こういう点も教育委員会などと協力していただきたい、ぜひこう卒業しても一生の間に思い出に残るような

金面で何らかの配慮をしてまでもこの緑を守るといふようなことを、地主さんなんかと話すとか、そういうことの工夫あつていいのではないかといいふうに考えます。以上の希望と若干の意見を交えて、質問を終わりたいと思うんですが、市長の方で、もし一言あれば、御答弁をいただきたいと思っています。

○議長（名古屋史郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

市内の大型の宅地開発、それから数戸というふうなその建売住宅が、どんなこのスプロールの現象を広げておる状況が、大変頭の痛い問題であります。これを何とか、せめて指導できる方法を模索しているところですが、まだ日野市としては、建築確認事務を行うだけの行政能力も不十分でありますので、東京都の指導ないし確認を、日野市もまたそれを日野市内でもう一遍現場で確認をすると、そういうようなシステムといいたしうか、確認を設置したい、こういうふうなふうに思っております。そういう職員をいま養成するかなにかして、当面そういうことをやりたい、というふうに考えております。それらがとりもなおさず、スプロールをある程度は規制ないし指導し得るだろうと思ひますし、そういうことによつてある程度の効果を上げたい、それからなお、失われておる緑に対しまして、特に気の長い話かもしれませんが、市の木でありますカシの大木、いま相当大量に養成もしておりますので、それらを今後は常緑樹として家庭にないしは緑

な、そういう木が育つような工夫をひとつぜひしていただきたい、こういうふうな思いです。それから今後、これ以上、日野市から緑を減らさないという点でございますが、現在、先ほど一例にいたしました西武百草園の三沢台のところの地域のうに、アパートが七室、六室、このくらいの程度のアパートができるのか、四戸、五戸の分譲をするとかいうようなことで、結局はなし崩しの少しづつ緑が削られていくところがある、あつちこつちに起こっております。この問題は住民の側から言え、日野市は住みよから移りたいという希望ももちろんございまいし、土地を持つてゐる人の方から言えば、土地の維持管理が自分ではできない、売つてしまわなければどうしようもないと、こういうような要望もあるうかと思ひます。しかし、長い目で見れば、やはり緑が減つていくというのは、結局は市長も申されましたように、この人類と自然、それと社会との関係ということを長い目で見ますと、非常に私ども人類にとつては不幸なことでございますので、やはりいまの開発行為指導基準などをよく研究して、そういう少しづつこう虫が食うように緑がなくなつていくということを、なんとか住民合意ができるような方向でひとつ宣伝もし、規制も強めていくという方向で努力をしてみたいと、こういうふうな考えております。そしてどうしても残したい緑の場所については、東京都とか日野市が協力して買い上げるとか、それができない場合には、税

地帯に配給をしたいと思っています。それから公共施設につきましては、特に専任の担当者を置きまして、公共施設の緑化ということ、公園緑地課で専任者を置いて取り組もうとしておるところでございます。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって十一の一、団地

等の緑化対策と日野市の緑についてに関する質問を終わります。次に十一の二、コミ・ブラへの補助についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

（十三番議員登壇）

○十三番（竹ノ上武俊君）

コミ・ブラへの補助につ

いて質問いたします。いわゆるコミ・ブラと言われている合併処理方式し尿浄化槽の場合におきましての汚泥収集、この経費の住民負担をさらに軽減してもらふ方法はないかと、こういうことで質問したいと思ひます。もちろん単独式の浄化槽についても関連がございますし、補助金をもっとふやしてくれという要望もありますので、この点も強調したいと思ひますが、今回は合併式を中心にして質問をしたいと思ひます。汚泥収集については、たとえば公団住宅の場合には、住民の共益費から支出されております。そのほか分譲住宅地、集団住宅などで、さまざまな形で住民が負担をしていると思ひます。公団の場合には、共益費は年間約一世帯三万ほどを負担し、それが電気とか水道、ごみ、植栽、汚水処理など共同のものに対して、九項目にわた

って支出をされております。そしてその最も大きなものが、汚泥収集費に使われているのではないかと、というのが住民の考えでございます。自治体が公団などとの交渉のときに計算したところによりますと、大体、一世帯当たり年間九千円前後、この汚泥収集のために使われているというふうに思われております。公団がなかなか決算の内容を詳しく報告してくれないので、これは概算で申し上げたわけであります。恐らく、その他の分譲住宅集団などで使っております合併処理方式も、浄化槽の汚泥収集に対する負担も、こういう額になっていると思われまゝ。このことに対しては、やっと去年から、失礼いたしました、やうこととしまして、月、七十円ということと年間、八百四十円、一世帯当たり日野市でも補助が出るという状態になってきております。つまり住民の負担が約一割、実質的には補助されだしているということになります。そこでこの汚泥収集についての住民負担軽減措置について、今後、どういう方向に進もうとしているのか、質問したいと思ひます。東京都からは、どういう性質の交付金として支給されているのか、これをひとつ質問したいと思ひます。そしてその交付金の基準というものはどういうふうになっているのか、この点についても質問したいと思ひます。また今後、東京のこの基準を引き上げていく方向があるのかどうか、この点についてもお聞かせ願ひたいと思ひます。また東京都からおりている交付金を、各管理者に支出している

と思ひますが、これで十分であつて、市の持ち出しというものはなっていないかどうか、この点も質問したいと思ひます。最後に、市独自に住民負担軽減のための支出をしている市が三多摩地域、その他、例があるかどうか、この点についても聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの質問につきまして

関連質問があれば挙手を求めます。なければ竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君） それではお答え申し上げます。都の交付金でございますけれども、これにつきましては、市町村振興交付金ということで特定交付金、こういうことで東京都から交付されております。そこで、この基準とい

ますか、一立米当たり千五百八十円、これが現在のいわゆる標準ですね、標準的な基準の単価であります。これに対するいわゆる総立米掛けまして交付金が交付されるということでございます。それで東京都のいまの引き上げの考え方でございますけれども、最近、東京都はですね、標準料金の改正を行いました。一立米当たり千五百八十円から千八百二十円、一五・二%の引き上げを行いました。それじゃ、引き上げたからその先ほど申し上げた振興交付金上がるかというところと現在のところそれに対する返事はいただいております。そういう中で、他市の状況に入るわけでございますけれども、いずれにしても、東京都が

○生活環境部長（加藤一郎君） 単独浄化槽につきま

してはですね、若干の持ち出し等があるかと思ひますけど、そのコミ・プラにつきましてはですね、持ち出しはございません。

○議長（名古屋史郎君） 竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君） いま東京都の交付金から出

こういう標準料金を改正したという事実でございますので、各市といましては、新年度から大体は歩調を合わせていくべきであるという考えが、担当課としては出ております。担当課各市の担当課ですね。それで、まだ財政的な問題、振興交付金はどうなるか、この辺のことがはっきりしておりませんので、財政的な面からは、まだ検討すべき余地が多分にあるというところでございます。各市といましては、そういう状況ですが、各市といましては、他市にならうて歩調を合わせていきたいという考えでございます。それから都の交付金、市の持ち出しはどうなっているかということでございますけれど、これにつきましては、交付金全額ですね市の持ち出しはございません。各市ともそういう状況でございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君） 竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君） 去年の実績は、都から出た

交付金と実際にそういう合併処理方式の管理者に出した額とは、いまの答弁どおりでよろしいんですか。いろいろ聞いたところによりますと、都の交付金が実際の汚泥の量などとの違いで基準があつて、若干市が持ち出さないと、交付金だけでは賄つていけないというふうなふうにも聞いているんですけれども、この点は間違いなく市の持ち出しじゃないと、そういうことなんですね、それでいいんですか。

○議長（名古屋史郎君） 生活環境部長。

○議長（名古屋史郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君） 市の持ち出しをして

いるところはございません。独自でもつてですね。

○議長（名古屋史郎君） 竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君） いまの答弁についていつこ

ろ調査された結果でございますか。

○議長（名古屋史郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君） これは十一月の二十

四日付けで私の方に文書でまいっております各市の状況ですね。
五十一年の十一月二十四日付けです。

○議長（名古屋史郎君） 竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君） いま、汚泥収集についての

住民負担軽減のための運動が各地で起こっております。日野市
にも市議会に対する請願などが出ておりますから、さらに委員会
で突っ込んで議論されるものと思います。あるいは対市交渉とい
うことも住民の間で行われているようですのでさらにこの運動
が進むかと思えますけれども私の聞きましたところによると清
瀬とか東久留米でいろんな市の独自の負担について研究して
いるという話を聞いておりますので市の方でぜひこれらの市に
ついてさらに調査をしてみたいと思います。これを一点お願い
したいと思います。そしてこの汚泥収集に関しては御承知のお
り、日野市に下水処理場が完成すればこれは下水道料金という形
でさらに一般家庭の負担は減っていき大きく解決するわけござい

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 近ごろ、この共益費が高くな

るために、ここに着眼されて負担軽減を市に求められてくる話
を聞いておるわけですが、理論的に考えますと、これは下水道
が整うことによって、直接の共益費という形の負担はなくなる
わけですが、その次には、下水道使用料ということで、また個
々の負担は変わるわけでありましてそれがはたして安くなるか
どうかは、目下のところはとても言明はできないと感じており
ます。そして、東京都がこういう措置を行いました動機は、下
水道が、下水道サービスが整わない市に対して、くみ取り費を
無料化したと、それじゃくみ取り費が無料ならば、せめてそ
の合併処理方式の汚泥ぐらひは軽減することがやはり公平では
ないか、という理論の展開があったように思うわけですけれど
も、共益費というのは、まさに公団との、公団と住んでおられ
る方との間の契約事項ですから、もっとその内部的な詰めを努
力されることが私は順序であろうと、その何かそれを公団が処
理しないものをまた市がそのしりを受け持つということとは少々
しい過ぎではなからうかと、こういうふうにも考えておりま
す。いずれにしても大切な住民の立場のことでありますか
らして、何らかの方策は見出さなきゃならないと思いますが、や
っぱり一段階では公団が対応すべきであろうと、それから特に
住宅公団の例で言いますと、高幡台団地で非常にその処理の

ますので汚水処理場ができるまでの間の措置であるということ
になるわけですが処理場ができるというのは非常に、まあ先
の話でございますので、ぜひ市の方で独自にですね、この負担を軽く
する方法を研究していただきたいと思うんです。現在ごみの廃棄汚泥
の廃棄については、さまざま苦慮されている点があるかと思いますが、や
はり汚泥の収集運搬というものの経費が非常に上がってきておりま
すので、集団住宅に住んでいる住民にとってはなかなかこの共益費と
いうのが減らずに相当毎年大幅に上がっていく傾向にございます。そ
ういう中で先ほど申し述べましたように汚泥収集ということについて
の支出がきわめて大きな部分を占めているわけです。最後に質問した
い点は、東京都に対してもっともつと日野市が振興交付金の問題
も含めて強く働きかける意思があるかどうかという点が一つ、それか
ら市独自で住民負担の方向についてこれは単独式にも及んでいくか
と思えますけれども先ほど申し上げましたように個人負担という
点では単独式の場合も合併処理方式の場合も非常に大きいんで
すけれども、補助という形でいけば集団住宅、団地などの場合
には実質負担の一割程度、そして個人の場合にはその負担率とい
う点では、三割とか四割というふうに実質的には高くなってい
ると思いますので、この辺を考えましてですね合併処理方式に対
して、ぜひ市独自でも、何らかの手だてというものを研究して
いただきたいと、こういうふうに思うわけです。以上二点につ
いて、部長なり市長から御答弁をいただきたいと思います。

悪い水を放流しておりますので、そのことを公害的な立場から
指導いたしましたところ、改善をするという回答が来ておりま
す。それでその施設費を共益費という形で何かその負担をます
ような、そういう内容があるようでありまして、この間、高幡
台では三者会談という形で、日本住宅公団の担当者も出席をし
て、そういう会をもちました。公団に対しては、一つのその不
良な施設で汚水を放流、つまり不完全浄化の水を市内の水路に
流されては困る、これはもう当然われわれがまた言わなきゃな
らんことでありまして、そのまた負担が市民に負わされても
困るということ、申し述べておいたわけでありまして。いま
ぐ市独自で何らかの補助的な負担ができるかどうかということ
になりますと、多摩平下水道使用料などと比較すれば、確かに
そんな感じもいたしますし、その問題は相当抜本的に取り組ま
なきゃならない一つの課題だと思っております。ちよつといま
すぐ来年とか予算などに表現させるといふことはできないふう
に考えております。ただし保留はしないつもりであります。

○議長（名古屋史郎君） 竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）

それでは最後に一言意見を
述べまして質問を終わりたいと思います。住宅公団に対しては、
御承知のとおり住宅公団に關係の自治会が全国的に毎年、ある
いは毎月のようにこの運動を進めておりまして、いま、市長が
言われたような点は突いているので、いま、市長が答弁された

点は若干の誤解ではないかと思ひます。まず住民は住宅公園に對しては、激しい運動を展開していつております。そして自治体に對しては、税金の二重払いにならないというような考え方もあつて、自治体にもまた独自の補助というようものを要求すると、こういう二本立てで住民の方々は運動されているという点を、ぜひ市長はよくつかんでいただきたいというふうに思ひます。そして、いま、市長が言われたその汚水を川に公園などが流さないように努力する点については、当然住民負担じやなくて、公園が負担していくように住民も要求するでしょうし、市からもそういう方向でひとつ運動を起こしていただきたいと、こういうふうに思ひます。そして下水ができれば、住民負担が減らないかという話でございますが、現に多摩平の場合は、ぜひ、いまの現状の値段を保持していただきたいわけですから、下水道料金という点でいけば、合併処理方式のところから見れば、雲泥の安さになっておりますし、多摩市の南多摩処理場に管轄される団地などの場合は、やはり汚泥処理などに関しましては負担が非常に軽減されております。これは当然、下水処理場ができれば住民負担は多数のものを合理的に処理していくわけですから、負担は減っていくということはもう間違いないと思ひます。現在、合併処理方式で分譲地や住宅公園などがやっている処理場の維持というのは、大変なお金のかかる仕事だと思ひますので、一刻も早く日野市においても下水処理場を住民

許します。

(七番議員登壇)

○七番 (板垣正男君)

最後でありますけれども、児童公園を含めまして、公園の整備と題しまして質問を行いたいと思ひます。御承知のように、公共住宅等の増加によりまして、個人で庭を造成するとか、あるいは豊富な緑や、ある一定のスペースを持つような空間を得るということが、ますます困難になつてきているということは、改めて申し上げるまでもないこととあります。また、都市生活の近代化等によりまして、住民の意識も、公共施設に対する認識も、特に最近、高まつてまいりました。「そのとおり」と呼ぶ者あり」特に、その中でも公園等に対する認識がたんだん欧米等の認識に近づいていてというふうな論旨もたまには最近聞くようになってきたほどであります。しかしそうした住民の認識の向上につれまして、その整備やあるいは公園等の造成がrippに行われているかということになりますと、なかなかそうはいつてないというのが現状ではないかと思ひます。こうした中でも、日野の革新市政は、昨年広場を公園法に適用させまして、整備を行ひりっぱな都市公園としてよみがえらせたという実績を上げました。日野台二丁目の中央公園であります。住民の方から大変喜ばれております。「第五公園もそうだ」と呼ぶ者あり」今年度も第二豊田荘の広場をやはり同じように都市計画公園としまして、いよいよ

合意を得て、促進していただきたいと思うわけです。そしてまた、先般、一般質問で指摘して、百草団地については、多摩市の南多摩処理場に、区域に入れて処理をしていくという東京都の決定なども実現したようでございますので、南多摩処理場の方の工事も促進するように、ぜひ日野市もいろんな点で協力をしていただきたいと、こういうことを意見として述べましてこの質問を終わりたいと思ひます。

○議長 (名古屋史郎君)

これをもって十一の二、コミ

・ブラへの補助についてに関する質問を終わります。市長。

○市長 (森田喜美男君)

共益費というのは、これはつ

まり受益者が負担をするわけですから、その内容が公園の中で解明されないということ、少々不思議に思うわけです。それからこのコミ・ブラの汚泥は、産業廃棄物ということで処理業者に処理させておりますから、そのために、もし高いというようなことがあれば、今後廃棄物処分地管理組合の、つまりこれは一般廃棄物が、対象になるわけですから、そこを使うことによって安くなるというようなことがあれば、そういうことは、ひとつ十分詰めていきたいと、こういうふうに考えます。一方、ひとつ公園の方の解明をはつきりさせていただきたいと思うわけです。

○議長 (名古屋史郎君)

次に十二の一、公園 (児童公園も含む) の整備についての通告質問者、板垣正男君の質問を

よ事業も着工されるという段取りを見ております。十五日付けの広報でもそのことが知らされておりますので、皆さんもすでに御覧になつたかと思ひます。そのように年間、一つでありまされどもそれなりの施策を展開いたしまして、整備を進めてまいりました。私はこうした公園の整備をさらに力を落とすことなく進める必要がある、ということと今回の質問を行うわけです。たとえば日野台の四丁目の公園であるとか、あるいは柴町の姫森児童公園ですか、こういう一、二の例を挙げただけでも大変この荒れていると申しますか、手の入っていない広場に放置されてきたということが言えるのではないかと思ひます。私、ちょこちょこ、こう回つただけでも非常にこの手の加えられていない公園が目につくわけでありまして、こういう所を、調査、全般的な調査を行う中で、順次整備を行つていく必要があると思ひます。特にいま児童公園の整備については、児童の健全な発達の上でも当然こういう豊かな公園ということがあることは、だれしも認めることでありましょう。児童公園も含めた公園の整備を、一層、来年度以降行ひりが必要であると思ひます。そこで、今後どういうような計画と段取りを持ちまして公園の整備を行つていくかとしているのか、その辺を事務局にお伺いしたいと思ひます。なお私は思うのでありますけれども、昨年度たしか公園の管理費に除草剤を百数十万計上いたしましたので、公園の除草を薬剤に頼むということが

行われていたのであります。しかし今年度かなりその除草剤の予算も減額いたしました。除草剤に頼らないような管理を行うような姿勢が見えてまいりました。来年度もこういう方向をさらに発展させまして、除草剤など使わないような管理が行われるべきであると、私は考えているわけであります。こうした面も含めまして、今後の整備計画等お伺したいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

ただいまの質問につきまして

関連質問者があれば挙手を求めます。なければ板垣正男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

御質問の答えいたします。

御質問の中に、公園に対する関心が高くなったということがございますが、確かにそのとおりでございます。と申し上げますのは、例を申し上げてみますと、豊田の地域については、その付近で公園の清掃管理をお任せ願いたいというような、実はそういう表現もございます。したがって、全く御指摘のとおり、非常に関心が高くなっておりますということと、そういう関心が高くなったことが、裏返して申し上げますれば、公園の整備につながるんだということで、当局としても喜んでおるところでございます。そういうような実情にあることは、確かでございます。それでこの公園の整備の計画でございますけれど、大きく分けまして児童公園なり、森林公園なり風致公園というふうな性格がございまして、とりわけいままではいろいろな問題

より、充実をしていくのがその森林公園なりあるいは風致公園だということである、こんなふうに考えますと、そういうふうな重点的な施設整備を図っていききたい、こういうふうに考えておるわけでございます。それでなお、全体的に通じまして、児童なり幼児なり老人に親しんでいただける公園にそれぞれその地域の特長性はあるかと思ひますけれども、そういった方々に親しんでいただける公園にしていかなければならない、こんなふうに考えておるわけでございます。それでなお、今後どういうふうに、どこをとという御質問かと思ひますけれども、前段で申し上げましたような、実情でございまして、順を追ってどこにどういうふうにというまでにはまだ煮詰っておらない実情でございますけれども、公園に対する整備の考え方としては、ただいま申し上げましたような方向でいくことがよろしいんではないか、こんなふうに感じておるわけでございます。なお管理の中で、除草剤の問題でございますけれども、確かに除草剤に頼るといふことにはのみ依存はいたしたくないと思ひます。ただいろいろ財政面、ないしはいろいろな角度から考えますと、経済性の問題もございまして、またそういうことで多少、その辺に頼る部分もありますけれども、その辺はそういったようないろいろな実情から判断いたしまして、薬剤の使用については御理解をいただきたいと、こういうふうに思ひます。それでなお、将来といひますか、その薬剤の使用につきま

がありまして、市として森林公園、例で申し上げますれば、多摩平の第一公園とか旭が丘の中央公園とか、多摩平第三緑地というような地域のえてして森林公園的な性格のところ为重点的に整備をしてまいったわけでございます。それでなお風致的な公園としても多摩平地域のところもございましてそういう面も含め、あるいは豊田にあります黒川公園というふうなものの整備に、重点を置いて整備をしてまいりたいというふうな次第でございます。今後児童公園も相当精力的に整備をしていかなければならないという時点がまいろうと思ひます。それで、現在の公園の現況でございますが、団地対策等によりまして、できましたものを引き受けたり、いろいろこの公園ができた過程としては種々ございすけれども、数としては四十ほど、面積では二十万平方メートルというふうなことでございます。したがって、現在の実情からして、そう簡単に整備ができるというふうな実情にない、というのが現状でございますが、鋭意進めていかなければならないということでございます。それで特に児童公園等につきましては、現在あります公園の整備を進めていく中で、性格的にはその利用が児童公園でございますので、植栽なりブランコなり、すべり台なり、砂場というまあ遊戯施設の整備を図るのが児童公園の内容であろうかと思ひます。それから森林公園、風致公園については、樹木等を植栽して緑をつくり、緑陰といひますか、日影等もつくった風致的なものに

しては、種子で処理をいたしますので、次年度以降雑草の出方が少ないということで、そういう処理的と申しますか、自然的な条件で、順次、草の山も少なくなってくるというふうな利点もございすので、そういう点から考えても薬剤処理は少なくなりますし、そういう面での効果が非常に期待されるということで、多少の利用についての御理解をいただきたい、こういうふうに考えます。

○議長（名古屋史郎君）

板垣正男君。

○七番（板垣正男君）

大体私の質問の趣旨をくんだ答

弁がなされたものというふうにも理解しておりますので、この問題についてはこの辺で終わりたいと思ひますけれども、最後に市長に一点お伺いしておきたいと思ひます。最近、フィールド・アスレチックというふうな屋外体育なるものが全国的にも、大変評判呼びまして、人気があるようであります。また夏になりますと、青少年の屋外レクリエーションあるいはキャンプ等も最近特に盛んになってきております。こうした見地から、私は多摩動物園に接します調整区域の自然を利用いたしまして、いま申し上げましたような、青少年のレクリエーション施設として、今後利用を図っていく、ということも日野市としては必要なことではないだろうかと思ひます。こうした自然公園等の設置については、かなり予算が必要になるわけでありすから、日野市で、もし困難というふうなことであるならば、東京都あ

るいは国等の施策として、この日野市にもそうした自然公園を
設置していく、ということの一つ検討されてもいいのではない
かと思っています。こうしたことについて、市長の考えをお伺いし
たいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市内の多摩動物園は、これは

もう非常に貴重な存在であり、かつ地域であるというふうに考
えますので、動物園に対しまして、周辺で取得可能なその用地
は、積極的に場内の過密を防ぐ意味でも、取得をしてほしいと
いうこと、それから交通が非常に前面道路あたりが激しくなっ
てきますので、別の入口をつくってほしいというようなことを、
要請することになっております。動物がふえますと、やっぱ
り排水も汚れる可能性もありますので、完全に処理をして程久
保川に流すようにということを、これも含めておるわけですが、
そういう地域の中で、いまおっしゃるようなフィールド・アス
レチックのようなものがやってもらえれば大変いいのではな
いか、というふうには感じております。私も、むしろこの浅川
を使った、そういう青少年のといえますか、市民の健全な屋外
施設というようにできないもんだろうか、ということをも
多少考えておるわけですが、何かひとつ具体性も引き出
すような努力をしたい、というふうには考えておるところであ
ります。具体的には、こういうふうなというようなものはござ

いません。

○議長（名古屋史郎君） 板垣正男君。

○七番（板垣正男君） 浅川の利用もあわせて、こ
うした自然公園の設置、設立の検討を今後大いに進めていつ
いたきたいと思っています。以上これをもちまして私の質問を終
わります。

○議長（名古屋史郎君） これをもって十二の一、公園

（児童公園も含む）の整備についてに関する質問を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終わりました。本日はこれ
をもって散会いたします。

午後五時五十四分 散会

十二月十四日 火曜日 (第五日)

十二月十四日 火曜日 (第五日)

出席議員 (二十八名)

二番	滝	敏	朗
三番	奥	住	芳
四番	正	国	大
五番	鈴	木	美奈子
六番	橘	祐	子
七番	板	垣	正
八番	黒	川	重
九番	林	重	義
十番	谷	栄	吉
十一番	剣	持	佐
十二番	石	坂	勝
十三番	竹ノ上	武	俊
十四番	米	沢	照男
十五番	市	川	芳太郎
一	番	滝	政吉

十六番	秦	正	一
十八番	杉	寅	三郎
十九番	高	通	夫
二十番	佐々木	昭	雄
二十一番	大	柄	保
二十二番	大	下	博
二十三番	本	間	久
二十四番	一ノ瀬	隆	作
二十五番	日	源	繁
二十六番	吉	富	枝
二十七番	三	浦	重
二十八番	飯	山	春
二十九番	島	村	茂
三十番	名古屋	史	郎
十七番	清	水	芳雄

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	都市整備部長	成井正夫
助役	前川恒雄	福祉部長	赤松行雄
収入役	杉本好次郎	水道部長	中島武男
企画財政部長	加藤一男	病院事務長	遠藤政之
総務部長	松村清栄	教 育 長	倉 又 秀 作
市民部長	森久保三	監 査 委 員	牧 野 秀 夫
生活環境部長	加藤一	区画整理課長	鈴木 榮 弘
建設部長	田倉高光		君 君 君

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	中村亮助	書 書	記 記	櫻 村 正 男
書 記	朝倉敏夫	書 書	記 記	川 上 輝 子
書 記	鈴木晴彦	書 書	記 記	安 原 清 美
書 記	荒井一雄	書 書	記 記	小 松 恵 美 子

議 事 日 程

昭和五十一年十二月十四日(火)
午後一時開議

(議案上程)

- 一、議員提出議案第四五号 日野市議会昭和五十年年度一般会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について
- 二、議案第九五号 昭和五十年年度日野市一般会計決算の認定について
- 三、議案第九六号 昭和五十年年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 四、議案第九七号 昭和五十年年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について
- 五、議案第九八号 昭和五十年年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
- 六、議案第九九号 昭和五十年年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
- 七、議案第一〇〇号 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 八、議案第一〇二号 日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 九、議案第一〇三号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条件の一部を改正する条例の制定について
- 一〇、議案第一〇四号 日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 一一、議案第一〇五号 昭和五十一年度日野市一般会計補正予算について(第五号)
- 一二、議案第一〇六号 昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について(第三号)
- 一三、議案第一〇七号 昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について(第二号)
- 一四、議案第一〇八号 昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算について(第二号)
- 一五、議案第一〇九号 昭和五十一年度受託水道事業特別会計補正予算について(第二号)
- 一六、議案第一一〇号 日野市都市計画神明上土地区整理事業に関する業務委託契約書の一部変更について
- 一七、議案第一一一号 市道路線の一部廃止について
- 一八、議案第一一二号 市道路線の廃止について

十九、議案第一一三号 市道路線の認定について

二〇、議案第一一四号 日野市立日野第十八小学校（仮称）併行防音工事請負契約の締結について

二一、議案第一一五号 日野市立日野第五中学校（仮称）併行防音工事請負契約の締結について

二二、議案第一一六号 日野市立日野第十五小学校（仮称）体育館新築工事請負契約の締結について

二三、議案第一一七号 日野市立日野第十八小学校（仮称）体育館新築工事請負契約の締結について

二四、議案第一一八号 日野市立日野第五中学校（仮称）体育館新築工事請負契約の締結について

二五、議案第一一九号 日野市程久保三四一〇一番地先間（都道一五四号線）配水管新設工事請負契約の締結について

（請願上程）

二六、請願第一一五二号 仮称日野市立第十六小学校建設候補地の計画変更に関する請願

二七、請願第一一五三号 中学校訪問学級卒業生のために、養護学校高等部、又は都立高校に訪問学級教師の配置を願う陳情

二八、請願第一一五四号 明星大学専用道路建設に関する請願

二九、請願第一一五五号 道路側溝設置に関する請願

三〇、請願第一一五六号 市営住宅建設促進ならびに入居基準の適正化に関する請願

三一、請願第一一五七号 リハビリテーション設置についての請願

三二、請願第一一五八号 小学校体育施設の一一般開放及び七生中学校への夜間照明施設設置促進に関する請願

三三、請願第一一五九号 児童館及び児童保育施設設置についての請願

三四、請願第一一六〇号 日野駅前地区に大資本による大型店進出に対しての反対に関する請願

三五、請願第一一六一号 豊田地区センター建替に関する請願

本日の会議に付した事件 日程第一から第三五まで。

○議長（名古屋史郎君）

午後一時三十一分 開議
本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十名であります。

これより議員提出議案第四五号、日野市議会昭和五十年年度一般会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。本件については提案理由の説明を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認め提案理由の説明を省略いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第四五号、日野市議会昭和五十年年度一般会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

次に議案第九五号、昭和五十年年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第九五号、昭和五十年年度日野市一般会計決算の認定についての提案理由の説明を申し上げ

げます。本議案は昭和五十年年度日野市一般会計決算の認定についてお願いするものでありまして、地方自治法第二百三十二条第三項及び第四項の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。同規定により監査委員の意見書、並びに主要な施策の成果等の書類を添えて提出いたしましたので、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）

監査委員から監査報告を求め

ます。

（監査委員登壇）

○監査委員（牧野秀夫君）

五十年年度の一般会計決算審査につきましましては、あらかじめ市長より審査に付されました五十年年度一般会計歳入歳出決算書、並びに伝票、調書、諸帳票等につきましまして、関係職員よりの説明をも求めまして、慎重に審査をいたしました結果、決算書などは規定に従いおおむね適正に作成されておりまして、予算の執行についても議会の議決を尊重して、おおむね適正に行なわれておりましたことを認めました。御承知のように五十年度はきびしい財政状況のもとに支出の低率削減という、きわめて異常な事態に直面したわけでございますが、なお公正な予算の執行をみたことは関係者の努力によるものであると判断したわけであります。決算の認定は申すまでもなく議会の決算審査によるものではあります。監査委員の審査は要すれば、収入と支出が法に準拠して適正かつ公正に行

なわれているか、会計規則に照らして執行に誤りはなかったかなどを調べることを主眼として審査に当たるわけであります。しかしながら、先ほどほほ適正とか、おおむねとか申しましたけれども、細部にわたりましては必ずしも一〇〇％適正な決算が行なわれたとは言いがたい点もございます。願わくは部課長においても所管の決算書等については確固たる責任を持って提出をしていただきたいのでありまして、言うなればみずから推敲を重ねて決算書にペンを入れるというところまでお願ひしたいと、こういうふうに思ひまして、関係職員にはそのつど注意を喚起した点もあります。

具体的に申し上げますと、今回提出された決算書はこれは基本的なものではありませんけれども、決算書の作成技術上に未熟と申しますか、不完全であるというような点も見受けられましたので、先ほど申し上げましたように、そのつど職員には注意を促したわけであります。このことについては私は、決算とはすでに終わってしまった事実であるのでその処理であるからという、いわば少し大げさに言えば決算監視につながるのではないかというふうな考えすら持ったのでありますが、そういう考えが監査委員の見解の偏見であり、誤りであることを願望する次第であります。なお一例を申し上げますと、年度中に補正増額を認められながら、決算の結果認められた補正増額分よりも余分な不用額を残したというのもありました。これは関係

職員にただしましたところ、急激な状況の変化によりやむを得なかったんだという説明でありましたけれども、五十年途中で御承知のように九回にわたる補正を行なっております。ですから、もし状況の変化により増額補正分をまた不用額とするような場合には、もう一度減額補正をしてもいいのじゃないか、やればやれたんじゃないかというふうに考えられた点もございました。まだ詳しい内容につきましては、貴重な時間でもありますので、お手元の審査意見書を十分御披見くださるようお願いいたします。簡単ではありますが、一般会計の決算審査報告とさせていただきますと存じます。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なればこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第九五号、昭和五十年度日野市一般会計決算の認定の件は一般会計決算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一般会計決算特別委員会に付託いたします。

おはかりいたします。議案第九六号、昭和五十年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第九七号、昭和五十年度

日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第九八号、昭和五十年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第九九号、昭和五十年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第九六号以下四議案につきましては提案理由の説明を申し上げます。九六号は昭和五十年日野市国民健康保険特別会計の決算についてであります。

九七号は昭和五十年日野市都市計画事業特別会計の決算についてであります。九八号は昭和五十年日野市下水道事業特別会計の決算についてであります。九九号は昭和五十年日野市受託水道事業特別会計の決算についてであります。以上、四議案につきまして地方自治法第二百三十二条第三項及び第四項の規定に基づき、なおこれらの規定により監査委員の意見書、並びに主要な施策の成果等の書類を添えて提出するものであります。よろしく御審議の上、認定をいただきますことをお願いいたします。以上であります。

○議長（名古屋史郎君）

監査委員から監査報告を求め

（監査委員登壇）

○監査委員（牧野秀夫君）

それでは四つの特別会計決算審査報告をやらせていただきます。まず国民健康保険特別会計につきましては、御承知のように保険税の収入の伸び率が低く、反対に保険給付金の給付が高い伸び率を示しておりますのが最近例年のパターンのようになっております。本会計は医療費の値上げが毎年のように国会等で問題になりまして、その実地がきわめて予測の困難な状況にあることは御承知のとおりでございます。そのために繰越金の増大が非常に目立っております。予算の執行がむずかしいのはよくわかるのでありますけれども、なお一層綿密な計画を立てて本事業の健全な運営に努力されることを望む次第でございます。

次に都市計画事業特別会計につきましては、前年度に比べまして事業費が大幅な減少をみております。これは四ツ谷下の区画整理事業の終了と神明上の土地区画整理事業の執行率が七四％にとどまったことによるものであります。四ツ谷下は完了しましたので、おきまして、神明上の事業が特殊な条件下にあることは監査においても十分承知しておりますけれども、なお適切な運営計画のもとに、公正あるいは時には厳正な執行態度をもって事業の執行完了を望み、住民の負託に十分応えられるよう執行の計画を立てられることを切望するものでございます。下水道事業特別会計につきましては、特に先生方に御報告す

るようなものではありません。これも御承知のように一千四百万円の使用料、手数料収入に対しまして、料金徴収の委託金が七百六十五万円、夜間業務委託金の額が七百四十四万円、計一千五百数十万円の支出という、確かに不均衡はありますが、これまた本会計の特殊性を考えます時、やむを得ないのではないかと判断した次第であります。

終わりに受託水道事業特別会計につきましては、本会計がすべて一元化によります東京都との委託契約によるものでありまして、歳入決算額は即歳出決算額であります。四半期ごとに概算払い、精算等を行っておりますので、差引残額はもちろんゼロであります。審査の結果もその決算処理につきましては誤りのなかったことを確認した次第でございます。

以上、きわめて簡単でございますが、先ほどと同じように数字等の内容の細部につきましては、お手元の審査意見書を御披見くださるようお願いしまして、簡単でございますがこれをもって決算審査報告とさせていただきます。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもちて議案第九六号、昭和五十年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第九七号、昭和五十年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、

議案第九八号、昭和五十年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第九九号、昭和五十年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定の件は特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、特別会計決算特別委員会に付託いたします。

次に議案第一〇〇号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第一〇〇号は日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案につきましては提案理由の説明を申し上げます。本議案は昭和五十二年四月一日開校する小学校二校、中学校一校、及び保育園一園に従事する職員数と若干の自然増を見込んだ定数の改正であります。詳細につきましては担当部長に説明をいたさせていただきますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。助役。

○助役（前川恒雄君）

御説明申し上げます。ただいま

市長から提案理由の説明がありましたとおり、大久保保育園が来年度新設されますので、そのための保母、調理員、その他保健婦、用務員等で二十一名、新設小学校十五小、十八小、それに新設中学校五中、これを含めまして事務職、用務員、調理員、その他で二十二名、そのほか市長部局、議会、教育委員会、含めまして、自然増その他を見込みまして十五名を増加したいという内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君） 職員の定数条例に関連して一言お聞きしたいと思えます。ここ数年来、地方自治体において職員の希望者が大分多いわけでございますが、今回またここで募集しているということも先日市の広報また新聞等の報道で私も知ったわけでございますが、募集人員に対して相当数の受験者が殺到していると、こういう現状でございます。聞くところによりますと、この十七日、十八日に試験が行われて、十四名の採用で四百名近い応募者があるように承っておりますが、こういう中において私、一言お聞きしたいんですが、今回の広報で職員の募集があるということを近所の人から聞いたんですが、ことし市役所に入りたいとしてことしの五月に受験した人から聞いたわけでございますが、日野市はよその市と違って、年に一回の試験ではなく、いろいろ新しい幼稚園等がふえて採用な

さると思うんでございますが、聞くところによりますと、日野市においては理事者が直接この試験に面接または採点を行っている、こういうふうに関わっているわけですが、この点について事実であるかどうか、ということをお伺いしたいわけですが、私もいろいろほかの市の人に二、三お聞きしたんですが、公務員は憲法のもとに地方公務員法十三条、「平等取扱の原則」、第十五条の「任用の根本基準」等により採用試験を行うんですが、都道府県や指定都市では公平を期することを含んで人事委員会が採用業務をやり、人事委員会を置かない市では大体人事担当の部課が担当し、理事者である助役や市長が採点したり面接試験をするようなことをやっていると日野市では理事者が直接そういうことにタッチして決めていると、こういうふうに承っているんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） ただいまの御質問でございますが、採用試験の場合に面接の時に助役であります私が面接員の中に入っております。これにつきましては私もとしましては職員を採用いたしますと、これはほとんど一生市役所の職員として働いてもらうわけでございますし、私もとしても大勢の応募者の中からごく少数採用するわけでございますので非常に重大に考えております。そこで私は当然市の責任者であります

市長は面接に出ておりませんが、理事者が出ましてそこで人物を評価する必要があると思っております。ただ私が出しても私が個人的な意見で決定するということはございません。これは数人、場合によって多少変わりがございましてけれども五人から七、八人の試験員の中の一人として加わっておるわけでございます。

○議長（名古屋史郎君） 奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君） ただいまの答弁で分かるんですが、私の聞いたところではやはり理事者がこれにタッチしているので直接理事者にお願ひしなければ合格しないんだというもつぱらのうわさがあるんですが、事実でなければ結構ですが、大いに私はそういう話を聞いているわけです、それを心配していま御質問申し上げておるわけでございます。いま一言御答弁願ひします。

○議長（名古屋史郎君） 助役。

○助役（前川恒雄君） 私どもとしまして、だれかが頼みにきたからどうのこうのというようにすることで採用を決定しておるわけではございません。また大勢の一般事務職員ばかりでなく、いろいろ職種がございまして、それを一々そんなことをしておるわけではございませんし、できるだけ公平に私どもはやりたいと思っております。

それから面接の時の様子などをお聞きいただければ十分に分

かると思ひますけれども、何か聞いちやあいなことを聞いているとか、そういうことは決してございません。われわれ試験員は十分その辺戒めてやってきたわけでございます。今後そのつもりでやりたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君） 奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君） そういうことがなければ非常に結構でございます。なおまだいろいろとお聞きしたいことがございしますが、総務委員でございしますのでまた総務委員会の席でひとつお聞きしたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第一〇〇号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

次に議案第一〇二号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 議案第一〇二号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は人口急増による学校のマンモス化を解消し、適正規模の学校運営を行うため、昭和五十二年四月より潤徳小学校を母体校とする仮称第十五小学校、それから六小、滝合小学校を母体校とする仮称第十八小学校、七生中学を母体校とする仮称第五中学校を開校するもので、これに伴い設置条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、教育長並びに担当課長に説明いたさせていただきますので、よろしく御議決をいただきますようにお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君） 御説明申し上げます。

この設置条例を今議会でお願ひしている一つの理由は、四月一日に開校するわけでございますけれども、その前に設置をしておいていただきますと校長、教頭、あるいは事務のそういうものを事前に開校前に都から任命してもらえらるわけでございます。そうすると開校についての準備の万全を期することができるとは、いやないかと考えてお願ひしているわけでございます。

それからこの校名でございますけれども、一つは程久保小学校、それから旭が丘小学校、それから三沢中学という校名を

付けたわけでございますけれども、これにつきましては従来は

かなり、すでに習慣化しておるわけでございますけれども、ナンバーをやめて分かりやすい校名というようにすることで、たとえば滝合小学校、あるいは百草台小学校というふうに、大体地名を中心にして校名を付けたほうがいいんじゃないか、というようになことが行われてきております。したがってそれを踏襲しまして、いま申しましたような校名を付けさせてもらった、これは教育委員会でも一応検討をいたしました、それで市長部局のほうにお願ひをした、こういうわけでございます。なおこの校名につきましては、ただたとえばPTAの意向とか、学校の意向とか、母体校の意向というところの意向などもそれとなしに聞きながらこういうことが妥当じゃないか、という形で決めてもらったわけでございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君） よろしいですか。これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） この校名の問題について自分は伺いたいと思うんですが、いままで一つは、一連的な特に多摩平のほうは、いわゆる五小とか七小とか東部のほうにも第八小学校こういうものがあつたのに、いま教育長の話でもその土地の地名というものを取り入れると言ひますが、これは自分は決して、おそらく住民の意思なり自治会等の意見を反映されたのではないかと思はれるんですが、その点で程久保の

場合は町名地番の問題で住民のやはり意見が二手に分かれているというか、そういう中でこの程久保小学校にしたことがいいとかどうとかじゃないんですが、今後の何かが出ないかどうかということが一つ。

いま一つはおそらく百草台小学校の近くに第八小学校の将来独立校ができる場合に、あそこ百草台小学校になっているんで、いま一つ百草台小学校というようなのは付けるということとおそらくむずかしいことになってくるんじゃないかと思うんですが、その点を踏まえて今後の問題を考えてこういう校名の検討がなされたかどうかその点。

○議長（名古屋史郎君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

お答えいたします。いま石坂議員の申されるように将来においては学校が接近してきたりすると地名だけでいけるかどうか一つの疑問があります。ありましてけれどもさしあたりは現在の場合地名をやったほうが一番いいんじゃないか、こういう形でそういう地名ということを踏襲して、従来の考え方を踏襲しましてこういう校名を付けるわけでございます。なおいま石坂議員が言われることは将来におきまして起こることについては一応は検討しましたけれども、しかしその場合にはまた何かうまい工夫が出てくるんじゃないか、こういうふうに考えます。

○議長（名古屋史郎君）

石坂勝雄君。

は中学校に対して、同一のような質問になるかもしれませんが、これも、この点についてはどういうふうに考えているのか、これはやはりどちらがいいかということについては、特に小学校の場合は十八小、二十小なんてだんだんできてくると、これは大変なことかもしれませんけれども、漫才で言うようなことに一中が一番いいんで二十中が悪いんだということにならなければいいんですが、やはりそういうような小学校の名前、中学校の名前を付ける時に、校名を付ける場合について、いま現在あるものに対してどう呼んでいくか、たとえば素直に数字を並べ立てていけば幾つ学校があるということも分かるんですね、ところがなかなか分からない面もあるし、どちらを主体にするかという地域によって違う、あるいはPTA、住民によって現在中学校についてもそういう意見を入れて付けたものであるかどうか、ということについてはかならずしもそうじゃないなというふうに感じられるんですね、やっぱり何番目にくてきたから何中だとか、何小だとかそういうのがあるんじゃないかと思うので、そういう点について特に三沢中学というところ、三沢の中学ではないわけですから、数字は全部入れても五中なんですから、素直に五中というふうに呼べなかったのかどうか、その点についてお答え願いたいですね。

○議長（名古屋史郎君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

さっきも申しましたように、

○十二番（石坂勝雄君）

そういう今後の場合、おそ

く事例というか、そういう形になりやすいと思うんですが、またそういうふうに住民の意思なり学校の意見が出てきた場合にはその希望に沿うということに取ってよろしいですか。

○議長（名古屋史郎君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

そういう学校の校名についてPTAとか、あるいはその地域の人たちの希望というものは十分尊重していきたい、こう思います。ただしいろいろな考え方が出てきますから、一部分においては反対されるような場合も出てくると思いますけれども、大方の意見というものをできるだけ尊重していきたい、こう思っております。

○議長（名古屋史郎君）

ほかに御質疑ありませんか。

本間久君。

○二十三番（本間久君）

同じ関連ですけれども、た

えば今度三沢に中学ができる、三沢中学だここに書かれておりますけれども、仮称第五中学校と中学の場合は幾つかの地域が一つになって、いわゆる一つの中学があるわけですね、そういう場合地名をそれに付けるほうがいいのか、素直に第五中学と呼んだほうがいいのかちょっと疑問を持つ点があると、それでいま石坂議員が発言されたように各地名を取る場合に、たとえば旭が丘に幾つか学校ができる場合旭が丘第一、第二とか将来言われるかもしれませんが、いままである小学校、古いあるい

やはりその学校がどこにあるかということが、市民の中に一番親しみやすいんじゃないか、そういうようなこれはその土地だけの市民だけじゃなくて、この全体の市民全体から見しても、三沢中学というのは三沢の地区なんだなあと、あるいは旭が丘小学といえ旭が丘のほうなんだなあと、そういう地理的な感覚からいってもそのほうが親しみやすいんじゃないか、というのが、できるだけ地名に即して付けようとした一つの基本的な考え方、そういう形で今度も進んだ。（「いままできているのはどうするんですか」と呼ぶ者あり）それはもう親しまれておりますからちようど一小、二小、八小というのと同じなんです。それはすでに親しまれておりますから、こういう意味、感覚でございますからどうぞ。（「後は委員会です。」）

○議長（名古屋史郎君）

ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第一〇二号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件は文教委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認め、文教

委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議案第一〇三号、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第一〇四号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名古屋史郎君) 御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長 (森田喜美男君) 議案第一〇三号、並びに一〇四号につきましての提案理由の説明を申し上げます。

議案第一〇三号は災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する法律の一部改正に伴い市条例の一部改正をするものでありまして、弔慰金については、百万円を百五十万円に、援護資金については百万円を百二十万円に、それぞれ最高限度額を引き上げるものであります。詳細につきましては担当部長をして説明いたさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして第一〇四号の提案理由の説明でございますが、本議案は、現在平山城址公園駅前に設置してあります平山児童館

を、京王平山住宅内に移転いたすものであります。これは駅前が次第に交通混雑し、児童福祉施設として適地ではなくなるためであります。

またかねてより滝合小学校地区内に児童クラブの設置要望も強く、また平山児童館の併設の児童クラブも六十名の過密状態なので、この移転と同時に四十名に減員し、日野市立滝合小学校敷地内に新たに日野市立ひらやま児童館たきあい分室を設置するものであります。これにつきましても詳細につきましては、担当部長をして説明いたさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 (名古屋史郎君)

関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長 (赤松行雄君)

最初に一〇三号の御説明を申し上げます。一〇三号のほうは理事者より御提案がありましたように、法律改正に基づくものであります。最初に弔慰金でありますけれども生計の中心者の災害による事故につきましては百万円を百五十万円に改めるものでございます。それから生計の中心者以外の方が死亡した場合には五十万円を七十五万円に改めるものであります。

それから住居の流失でございます。災害により住居の流失につきましては、従来百万円の援護資金の貸し付けでございますけれども、これを百二十万円に改定したということでございます。

正予算(第五号)の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長 (森田喜美男君)

議案第一〇五号につきまして、

提案理由の説明を申し上げます。本議案は、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算第五号であります。補正額は歳入歳出それぞれ十二億六千九百三十二万九千円を追加し、歳入、歳出の予算総額を百七十四億二千二百七十七万五千円とするものであります。

歳出補正の主なものは、まず給与改定に伴う人件費一億三千八百九十九万五千円、教育費関係では、第十七、第十八(仮称)小学校及び第五(仮称)中学校の用地買収費等七億六千九百二十万二千円、第十八(仮称)小学校及び第五(仮称)中学校の新築工事費四億六千三百三十万二千円など、また、民生費関係では、児童クラブ新設工事費九百万円、大久保保育園(仮称)買収費及び開設備品購入費一千二百四十四万一千円、生活扶助費三千三百三十六万三千円など、さらに土木費関係として、奥原五号線ほか側溝工事費一千五百六十万円、堀之内五号線ほか舗装工事費一千万円などがあります。このほか市立総合病院への出資金四百万円、市債の元金繰上償還金三千八百七十四万五千円などが含まれております。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (名古屋史郎君) 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第一〇五号、昭和五十一年度日野市一般会計補

正予算(第五号)の件を議題といたします。詳細につきましては、担当部長にそれぞれ説明をいたさせま

すので、よろしく御審議の上、議決をいただきますようお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） 歳入、歳出全般及び第二表債務負担行為補正、第三表地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） それでは議案第一〇五号につきまして、御説明を申し上げます。

補正内容の主なものにつきましては、ただいま提案理由のとおりでございます。なお、内容説明に入る前に、あらかじめお含みをいただきたいと思います。各款にわたりまして、報酬、それから給料、職員手当、共済費の補正がございます。これは条例の改正に伴う報酬並びに給与改正に伴うそれぞれの費用でありますことを、あらかじめ御説明をさせていただきたいと思えます。

今回の補正総額は、ただいま市長のほうから申し上げたとおりでございます。それでは早速、内容に入らせていただきます。説明書の三ページ、四ページから入りたいと思います。まず歳入関係で市税でございます。その内容といたしましては、法人市民税の関係で一億六千七百三十三万円の追加補正をお願いするのでございます。これは三月並びに九月の法人関係の決算状況を見まして、ここに掲げました数値の補正をお願いするものでございます。

それから七ページ、八ページに移りまして、総務費の国庫補助金でございます。四千九百九十二万九千円の追加補正でございます。これは、本年度の五十一年度の庁舎の建設補助金といたしまして、騒音防止対策補助金といたしまして、防衛庁から交付される追加額でございます。

それから次に土木費の国庫補助金でございますけれども、これは減額で百万円でございます。豊田公園の築造の補助金でございますが、確定に伴いましてこの項は減額でございます。

それから教育費の国庫補助金で、大きな一億六千九百五十一万九千円、内容といたしまして、小学校の補助金として七千二百七十一万六千円の追加でございますが、内容は、必要保護児童の補助金関係、これは給食費でございますが、認定増に伴いましての収入見込額、それから理科教育の補助金といたしましては、当初の見込みよりも認定が校数で減りました関係で、十四万円の減額でございます。それから十五小学校の校舎補助金でございます。それから十八小も同様でございますが、単価改正に伴いましての追加交付額を計上いたしました。

それから中学校費の補助金関係で七千七百八十一万四千円でございますが、内容といたしましては四つに分かれております。理科教育の設備の補助金といたしまして、これは三校を予定いたしました。四校となった関係で十五万の追加、それから数

次に五ページ、六ページに移りまして、民生費の国庫負担金関係で、七千二百一十萬円の追加補正をお願いをしております。内容といたしましては、社会福祉費の負担金で六百四十一万九千円でございます。これが内容は、ここに掲げましたとおり、社会事業援産施設の事務費といたしまして十五万四千円、それから老人関係の医療費の負担金といたしまして、五十年度の精算分と、それから五十一年度の追加負担金が内容でございます。合わせて六百二十六万五千円でございます。それから児童福祉費負担金に入りまして、総額で三千八百五十一万二千円の追加でございます。これは保育所分といたしまして三千五百二十五万一千円、これは単価改正に基づきました収入見込額でございます。それから大久保保育園関係は、新築費に對しましての、並びにその下欄の初年度調弁費でございますが、大久保関係の追加額といたしまして、この数値が見込まれます。合わせて、二節の三千八百五十一万二千円と相なるわけでございます。それから生活保護費関係の負担金でございますが、二千五百九万九千円、これは単価改正によりまして十分の八相当額の国庫収入を見込んだわけでございます。

それから二目の教育費の国庫負担金関係でございますが、六十三万三千円、これは、小学校と中学校の教材関係の追加補正でございます。これは単価改正並びにクラス増に伴います追加額でございます。

内容といたしましては、クラスの関係で減額を生じております。それから第二中学校と第五中学校の補助金でございますが、これは小学校同様、単価改正等に伴います追加交付額でございます。

それから一番下欄の小中学校の用地取得補助金でございますが、これは十五小とそれから三中、これは公団買収に伴うものでございますが、これは追加交付額を補正をいたした次第でございます。

次に九ページ、十ページに移りまして、民生費の都の負担金関係で九百九十三万一千円、内容といたしまして、社会福祉費負担金といたしまして、百五十六万六千円、これは先ほど国庫でも御説明を申し上げましたように、老人医療費の五十年度分と五十一年度分の追加、合わせまして百五十六万六千円の補正でございます。それから児童福祉費の六百三十七万七千円、これも国庫補助と同様の内容でございますが、単価改正に伴うものでございます。それから下欄の生活保護費につきましても同様でございます。これは十分の二の負担金でございます。

次に十一、十二ページに移りまして、民生費の都補助金でございます。二千七百一十一万二千円でございますが、社会福祉費補助金で二百二十万二千円、内容といたしまして、身障者の訓練事業の運営費といたしまして十七万、それから利子補給関係として二百三十二万二千円、それぞれ単価改正に伴うものでござい

ます。それから児童福祉費補助金は、これも単価改正によります追加額でございますが、五十年実績で計上いたしましたが見込みが立ちまして追加をいたすものでございます。

それから労働費の都の補助金でございますが、少額ではありますけれども、一万四千円の追加でございます。これも本年度の見込みが立ちまして、追加をいたすものでございます。

それから土木費の都の補助金の関係で、この目では減額でございます。内容といたしましては、道路橋梁費の補助金で六百七十五万の減額でございますが、これは説明書にもありますように、平山八号の道路改修関係費でございます。これは工事量の関係から減額をいたすものでございます。それから公園費の補助金でございますが、豊田公園の築造費の補助といたしまして、都から見込みが立ちましたので、追加をいたすものでございます。

それから七の教育費の都の補助金でございます。増減いたしました一万二千円の追加でございますが、小学校並びに中学校のプール指導の補助金でございます。

それから一番下欄の消防費の都の補助金は十三万五千円、これは防災訓練の交付金が確定をいたしまして追加をお願いするものでございます。

次に十三、十四ページに移りまして、総務費の委託金千四百六十万八千円でございますが、内容といたしましては、委託金

次が十七、十八に移りまして、市債関係でございます。総額で七億七千三百三十万円の追加補正でございます。内容といたしましては、庁舎建設事業といたしまして、減額三千七百五十万円、これは防衛庁の補助金増に伴いまして、この市債につきましては減額となります。それから土木費関係といたしましては、三千六十万円の減額でございます。これは十五小学校（仮称）地下通路の築造事業でございますが、すでに工事発注、確定いたしましたので、減額補正をいたすものでございます。それから道路整備事業債についても同様でございます。

それから教育債でございますが、これは大きく六億四千六百五十万円の追加でございます。小学校、中学校、ここに説明欄に掲げました各学校の新築事業並びに用地取得事業に伴います起債でございます。合わせまして六億四千六百五十万円でございます。

それから一番下欄は、五十一年度の財政対策債といたしまして、一億九千二百九十万円、すでにこれは決定をいたしまして、ここに追加補正をお願いするものでございます。

以上が収入でございます。

次に歳出に移りまして、十九、二十ページでございますが、議会費関係でございます。これは冒頭、御説明申し上げたとおりでございます。

次が二十一、二十二ページに移りまして、一般管理費の旅費

として五十六万七千円、説明欄にございますように「わたしの便利帳」配送事務費といたしまして、都から交付されるものでございます。これは四分の三の交付率になっております。徴税費につきましては、本年度の見込みが立ちまして、追加をいたすものでございます。

それから民生費の委託金二十二万六千円でございます。内容といたしましては、医療費の助成制度の事務費関係、それからさらに看護料の差額事務費、敬老金の支給事務費、それぞれ見込み、確定をいたしまして、追加をいたすものでございます。それから衛生費の委託金百三十四万四千円でございます。これは東京都の公害防止条例委任事務に基づきましての本年度の収入見込額を追加いたすものでございます。下欄の教育費の委託金八万三千円でございますけれども、これは、教員の給与等支給事務費といたしまして、交付されるものでございます。職員の増等に伴うものでございます。

十五、十六に移りまして、諸収入の受託事業収入でございます。民生費の受託事業収入、百六十八万二千円、これは大久保保育園の公団より設計費といたしまして交付される、これが、百六十八万二千円でございます。それから下欄の土木費の受託事業収入二十万円の減額でございますが、これは多摩川第二排水区の、いわゆる新都市からの、住宅供給公社からの交付金でございますが、確定をいたしまして減額でございます。

以下でございますけれども、旅費につきましては、交通費のアップに伴いましての必要額を補正させていただきました。

需用費につきましては、差金並びに電気料のアップに伴います増減の補正でございます。役務費につきましても、電話料のアップに伴います必要額でございます。それから十三の委託料でございますが、いわゆる職員の健康診断関係の費用でございますが、新規採用職員等の関係から、増額の補正をお認めいただくということでございます。

それから二目の文書広報費の三百十三万九千円でございます。内容といたしましては、報償費で三十万円、これは弁護士謝礼として計上いたしました。これは本議会冒頭、市長の方から御説明申し上げた内容の弁護士に対します謝礼でございます。

旅費は、アップに伴います追加補正、それから需用費につきましては、消耗品と印刷製本費の補正でございます。この主な補正内容といたしましては、「統計ひの」の印刷費でございますけれども、当初、ミニ版ということで考えてございましたが、一応、これ、いろいろの関係から、スタンダードのものに改めたいということで、追加をお願いするものが、十一の主な内容でございます。

その次が二十三、二十四ページに移りまして、財政管理費は少額五千円の補正でございます。これは郵便料関係の費用でございます。それから財産管理費といたしまして六十六万四千円

の追加でございますが、賃金以下四節の補正をお願いしてございますが、臨時職員雇上の賃金関係でございますが、これは市有地のいわゆる外さく等をいたす関係での臨時職員の雇上をいたしたいということで追加をお願いするものでございます。それから十三の委託料関係でございますが、不動産鑑定委託料、これは平山の城址公園駅前あるいは農協との話し合いにいま入っておりますけれども、これらの土地の鑑定をいたしたいというところで追加をお願いするものでございます。それから企画調整費の関係では増減はございません。十二、十三の節の組み替えをお願いするものでございます。それから安全対策費の二十一万五千円でございますけれども、これは報酬につきましては改定、公課費につきましては重量税の改定に伴います追加でございます。諸費につきましては三千円、これは返還金でございます。一回休みました関係での返還金でございます。

次が二十五、二十六ページに移りまして、総務費の徴税費、これは人件費関係で、旅費につきましては運賃改定に伴うものでございます。賦課徴収費につきましては、賃金といたしまして十三万六千円、これは課税事務といたしましてどうしても臨時賃金の計上をいたし、事務の執行をはかりたいということで追加でございます。それから十九の負担金は説明欄にありますとおり、市町村の協議会を設定いたします、この負担金でございます。

伴うもの、下欄は差金でございます。

次が三十五、三十六ページに移りまして、児童福祉総務費は人件費関係でございます。それから児童福祉施設費で二千百六十六万七千円の追加でございます。これは役務費につきましては各園のそれぞれの電話料の改定に伴います必要額を補正いたすものでございます。十五の工事請負費の九百万円は学童クラブの新設をいたしたい、四十人収容のものを建設をいたしたいということで追加をお願いするものでございます。それから十七の公有財産購入費の四百七十四万一千円でございますけれども、これは国都の補助金に見合う額を日本住宅公団のほうに支出をいたしたい、その部分の買収をいたしたいということで追加でございます。それから十八の備品購入費七百七十万円は大久保保育園の開設に伴います備品でございます。それから児童措置費の四百三十三万七千円、先ほど歳入でも御説明申し上げましたように、これに見合う補正でございます。

それから三十七、三十八ページ、生活保護費の総務費、人件費でございます。あとは差金でございます。扶助費につきましては三千百三十六万三千円の追加、これは歳入でも先ほど御説明申し上げましたように、単価の改正に伴います扶助費でございます。

それから二十七、二十八ページに移ります。これは人件費でございます。二十九、三十も同様でございます。三十一、三十二も旅費は改定に伴うものでございまして、その他は人件費でございます。

それから三十三、三十四ページに移りまして、社会福祉費の総務費五百一万二千円の追加補正でございます。これも全部人件費では差金の減額をいたしました。それから身体障害者の福祉費関係二十九万一千円でございますが、これが内容は二十の扶助費三十万九千円でございます。これは先ほど歳入でも御説明申し上げましたように、授産施設の事務費でございます。事務費補助に見合う事務費でございます。それから四の老人福祉費でこれは減額でございますが、百二十九万一千円でございます。これは報償費につきましてはそれぞれ差金でございます。合わせて三百三十万六千円。電話料は改定に伴うもの。それから委託料につきましては百七十六万九千円、これは歳入でも御説明申し上げましたように、これに関係いたします費用でございます。それから備品購入費、少額でありますけれども、内容は説明書の中を購入したいということでございます。それから負担金は単価の改正、アップに伴います需要額でございます。それから国民年金事務費三万五千円でございます。これも交通費の改定に伴うものでございます。それから一番下欄の社会福祉施設費十七万八千円、役務費につきましては改定に伴うもの、下欄は差金でございます。

次が三十九、四十ページに移りまして、保健衛生総務費は人件費。それから予防費の五万円でございますが、これはアレルギー性鼻炎の疾患の調査をいたしたいということで、ここに五万円の追加補正をお願いいたしました。それから環境衛生費の三十万円でございますが、火葬場の待合室の便所改修をいたしたいということで三十万円の追加をお願いするものでございます。環境衛生費は減額で十四万円でございます。これは差金を生じまして減額をいたすものでございます。下欄の公害対策費は人件費でございます。

次が四十一、四十二ページに移りまして、清掃総務費、人件費と旅費でございます。それからじん芥処理費九百二十五万二千円の追加をお願いしておりますが、内容といたしましては需用費で七百五十五万二千円、これは電気料金の改定、基本料金改定に伴います額、それから修繕料、ダストボックス以下四件についての修繕をいたしたい、こういうことで補正をお願いするものでございます。それから十五の百万円でございますが、ごみ焼却施設の塗装をいたしたい、大体単価七百五十円程度で塗装をこれだけの面積をいたしたい、こういうことでお願いをするものでございます。備品購入費の七十万円は従来の車が使用不能になりました。そこで中古のものの七十万円程度

の車を購入したいということで補正をお願いするもの
でございます。それから需用費につきましては布を六枚購入いた
したい、単価十万円でございますが、購入をいたしたいとい
うことで補正をお願いするものでございます。

それから四十五、四十六ページは人件費でございます。それ
から四十七、四十八、労働諸費の減額五万円でございますが、
これは多摩地区の離職対策連絡協議会委員の視察関係の負担金
でございますが、欠席をいたしました関係から不用額で減額を
いたすものでございます。

それから四十九、五十は人件費でございます。五十一、五十
二も人件費でございます。それから五十三、五十四、旅費につ
きましては改定に伴うもの。それから十一の需用費二十二万二
千円でございますが、修繕関係と印刷関係をお願いするもので
ございます。複写機の修繕、それから印刷製本費は建築、電気、
給排水等の使用書の印刷をいたしたい、こういうことで追加を
お願いするものでございます。

次に五十五、五十六ページに移りまして、道路橋梁総務費、
人件費でございます。備品につきましては差金でございます。
それから道路橋梁維持費で七十万円の追加でございます。これ
は側溝の補修材料としまして七十万円の追加をお願いするもの

追加。それから公園管理費の四十九万七千円の追加でござい
ますが、五十一万七千円これは公園賠償責任保険に加入をいたし
たい、対人対物関係の保険を掛けたい、おおよその面積とい
たしましては十七万六千平米程度の対象面積にいたしたいとい
うことで追加をお願いするものでございます。

それから五十九、六十ページ、消防費関係でございますが、
六十七万円、内容といたしましては報酬が二万六千円、それ
から十九の負担金関係で六十四万四千円でございますが、説明欄
にございますように東京都の市町村消防団員等災害補償等組合
負担金が改定になりましたので追加補正でございます。それから
災害対策費につきましては報酬でございます。

次に六十一、六十二ページでございますが、教育費の事務局
費六百十八万四千円、人件費とそれから旅費関係の補正でござ
います。

めくりまして六十三、六十四ページ、学校管理費二千七十五
万九千円、これは人件費関係とそれから電話料の改定分。それ
からさらに役務費につきましては新設校二校の架設料を予定
いたしました、追加補正をお願いするものでございます。それ
から備品購入費の三百八十万円でございますが、主として特別
教室でございますが、机、いす等が各小学校が老朽化いたしまし

てでございます。それから道路新設改良関係で減額八千三百九十
三万七千円でございます。十三の委託料につきましては、これ
は差金でございます。それから十五の工事請負費関係で大きく
八千五百二十六万円の減額でございますけれども、下河内一号
につきましては発注完了に伴いました差金の減額。それから
上屋敷十三号につきましては、これから実施をいたしたいとい
うことで四百五十万円、これは栄町の地内でございます。それ
から堀之内五号線ほか舗装といたしまして、市内全域の舗装と
いたしまして一千万円、側溝といたしましては千五百六十万円、
市長のほうから説明いたしましたように、奥原五号、それから
東大久保三号、これの側溝の工事といたしまして千五百六十万
円をお願いするものでございます。それから下欄の多摩川第二
排水区の関係費用が大きく一億九百二十万一千円の減額でござ
います。これはすでに発注を完了いたしましたのでございます。当初見
込みのいわゆる差金でございます。それから一番下欄の補償、
補填及び賠償金でございますが、二百三十七万三千円、説明欄
にありますそれぞれの路線の補償料関係費を追加いたすもので
ございます。

それから五十七、五十八ページ、都市計画総務費は人件費で
ございます。公共下水道費につきましては郵便料の改定に伴う

て、これが補填の費用といたしまして追加をお願いするもので
ございます。それから二十四の投資及び出資金九万二千円は新
設校の子電話の関係費用でございます。それから教育振興費の
四十八万一千円でございますけれども、賃金といたしまして七
十三万五千円の追加、これは学齢簿、就学通知書等の作成に要
します臨時賃金の計上をお願いするものでございます。これが
一つと、それから非常勤講師のいわゆる一カ月未満の、いわゆ
る補充といたしましての費用といたしまして十万円の追加をお
願いし、合わせて七十三万五千円の補正をお願いするもので
ございます。それから委託料の二万六千円は教育相談の費用で
ございまして、これは当初、決定が七万六千円をみまして、当初
予算との比較から二万六千円の補正をいたすものでございます。
それから備品購入費につきましては、先ほど歳入で御説明申し
上げましたように、認定が少ない関係でこれに見合う減額補正
でございます。

それから六十五、六十六ページに移りまして、役務費の七十
六万二千円、これは説明欄にもありますように伝染病登校停止
解除証明交付手数料、この補正はたびたびこの補正をお願いし
ているわけでございますが、どうしても三月までを見込みまし
て、あと七十六万二千円の必要を生じますので追加をお願いす

るものでございます。それから委託料の十七万九千円でござい
ますが、これは給食調理員の身体検査の委託料でございまして、
腰痛検査、これを予定いたしました追加をお願いするものでご
ざいます。それから備品購入費の三百二十二万二千元、第八小学
校が非常に児童増を予定されます。これに伴いまして給食関係
のそれぞれの器具、器材といいますが、どうしても補充しなけ
ればなりません。説明欄にありますそれぞれのものを購入いた
したいということで補正をお願いするものでございます。それ
から下欄の二十の扶助費でございますが、先ほど歳入でも御説
明申し上げましたように、認定増に伴います必要額でございま
す。

それから六十七、六十八ページに移りまして、小学校の学校
建設施設整備費でございます。内容といたしまして十三の委託
料、減額で二百七万二千元、説明欄にありますようにそれぞれ
の差金でございます。それから十四の使用料及び賃借料八十九
万八千円でございますけれども、新設校の十五並びに十八のい
わゆる引越しの車借上料をお願いするものでございます。そ
れから十五の工事請負費関係で大きな数字といたしまして一億
一千八百九十五万八千円の追加をお願いしてございます。ま
ず十五小学校の新築といたしましては減額で一億九百六十六万八
千円の計上でございます。それから十九の負担金補助及び交付
金の六百五十万円でございますが、仮称十八小学校の燃料関係
でございますが、都市ガスを使用したいということで、東
京ガスに対します負担金といたしまして六百五十万円の追加を
お願いするものでございます。

中学校費に移りまして、学校管理費七百二十七万二千元、人
件費、それから十二の役務費につきましては改定、それから五
中の架設料合わせて五十七万六千元、それから備品につきまし
ては小学校と同様でございますが、各校の中学校の、主として
特別教室でございますが、老朽化に伴います補てんと増設、こ
れで三百八十万円の追加をお願いするものでございます。それ
から負担金の四十四万三千円でございますが、これは生徒派遣
費の補助でございますが、すでに交通費のアップに伴いまして
三月までの見込みを立てまして追加をお願いするものでござい
ます。それから二十四の投資及び出資金は新設校一校の子電話
でございます。子電話の債権でございます。

次が七十三、七十四ページの振興費関係でございます。百十
五万六千円の追加でございます。賃金といたしましては、小学
校と同様でございますが、非常勤講師の三月までの見込み不足
額を計上いたしました次第でございます。それから報償費は説明欄
にもありますように、クラブ活動の謝礼といたしまして追加の
お認めをいただきたく提案いたしましたものでございます。それか

千円、減額でございます。これは五十年度予算におきまして、
いわゆる四十、六十の、二年度にわたりまして工事を実施いた
しました。五十年度的につきましては国庫補助金並びに都補助金
相当額だけを執行しようという計画でございましたが、それ以
外の負担もいたしました関係で、しかしながら五十一年度の当
初予算編成にはそういうものを考慮いたしませんで計上いたし
ました。その関係で昭和五十年度と五十一年度の関係からこの
ような数字、一億九百六十六万八千円の減額を生じております。
それから校庭整地費につきましては四百五十万円、十五小学校
の校庭整地費は追加をお願いするものでございます。それから
十八小学校につきましては全体工事の四〇％相当額の費用の計
上でございます。それから八小の給食室の改修でございますが、
先ほど備品でも御説明申し上げましたように、一部の改修をい
たしたい。それから汚水ポンプの取り替えをいたしたい、これ
は八小関係でございますが、追加をお願いするものでございま
す。それから十五、十八のプール関係でございますが、これは
差金でございます。差し引きまして一億一千八百九十五万八千
円の追加をお願いするものでございます。

それから六十九、七十ページに移りまして、十七の公有財産
購入費、大きく四億六千四百九十四万四千円でございます。こ
れは十七小、十八小、仮称用地の日野市土地開発公社からの買

ら十八の備品購入費につきましては減額でございますが、さき
ほど歳入でも御説明を申し上げましたように、理科教育の関係
といたしましては増額でございます。教員につきましては減と
なりまして関係で相殺いたしました十七万五千円の減でござい
ます。それから十九の負担金補助及び交付金の七十五万円でご
ざいます。中学校生徒の通学補助金でございます。これは交
通費のアップに伴いまして、主として七生中、一中でございま
す。それから学校保健体育費では三十九万三千円の追加でござ
います。内容といたしましては、役務費で九千円、これは伝染
病登校停止解除証明の手数料でございますが、小学校と同様の
内容のものでございます。それから十三の委託料につきまして
は心疾患検診の委託をいたしておるということで追加をお願い
するものでございます。それから二十の扶助費は、これは給食
関係の準要保護生徒に対します扶助費でございますが、これは
牛乳の値上がりに伴うものでございます。

次が七十五、七十六ページ、大きな数字で四億六千四百三十
二万五千円の追加でございます。内容といたしまして、十三の
委託料はそれぞれ差金でございます。十四の使用料及び賃借料
は小学校同様、五中の引越し関係費用を計上させていただきま
した。それから十五の工事請負費関係で二億二千八百九十九万
円、第二中学校の関係といたしましてはこれは差金でございま
す。それから五中につきましては新設工事費でございます。そ

れから下欄は五中のプールの差金でございます。それから十七の公有財産購入費、これは日野市土地開発公社からの買収費でございます。

次が七十七、七十八ページに移りまして、幼稚園費の關係でございますが、人件費とそれから旅費、それから需用費につきましては光熱水費、これは単価アップに伴います需要額でございます。それから工事請負費の百四十三万四千円でございますが消防署からの指摘に伴いましての自動火災報知機の改修をしたというところで四十三万四千円、それから下欄の百万円でございますが、各園のいわゆる工事をいたしたい、大きくは三幼を対象にいたしてございますが、工事をいたす追加費用でございます。それから備品購入費はストープの購入をいたしたい、不足並びに補償の補てんをいたす費用でございます。

それから七十九、八十ページに移りまして、社会教育総務費これは人件費でございます。図書館費につきましては三十七万四千円の追加でございます。報酬につきましては不用額を減額いたしました。旅費につきましては改定。需用費につきましては値上がり分相当額の費用を計上いたしました。電話料の役務費十五万一千円も改定に伴うものでございます。それから十三委託料でございますが減額で三十七万五千円でございますが、これは契約差金を計上させていただきました。それから十四使用料及び賃借料、減額で四十九万三千円これも契約差金でございます。

ということとで御説明申し上げました。仮設教室につきましては平山小学校、その他八小、高幡台、不足いたします各学校のプレハブ教室でございます。それから下欄は児童生徒増に伴いましての机、いす、あるいは教卓等の額でございます。合わせてここに掲げました数値の補正のお認めをいただきたいと思っております。これが第二表債務負担行為補正でございます。

それから第三表地方債の補正でございますが第一表でいまずと御説明を申し上げましたが、庁舎建設費用からずっと次ページ、六ページにわたりましたこのように限度額を補正させていただきます。内容につきましては省略をさせていただきますが、第三表はこのように補正をお願いしたいということでございます。以上簡単でございますが、よろしく御審議のうえ御議決を承りたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

科目別に人件費が計上されてございますけれどもこれらの総括、人件費の説明をさせていただきますが、まず特別職の給与につきましては給料費は三十五万六千円、手当が十万円、それから共済費十一万二千円、合計最後のほうの五十六万八千円となっております。

それから一般職につきましては九百二十六人を対象にいたしまして給料費では四千四百八十二万八千円、それから職員手当におきましては七千九百四十二万一千円、共済費におきまして

います。

それから十八、備品購入費五十三万六千円、内容といたしましては説明欄に掲げましたように、クリーナーそれからここに書きましたように、返却管理システム用のその他の備品ということで六十五万二千円の追加をお願いするものでございますし、下欄は自動車の購入が完了いたしましたして差金でございます。

それから八十一、八十二ページは人件費でございます。

八十三、八十四ページ、公債費でございます。三千八百七十四万五千円償還金利子及び割引料でございます。これは繰り上げ償還分でございます。これは十五小の国庫補助相当額を繰り上げ償還するものでございます。それから十二につきましては少額であります、いわゆる借り入れ手数料として追加をお願いするものでございます。

次が八十五、八十六ページでございますが、以上歳入歳出差し引きまして千三百三十五万四千円を予備費に追加いたしました、予備費合計三千七百一十七千円、このように補正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて議案書のほうでございますけれども、第一表につきましてはただいま御説明を申し上げましたとおりでございます。

次に第二表の債務負担行為補正でございます。ここに掲げました小中学校の仮設教室と、それから社会増児童生徒用備品といたしまして限度額ここに掲げました補正をお認めいただきたい

は千四百七十四万六千円、合計いたしましたして一億三千八百九十九万五千円でございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

人件費の給与明細について各会

計に関する問題だと思っておりますが、質問いたしたいと思っております。

今回提案されている補正予算の給与の明細の内容について質問いたします。なお質問に当たって私の意図とするところを前もってお話しておきますが、私は職員に対してどうのこうのということではないわけでございます。その点御理解をいただきたいと思っております。聞くところによりますと、森田市長になつてから百人を超える特定職員の給与の昇給期の短縮をしておるといふうなことでございますが、中でも一部の職員については、一年間に三回も昇給をしているというふうに聞いておるわけがあります。昨年の報告にも給与の明細については職員数の増員と給与の改定の説明しかされてないわけでございます。そこで聞くわけですが、今回提案されている補正予算の人件費を見ても特別の昇給や一年に二回、三回も昇給している職員は一人もいないように明細には明記してあります。五十年道の途中より予算説明についての給与の明細の様式が改定されたというふうに聞いております。議会に対して給与の明細を提出しなければならぬ、というふうになったと聞いておりますが、ところ

が日野市では明細の改定があったとの説明がなく、一人も対象者がいないというふうに昨年度より議会に報告されていますが、この点を明かに説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

これは当初予算におきまして昇給分という分が計上してございます。その昇給分の中でこの昭和四十九年ごろからですが給与の方式が変わりましたものですから、それに基づきましてそれで給与の内部の改正を行ってわけでございます。たとえばその時点において低い給与の者があります。その年齢そういうものを調査いたしまして低い方はそのベースにもつてきた、こういうこともあるわけでございます。個人個人につきましてはその個人によつて違うわけですから、その時点においてそのレベルに達している者はいいわけですが、達していない者そういうものは改定していった、三年にわたって改定したわけでございます。本年でこれは終了したわけでございます。

○議長（名古屋史郎君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） それで昇給の短縮というものをやっているということですね。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

五十一年度でこれが完了いたします。もはやこれはもうないわけです。いままではアンパランスがあったということでそれらを平常のレベルに合わせて

いく、ということでございます。

○議長（名古屋史郎君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） それでは私、総務委員でもありますし、どうも内容がよく分からないんですが、私も昨年度予算審議をしているわけですけれども、そういう中で総務委員会までに資料をひとつ提出をしていただきたいと思ひます。まず

五十年、五十一年度の二年間の昇給の短縮の人員ですね、それから市役所全体でそのために必要とした金額、全体の金額、それから二年間で三ヶ月、六ヶ月、九ヶ月、短縮の月数があると思ひますが、たとえばAの者が二年間で三ヶ月短縮が一回とか、三ヶ月二回、六ヶ月二回、九ヶ月二回計六回というふうにお願ひしたいと思ひます。短縮の回数が少ない順でも結構です。多い順でも結構だと思ひます。二年間で合計三十六ヶ月短縮が十人とか、内容が分かる資料を提出してもらいたいと思ひます。それからなお二年間で一番多く昇給した者から順に、さっき言ったように三十六ヶ月が二人いた場合一人当たりの昇給に必要な金額を明記してもらいたいと思ひます。以上ですね、総務委員会までにお願ひしたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君） 総務部長、資料の提出できま

すか、いまの……。

○総務部長（松村清栄君） なるだけ間に合うように努力

力いたしたいと思ひます。

○議長（名古屋史郎君） ほかに御質疑ありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。お諮りいたします。これをもって議案第一〇五号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第五号）の件は、歳入全般、歳出のうち議会費、総務費、消防費、公債費、予備費、第二表債務負担行為補正第三表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費を厚生委員会へ、歳出のうち労働費、農業費、商工費、土木費を都市計画産業建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、それ

ぞれの委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よつて暫時休憩いたします。

午後三時 十二分 休憩

午後三時五十分 再開

○副議長（杉山寅三郎君） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

議長急用のため不在でございますので、副議長が議長の職務を行いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。議案第一〇六号、昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、議案第一〇八号、昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第二号）、議案第一〇九号、昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第二号）の件を一括議題といたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君） 御異議ないものと認め、一

括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君） それでは議案第一〇六号、一〇

八号、一〇九号について提案理由の御説明を申し上げます。第

一〇六号につきましては、療養給付費及び高額療養費の増加により不足が見込まれるため、療養給付費五千三百二十七万円、高額療養費一千三百二十三万四千円を増額補正するものであります。歳入で歳出に対する国、都支出金を増額補正し、歳入不足分を予備費の減額により補うものであります。

議案第一〇八号につきましては、昭和五十一年度日野市立総

合病院補正予算第二号であります。今回の補正は、資本的収入、支出のみで、収入では、一般会計からの出資金四百万であります。

支出は、慢性疾患で入院治療中の児童に対する訪問学級施設の工事費で、教育のおくれをなくするため、病院内に訪問学級の開設であります。この訪問学級は、すでに開設し、二年を経過しておりますが、施設がなく、今後さらに継続するため、教室等、合わせ九十九平方メートルを建設するものであります。次の有形固定資産購入費については、老朽化した医療機械の買い替えのものであります。

議案第一〇九号につきましては、昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算であります。歳入、歳出それぞれ七百十八万三千円の追加補正であります。

内容の主なもの、職員の給与改定に伴う費用がほとんどであり、その他といたしましては、動力費、通信費、退職金相当額に見合う一般会計への繰入金等であります。

財源といたしましては、全額、都よりの委託金で賄っており、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君） 関係部長からの詳細説明を求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君） それでは、関係部長からの説明は省略いたします。

に一般会計からの繰入金二百十一万九千円を計上いたしました。歳出の主なものは、神明上区画整理事業の工事請負費の七百万円と、ほかに給与改定等による人件費不足分を計上し、残額を予備費に計上いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君） それでは詳細説明を申し上げます。議案書にとりましてでございますので、予算の事項別明細書でございます。

一ページは、総括でございます。二ページは歳入でございますが、一般会計繰入金二百十一万九千円でございます。これにつきましては、区画整理の管理費の人件費不足分について、一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

四ページ、五ページでございますが、区画整理都補助金千五百万円でございます。これにつきましては、九月の議会におきまして、国庫の補助三千万円をいただく、こういうことで予算計上いたしました。この二分の一の都の補助の内示がございましたので、計上したわけでございます。

続いて六ページ、七ページでございますが、歳出でございます。一般管理費の二百万一千円の補正でございますが、これにつきましては、給与改定等によります人件費の不足見込額を計

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一〇六号、昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、議案第一〇八号、昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第二号）、議案第一〇九号、昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第二号）の件は、厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第一〇七号、昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。理事者から、提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君） 議案第一〇七号の提案理由の御説明を申し上げます。本議案は、昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計の第二回の補正予算であります。歳入、歳出予算の総額は、歳入、歳出それぞれ一千七百一十一万九千円を補正し、六億百六十六万一千円となります。

歳入の主なるものは、区画整理都補助金一千五百万で、ほか

上したわけでございます。旅費につきましては、年度末、若干の不足が見込まれますので、計上したわけでございます。

次の八ページ、九ページでございますが、神明上区画整理費の区画整理総務費でございます。十六万三千円、これについては、人件費の不足分を計上したわけでございます。事業費でございますが、工事請負費として七百万円でございます。内容といたしましては、そこに説明がございますように、国道二十号線歩道の新設、日野坂の中ごろの左側のところでございます。ここに一・七メートルの歩道を設置しまして、その下に、従来の排水管を改修しまして、五百ミリの排水管を四十六メートルこれに布設をする、こういうことでございます。

なお、その下にございます日野教会協緑地土どめ二百万円、こういうものがございまして、その緑地の下に側溝がございまして、これが雨等によります土砂により側溝が埋まってしまいうるようなことで、擁壁と申しますか、土どめの工事を約八十センチの高さで八十メートルほどやりたい、こういうことでお願いするわけでございます。

次の十ページ、十一ページでございますが、これにつきましては、予備費として差し引き七百九十五万五千円を計上したわけでございます。以上であります。

○副議長（杉山寅三郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一〇七号、昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）の件は、都市計画産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）

御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第一一〇号、日野市都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部変更の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）

議案第一一〇号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、日野市都市計画神明上土地区画整理事業に関し、東京都新都市建設公社と結んでおります業務委託契約書の一部変更に関するものであります。昭和五十一年度から国庫補助事業として採択されたこと等に伴う計画の変更により、委託期間を三カ年延伸し、昭和五十五年三月三十一日までとし、委託金額は十二億九百六十九万二千円を増額し、三十六億一千八百六十一万五千円とするものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

ちょっと質問いたします。

別紙につきましてお聞きしたいと思いますが、私、委員会の委員でないもので、お聞きしたいと思ひまして御質問したわけです。

第一点は、事務費ですが、事務費のところをずっと見ますと、人数で書いてあるんですが、五番目ですか、五番目と六番目が若干ふえていて、最後から二つ目がふえてる、しかも、反対に真ん中の十一というのは、減ってるわけですね。それで何で二億七千万も増加される金額になるかということを一つと、それから幹線街路で何かメーターを見ますと、従前のメーターよりも幹線街路では八十二メーター増えてるようなんですが、これで約三億も金額が上がってる、それからその次の区画街路工事は、むしろ逆に少なくなってるのに、金額は上がってる、最後から一つ前の整地工事は、同じ平米でありながら金額が上がっている、この点につきまして、説明を求めたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）

区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）

説明書の、まず、委託業務の内容の五番、六番でございますけれども、三年間延伸することによりまして、その三カ年に事務量が当然出てくるわけです。それに基づいて、こういう三十九人と二十七人が増えてくる、こういうことでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）

関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）

それでは御説明いたします。この業務委託契約の一部変更でございますが、これにつきましては、四十七年以降、毎年一回行っております。今回は、第五回目でございます。前年度の委託業務の実績によりまして、また、単価アップ等により変更をするものでございます。特に今回につきましては、先ほど助役の方から申しましたように、五十一年度から国庫補助事業の導入をはかりましたため、さらに委託期間を三年延伸することによりまして、委託の金額も大幅に変更することになります。神明上の区画整理事業の全体計画につきましても、この変更について、十月中に二週間の縦覧を終わりました。変更申請を都知事の方に提出をいたし、十一月二十四日付で認可をされたわけでございます。委託業務の内容につきましては、別紙に内容で事務費、工事、こういうふうに分かれてございますが、事務費につきましては、それらの項目の中五項目につきまして、差し引き三億五千二百四十一万円の増額、工事につきましては、八億五千七百二十八万二千円の増額となるわけでございます。

なお、詳細につきましては、委員会等で御説明したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）

これより質疑に入ります。

それから十一番目の補償関係でございます。四百十人減っております。これは市の方で、いま、市の職員が直接担当して、やっておりますのございます。その関係で四百十人減ってくる、ということでございます。

それから十九番目の設計、施行、監督、これは工事費が当然ふえてきますと、それに絡んで当然、監督、設計、そういうものがふえてくるということでございます。それから工事費の幹線街路のふえた一番大きな理由としては、いま、現在残っております二・二・四号線、これは国鉄の下をくぐるわけですが、非常に難工事でございます。当初の見積もりより、国鉄の関係でよけいかかるということでございます。

それから区画街路、整地、これは非常に神明上は段差が多いので、その擁壁関係、それから整地関係については、道路に落差ができますと、当然、宅地利用の面から整地費が多くなっていくということでございます。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）

よろしゅうございますか。

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

一番の事務費については、確かに人数が減ってるんだよね。何で二億以上も金が増えなければならぬか、ということを開いてるわけです。金額で……。

それから幹線街路は、何か金額が高いものが注文しなきゃならぬんで、これはそれだけ増えるということ、これは何か内

容はよくわかりませんが、そういうことで了解するとして、区画街路工事は少なくなってるんだよね、やっぱりメートル数が……。それで金額は上へ上ってるわけなんだけれども、この説明によると、何か落差がどうのこうのと言いますが、当初計画で当然、落差をいろいろやったんだと思うんですが、少なくなつたというのは、要するに、斜線を三角形の角度を鋭角にしたから、鋭角というのか鈍角にしたわけなんだよね、二角を……。対向する二角を六角にしたから、角度をふやしたから、結局、傾斜が強くなった、それでメートルが少なくなつてやっただ、というふうに受け取れるんですが、それにしちゃ、ばかにメートルが少なくなり過ぎてるんだよね、どういうわけだか……。しかも当初計画の方が多くて、少なくなつて、特別そんなに大きく変わったことではないのに、何でこんなに金額が違ってくるか。

もう一つ、説明がなかったんですが、整地工事の二十万平米ですが、同じ平米なんだよね、数量は。金額は上がってきてるんですよ。三年延ばしたために、ということではないと思うんだよね。そこいらのところを説明をもう一回してもらいたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）

答弁願います。区画整理課

長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）

まず第一点、整地工

事につきましては、当初の積算は、ある程度全体の地域について、概略この程度であろうという何%という形で積算をされておるわけでございます。ところが事業がある程度進んでまいりますと、当然それに付随して、はっきりした数字が出てくる、その数字がこういう形であらわれてきた、ということでございます。それから面積的には二十万平米というのは、要するにその地域の面積に対する概略、何割という数字で出しておりますから、こういう全体の面積としては変わりませんけれども、工事費が上がつておるといふのはその擁壁関係で余分にかかつておるといふことでございます。

それから区画街路の工事の件でございますけれども、このメートルの減っているのは今度の事業計画の変更で一部道路を廃止しておる個所がございます。ただこの金額がふえたというのは、当時、階段等で設計されておる個所があるわけでございます。それは階段では困るということで道路の形に、ということとで車が通れるというふうな形の道をつくっております。そういう関係で工事費が上がっております。それと物価の資材費の上昇率でございます。それから総体の金額が十二億九百万円上がつておるわけですが、これについてはこの人数からいきまして八百八十七人ふえておるわけです。それに一人当たりの単価を掛けますと、こういう金額になってきます。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

事務費の人員は何か八百八十七人ふえておるんですが、ほんとうにふえておるんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その八百八十七人が二億になるんですか。人数で積算したわけでしょう。それがどうも私は腑に落ちないんだよ。ばかげた違いになってくるからね。それをもう一回説明してください。

それから何か整地工事のこうのと言つておりましたが、いわゆる業務委託契約の内容を私、忘れちゃつてよく知りませんが、何か事業が実際にやるについてどうにもなるんですか、金額は。この契約書というのは、いわゆる契約書というんじゃない、たまたまかにかつたのつたようなものなんですか。あるいは法的効果のあるものですか。その点ひとつお聞きしたいと思ひます。

それから区画街路の点につきましては、少なくなつておるけれども、階段等をどうのこうの言つてましたが、いづれにしても少なくなつたんでこんな金額の差が出るはずはない。何か物価の上昇とか言いましたが、少なくとも五十二年三月三十一日までには業務契約がしてあるということになれば、物価の上昇というのは増加した建築、いわゆる設計変更した場合の物価の変更については清算の時に、あるいは契約条項にあるかも知れませんが、いやしくも五十二年三月三十一日というときまで来ていませんね。それまでの間のできた仕事、これからのでは

ないと思うんですよ。ある程度もうできていると思うんですよ、駅そばなんか。こういうものについて、なんでこれだけの金額を上げなければならぬかと、どうも説明が不十分で私にはわからないということなんです。説明できなければ最後の本会議に説明していただきたいということを要望しておきます。

○副議長（杉山寅三郎君）

答弁。（「最後の本会議でいいです。」と呼ぶ者あり）

それでは三浦重春君にお願ひしたいんですけれども、いま言われた、本会議で克明な説明ということで。答弁の手が挙がらないので。

○二十七番（三浦重春君）

結構です。それがわからない限りはその点につきまして、私は個人としては反対をしておきます。（「関連」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

神明上の区画整理につきまして

はもう十年ですか、九年ですか、こととして、なるわけですが、ここで三年間延期するということのお話なんですけれども、市長にお聞きしたいんですが、この三年間延期で十三年間で仕上がるというふうなことでですか。

○副議長（杉山寅三郎君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

仕上げたいという取り組みで

ございます。

○副議長（杉山寅三郎君）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏明君）

やるというふうなお話、結構で

すが、非常に心配されることは、いまもやりとりの中で非常に資材費の高騰とか、あるいは物価の高騰とか、そういうふうなことも考えられるわけですが、これは各権利者としてはなるべく早く進行させたい、また市側としてもそうだと思いますが、そういう面では予算の配分といいますか、三年間の予算の配分、そういうものをひとつはつきり明記してもらいたいと思います。そういうことを要望しておきます。

○副議長（杉山寅三郎君）

それでは関係部課では本会議には三浦重春君の質問については的確な答弁をひとつ用意しておいてください。

これをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一一〇号、日野市都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部変更の件は都市計画産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）

御異議ないものと認め、都

市計画産業建設委員会に付託いたします。

おはかりいたします。議案第一一一号、市道路線の一部廃止、議案第一一二号、市道路線の廃止、議案第一一三号、市道路線

延長百九十・九メートルを二百四十一・九メートルとし、八幡七号線として認定するために廃止するものであります。

議案第一一三号は市道路線の認定であります。市道平山九号線及び前都道第百五十五号線の一部が、都市計画道路二・二・六の一部竣工しましたので、これに伴い都道として廃止されたので、道路法第九十三条の規定に基づき市道を認定するものであります。次に八幡七号線は議案第一一二号にて説明しました理由により市道認定するものであります。日野五十七、五十八、五十九号線の三路線は公衆の用に供され、また財産引き継ぎも終わりましたのでここに認定するものであります。以上、三議案よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）

関係部長からの詳細説明を

求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）それでは詳細説明を省略いたします。これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一一一号、市道路線の一部廃止、議案第一一二号、市道路線の廃止、議案第一一三号、市道路線の認定の件は都市計画産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）

御異議ないものと認め、都

の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）

御異議ないものと認め、一

括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）

議案第一一一号、一二号、一

一三号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案第一一一号は市道路線の一部廃止であります。本議案は市道五路線のうち、平山七生台二十七号線及び由木堀之内一号線の二路線は、日野市立第十九小建設用地内にあるのを一部廃止し、学校一号線及び二号線、並びに由木六号線は現況が廃滅、現に公共の用に供されていないので路線の一部を廃止するものであります。

議案第一一二号につきましては、市道路線の廃止であります。市道六路線のうち、豊田百二十九号線及び百三十号線、並びに萬蔵院台三号線、不動中七号線は現況が廃滅し、公共の用に供されていないため全部廃止するものであります。次に田中三三号線はこの道路の代替道路が完成したので全部廃止するものであります。この代替道路は近く市道認定を提案するものであります。八幡七号線は議案第一一三号と関連しますが、この道路を廃止し、新たに幅員一・五一メートルを四メートルとし、

市計画産業建設委員会に付託いたします。

おはかりいたします。議案第一一四号、日野市立日野第十八小学校（仮称）併行防音工事請負契約の締結、議案第一一五号、日野市立日野第五中学校（仮称）併行防音工事請負契約の締結、議案第一一六号、日野市立日野第十五小学校（仮称）体育館新築工事請負契約の締結、議案第一一七号、日野市立日野第十八小学校（仮称）体育館新築工事請負契約の締結、議案第一一八号、日野市立日野第五中学校（仮称）体育館新築工事請負契約の締結、議案第一一九号、日野市程久保三四四一・二〇一番地先間（都道一五四号線）配水管新設工事請負契約締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）

御異議ないものと認め、一

括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）

議案第一一四号は日野市立日野

仮称第十八小学校併行防音工事請負契約の締結についてであります。

議案第一一五号は日野市立日野第五中学校仮称併行防音工事請負契約の締結であります。

議案第一一六号は日野市立日野第十五小学校仮称体育館新設

工事請負契約の締結であります。

一一七号は日野市立日野第十八小学校仮称体育館新築工事請負契約の締結についてであります。

議案第一一八号は日野市立日野第五中学校仮称体育館新築工事請負契約の締結についてであります。

議案一一九号は日野市程久保三四四一・二〇一番地先間（都道一五四号線）配水管新設工事請負契約の締結についてであります。

以上につきましては、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定、及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例」第二条の規定により議会の議決を得るため提案するものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）

関係部長からの詳細説明を求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）

それでは詳細説明を省略させていただきます。これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一一四号、日野市立日野第十八小学校（仮称）併行防音工事請負契約の締結、議案第一一五号、日野市立日野第五中学校（仮称）併行防音工事請負契約の締結、議案第一一六号、日野市立日野第十五小学校（仮

務委員会に付託いたします。

おはかりいたします。この際、請願を付託委員会ごとに区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）

御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせていただきます。

○議会議務局長（中村亮助君）

請願第五一一五二号、

第五一一五三号、第五一一五八号を説明。

○副議長（杉山寅三郎君）

おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました、請願第五一一五二号、仮称

日野市立第十六小学校建設候補地の計画変更に関する請願、請願第五一一五三号、中学校訪問学級卒業生のために、養護学校高等部、または都立高校に訪問学級教師の配置を願う陳情、請願第五一一五八号、小学校体育施設の一般開放及び七生中学校への夜間照明施設設置促進に関する請願の件は文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）鳥村孝志君。

○二十九番（鳥村孝志君）

いま説明がありました、五一一五二号について若干質問をしておきたいんですけれども、

（称）体育館新築工事請負契約の締結、議案第一一七号、日野市

立日野第十八小学校（仮称）体育館新築工事請負契約の締結、議案第一一八号、日野市立日野第五中学校（仮称）体育館新築

工事請負契約の締結、議案第一一九号、日野市程久保三四四一・二〇一番地先間（都道一五四号線）配水管新設工事請負契約の締結の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）

御異議ないものと認め、総

務委員会に付託いたします。

これより請願第五一一五六号、市営住宅建設促進並びに入居基準の適正化に関する請願の件を議題といたします。請願要旨を事務局長をして説明いたさせていただきます。

○議会議務局長（中村亮助君）

請願第五一一五六号

を説明。

○副議長（杉山寅三郎君）

おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました、請願第五一一五六号、市営

住宅建設促進並びに入居基準の適正化に関する請願の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）

御異議ないものと認め、総

これは確かに件名は学校の問題ですから文教委員会がいいと思うんですけれども、中の項目を読んでみますと、三分の一ぐらいが文教関係で、あとの三分の二ぐらい、後半の部分は大半が大変、都産で以前もめめました、いわゆる十六メートル道路の問題だろうと思うんですね。そこでこの内容を全部含めて文教委員会というのは、過去の経過からいっても必ずしも適切でないんじゃないかという気がするんですが、最終的には都産、文教のあるいは合同審査ということになるのかもしれないけれども、いきなりこれを文教委員会だというのも過去の経過からいってちょっと不自然な気がするんですけど、いかがでしょう。

（「文教委員会」「都産に異議あり」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）

いま、鳥村君のお話、議運

の中でそういう方向付けができましたので、一応文教委員会というふうな話でまいりましたので、また……。 （「議長」と呼ぶ者あり）鳥村孝志君。

○二十九番（鳥村孝志君）

中身を見て両方にまたがつ

ているので、あえて請願を半分に分けてこっちが文教、こっちが都産というわけにいかないと思うから、とりあえず提案どおり文教でいいとは思いますが、後日そういう内容が含まれておりますので合同審査ということも十分ひとつ念頭にいたうえで、きょうの確認をされることが望ましいんじゃないかと思っておりますのでよろしくひとつ。

○副議長（杉山寅三郎君）

分かりました。そのとおりにできればと思います。それではこの件については文教委員会に付託したいと思っています。

次に都市計画産業建設委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会議務局長（中村亮助君）

請願第五一一五四号、第五一一五五号、第五一一六〇号を説明。

○副議長（杉山寅三郎君）

お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五一一五四号、明星大学専用道路建設に関する請願、請願第五一一五五号、道路側溝設置に関する請願、請願第五一一六〇号、日野駅前地区に大資本による大型店進出に対する反対に関する請願の件は都市計画産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。林重義君。

○九番（林重義君）

請願第五一一六〇号について、大資本による大型店進出に対する反対に関する請願ですが、その理由づけをちょっとお聞きしたいと思うんですが、都産におりたという理由を、大資本ということで総務のように思われますので、都産委員会に審議したというその理由づけです。事務局の……。

○副議長（杉山寅三郎君）

これはさきほど申し上げたとおり、議運の中でそれが一番適当だろうということで、一応都市計画産業建設委員会に付託するということで、（「議長お

かしいぞ」と呼ぶ者あり）結論が出ましたので御了承願います。本件について都市計画産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）

御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

次に厚生委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会議務局長（中村亮助君）

請願第五一一五七号、第五一一五九号、第五一一六一号を説明。

○副議長（杉山寅三郎君）

お諮りいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五一一五七号、リハビリテーション設置についての請願、請願第五一一五九号、児童館及び学童保育施設設置についての請願、請願第五一一六一号、豊田地区センター建替に関する請願の件は厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）

御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

以上をもって本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十二分 散会

十二月二十三日

木曜日

（第六日）

昭和五十一年
第四回定例会

日野市議会議録

第四十四号

十二月二十三日 木曜日(第六日)

出席議員(三十名)

欠席議員(なし名)

一 番	滝 瀨	政 吉	十六 番	秦 正 一	君
二 番	滝 瀨	敏 朗	十七 番	清 水 芳 雄	君
三 番	奥 住	芳 雄	十八 番	杉 山 寅 三 郎	君
四 番	正 国	大 治	十九 番	高 橋 通 夫	君
五 番	鈴 木	美 奈 子	二十 番	佐 々 木 昭 雄	君
六 番	橘 垣	祐 子	二十一 番	大 柄	保 郎 君
七 番	板 垣	正 男	二十二 番	大 下	博 君
八 番	黒 川	重 憲	二十三 番	本 間	久 君
九 番	林	重 義	二十四 番	一 ノ 瀬	隆 君
十 番	谷 持	栄 吉	二十五 番	日 野	源 作 君
十一 番	剣 持	佐 吉	二十六 番	吉 富	繁 枝 君
十二 番	石 坂	勝 雄	二十七 番	三 浦	重 春 君
十三 番	竹 ノ 上	武 俊	二十八 番	飯 山	茂 君
十四 番	米 沢	照 男	二十九 番	島 村	孝 志 君
十五 番	市 川	芳 太 郎	三十 番	名 古 屋	史 郎 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	田倉高君
助役	前川恒雄君	都市整備部長	井正夫君
収入役	杉本好次郎君	福祉部長	赤松行雄君
企画財政部長	加藤一男君	水道部長	中島武男君
総務部長	松村清栄君	病院事務長	遠藤政之君
市民部長	森久保三郎君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	加藤一郎君		

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	中村亮助君	書記	榎村正男君
書記	朝倉敏夫君	書記	川上輝子君
書記	鈴木晴彦君	書記	安原清美君
書記	荒井一雄君	書記	小松恵美子君

議 事 日 程

昭和五十一年十二月二十三日(木)
午後一時開議

(議案審査報告)

(総務委員会)

- 一、議案第一八号
日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 二、議案第一〇〇号
日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 三、議案第一一四号
日野市立日野第十八小学校(仮称)併行防音工事請負契約の締結について
- 四、議案第一一五号
日野市立日野第五中学校(仮称)併行防音工事請負契約の締結について
- 五、議案第一一六号
日野市立日野第十五小学校(仮称)体育館新築工事請負契約の締結について
- 六、議案第一一七号
日野市立日野第十八小学校(仮称)体育館新築工事請負契約の締結について
- 七、議案第一一八号
日野市立日野第五中学校(仮称)体育館新築工事請負契約の締結について
- 八、議案第一一九号
日野市程久保三四四一・二〇一番地先間(都道一五四号線)配水管新設工事請負契約の締結について
(総務、文教、厚生、都市計画産業建設委員会)
- 九、議案第一〇五号
昭和五十一年度日野市一般会計補正予算について(第五号)
(文教委員会)

- 一〇、議案第一〇二号
日野市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
(厚生委員会)

- 一一、議案第一〇三号
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 一二、議案第一〇四号
日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 一三、議案第一〇六号
昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について(第三号)
- 一四、議案第一〇八号
昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算について(第二号)
- 一五、議案第一〇九号
昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について(第二号)

(都市計画産業建設委員会)

- 一六、議案第一〇七号 昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について(第二号)
一七、議案第一一〇号 日野市都市計画神明上土地地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部変更について
一八、議案第一一一号 市道路線の一部廃止について
一九、議案第一一二号 市道路線の廃止について
二〇、議案第一一三号 市道路線の認定について

(一般会計決算特別委員会)

- 二一、議案第九五号 昭和五十年日野市一般会計決算の認定について

(特別会計決算特別委員会)

- 二二、議案第六四号 昭和五十年日野市立総合病院事業会計決算の認定について
二三、議案第六五号 昭和五十年日野市農業共済事業特別会計決算の認定について
二四、議案第九六号 昭和五十年日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
二五、議案第九七号 昭和五十年日野市都市計画事業特別会計決算の認定について
二六、議案第九八号 昭和五十年日野市下水道事業特別会計決算の認定について
二七、議案第九九号 昭和五十年日野市受託水道事業特別会計決算の認定について

(請願審査報告)

- 二八、請願第五一一一七号 国鉄運賃値上げ反対及び国民の足を確保する陳情
二九、請願第五一一三六号 トラックターミナル建設反対に関する陳情

(文教委員 会)

- 三〇、請願第五一一五三号 中学校訪問学級卒業生のために養護学校高等部または都立高校に訪問学級教師の配置を願う陳情

(厚生委員 会)

- 三一、請願第五一一三九号 アレルギー性鼻炎についての調査対策ならびに治療に関する請願

- 三二、請願第五一一六一号 豊田地区センター建替に関する請願

(都市計画産業建設委員会)

- 三三、請願第五一一四〇号 道路の側溝設置に関する請願
三四、請願第五一一四一号 大企業の横暴な進出を規制し中小企業分野確保法の制定を求める請願
三五、請願第五一一四六号 西平山一丁目三十番地附近の排水吸込み処理解消に関する請願
三六、請願第五一一五五号 道路側溝設置に関する請願

(総務委員 会)

- 三七、請願第五〇一一号 三菱銀行日野市役所支店開設反対請願
三八、請願第五〇一一三三 甲州街道日野坂バイパス付近にバス停と歩道橋日野坂信号早期建設に関する請願
三九、請願第五一一七号 四小通字路内駐車場建設反対に関する陳情
四〇、請願第五一一四二号 市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願
四一、請願第五一一四七号 減税、税制改革、自主課税に関する請願
四二、請願第五一一五一号 都営住宅払い下げに関する陳情
四三、請願第五一一五六号 市営住宅建設促進並びに入居基準の適正化に関する請願

(文教委員 会)

- 四四、請願第五〇一二六号 教育予算増額市財源確保に関する請願(五項)
四五、請願第五一一一八号 仮称十五小学校明星地区通字路について陳情
四六、請願第五一一一九号 日野市立日野第四中学校増築と校地拡張について陳情
四七、請願第五一一二七号 公立幼稚園に二年保育実施に関する請願
四八、請願第五一一三八号 高校問題特別委員会設置についての陳情
四九、請願第五一一四五号 昭和五十二年日野市立幼稚園の四才児入園に関する陳情
五〇、請願第五一一五二号 仮称日野市立第十六小学校建設候補地の計画案変更に関する請願

五一、請願第五一五八号

小学校体育施設の一般開放及び七生中学校への夜間照明施設設置促進に関する請願

(厚生委員 会)

五二、請願第 五号

専用水道施設市管理に関する請願

五三、請願第五〇一三号

多摩川河川敷利用遊園地(広場)設置に関する請願

五四、請願第五〇一〇号

日野市立総合病院に歯科を早急に設置に関する請願

五五、請願第五一三一号

新町地区に予定される市立保育所の陳情

五六、請願第五一三七号

東町児童遊園地存置について請願

五七、請願第五一五〇号

合併処理方式し尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願

五八、請願第五一五七号

リハビリテーション設置についての請願

五九、請願第五一五九号

児童館及び児童保育設置についての請願

(都市計画産業建設委員会)

六〇、請願第 六八号

浄化槽施設管理方に関する請願

六一、請願第 一一五号

平山台士地区画整理事業に伴う請願

六二、請願第五〇一五号

東京一八王子線(三十メートル道路)の計画撤回と廃線に関する陳情

六三、請願第五〇一四八号

一・三・一バイパス建設計画の廃線を要請する請願

六四、請願第五一 一号

地番整理の境界線及び作業促進に関する請願

六五、請願第五一 三三号

町名地番整理の町名及び区域について請願

六六、請願第五一二五号

旧浅川堤防敷地を市道認定に関する請願

六七、請願第五一三二二号

一・三・一バイパスの撤廃を要請する請願

六八、請願第五一三五号

市道整備に関する請願

六九、請願第五一四九号

下水管接続に関する請願

七〇、請願第五一五四号

明星大学専用道路建設に関する請願

七一、請願第五一六〇号

日野駅前地区に大資本による大型店進出に対しての反対に関する請願

(公害対策特別委員会)

七二、請願第 四〇号

高層住宅建設反対に関する請願

(市庁舎建設特別委員会)

七三、請願第 九六号

市庁舎建設に関する請願

七四、請願第 一〇〇号

市庁舎新建設に関する請願

(厚生委員 会)

七五、請願第五〇一四七号

社会保険診療報酬課税の特例並びに医療課税改善に関する請願

(継続審査議決)

七六、

下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

七七、

物価対策特別委員会の継続審査議決に関する件

七八、

交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

七九、

文化体育施設建設促進特別委員会の継続審査議決に関する件

(議案上程)

八〇、議員提出議案第四六号

所得税減税のすみやかなる実施を要求する意見書

八一、議員提出議案第四七号

不健全図書放逐に関する意見書

八二、議員提出議案第四八号

北方領土返還に関する意見書

八三、議員提出議案第四九号

中小小売商店の営業を侵害する大型店舗の進出規制に関する意見書

八四、議員提出議案第五〇号

中学校訪問学級卒業生のために都立高校に訪問学級制度の確立を願う意見書

追加日程

一、請願第五一六二号

日野駅前地区大型店舗進出反対に関する請願

二、請願第五一六三号

忠実屋ストア一開店反対陳情

- 三、請願第五一一六四号 大企業スーパー進出反対に関する陳情
四、請願第五一一六五号 日野駅前地区大型店舗出店反対に関する陳情

本日の会議に付した事件、

日程第一から第八四まで及び追加日程第一から第四まで

午後一時五十八分 開議

○議長（名古屋史郎君）

本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十八名であります。

これより議案第八号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（竹ノ上武俊君）

総務委員会の審査報告を申し上げます。議案第八号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例改正は第一回定例会で提案され、委員会に付託されたまま継続審査になっておりました。

今回の委員会ではその後の経過について質疑を行いました。

市としては来年三月までに市営住宅建て替え予定地分を取り壊したい意向であり、空き家一戸のみ取り壊しあと四戸の空き家については付近住民と話し合い中とのことでございます。住民側から新しい条件が出されており、これに市は回答する予定であるとのこと。本委員会としては、いま起っている建て替え反対の動きと条例改正とは直接の関係はない、との意見も出されましたが、それにしても住民と市当局の話し合いを待ちつつ、次回委員会までには何とか結論を出そうということで継続審査となりました。御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。よって議案第八号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件は委員長報告のとおり決しました。

次に議案第一〇〇号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）

総務委員会の審査報告を申し上げます。

議案第一〇〇号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例は保育園など新設に伴う人員増に基づく条例改正でございます。質疑は図書館の司書の人員、社会教育主事が現在欠員の問題、長欠者の問題、配転のあり方、職員採用のあり方、昇給のあり方、職員の住民サービスをもっと高めてもらう要望などにわたりました。慎重審議のうえで原案可決と決しましたのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。よって議案第一〇〇号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

次に議案第一四四号、日野市立日野第十八小学校（仮称）併行防音工事請負契約の締結、議案第一一五号、日野市立日野第五中学校（仮称）併行防音工事請負契約の締結、議案第一一六号、日野市立日野第十五小学校（仮称）体育館新築工事請負契約の締結、議案第一一七号、日野市立日野第十八小学校（仮称）体育館新築工事請負契約の締結、議案第一一八号、日野市立日野第五中学校（仮称）体育館新築工事請負契約の締結、議案第一一九号、日野市程久保三四四―二〇一番地先間（都道一五四号線）配水管新設工事請負契約の締結の件を一括議題といたしますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認め、一括

号線）配水管新設工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一〇五号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第五号）の件を議題といたします。本件については四常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）

議案第一〇五号補正

予算についての総務委員会関係の審査結果を御報告いたします。歳入については十二億六千九百三十二万九千円の補正額でございます。質疑といたしましては、国庫補助金の教育費、国庫補助金、また都支出金のうち土木費都補助金、諸収入の部で土木費受託事業収入の件、市債、土木債並びに五十一年度の財政対策債についての質疑が突っ込んで行なわれました。結論としては原案のとおり可決となりました。

また第二表債務負担行為の補正、これについては小中学校仮設教室新設、そのほかでございますが、平山小、八小等のプレハブ教室の新設、移設、補修などの補正でございます。第三表地方債の補正、以上について審議の結果、原案のとおり可決されました。

歳出については議会費七百九十六万七千円でございますが、質疑討論の結果可決されました。総務費については千四百九十三万二千元でございますが、この中では質疑といたしまして、

議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）

総務委員会の審査報告を行います。議案第一一四号、同じく一一五号、一一六号、一一七号、一一八号、一一九号については請負契約の締結についてでございますが、質疑応答の結果、原案のとおり決することと決まりましたのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本六件について採決いたします。本六件に対する委員長報告は原案可決であります。本六件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって議案第一一四号、日野市立日野第十八小学校（仮称）併行防音工事請負契約の締結、議案第一一五号、日野市立日野第五中学校（仮称）併行防音工事請負契約の締結、議案第一一六号、日野市立日野第十五小学校（仮称）体育館新築工事請負契約の締結、議案第一一七号、日野市立日野第十八小学校（仮称）体育館新築工事請負契約の締結、議案第一一八号、日野市立日野第五中学校（仮称）体育館新築工事請負契約の締結、議案第一一九号、日野市程久保三四四―二〇一番地先間（都道一五四

報償費、弁護士謝礼三十万について質問がございましたが、これは梅ヶ丘の問題についての弁護士への新たな謝礼として提案されたという答弁がございました。そのほか文書広報費の需用費のところ、福祉ガイドについて質疑、要望などが出され、福祉ガイドについては字の大きさとか、宣伝の仕方で音の出るような広報活動などの要望が出されております。そのほか質疑がありましたところは総務費、徴税費のところ、賦課徴収費、有料高速自動車道通過町村協議会の件が出ましたが、これは本年度新規加入ということでの予算計上でございました。また総務費、選挙費のところ、共済費のところ、若干の質疑のやり取りがございました。衆議院選の時の職員の手当等に関する質疑応答、また立会演説会における市の職員のあり方についても質疑応答がございました。以上の質疑討論の結果、総務費についても原案のとおり可決というふうに決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。

なければこれをもって質疑を終結いたします。これをもって総務関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

（文教委員長登壇）

○文教委員長（吉富繁枝君）

文教委員会の審査報告を申し上げます。

歳入の十二億にやや近い十一億の金額が文教委員会の付託の金額でございます。小、中学校費及び幼稚園費全般含めての人員費の補正と運賃の五〇分の値上げの分でございます。第八小学校の給食の設備とか、あるいは幼稚園の補修費であります。第十五小（仮称）、十八小、五中の契約の差金の精算金でございます。委員会といたしましては、十五小の全部の用地から全部の完成まで、児童が一人当たり二百八十一万一千円というのと、十八小（仮称）が一人当たり三百十万円、五中（仮称）が一人当たり四百二十万六千円という費用がかかっているということを審査いたしまして、今回の十一億三百三十二万六千円の文教委員会の補正予算については、全員で可決した次第でございます。以上、報告終わります。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これをもって文教関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（秦 正一君） 厚生委員会の審査報告を行ないます。議案第一〇五号の一般会計補正予算第五号のうちの歳出の民生費、衛生費についてですが、民生費の補正額一億三千三百七十八千円、主な内容といたしましては、人件費のほかは工事請負費の九百万円、これは学童クラブの、新たに高

内一円の道路、舗装費を一千万円、側溝費千五百六十万円を行なうための予算計上であります。減額分につきましては、多摩川第二排水区管渠設置工事その他よりの残額差金より補正、増額の金額を差し引いた額が減額補正となって数字に出ております。

補償、補てん及び賠償金につきましては、説明書のとおりでございます。

続いて都市計画費につきましても、職員給料と負担金その他であります。

公園管理費につきましては、役務費、公園賠償責任保険費とございますが、保険費は、本年度補正として新たに付いた、というように説明がございまして、それにつきましては、市内各公園内で起因した死亡とか、けが等の事故に対する市としての公園内のそういった賠償義務についての保険料だそうでございます。

以上、簡単な説明でございますけれども、委員会として労働費、農業費、商工費、土木費について、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これをもって都市計画産業建設関係の審査報告を終わります。

幡台に新設される学童クラブのための児童館の建物の工事費でございます。生活保護費においても、単価アップによって若干改正されるものでございます。

それから衛生費の中で、補正額といたしまして二十四十二万三千円、これは主に人件費でありまして、それぞれ慎重審議の結果、原案を可決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生関係の審査報告を終わります。

次に都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（林重義君） それでは、

議案第一〇五号、昭和五十一年度一般会計補正予算について、都市計画産業建設委員会の御報告を申し上げます。ページは、説明書の四十五ページから五十八ページまでであります。

労働費、農業費、商工費については、給料と負担金でございます。

土木費については、給料、負担金でありまして、説明書のとおりでございます。うち、委託料につきましては、浅川の第二排水区管渠実施設計、多摩川の第四と第二排水区の契約差金でございます。工事請負費につきましては、補正予算として、市

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よって議案第一〇五号、昭和五十一年度日野市一般会計補正予算（第五号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一〇二号、日野市立学校条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。文教委員長の審査報告を求めます。

（文教委員長登壇）

○文教委員長（吉富繁枝君） 文教委員会に付託にな

りました議案第一〇二号、日野市立学校条例の一部を改正する条例についての審査報告を申し上げます。新設校の小中学校が設置されましたので、内容につきましては、仮称十五小を日野市立程久保小学校、仮称十八小を日野市立旭が丘小学校、仮称五中を日野市立三沢中学校と改名することでございます。教育委員会の説明によりますと、六小、潤徳小、七生中の三校がマンモス校のために、プール及び体育館の使用が非常にやりにくいというこのために新設校をつくり、スタートといたしました。

ては、潤徳小学校を母体とした千四百十名の学校を、程久保小学校が十八学級で六百二十四名でスタート、潤徳小学校は二十学級で七百八十六名でスタートすることになりました。

それから六小と滝合を母体として、旭が丘小学校をつくり、六小は、いままで千三百三十一名でございましたのを、二十三学級の九百十一名でスタート、滝合小は、いままでは三十学級の千二百十三名でございましたが、二十五学級として九百八十名でスタートする。その両方を地域的に集めまして、旭が丘小学校を十八学級の六百五十三名で発足することになりました。委員会といたしましては、学区制及びそういういろいろなことが、地域で苦情が出てはいけないということを、いろいろ審査いたしまして、それから中学校ですね、七生中学校を母体とする七生が十八学級で七百四十六名、新しい三沢中学校に十三学級として四百八十六名、各学校がいわゆる標準適正規模でスタートをしたいという説明がございましたので、委員会といたしましては、適正規模は何学級かということで、いろいろ話がございました。教育としては、十八学級が理想であるけれども、場所とかいろいろな事情でもって、なかなかそうはいかない、できるだけそれに近いものにしていきたい、ということの説明がありまして、今回の学区制度については、問題はないけれども、三沢の梅ヶ丘団地の地区が、現在、三中进行っているけれども、五中に行きたい希望があることだけで、あと全地域につ

議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

(厚生委員長登壇)

○厚生委員長(秦 正一君) 厚生委員会の審査報告を行います。議案第一〇三号ですが、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正するものでございます。これは法改正によるもので、災害弔慰金の現在百万円の額を、百五十万円に改正するものです。それから五十万円を七十五万円にそれぞれ改正する内容です。それから災害援護資金の限度額をそれぞれ引き上げるもので、この点についても慎重審議の結果、全員一致で原案を可決いたしました。

次に議案第一〇四号ですが、日野市立児童館設置条例の一部を改正するものでございます。これは、この表にあります日野市平山五丁目一八番地の二、これを日野市平山三丁目二六番地の三に改めるものです。現在、日野市の市立ひらやま児童館、これは今度七生台の方のセンターに移される。平山駅の前にある児童館を七生台の方へ移設し、その、ひらやま児童館の分室として、「たきあい分室」というふうに今度新たに西平山二丁目三番地の一に設置するものでございます。補助金等の関係がありまして、ひらやま児童館のあくまでも「たきあい分室」ということで、このようにするものでございます。委員会といたしまして、慎重審議の結果、全員で原案を可決いたしました。以上です。

いては問題がない、ということの説明がございましたので、委員会といたしましては、学区制あるいは新設校の名前の決定については全員で賛成いたしました。

以上をもちまして文教委員会の報告を終わります。

○議長(名古屋史郎君)

これより質疑に入ります。なければこれをもちまして質疑を終結いたします。

委員長報告について、御意見があれば承ります。なければこれをもちまして意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

御異議ないものと認めます。

よって議案第一〇二号、日野市立学校条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第一〇三号、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第一〇四号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

御異議ないものと認め、一括

○議長(名古屋史郎君)

これより質疑に入ります。谷

栄吉君。

○十番(谷 栄吉君)

災害弔慰金に関係のあることで、お

伺いしたいと思えます。五年ほど前に、大雨に基づく床上、床下浸水につきまして、これも災害にまつわるものでございまして、お伺いしたわけなんですけれども、あれからこの用排水路のしゅんせつがなされておらないのが現況でございます。今年度は、大雨のような被害がなかったもので、まああと、一安心しておるわけですが、来年はどのようなようになるか、これもわかりません。そこで当時定めまして、床上浸水について一百万の弔慰金が出されたわけでございますが、それについては、御審議いただけたのかどうか伺います。

○議長(名古屋史郎君)

厚生委員長。

○厚生委員長(秦 正一君) ただいまの谷議員の質問ですが、これはこの第一〇三号の弔慰金、災害弔慰金及び援護資金ですね、この審議であって、水害で床上浸水とか床下浸水、そういったものについては該当しないわけで谷議員のおっしゃっているのは、恐らく見舞金のことじゃないか、このように思うんですが、これには該当しないということで、御了解願いたいと思います。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。
本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

御異議ないものと認めます。

よって議案第一〇三号、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第一〇四号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第一〇六号、昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)、議案第一〇八号、昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算(第二号)、議案第一〇九号、昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算(第二号)の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長(秦 正一君) 厚生委員会の審査報告を行ないます。

議案第一〇六号ですが、これは日野市国民健康保険特別会計補正予算で、第三号でございます。歳入、歳出とも五千三百四十万二千円でございます。委員会として慎重審議した結果、原案を可決いたしました。

次に議案第一〇八号、日野市立総合病院事業会計補正予算で、資本的収入四百万の補正で、支出の面においては五百万の補正でございます。特に支出の面におきましては、工事請負費、これは訪問学級の校舎を寮の西側の方へ建てるということで、四百万の補正をなされるものでございます。それから他会計からの補助金といたしまして、一億三千百五十万五千円、一般会計からの補てんです。

次に議案第一〇九号、受託水道事業特別会計補正予算(第二号)で、歳入、歳出とも、補正額七百十八万三千円で、主なものとしたしましては、ほとんど人件費でございます。それぞれ委員会といたしまして慎重審議し、原案を可決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長(名古屋史郎君)

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は、原案可決であります。本三件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

御異議ないものと認めます。

よって議案第一〇六号、昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)、議案第一〇八号、昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計補正予算(第二号)、議案第一〇九号、昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計補正予算(第二号)の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一〇七号、昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算(第二号)の件を議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

(都市計画産業建設委員長登壇)

○都市計画産業建設委員長(林 重義君)

都市計画産業建設委員会の御報告を申し上げます。議案一〇七号、昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算についてでございますが、主な点だけを御説明申し上げます。歳入につきましては一般会計よりの繰入金と国庫補助金三千万のうち、二分の一相当額千五百万円の計上であります。歳出につきましては、一般管理費は人件費、負担金、旅費の不足額であり、事業費、工事請負費については国道二十号線の左側の排水路を取り

除き、五百ミリ管を四十六メートルの長さで排水管を理設し、一・七メートルの歩道設置の予算でございます。委員会としては全会一致で慎重審議の結果、可決をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(名古屋史郎君)

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

御異議ないものと認めます。

よって議案第一〇七号、昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計補正予算(第二号)の件は原案のとおり可決されました。

次に議案第一一〇号、日野市都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部変更の件を議題といたします。本件については十四日の議案上程の際、三浦議員より質問があり、回答は本日の本会議でいたすことになっておりますので、担当課より回答を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長(成井正夫君)

この議案につきましては、上程の際、三浦議員及び滝瀬敏朗議員から質問があり、十分なお答えができませんで申しわけなく思っております。若

千のお時間をいただきお答えしたいと思います。

三浦議員から種々、業務委託の内容などにつき御指摘を受けましたが、この業務委託は神明上土地区画整理事業につき、国庫補助をいただくなどにより、事業計画の一部を変更することになり、本年十一月二十四日付で都知事の認可を受けました。そこで今後の事業を施行する上でいままでも新都市建設公社委託をしておりました契約の一部を変更するものでございます。委託業務の内容を別紙の表により主な変更部分につき御説明をいたします。まず事務費の中で、三の変更、事業計画の決定の項目で二百五十八人の増となっておりますが、これは今後もう一回の変更が必要と思われるということで計上しました。次に十の仮換地指定書類の作成の項目で六百六十六人の増となっておりますが、事業期間の延伸により諸申請、換地変更、分合筆、境界坑の補足、立ち会いなどの事務量の増加によるものであります。次に十一の建物工作物等の移転補償事務四百十人の減につきましては、建物移転三百五十九棟のうち六十五棟を市職員で実施しましたための減であります。十九の諸工事の設計、施行、監督の項目で三百七人の増となっておりますが、次に述べます工事費の増加との関連でかなりの事務量の増が見込まれるので計上しました。

次に工事費であります。まず幹線街路工事では三億二千二百二十三万六千円の増となっておりますが、主たるものは二百

に導入される国庫補助額は四億八千四百万円、市負担は五億八千七百万円となり、その他は保留地処分金等であります。また五十二年度以降の毎年度の事業費につきましては、五十二年度四億四千万円、五十三年度四億七千二百万円、五十四年度五億円の予定になっております。以上で質問に対する答といたします。

○議長（名古屋史郎君） 質問者の方、よろしいですか。三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） いま説明を受けたことはさらに詳しく事前に詳細の説明を私は受けたわけでございまして、概略におきましては了解をしたわけでございますが、なお細部にわたりましてはいろいろ難点もあるということで、さらに検討を加えてもらいたいところもあるわけですが、今回はこのくらいにしたいと思えます。いずれにいたしまして五十五億四千二百萬の減額補正して五十四年度までに完了ということになっているようですが、これがまかりまちがって駅の周辺あたりで工事が若干延引するということになりますと、ことによるとさらに延長ということになって、したがってまたまた相当の変更をしていかなければならないというようなことにもなりかねないので、希望といたしましてはとにかく今度の年度を最終の契約ということにして、この予定どおり完成するということを希望します。なおこれが予定どおりできるかどうかという

二十四号線の国鉄中央線貫通工事につき当初計画とは別な工法に変更されたことなどにより、約二億四千万円の増になったものが主たるものであります。次の区画街路工事につきましては三億二千七百九十五万円の増であります。その理由としましては国庫補助の導入に伴い、区域内六メーター以下の道路についても全線舗装することにより約九千万、国鉄跨線橋に七千万円の補助が見込まれ、さらに区画街路二十五号工事、擁壁、階段等の工事が追加され、約六千万円の増額となりました。公園施設工事費の減額につきましては中央公園の工事を区画整理事業からはずし、都市計画公園としたための減であります。整地工事につきましては一億七千三百八十八万八千円の増額でございますが、これは当初計画では宅地の土どめ、擁壁についてはほとんど見込んでいなかったという、その施行が必要になってきたために計上したわけでございます。雑工事については四千五十五万三千円の増であります。事業年度の終わりに道路補修側溝整備が必要となってまいりましたのでこれを見込み、計上しました。

以上、委託業務の内容の主たるものにつき説明をいたしました。なお、今回認可されました神明上土地区画整理事業の総体的な事業計画の変更につきましては申し上げますと、従来の総事業費三十八億七千五百万円が十六億六千七百万円増額され、五十五億四千二百万円となったわけでございます。このうち新た

ことについては、再質問の形で悪いんですが、五十五億四千二百万でさらにもう追加することなくこの計画どおりでできるといふことがありましたらひとつ説明していただきたい。その点を言うていただいて確認したいと思うわけでございます。以上。

○議長（名古屋史郎君） 都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君） 非常にむずかしい御質問なんで今後三年間で必ずこの事業については終了するとい

うようなことでございますが、私もまだこちらにまいりまして十分研究をいたしておりませんので、よくこれにつきましては勉強いたしました。事業完了に、終わるようにつとめたい、こういうふうに思っておりますので、以上の点だけお答えさせていただきます。

○議長（名古屋史郎君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 一点だけ確認しますが、保留地の処分金、この概算はどのくらいになるんだかお聞かせ願いた

いと思えます。

○議長（名古屋史郎君） 都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君） ちょっと細かい数字

はいま持っておりませんが、「いいです」と呼ぶ者あり）
○議長（名古屋史郎君） 次に都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（林 重義君） 議案第一

一〇号、日野市都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部変更についてであります。昭和四十一年十月一日から昭和五十二年三月三十一日まででありましたものを、昭和四十一年十月一日から昭和五十五年三月三十一日までと、三カ年延長変更することであり、内容につきましては事業の一部変更、資材の高騰、人件費のアップ等によるものでございます。委員会としては全会一致で可決をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。よつて議案第一一〇号、日野市都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部変更の件は原案のとおり可決されました。

次に議案第一一一号、市道路線の一部廃止、議案第一一二号、市道路線の廃止、議案第一一三号、市道路線の認定の件を一括

議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認め、一括議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（林 重義君）

議案一一号、市道路線の一部廃止について、この議案は五件あり、平山七生台二十七号線、由木堀之内一号線につきましては第十九小学校建設の用地内であり、それに伴う廃止であります。学校一号線、学校二号線、由木六号線は、京王線平山城址公園駅、現在構内にありまして、現況は公用のために現在使用されていない箇所でございます。

続いて議案一二二号、市道路線の廃止について、この議案は豊田百二十九号線、百三十号線、万蔵院台三号線、田中三三三号線、不動中七号線は現在廃止し、公共の用に供されておられません。八幡七号線につきましては現況が道路幅内にあり、廃止して認定を行なうための廃止でございます。

続いて議案第一一三号、市道路線の認定について、この議案は平山九号線、京王七生台、東側都道で現在都道であり、都より移管手続が完了したための認定でございます。八幡七号線は廃止に伴い認定を行うものでございます。日野五十七号線、

五十八号線、五十九号線は財産手続が完了したために認定するものでございます。明細は議案書にございます。以上、廃止並びに認定について委員会としては慎重審議により全会一致で原案可決を決定いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。よつて議案第一一一号、市道路線の一部廃止、議案第一一二号、市道路線の廃止、議案第一一三号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第九五号、昭和五十年日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

（一般会計決算特別委員長登壇）

○一般会計決算特別委員長（板垣正男君）

去る十月十七日、二十日の二日間にわたりまして審査が行なわれま

した。五十年一般会計決算の審査の内容の概略と、その結論について御報告申し上げます。

五十年一般会計の決算額百十五億三千二百二十九万九千余りの予算であります。審査の内容等につき各委員出席しておりますので、大まかな点について御報告申し上げますので御了解いただきたいと思います。歳入については質問者九名から質問があり、質問項目は十六件にわたりました。そのうち保育料の未納の問題について、市側はいかに考えているか等についての質問がございました。幼稚園あるいは保育園の保育料であります。さらに市民税の未納、あるいは手数料の未納等についての質疑も交わされました。使用料について、特に野球場、あるいはテニスコート等の使用料についての再検討を正す質問もございました。さらに当初予算の予算額と決算額の違いを指摘する質問もございました。決算額は当初予算よりも減額されている。こういう点でございます。また市民税等についての税収の見込み的確を欠いたのではないか、という点を指摘する質問もございました。理事者側からも答弁があったわけでございますけれども、結論的にはやむを得ないという答弁であったと思います。また振興交付金、東京都の振興交付金と超過負担の認識の論議もあったものでございます。主な歳入における質疑等について以上の点かと思えます。

次に歳出に移りまして、質問者全員のうちの三分の二にわた

りました。質問項目も関連を含めると六十一件にわたっております。内容的にも総務費から予備費、公債費に至るまで多岐にわたっております。一々すべて御報告はできませんけれども、たとえば議会費の決定等についての論議であるとか、あるいは自治会への補助、さらに福祉関係では生活保護、身体障害者への対策、あるいは訪問学級の問題をめぐっての若干の論議も出されました。男性保育者への採用等についての理事者側の考えをただしたのもあります。老人理美容券の受ける側と、利用する側の問題についての質疑もございましたけれども、市の福祉という名目での、それを受け入れる側の経営等にしろよせをしないようにという意見も含めての質疑がなされております。また、生活環境問題でも草刈り問題に質疑が交わされております。教育関係でも修学旅行は梅雨時を避けるようにというような意見も含めた質疑が交わされました。監査委員の審査意見書の中にも述べられておりますように、不用額に若干の慎重さを欠いた点があったのではないかと、という質問がございました。予備費、あるいは予算の流用等一層慎重を期されたいとの意見も含まれております。概略主な点を申し上げましたけれども、こうした質疑を交わされる中で若干の市側についての問題点や準備不足の点について指摘をしたいと思っております。質疑の際即答できなかった問題について五件ございます。また今度の決算書にも印刷、製本ミスが指摘されておりますので、こうした点のない

ように理事者側を促したいと思っております。資料要求については四件ございまして、きょうお手元にすべて要求した資料は届けられたと思っております。

最後に意見でございますけれども、今回の決算審査にあたり認定に反対との立場での意見はございませんでした。意見の一つは手数料、使用料の未納ということはあり得ない。今後こういうことのないようにされたいという意見であります。またもう一つの意見といたしまして、市政の各施策の積極面を強化しつつ問題点を指摘したものでありますけれども、総務関係では交通安全対策であるとか、あるいは幼児教育への援助、福祉関係では身障者対策や、あるいは保育園の建設等生活環境、あるいは農業、商工費関係での施策の前進面、さらに生鮮食料品の販売等の施策、教育関係の施策等の点にわたっております。指摘された問題点としては税収の見通しを的確につけるという点であります。また財源の確保、国に要求する運動と合わせ市側の一層の努力を促す点や、またマイク Robbins 運行の予算委員会での付帯意見を尊重しながら市側の努力を要望しております。市民会館の建設等幾つかの点にわたっております。また超過負担の資料が今度の決算委員会に未提出であった点も指摘しております。さらに他の委員からは学校建設等市民本位の施策の前進を評価しつつ問題点として補助金の検討を進めるように要望することや、予備費の充当、あるいは予算の流用減額が数多く

見られるがこうした点についてさらに慎重を期されたいということとあります。もう一つの意見は予算の流用等が多いが、しかし全体としては努力の跡が認められる、という評価しつつ前者と同じように各種補助金の検討を進め、その結果を予算に反映するようにという要望されております。意見等について以上決算を認定する立場でのものでございました。概略以上報告申し上げて、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 新政会を代表して委員会で意見を述べる機会がありませんでしたので、この本会議において意見を述べさせていただきますと思います。

今回の決算委員会には予算の執行実績が分かるような説明資料の提出がされていない。十分な審査をする事が困難であった点については理事者は十分留意していただきたいと思っております。今後十分善処するよう要望いたしておきたいと思っております。

まず歳入については、市民の税負担の増加に問題があります。市民税が引き上げられ、市民生活に非常に重い負担となっており、低所得者の免税点の大幅な引き上げ等市民の税負担を軽減するという立場から積極的に国に対して運動すべきであると思っております。

なお万願寺地区の区画整理事業等についても着手できない現状にあります。市長の自由裁量の余地が残されていると思っております。都市計画税については思い切った軽減措置が検討されてしかるべきかと思っております。

超過負担のしわ寄せを起債に求めているように見受けられるのであります。市財政のあり方についても地財法の完全実施を国に対して強く要求すべきであることは市政を担当する市長の大きな任務であるかと思っております。監査委員も指摘しているように、昭和五十年度は消費的経費が決算額において六二・七％、投資的経費は二六・四八％であり、前年度に比較をいたしまして消費的経費が四・五八％も増加しております。投資的経費は六・六八％も減少しております。これらは福祉行政に力を入れたとはいえるのでありますが、内容の充実をはかるべきだと考えられます。具体的な内容については、歳入では使用料及び手数料の件について、保育料が三十万一千五百円も未納収入である点はお一層の努力が必要であると思ひますし、今後十分に留意をしていただきたいと思ひます。

歳出のうち総務費の給料を需用費に回して流用したり予備費を年度途中にて五百九十五万二千円も市税還付金に充当しております。百六十五ページの用地買収費の四百九十万一千円等、多額な予備費の充当等予算の流用の件数があまりにも多すぎる点であります。これは職員の適材適所への人材配置の欠陥から

起因しているのではないかと見受けられます。非常に計画性がないと思います。これらの点については当然予算の組みかえなり、補正をして議会に提案すべきであるというふうに思います。特に予備費の充当については、特別な事情がない限り年度末に行なうべきであると思います。

以上何点か指摘をいたしました、これらの点については一般と留意されて、理事者は努力していただきたいというふうに思います。このような何点かにつきまして指摘をいたしまして意見といたします。

○議長（名古屋史郎君）

ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって議案第九五号、昭和五十年年度日野市一般会計決算の認定の件は原案のとおり認定されました。

次に議案第六四号、昭和五十年年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第六五号、昭和五十年年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第九六号、昭和五十年年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第九七号、昭和五十年年度日

野意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本六件について採決いたします。本六件に対する委員長報告は原案認定であります。本六件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって議案第六四号、昭和五十年年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第六五号、昭和五十年年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第九六号、昭和五十年年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第九七号、昭和五十年年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第九八号、昭和五十年年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第九九号、昭和五十年年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定の件は原案のとおり認定されました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

次に請願第五一一七号、国鉄運賃値上げ反対及び国民の足を確保する陳情、請願第五一一三六号、トラックターミナル建設反対に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思います、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認め一括議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第九八号、昭和五十年年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第九九号、昭和五十年年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思います、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認め、一括議題といたします。特別会計決算特別委員長の審査報告を求め

ます。

（特別会計決算特別委員長登壇）

○特別会計決算特別委員長（杉山寅三郎君）

御指

名によりまして、特別会計決算特別委員会の結果について御報告させていただきます。

ただいま議長から読み上げられました六議案につきましては、十二月の二十一日十時から委員会を開きまして、日ごろお疲れのところ終日にわたってきわめて慎重に、しかも精力的に御審議をいただきました結果、これらの六議案につきましてはいずれも全会一致で原案を認定することに決しましたのでよろしく御審議をいただきたいと思います。これで委員会の御報告を終わりたいと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。

なければこれをもって質疑を終結いたします。本六件について

○総務委員長（竹ノ上武俊君）

総務委員会の審査結

果を御報告申し上げます。請願五一七号は国鉄運賃値上げ反対及び国民の足を確保する陳情でございます。内容は御承知のとおり国鉄財政建て直しを主眼とする運賃値上げは行なわず、国鉄の赤字は社会的保障として国が補助することなど八項目、さらに中央線に關しまして、中央線高架複々線化の早期実現など十項目、また日野市に対する要望などいたしました、日野駅の駅舎と駅前広場の改良と五項目、さらに視力障害団体の要求事項といたしまして、駅の自動券売機に乗車区間別料金表と券別、機別点字バーを表示することなどを九件、合計三十二項目にわたる陳情でございますので、これを委員会としては審査の結果、この願意趣旨を採択というふうに決しましたので、よろしく御審議をお願いします。

続きまして請願五一三六号、トラックターミナル建設反対に関する陳情でございますが、この陳情につきましては日野市旭が丘四丁目平山工業団地内の東京電子株式会社内の敷地にかかわる陳情でございますが、すでにトラックターミナルについては計画変更の見通しがはっきりとしてまいりましたので、全員一致で採択と決しました。よろしく御審議をお願いします。

○議長（名古屋史郎君）

これより質疑に入ります。

なければこれをもって質疑を終結いたします。本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結い

たします。これより本二件を採決いたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

御異議ないものと認めます。

よって請願第五一七号、国鉄運賃値上げ反対及び国民の足を確保する陳情、請願第五一三六号、トラックターミナル建設反対に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

次に請願第五一五三号、中学校訪問学級卒業生のために養護学校高等部または都立高校に訪問学級教師の配置を願う陳情の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

(文教委員長登壇)

○文教委員長(吉富繁枝君)

五一五三号、五十一年

の十一月十五日に受け付けたもので、ただいま議長から議題を読み上げましたとおり、現在、東京都が実施している訪問学級を終わつた後に、高校の勉強をしたいという請願でございます。もし、それができなければ、中学校に留年をしたいといった趣旨のものでございます。現在、市の該当者は六名ございまして、最高年齢二十六歳、すでに留年もしておたり、いろいろの事情がございますので、これは市側よりの説明によりますと、福

これより本件を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

御異議ないものと認めます。

よって請願第五一五三号、中学校訪問学級卒業生のために養護学校高等部または都立高校に訪問学級教師の配置を願う陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

次に請願第五一三九号、アレルギー性鼻炎についての調査対策ならびに治療に関する請願、請願第五一六一号、豊田地区センター建てかえに関する請願を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君)

御異議ないものと認め、一括

議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

(厚生委員長登壇)

○厚生委員長(秦 正一君)

厚生委員会の請願審査報告

をいたします。

請願第五一三九号、アレルギー性鼻炎についての調査対策並びに治療に関する請願で、これは九月二十九日に本委員会に付託され、継続されているものでございます。内容的には、東

社施設の充実に欠けていること、医療対策が必要であるというところで、簡単には結論は出ませんけれども、趣旨を採択をして、文教委員会といたしましては、意見書を知事と教育長に提出することによりまして、採択と決定いたしました。意見書は「東京都が実施中の心身障害者のための訪問学級制度は、当市内在住の関係者家庭から、意義ある施策として大変感謝されており、訪問教育を受けている子供たちは、週一回、四時間ないし六時間の指導を受けるだけではありませんが、しかし、生懸命に学習し、力に応じてそれぞれ成長発達を遂げております。しかしながら、中学校の訪問学級を卒業後も、学習意欲に燃えている若者が多数おります。これらの人達に教育を受ける場がありません。教育の機会均等の上からも、在宅のまま高校教育が受けられるよう、都立の養護学校高等部または都立高校に訪問学級制度を確立されるよう要望いたします。右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。」という文章を書きまして、美濃部知事と佐藤教育長に日野市議会から提出することを、文教委員会としては、全員一致でもってお願いし報告する次第でございます。以上終わります。

○議長(名古屋史郎君)

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。

豊田のいづみ自治会またはその周辺において、昭和四十八年ごろから、くしゃみとか鼻詰まりとか、目がかすむとか、のどの痛み、このようなアレルギー性鼻炎の訴えをしている方が数多くいる、何とか市の方としてはこれに対しての調査または原因の究明、治療について取り計らってもらいたいということで、出されたものでございます。委員会といたしましても、慎重審議いたしまして、すでに市の方としても調査表を配られておるし、委員会としては、採択をいたしました。

それから、次にこのところで特に意見が付されております。

このような現象が、他の地域にもあった場合には、同じようにこれに対する市の取り扱いをしてもらいたいという意見が付されております。その点、追加しておきます。

それから請願五一六一号ですが、これは豊田地区センターの建てかえに関する請願で、現在の豊田の駅の南口にある豊田地区センターが、大分もう建物が老朽化して非常に危険であり、また駅の周辺であるために非常に利用者が多い、また、その部屋数が少ない、利用しにくい、また玄関が奥の方にあつて非常に不便である。いろいろなそういった内容が出されておりました。委員会といたしましては、全員一致で建てかえについては採択しております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(名古屋史郎君)

これより質疑に入ります。

なければこれをもちて質疑を終結いたします。本二件について

御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件を採決いたします。本請願に対する委員長報告は、採択であります。本請願は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって請願第五一一三九号、アレルギー性鼻炎についての調査対策並びに治療に関する請願、請願第五一一六一号、豊田地区センター建てかえに関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

次に請願第五一一四〇号、道路の側溝設置に関する請願、請願第五一一四一号、大企業の横暴な進出を規制し中小企業分野確保法の制定を求める請願、請願第五一一四六号、西平山一丁目三〇番地付近の排水吸込み処理解消に関する請願、請願第五一一五五号、道路側溝設置に関する請願を一括議題といたしました。と思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

請願五一四一号、この請願につきましては、豊田四一三七

七、山下博久さん代表で出されたもので、要旨は、大企業が中小企業の分野に進出して、中小企業を圧迫する現況でありますので、中小企業を擁護するために、中小企業事業分野確保法の制定を求める政府への意見書を議会において提出してください、というようなお願いの請願でございます。議会としては、先の九月議会に同一文の意見書が議決を見ております。委員会といたしまして、全会一致で採択と決定いたしました。

以上、四件ございますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君） これより質疑に入ります。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本四件について、御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本四件を採決いたします。本請願に対する委員長報告は、採択であります。本請願は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よって請願第五一一四〇号、道路の側溝設置に関する請願、請願第五一一四一号、大企業の横暴な進出を規制し、中小企業分野確保法の制定を求める請願、請願第五一一四六号、西平山一

○都市計画産業建設委員長（林 重義君） それでは、都市計画産業建設委員会の報告を申し上げます。表題につきましては、議長が申し上げたとおりでございます。

請願第五一一四六号につきましては、この請願は、西平山自治会杉山一雄さんより出されたものでございまして、平山八幡神社、センターの東側の市道の周辺であり、表題のとおり雨水、雑排水の処理の請願でございます。委員会としては、全員一致採択と決定しております。

次に請願第五一一五五号、この請願は、豊田三三七一、中山降次さんより出されたものでございまして、豊田駅西側より国鉄一ちよつと順序を間違いましたけれども、西側より車庫まで至る中央線南側道路一円に雨水、雑排水解消のために、側溝設置と道路整備のための要旨によるものであり、委員会としては、以前、本会議において同一の場所が採択されておりますので、委員会としては、全会一致で採択と決定をいたしました。

順序をちよつと間違いましたけれども、請願五一四〇号、この請願は、南平六八一五、ひばりが丘自治会、梅津明さん代表で出されたもので、七生中学東側の市道十八号線に側溝を設置して、雨水と生活環境の改善のために出されており、現地を視察の上、委員会としては全会一致で採択と決定をいたしております。

丁目三〇番地付近の排水吸込み処理解消に関する請願、請願第五一一五五号、道路側溝設置に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたします。と思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時二十三分 休憩

午後五時五十四分 再開

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。と思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後五時五十五分 休憩
午後七時十二分 再開

○議長（名古屋史郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第五〇一―一号、三菱銀行日野市役所支店開設反対請願、請願第五〇一―三号、甲州街道日野坂バイパス付近にバス停と歩道橋日野坂信号早期建設に関する請願、請願第五〇一―七号、四小通字路内駐車場建設反対に関する陳情、請願第五〇一―四二号、市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願、請願第五〇一―四七号、減税、税制改革、自主課税に関する請願、請願第五〇一―五一号、都営住宅払い下げに関する陳情、請願第五〇一―五六号、市営住宅建設促進並びに入居基準の適正化に関する請願の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。

総務委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に請願第五号、専用水道施設市管理に関する請願、請願第五〇一―三号、多摩川河川敷利用遊園地（広場）設置に関する請願、請願第五〇一―一〇号、日野市立総合病院に歯科を早急に設置に関する請願、請願第五〇一―三十一号、新町地区に予定される市立保育所の陳情、請願第五〇一―三七号、東町児童遊園地存置について請願、請願第五〇一―五〇号、合併処理方式し尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願、請願第五〇一―五七号、リハビリテーション設置についての請願、請願第五〇一―五九号、児童館及び児童保育設置についての請願の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり） 滝瀬政吉君。

○一番（滝瀬政吉君） 東町遊園地の存置に関する件は、私に関係がありますので、厚生委員会を開くときには、私を呼んでもらいたいという要望なんですが……。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に請願第五〇一―二六号、教育予算増額市財源確保に関する請願（五項）、請願第五〇一―一八号、仮称十五小学校明星地区通字路について陳情、請願第五〇一―一九号、日野市立日野第四中学校増築と校地拡張について陳情、請願第五〇一―二七号、公立幼稚園に二年保育実施に関する請願、請願第五〇一―三八号、高校問題特別委員会設置についての陳情、請願第五〇一―四五号、昭和五十二年度日野市立幼稚園の四歳児入園に関する陳情、請願第五〇一―五二号、仮称日野市立第十六小学校建設候補地の計画案変更に関する請願、請願第五〇一―五八号、小学校体育施設の一般開放及び七生中学校への夜間照明施設設置促進に関する請願の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告は、これを省略いたします。文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。お諮りいたします。

○議長（名古屋史郎君） ただいまの御要望に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） では、そのようにひとつお願いいたします。

御異議ないものと認め、一括議題といたします。厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に請願第六八号、浄化槽施設管理方に関する請願、請願第一一五号、平山台土地地区画整理事業に伴う請願、請願第五〇一―一五号、東京一八王子線（三十メートル道路）の計画撤回と廃線に関する陳情、請願第五〇一―四八号、一・三・一バイパス建設計画の廃線を要請する請願、請願第五〇一―一〇号、地番整地の境界線及び作業促進に関する請願、請願第五〇一―三三号、町名地番整理の町名及

び区域について請願、請願第五一一二五号、旧浅川堤防敷地を市道認定に関する請願、請願第五一一三二号、一・三・一・バ イパスの撤廃を要請する請願、請願第五一一三五号、市道整備に関する請願、請願第五一一四九号、下水管接続に関する請願、請願第五一一五四号、明星大学専用道路建設に関する請願、請願第五一一六〇号、日野駅前地区に大資本による大型店進出に 対しての反対に関する請願の件を一括議題といたしたいと思います ますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君) 御異議ないものと認め、一括 議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告はこれ を省略いたします。都市計画産業建設委員長から目下、委員会 において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいと の申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のと おり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君) 御異議ないものと認めます。 よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付すること に決しました。

次に請願第四〇号、高層住宅建設反対に関する請願の件を議 題といたします。公害対策特別委員長の審査報告はこれを省略 いたします。公害対策特別委員長から目下委員会において審査

中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があ ります。お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の 継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君) 御異議ないものと認めます。 よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付するこ とに決しました。

次に請願第九六号、市庁舎建設に関する請願、請願第一〇〇 号、市庁舎新建設に関する請願の件を一括議題といたしたいと 思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君) 御異議ないものと認め、一括 議題といたします。市庁舎建設特別委員長の審査報告はこれを 省略いたします。市庁舎建設特別委員長から目下委員会におい て審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し 出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のとおり 閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君) 御異議ないものと認めます。 よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付すること に決しました。

次に請願第五〇一四七号、社会保険診療報酬課税の特例並び

に医療課税改善に関する請願の件を議題といたします。本件に ついては、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出があり ましたので、厚生委員長より報告を求めます。

(厚生委員長登壇)

○厚生委員長(秦 正一君) 厚生委員会に、請願第五〇 一四七号、社会保険診療報酬課税の特例並びに医療課税改善に 関する請願の件ですが、請願者より取り下げたいということの 申し出がありましたので、委員会といたしましては一応全員で これを認めたわけでございます。よろしく願ひいたします。

○議長(名古屋史郎君) ただいまの委員長の報告のと おり、本請願については取り下げることにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君) 御異議ないものと認め、請願 第五〇一四七号、については、取り下げることにより決定いたしま した。

次に日程第七六、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関 する件を議題といたします。下水道対策特別委員長より下水道 対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされ たいとの申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し 出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君) 御異議ないものと認めます。

よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付すること に決しました。

次に日程第七七、物価対策特別委員会の継続審査議決に関す る件を議題といたします。物価対策特別委員長より物価対策に 関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいと の申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のと おり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君) 御異議ないものと認めます。 よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付すること に決しました。

次に日程第七八、交通対策特別委員会の継続審査議決に関す る件を議題といたします。交通対策特別委員長より交通対策に 関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいと の申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のと おり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君) 御異議ないものと認めます。 よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付すること に決しました。

次に日程第七九、文化体育施設建設促進特別委員会の継続審

査議決に関する件を議題といたします。文化体育施設建設促進特別委員長より文化体育施設建設促進に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君) 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に議員提出議案第四六号、所得税減税のすみやかなる実施を要求する意見書を議題といたします。提案理由、質疑を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君) 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第四六号、所得税減税のすみやかなる実施を要求する意見書の件は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第四七号、不健全図書放逐に関する意見書を議題といたします。提案理由、質疑を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君) 御異議ないものと認めます。

とになっているので、それで名前が谷議員になっているのを変えたわけです。きょう提出したのではございません。

○議長(名古屋史郎君) 竹ノ上武俊君。

○十三番(竹ノ上武俊君) 名前が変わったということになると、この谷栄吉議員の名前が載っているのは、これもまちがひ、訂正ということですか。(「はい」と呼ぶ者あり)これは消すんですね。(「はい」と呼ぶ者あり)わかりました。了解いたしました。

○議長(名古屋史郎君) 次に本間久君。

○二十三番(本間久君) この意見書の内容をちょっと拝見いたしました。この中で特にまず一点お聞きしたいのは、この意見書をまずどこに出すのかということですね。何々殿と書いてあるが、ただ殿ではわからないのでどこに出すのか。

もう一つは日本固有の領土であるということだけれども、この領土をだれが放棄したのかということを明確にしてもらいた。日本固有の領土だと、これについてはわかるんですよ。だけれども一体、これをどこの政府がいつこれを放棄したのか、現在のようになっているのかということをはっきりしていただきたい。(「わからなかったら議員なんかやめろ」「そのとおり」「くだらない」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(名古屋史郎君) 剣持佐吉君。

○十一番(剣持佐吉君) それでは申し上げます。この

よって議員提出議案第四七号、不健全図書の放逐に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第四八号、北方領土返還に関する意見書を議題といたします。提案者の説明を求めます。(「省略」「しつかりやれよ」と呼ぶ者あり)

(十一番議員登壇)

○十一番(剣持佐吉君) 意見書をお手元にお配りしてありますので、内容はわかりのことと思いますが、北方領土返還に関する問題は日本民族の悲願でございます。内容についてはこういうものもあるというを書いてありますので、研究されたことと思いますが、ほかのことについては質問にお答えをしたいと思います。どうぞひとつ慎重に御審議をいただきたいと思ひます。

○議長(名古屋史郎君) これより質疑に入ります。竹ノ上武俊君。

○十三番(竹ノ上武俊君) 私の質問は内容に入る前のことについて一件だけですけれども、本日の提出者に剣持議員の名前が出ておりますけれども、これは本日提出者になられたのかどうかだけをお聞きしたいと思います。

○議長(名古屋史郎君) 剣持佐吉君。

○十一番(剣持佐吉君) 名前が書いてあるでしょう。まちがったので書いたんです。提出したのは私が説明するこ

問題はあまり刺激をすることは控えるつもりでありましたが、あえてそれをここで発表しろというならば申し上げます。領土の主権は日本の主権であったことは歴史が証明しているわけです。私はもちろん歴史家ではありません。その資料を出せといっても私は出せません。これは歴史家が検討した結果、口をそろえて異論なしに言っているわけです。どういいうきさつかというところについては、私はここでは実は言いたくなかった。言えと言うならば言いますが、よろしうございますか。

○議長(名古屋史郎君) 本間久君。

○二十三番(本間久君) どうも内容は言いたくないとか、言おうとかいう関係ではなくて、では、質問を先に進めまされども、少なくともこの齒舞、色丹、択捉、国後の千島列島を返還にあたっては、いま一番今日まで問題になってきたのは安保条約の関係ですね。それから日ソ不可侵平和条約の関係ですね。これらの問題がからんだ上に立ってのこの北方領土返還の問題についてどういうふうに考えるか。過去において、少なくともあなたが信奉するであろう政府の、かつての鳩山首相もやはりこの問題については一部積極的な意見も述べておりますよね。それが現在なぜ北方領土返還が実現できないのかということになれば、私は少なくとも日ソの平和条約、不可侵条約この締結を急ぐと、同時にアメリカとの安保条約を廃棄するんだと、日本が、ここに書いてありますように、いかなる国

とも等距離、いわゆる平和条約を結ぶことによって等しく中立政策をとっていくんだと、こういうことがない限り、現在の片方で軍事同盟が進んでいて、片方では返還をするんだと、これははっきりといままでの歴史の過程の中においてもそういう状況下にあるわけです。そこで提案者がどのような形で北方領土返還をしていくのかということ、だれにこれを要求をしていくのかと、ということは政府のいうのは将来の日本に大きな影響を及ぼすということであるならば、なおさらのことそのへんを明確にしていだきたいと、こう思うわけです。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

それではあて名のことを申し上げますと、内閣総理大臣はもちろんですね。もう三木さんはやめるんですからそのあとから、福田さんがなったら福田さんに出しましょう。外務大臣がまだ決まっていますね。外務大臣にも出しましょう。総務長官も関係がありますね。総務長官にも出しましょう。相手はこういうわけですね。おわかりいただいたと思います。それでは歴史、足取りについて申し上げます。これはあまり言いたくなかったんですが、昭和二十年に十五日には日本が連合軍に対して降伏を宣言しましたね。それからソビエトの軍隊をもって南下作戦をやったわけです。読売新聞をよくごらんになってください。私は読売新聞を信じているわけです。そしてしかも齒舞、色丹にきた時は九月ですよ。世

界が平和になって、その上南下作戦を武力によってやってきたわけですね。それから私は二、三の人にも証言は聞いております。アメリカがあるいは占領する予定であったということを聞いておりますが、うそか本当かしりません。それでソビエトの兵隊が日本のそこに在住民に対してアメリカの兵隊はいるかというのを何人にも聞いていますね。こういう不法な南下作戦をやってきたわけですね。そして現在占領して三十年間まだ動こうともしない、これを返還しないで平和条約に期待ができますか。私はそういう意味ですから見解の相違はお互いの立場ですからあえて申し上げません。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）これは言いたくなかったです。

○議長（名古屋史郎君）

本間久君。

○二十三番（本間久君）

いくら見解の相違だけれども、歴史的にはやりまちがったことをしてはいけないというふうに思うんですが。（「まちがっていない」と呼ぶ者あり）安全保障条約を結ぶか、ソ連とのそういった条約を結ぶかと追られた時に、少なくとも日本は安保条約を選んだわけですね。そうでしょう。そして安全保障条約というのは日米の軍事同盟ですから、当然千島列島にアメリカの軍隊がやってくると、そうなれば当然ソ連を脅威に脅かすわけですね。そういうことになれば当然ソ連だって返還をするということには単純にならないわけです。したがって私は少なくともこれをそういうような、い

わゆる剣持議員が言われるような形で発想から北方領土を返還をするんだとするならば、私はここに書いてあるような形は若干違うんじゃないかと思うんですね。そのへんなんですよ。素直に北方領土を返還をするんだと、そして日本政府に向かつて日米の安保条約じゃなくて、それはやはり平和条約ですね、その平和条約にすると、そして同時にもちろん日ソ不可侵平和条約、国交をやはり回復をしていくと、このことをはっきり認識してもらわないと、この北方領土返還というものが一部政党や一部の人たちの、いわゆる運動になってしまうと、そうじゃないと思うんですね。そういう状況の中で日本が積極的な中立外交を進めていくんだと、あなたはここでもっておっしゃっているわけですから、それだったらこういう答弁をしていただけかないと、この北方領土の返還に関する意見書が素直に解釈ができないということになるわけですが、それはどうですか。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

それではお答えいたします。

本間議員の説明は外交議論であります。私は外交官ではございません。ただ日本国民の悲願を貫くという意思をこの議会で決定することが先決であります。安保条約との関係この関係をどうするかという問題は将来の問題であります。外交政策の問題であります。そこで外交政策を論じているのではございません。日本の悲願であるこれを、われわれの意思決定として皆さんに御審議を

いただいているだけです。安保条約とどう関連があるかは私は私なりに理解していますけれども、ここでもって外交委員会でもございませぬので、それを論議する必要はない。

○議長（名古屋史郎君）

本間久君。

○二十三番（本間久君）

ええ一言、言わしてもらいますけれども、少なくとも（「外交議論はかつてにやってください。」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）外交の問題であろうと何であろうと、あなたはそういうふうに区分けをするけれども、北方領土の返還をするということは少なくともソ連と不可侵条約、平和条約をなぜ結んではいけないか、そのことは言えないのかということですね。そういうことについてあなたがやはりかたくなにソ連の侵略とか、そういうことを言っている限りは北方領土返還はあり得ないということなんです。（発言する者多し）だから私は少なくとも素直に北方領土の返還をするんだということについては、これは少なくとも国民的合意としては（「何言ってるんだ」と呼ぶ者あり）当然平和条約、不可侵条約、国交回復をやはりなし遂げていくんだということが基本なんです。（「それは外交政策の問題だ」「われわれは外交政策を論議しているんじゃないですよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）少なくともお互いに国と国が、国に求めるわけでしょう、これを。そういうことがわかっていなければ国に求められないわけですから、

したがって素直にこのとおり答弁していただければいいものを、あなたはこのことをもし根底に考えているとしたら提案の趣旨から少しはずれるんじゃないやなかるうかというふうに思っているわけです。(発言する者多し)

○議長(名古屋史郎君) 答弁求めていますね。

(「関連して」と呼ぶ者あり)

○十一番(剣持佐吉君) 外交政策に責任持たない、私は「私はじゃない自分一人の議会じゃないんだから」と呼ぶ者あり。いやなら反対すればいいじゃない。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君) 島村孝志君。

○二十九番(島村孝志君) いま本間議員から若干の意見を交えながら質問を求めましたけれども、それに対して剣持議員のほうからそれなりの答弁もございました。そういう経過の中に従っていま本間議員も、続いてかなり政治姿勢、基本的な問題についてる触れてまいりましたけれども、最後の段階で剣持議員から外交政策を論議しているのではないかと、いわゆる国民としての率直な気持をこの文面に託して、返還の意見書としてまとめているんだと、こういう説明がございました。私は読んでみまして、最後のほうの文章で特に最後のところに括弧書きに書いてある、いかなる国とも等距離完全中立外交政策のもとにということが、特に括弧して入っておりますので、こ

の部分について率直に前段での質問に対する答弁等は打ち消した中で、この部分について率直に受け止めて、いわゆる国民としての悲願をこの文章に託したというように受け止めてよろしいかどうか。

○議長(名古屋史郎君) 剣持佐吉君。

○十一番(剣持佐吉君) これは私の書いた文章ですから、いかなる国も排除するという意味はないんだ(「そのとおり」と呼ぶ者あり)ということ、北方領土は日本の領土であったので、不法侵略によって支配が他国に移っている、その状態では日本の将来にも、国民感情にもあわないので、これを遂行するために第三国を排除するつもりは毛頭ありません、という意味ですから御理解をいただきたい。

○議長(名古屋史郎君) 島村孝志君。

○二十九番(島村孝志君) 大体説明はわかりました。ただし一点だけ確認しておきたいんですが、やはりこういった外交上の問題はどうしても国と国との力関係が生じてまいりますので、私もはさきほどから本間議員を通じて主張することは、やはりそういう点では当然のことだと思っております。ただしそのこととは別に、いわゆる日本の国民本来の北方領土を国民の一人として切実に返えしてほしいという要望は当然の姿ですから、そういう意味で確認していただければ私も賛成してまいりたいと思っております。

○議長(名古屋史郎君) 剣持佐吉君。

○十一番(剣持佐吉君) まさにそのとおり、素朴な日本民族の悲願を貫くように、第三国に関係なしに外交を進めていただきたい、そうすれば可能性があるか、どうかというものは外交専門家の問題ですから、私たちが市議会レベルで論議する問題ではないと、もしあるならばお互いの個人の見解ですから、あえてこの議会の場で答弁する必要はない、こういうことです。

○議長(名古屋史郎君) 米沢照男君。

○十四番(米沢照男君) 一、二質問したいと思っていますが、質問の前段としてちょっと確認しておきたいわけなんですが、さきほど答弁の中で終戦直後のいきさつにつきまして触れておられましたけれども、この文面で「ソ連がその支配下に置くことはその経過から見ても国際信義に反する」、こういうふうに決めつけているわけですが、この経過というのはさきほど剣持議員が答弁した内容だということふうに受け止めていいですか。

○議長(名古屋史郎君) 剣持佐吉君。

○十一番(剣持佐吉君) はい、それは読売新聞にそう書いてあったことをそう信じているということです。(笑声)

○議長(名古屋史郎君) 米沢照男君。

○十四番(米沢照男君) それでは質問したいと思うん

ですけれども、ここでは「日本固有の領土であることは史実が物語るところである」というふうに書かれています。そこで私も史実に基づいて一つ質問をしたいわけですが、さきほど終戦後にソ連が、いわゆる南下方針と言いますか、武力を持って千島列島に占領したというのか、乗り込んで来たかのような言い回しがありましたけれども、私はこれはちょっと史実に反するだろうと思っております。

一つには千島を日本がどうしてソ連に手放さなければならなかったのか、これは言うまでもなく連合国のヤルタ協定に基づくポツダム宣言を日本が無条件で受託したと、そのポツダム宣言の中にはっきりその法規がうたわれていたということですが、そのことによつていやおうなしに日本はソ連に千島列島を引き渡さざるを得なかったという事実経過があります。

それからもう一つ重要なことは一九五一年の九月に当時の自民党吉田茂首相がサンフランシスコに行つて条約を締結しています。そのサンフランシスコ条約の第二条C項には次のように書かれています。「日本国は千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポツダム条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及び、これに近接する諸島に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する。」こういう内容の締結をしてみずからこの権限、請求権を放棄した。これが史実に基づく事実経過があるだろうと思います。(「そのとおり」と呼ぶ者あり) そう

いう点からいくと、ここで言うその経過から見ても国際信義に反するといふきめつけ方はどういふ発想からきているのか、この点まず一点お聞きします。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

平和条約を結ぶ平和会議があったわけですが、ところが平和会議以前に、まだ平和会議が開かれないうちに武力をもって南下政策を行なつて、齒舞、色丹まで行ったといふことですね、これが不法ではないか、サハリンを返すのも平和条約によつて返すことになつたわけですね。それを武力でもって進行してきたというのが違法ではないか、という意味でありますから間違ひがあつたら、どうぞ訂正して下さい。私はそういう意味でここに掲げて御審議をいただいているわけですね。

それから千島列島はどうであるか私にはわかりません。ただ齒舞、色丹あの北方領土が日本の固有の領土であるといふことを私の見た文獻ではすでにあつたといふこと、否定するから否定して下さい。私はただそれだけの意味ですから、單純にこの史實に基づいて當然日本の主權下に置くのをあそこまできたんだからやむを得ないといふわけでもないけれども、三十年きた今日では不法だから武力をもってどこかに行けといふのではなくて、日本国民の悲願であるそれを返してくれと單純に日本国民の氣持をここで代表して、この議會で決議してもらえない

という点が大きな問題であるわけです。その点ははっきり指摘しておきたい、といふふうに思います。

それからさきほど本會議員も指摘をされましたけれども、北方領土の返還を実現するにはどうしても日米軍事同盟、いわゆる安保条約を破棄しなければ中立の立場に立たない、いまなお安保条約が在続したままで、仮にソ連が返還したとすれば、つかさず北方領土にアメリカの軍事基地が設置される、こういう危険が多分にあるといふ点から安保条約こそ北方領土返還を阻止している大きな要因になっているんだと、こういうふうに私は考えます。さらに漁民の安全操業の確保の問題についても日ソ漁業協定を締結する中で実現をはかつていくべきだろうといふふうに思います。したがって政府にものを申すと、国民の立場から意見を述べていくにはやはりはっきりした事實経過、少なくとも自民党政府にものを言うわけですから、その過ちをはっきりと指摘した中で、そして筋道を立てて要求をすべきだろう、こういうふうに思うんです。その辺の歴史的な経過をあえて避けて、あたかもソ連が強権的に支配をしているかのような印象を与える文面になつていふといふ問題点があるかと思ひます。そういう点ではいろいろいま指摘したようにこの意見書案は問題点がかなりあります、そういう点で採決に當つては、黨議員団としては棄権をするという態度を表明いたします。

○議長（名古屋史郎君）

次に原案賛成者の發言を求め

か、というのが私の提案の理由ですからどうぞこの史實に反する反響があつたらどうぞおっしゃつて下さい。それはこの論議の対象ではないと私は思つております。

○議長（名古屋史郎君）

米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）

答弁がかみあわないんですけれども、千島列島は日本の固有の領土だと思つております。しかしその固有の領土だったのをどうして放棄をしたのか、この辺がやはり問題になると思ふんですね。ですからこのサンフランシスコ条約で日本の固有の領土まで放棄したところに問題があるわけですね。その辺の認識からいくと、この辺はきわめて作意的に書かれていふと指摘せざるを得ないですね。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

それはそのまま率直に受けましょう。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。原案反対者の發言を求めます。米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）

さきほど質問の中でも申し上げましたけれども、このいわゆる北方領土問題はかつての自民黨政府がみずから、しかも日本の固有の領土まで放棄をした。それは日米の軍事同盟、安保条約に道を開こうといふがためにあえて權利を放棄、請求權まで放棄してそういう条約を結んだ

ます。（「みんな賛成」「反対」と呼ぶ者あり）これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（名古屋史郎君）

起立多数であります。よつて

議員提出議案第四八号、北方領土返還に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第四九号、中小小売商店の營業を侵害する大型店舗の進出規制に関する意見書を議題といたします。提案者の説明を求めます。橘祐子君。

（「説明なくてもいいぞ」「省略」と呼ぶ者あり）

（六番議員登壇）

○六番（橘 祐子君） 中小小売商店の營業を侵害する大型店舗の進出規制に関する意見書を提案したいと思ひます。大型スーパーの横暴な進出のため、各地で中小小売店の營業が脅かされております。

昭和四十九年に「大規模小売店舗法」が施行されてから全国で六百五十店の大スーパーが開店し、町田、八王子、府中では大型店舗の売り上げが全市総売り上げの四〇パーセントを超え

るありさまであります。

日野市においても忠実屋、西友ストア、京王ストアなどのあいつく進出により、市内の中小小売店の營業が脅かされている

のが実態であります。こうしていったん進出しますと、大スーパー、百貨店は青果市場で先買いをしたり、一部の商品の不当販売や、おとり商法で地域流通機構を破壊しております。

中小小売商店の営業と従業員の生活を守るため、政府は「大規模小売店舗法」を早急に次のように改正するよう強く要望するものであります。

大型店の進出を規制するために。

(一)「大規模小売店舗法」を次のように改正すること。

①現行届出制を許可制にし、許可権限は都道府県知事におくこと。

②一店あたりの基準面積を大幅に引き下げること。

③「資本系列別」及び「地域別」の大型店の売場面積総量規制を設け、自治体首長の権限で規制できるようにすること。

④商業活動調整協議会は、商工会議所のもとにおくのではなく自治体のもとにおき、その機構と運営を民主化すること。

(二)外資が大型店と結びつき、中小小売店、中小生産者を圧迫することのないよう規制すること。

右、地方自治法第九十九条二項の規定により意見書を提出します。昭和五十一年十二月二十三日、日野市議会。

内閣総理大臣、通産大臣でございます。

○議長（名古屋史郎君）

川重憲君。

これより質疑に入ります。黒

市の場合開発行為基準とかそういうものにひっかからなければすなりと通っている、これは日野市だけじゃなくて全国的にそういう問題なんかも届出制の場合には出ているというのが実態であります。それから基準面積の問題ですが、いま現在はいま三万平米とそれから一万一千平米そういう形で大きくなっておりませんが、さきほど言いましたようにそれを三分の一、それ以上で規制を引き下げていくとこういうことであります。

資本系列及びこれの問題ですけれども、たとえば日野市の場合ですと京王ストアとかそういうものがずっと出てくるわけでありまして、その地域地域によって、たとえば八王子なら八王子を見た場合、織物の町というふうにあるわけでございますけれども、そういう中でその売場全体の面積が大量に、その市なら市の職種を脅かすような面積になっていかないうちに規制していくということであります。ここで最初に断ればよかったんですけれども付け加えて話しておきたいと思っておりますけれども、こういう一番の②、③、④というものは一番に書いてあります。現行届出制を許可制にするという、この許可制にすることによってそういう地元との話し合い、それから消費者との公聴会等も開かれる中かなりの部分解決できる問題だというふうに考えております。そういう意味で現行届出制を許可制にしていこうことは何よりも重要な柱であると、だからこの大規模小売店舗法を改正する一番の柱はこの現行届

○八番（黒川重憲君）

何点が質問したいと思えます。

まず第一点は大規模の、いわゆる店舗とは何平米を言うのかこれが第一点。

それからこの規制するための最後のほうの一番で、いわゆる現行届出制を許可制にするんだと、その許可権限は都道府県知事におくんだと書いてありますが、いわゆるいままでも届出をしてそれに対する許可をしているんじゃないか、このように思うわけです。その点が第二点目。

三点目、二番目の「基準面積を大幅に引き下げる」これはどの辺まで一体下げるのか、これが三点目。

それから三番目の「資本系列別及び地域別売場面積」云々とありますが、この辺が非常に理解しにくいので、この辺の説明をしていただきたい、そのように思います。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘 祐子君）

大型店舗の最初の問題ですけれども、私どもは千平米以上のものについては届出制、だから千平米以上と考えております。それ以上のものについては届出制で、次の二番目の質問になると思いますけれども、いま届出制になっておりますが許可制になると、いま届出制で許可認可権が

都道府県知事とかそういうことはありませんので、たとえば実際各地で行われているのを見ますと基準すれすれのスーパーを大量に出しまして、それで届出をすれば、それがたとえば日野

出制を許可制にする問題だと考えております。

○議長（名古屋史郎君）

黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）

最初に大型店舗は何平米かと言

いましたら千平米ということをおっしゃいませんか。千平米を……何て言いましたか。間違いですか。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘 祐子君）

大型店舗というのは、それぞれによ

って違います。たとえば一万千平米以上のもありますし、小さい中小的な三千平米のもありますし、その市によって違います。日野市の実情を見ていただければわかりますように、たとえばこの間出されました京王ストアの面積と、それからその近くにありますが忠実屋の面積も違うように、さまざまな点では違っております。（「どこで線を引くんだ、どこで……」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）

ですから、大型の店舗とは、い

わゆる何平米以上を言っているんですか、と聞いています。それを最初に千平米と言っておきながら、その次の質問のときに、いわゆる三千とか一万という数字を出したので、私は聞いてるわけです。

それから続いて、じゃあ質問したいと思えます。大幅に引き下げるといふことが、千平米ということであれば、いわゆ

る千平米の店舗ならば賛成、という意味ですか。

それから、いわゆる都市計画法の中にも、いわゆる千平米以上は都知事の許可を得るんだということを、はっきりうたててありますけれども、そのとおり千平米以上のものは都知事の許可を得るんだということは、従来からも実はあるわけです。それから千五百平米以上のものになりますと、通産省に届け出をして通産省から地元の商工会に連絡をする、そして話し合いをするんだ、とこういう規定があるわけですが、御存じですか。

○議長（名古屋史郎君）

橋祐子君。

○六番（橋 祐子君） 最初の点について答弁したいと思えます。現在の大型店というのは、現行法におきましては、基準面積が三千平方メートルと一万平方メートルというような形で、そういう点について、現制度の中では、それを大型店というふうに規定しております。それを私どもは、千平米以上のものを届け出にしてください（「許可だよ」と呼ぶ者あり）許可制にしていくんだという意味で、最初に千平米と言ったわけです。

それから千平米以上のものについては、都知事の許可が現在でもあるという質問ですね、そのとおりです。そのとおりです、というのは、そういうのがあります。しかし現在では、そういうような形になってないわけです。大型店舗が、先ほど言いましたような基準面積になっているために、それがいらぬわけ

です。東京都の許可がいらぬわけですよ。都知事の。そういう中で、次から次にこういう企業が進出している。それは、この議会に対しても請願等が出されているため、御存じのように、そういう形で次から次に出てくる、というのが実態になっていると思うんです。

○議長（名古屋史郎君）

黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）

千平米以上の、いわゆるいままでの大規模と言われるものを、千平米以上というふう大幅に下げるといって、そしてそれを許可制にするんだということですが、いわゆる先ほど私言いましたとおり、千五百平米以上のものは通産省から地元に通知が来るということですので、いままでの制度の方が十分進んでいると私は解釈しますがどうですか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

橋祐子君。

○六番（橋 祐子君）

先ほど何回も同じ繰り返しになっていきますけれども、それは、たとえば大規模小売店舗法を改正しない限り、いまのたとえば千平米とか、先ほどおっしゃった千五百平米とかというような形にはならないわけです。現在のこの大店法では、そういうような状態になっていないわけです。だから、先ほど断ったように、皆さん御存じのとおり、これができたときには、消費者のためにはこれが有利なんだというところで、できたにもかかわらず、実際には「暮しの手帖」の

中で、日本主婦同盟の人とか、全消費の婦人との協議会なんかの実態調査で、実際スーパーが出て、消費者のためにということとでこういう法律をつくってやっているにもかかわらず、こういう形になっている、だからそこを変えていかないといけない、というのが趣旨であります。

○議長（名古屋史郎君）

黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）

時間もありませんので、またこれとよく似た問題が都産の私どもの委員会に来ておりますので、よく後でまた検討させていただきたい、このように思います。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

簡単に申し上げますが、陳情、請願が出て、委員会において継続審議になっているんですが、内容は同じようなものでありますが、委員会を無視しなければならぬ理由がありましたら、無視して、ここでもって即決しなければならぬ理由がありましたら、ひとつおっしゃっていただきたい。委員会は慎重にやっているとしますので、これを尊重したいという立場からお願います。

それから大型スーパーが出たことによって、中小企業の育成ということがありますが、消費者の立場から考えると必ずしも、ここに不当販売とかいうことがあります、これは道徳上許されないことでもあります、消費者の立場から見ると、必ずしも大型スーパーを規制したことによってのみよくなるとは

限りませんが、中小企業育成については、ほかには手段はないというのかどうか。ほかにはありませんか、ということですが。

それからここへ自治体首長の権限という言葉が、たびたび出てきますけれども、自治体の首長というのは、知事のことですか、市町村のことですか。

それから、この商工会議所がどういことをやっているのか、かりませんが、自治体の首長が、権限が移ることによって民主的になれるかどうかという問題があるわけです。というのは、はっきり申し上げますと、自治体の首長は選挙ですから、選挙で経済の多少のアレレンジができるわけです。そうしたことが、はたして、この消費経済社会において裨益するものがあると言えるのかどうか。あるならあるでけっこうですから……。それから届け出と許可の問題がありました、届け出と許可は、行政法上におけるスタイルは違いますが、届け出は届け出で、許可もある一定のものが整っておりますと、許可をせざるを得ないことになっておりますが、この届け出と許可との相違はどうお考えになつておられますか。

それから、中小企業職員の職を奪うと言いますが、その職員は、ほかに方法はないのかどうか、この辺があいまい、まあ、私が頭が悪いのかしれませんが、あいまいなので、ひとつお答えいただきたい。

○議長（名古屋史郎君）

この際、議長から申し上げます

すが、質疑の方、答弁の方、大変恐縮ですが、簡潔にひとつお願いしたいと思ひます。橋祐子君。

○六番（橋 祐子君） 一つについては、方法がないかというふうに言われたことからやっていたいと思ひます。それは、たとえば中小業者の営業を守るためには、先ほどの議会でも採択されました分野法の問題、そういう問題とも絡み合わせながらやっていく手だてはあると思ひます。しかし、分野法とこの大店舗法の違いといいますと、分野法の場合は、確かにその分野、分野での進出の問題を規制するものであります。この大店舗法というのは、大型店舗の進出についてであります。それが一点。

それから委員会を無視してということとございましたけれども、そういう気持ちは毛頭ありません。それは、委員会に付託されてる請願は、忠実屋が日野駅前に出るということと出された請願で、陳情であります。私がいま取り上げておりますのは、そこだけの問題ではなく、大きな問題として取り上げているわけでありす。それと法律改正の問題を取り上げております。あの請願については、日野市の方でも何とかしてほしいという形で、私もそれをほんとうにそのとおりだ、というふうに考えております。

もう一点つけ加えておきますと、この提案を出したのは、皆さん御存じのとおり、締め切りは常任委員会の前であります。

で、その立場でこういうふうに書いたわけでありす。

次に届け出制と許可制の問題、届け出制の名のとおりと言ったらあれになりますけれども、届け出制をした場合、その許可がなくともできる、というのが一般理論だと思ひます。許可制の場合は、許可申請を出してそれが許可されなければできない、こういう性質の違いだ、というふうに考えております。

それからもう一つは、私これはどうしても言っておきたいと思ひますけれども、いま全国的に見まして、こういう大型店舗が出てくるのを規制する一番の大きな力になっているのは、その商店なら商店の方々と、地域住民の方たちが一緒に運んで進めている中で、成果を勝ち取っているという例がたくさんあります。地域の業者の人たちは、単にそこで商売して営業を上げているというだけじゃなくて、ほんとうにその地域の住民として日夜生活をなさっているという関係から、たとえばその地域でお祭りがあるとすれば、その中心になったり、文化活動の中心になったりして、その地域の環境その他文化的生活とかその他の生活について、多くの貢献をしている方々だ、というふうに考えております。そういう意味で、この人々と消費者がほんとうに話し合いを進めながら、よりよい町づくりを下からすることがどうしても必要であると私は考えております。

○議長（名古屋史郎君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

納得はしませんが、内

そういう点で、委員会の中で、私は当然それは採択されるものだ、というふうに思っておりましたということも、つけ加えておきたいと思ひます。

次に商業活動調整協議会の問題であります。現在、これ、日野市だけということじゃなくて、本来、この商業活動調整協議会というものは、商売や、それから営業がうまくいくために、横との連絡のつながりとか、それからここでどういう営業をしていくとか、そういうものも含めながら、この地域にはどういふ商店を出していくか、そういうことまで詳しく話し合う協議会になっておりますが、全国的に見まして、これが活動するというのは、大型店舗なんかが出るときのみということで、ほとんど日常的な活動は、余り目立ったものはないというふうに聞いております。

それと同時に、商工会議所にあるために、商工会に加盟していらつしやる方たちは、かなりその中でいろいろの論議を聞いたということがありますけれども、それに入っていない方たちは、そこで何をやってるのかわからない、というのが実態であります。

そういう点で、やはりこれを、先ほど自治体の運営によってさほど違ってくるのではないかと、というような剣持さんの質問でありましたが、やはりそれは、私たちは自治体というのは、民主的に市民本位でやっていくというふうに考えております。

容はよくわかりましたので、質問を打ち切ります。

○議長（名古屋史郎君）

次に三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

皆さん前に何人か質問され

ておりますので、私の考えていた質問と同じようなものもありますので、この点で了解したものに付きましてはいたしません。そういう中で、まず一点といたしまして「一店当たりの基準面積を大幅に引き下げる」と、一律になっておりますが、たとえば、何か話に聞くと、千平米以下だというようにも言ったり、何かもっと小さなことも言ったりいろいろなんです。大幅に引き下げるということだけで、いわゆる大規模小売店舗の千五百平米をどれだけ下げるか、という具体的なものをやり出した方がいいんじゃないかと思ひまして、その具体的な数字が、腹案があるならば、ここへ入れるべきではないか、というふうに考えているわけで、これに絡んで、たとえば業種によつては千平米でも、あるいは市民、国民の要望にこたえられない、消費者全般にこたえられないというものがあるわけですが、たとえば、家具屋なんかは千平米以下だったこれはもう何にも置けない。少なくとも、千五百ぐらいないと置けないんですよ。そういう意味でやはり一律に、業種もわきまえずに一店当たりのものを千とか何かにするということは、問題点があるのではないかと、こういうふうに考えます。その点いかがお考えですか、お尋ねいたします。

それから先ほど橘さんが、現行、許可制でないもので、届け出制だから、実際にはやってしまえばそれまでだと、こういうふうにおっしゃいましたがはっきり言うと、私も届け出をしたことがあるんです。三回ばかりにわたりました。その中で通産局、いわゆる東京通産局等に参加してずいぶん強い指導も受けております。たとえば、営業の時間の制限とか休日の問題とか、いろいろな制限の中で、しかも商工会議所から強い要望の中でかなりの規制をされてやってるわけでむしろ届け出制よりもこれは許可制じゃないかと思われるようなたてまえで、強い行政指導を受けていることが事実でありまして、この点で考えると、ほとんどこれは確かに許可制とすればいいんでしようけれども、許可制と同じようなことを履行しているのが現状であって、あえてそれを変えるということは、またさらにどこか反面、影響が出てくるんじゃないかと思っておりますので、その点いかがなお考えでしょうか。具体的にいろいろ問題もあるので、そういう問題の中からこの案が出ただろうと思っております。その具体的な例というものをお示し願いたい、こう思います。

それから先ほど許可がなくてもやってもいいんだと言ってありますが、これは許可がないでやってしまうと、六カ月ないし一年間の営業停止ないしは三十万円以下の罰金刑に処すると、こういうふうに一応小売店舗法にはなっておりますが、ここで

どういふふうな関係でそういうふうな規則がありますかその点もちょっとお聞きしたいんですね。それで大きな資本をかけて、六カ月ないし一カ年間の営業停止をされれば当然その業者は、よほどのことがない限りつぶれてしまう。したがって許可がないものについては、届け出しても通産局の了解がない限り、絶対に営業はしない、またできないとこういうふうな規制になつてゐるし、現実もそうなんです。ただいまの御説明を聞くとそうじゃないのでちょっとその点につきまして、御説明を願いたいと思います。

それから、あと商工会議所でやるということは、非常に民主的にたしかやってるんです。商工会議所の会員だけでなくして、この調整協議会は、各種、各層の代表者というか何か選んだ人をもつて充ててゐるわけです。婦人会の役員さんとか、消費者の団体とかあるいは業者の関係もいるでしょう。会頭はもちろんのこと入っております。そういう中でやっていて、いろいろと小売業者を呼んで反対があれば、あるいはまた反対がなくても意見を聴取するという意味で小売業者にも聞いております。そういう中で地方自治体が、私はこれはこの文章を読みますと、商工会議所は民主的でなくて、その運営は地方自治体が行うのが一番民主的なんだと、こういうふうな文章なんです。裏を返すと、そうなんです。日本の国語で読むとそう読めるんです。裏を返した読み方は。そうするとむしろ地方自治体のほうが、

先ほど剣持君も言っておりましたが、地方自治体のほうこそ選挙によって動くんで、どんなふうにも動かれるかわからないと、まず許可制が地方自治体の長で、地方自治体がそういうことを運営するとすれば、その長があるいは選挙のためにこれを応援したほうがいいんじゃないかと思つて、あるいはそういうふうな扶植されてやることも考えられる、むしろ商工会議所のほうがそういうことは関係ないので民主的ではないかと思つて、この文章の裏の解釈から考えるとどうもそうでないように見受けられますので、この点につきまして御説明願いたい、こういうふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘 祐子君） 最初の基準面積の問題でございますが、先ほど三浦さんがおっしゃいましたように、確かにその種類によりまして総面積というのは違ってくるわけです。そういう点で三番の売場面積との関係が出てくるわけです。そういうものを一番実情を知っているところがやはり許可していくというのが正當だというふうに思うんです。その地域との関係で、たとえば日野では何が多いかということ調べておりませんが、そういうものがあるのにそういうものをばつと持ってくるような広いのでもいいのかといいますと、それは問題になってくると思います。そういう点も含めて私も千と言いましたのは、千平米以上のそういう大型店舗については許可制にしていくん

だという点で言ったわけでありまして、それは当然変わってくると思います。それから現行届出制出した時に、三浦さんの経験で実際には許可制と同じような状態だったということでありまして、現にたとえば日野市におきましても届出制という中で、たとえばその届出制で出した時にいいよということに了解が取れるのは地元の方々が賛成するという時に、いまは許されているというふうに考えているわけです。その場合に問題なのは一部の地元の方々であつたり、消費者は全然そこに入られなかったりという中で、たとえば交通の問題は何ら解決されないままに、そのまま地元の地域の人がいいといったからというだけでできているというのが実態ではないかというふうに思うわけです。当然許可制になりますとそういう問題について公聴会その他が問題が設けられるんじゃないかと、そういうふうに私は考えております。それから商業活動調整協議会の問題ですけれども、商工会に置いてゐるから民主的じゃないとか、民主的だという意味ではありません。といいますのは、私は市内の中小業者の生活と営業を守っていくということは、これは地方自治体の責任だというふうに考えております。そういう意味でこの日野市の地域づくりといひましようか、この地域をずっとつくっていく最高責任者はやはり地方自治体ではないかというふうに考えております。そういう意味でそういう問題を解決するものとしてこういう協議会があるわけですから、これをやはりそこ

に置くべきじゃないかと、だから商工会議所が民主的ではないと、そういうことではありません。もっともやはり多くの方が話せるようにしてもらいたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○議長（名古屋史郎君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

最後に一つだけ、いろいろ

と何かお答えになりましたが、これは何かことによると一方通行というふうなことになるので、これはひとつこのままおいて……。最後に一つだけ、私は商工会議所に置いたほうが、たとえば許認可権を持つものとしても商工会議所に置いたほうがより民主的であり、より中小企業者を守る、このいわゆる中小小売店舗を侵害するというのを防ぐために商工会議所に置いたほうがいいんだと、こういうふうな判断しているわけです。なぜならば同業者を守ること、いわゆるゆるほかのものが、変なものがきたらいわゆる拒否反応をもつていくのが商工会議所なんです。消費者が考えるよりも自分たちの商業の同士を救おうとするので、この文面は小売業者を救おうとするんだから、むしろこんな市町村なんか保持していくんじゃない、商工会議所に持っていくほうがいいと、しかも市のほうで持つていくと労多くして功少ないというふうになり、人件費もかかるでしょう。祝いで呼んでくれれば金も出さなければならぬ。いま非常に財政窮乏の折から、市長から議

持つて、この地域の商店会というのがあるのではなからうかと、私自身は考えております。そういう意味からしてやはりそういうのを本当に考えていくところはどこだろうかといった場合、単に業者の手取り早いところだけでやっていくということではなくて、もっと日野市全体の立場で、その町づくりの立場でこうした問題についても考えていくのが筋ではなからうかという考えからここに載せたわけであります。若干の違いが、三浦さんとの違いがあるかもしれませんが、私はそういう考えから載せたわけであります。

○議長（名古屋史郎君）

次に石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

一点聞きたいと思うんですが、おそらく日野の議会で取り上げているので、さっき剣持議員が聞いたら、請願の時いわゆる都産の委員会に出ている問題ではないと、こういうふうにおっしゃられたんで、いわゆる全域の問題と今後発生することを考えてこの意見書を、いわゆる上部機関の総理大臣なりほかの大臣に出すということからみると、日野で、われわれの議会は日野をどうするかということが根本だということを考えると、もちろん中小企業の何ていうか分野を圧迫するとかなんかにいうことは非常によろしくないということとはわかります。そういう点ではどうなんですか。中高層にしても、開発行為にしてもいまままでできておった要綱よりもっときびしくしたという観点からみれば、いわゆる大型店舗進出

員までいろいろな歳費の問題まで市民からひんしゆくを買っているような時代に、何とかしてでもさらにこういうものを作ってしかも大して功がないということをするよりも、むしろ効果的に有効にしかも中小企業のためになるほうがいいんじゃないかと私は考えているんですが、ひとつ提案者の方はいかがなものでしょうか。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘祐子君）

その考え方の違いは先ほど申しましたように、市内の中小業者とか企業家というのが大型店舗とかと違うところですね。それはその地域の営業といいますが、商売をやっている利潤を追求しているというのと同時に、その地域の住民であるということですね。その違いからくるものだと考えているわけです。だから単に商売だけをやっていけばいいと、もうければいいという立場で小売店の方たちがやっているわけではないと思います。地域の人々の暮らしの中にやはり溶け込むことによってその暮らしを支える品物を住民にかわしてやはり仕入れてくるんだと、そういう立場でやってこれたと思いますし、それと同時に地域の人々との暮らしを守るとか、環境を守るという点でも一定の役割を、町づくりについて一定の役割を果たしてこられたのがこうした業者の方々だというふうに考えているわけです。そういう意味で地域社会の環境なり、そういうさまざまなものを守るといふのと密接な関係を

に関する規制要綱とか、そういう要綱をつくって理事者が考えられればこの問題は意見書を出したからといってすぐ何かにいくというふうなことは私は考えられない。われわれいわゆる議会の熱意とはいってもそういうことであるならば、むしろ理事者がそういう大型店舗進出に対する規制要綱をつくられることのほうが私はいんじゃないかと思いますが、その点提案者はどうお考えになっていますか。

○議長（名古屋史郎君）

橘祐子君。

○六番（橘祐子君）

それは請願との関係で今後当然考えていくべき問題だというふうに私は考えております。それと同時にこの意見書が単に日野市だけの問題ということではなくて、やはり三多摩全体の問題としていま提案を……（発言する者あり）いや、日野市だけでこれが取り組まれているとかそういうことではありません。それと……（発言する者多し）もう一つは先ほどおっしゃいましたように、請願いろいろ出てきているわけですね。それはそれとしてやはり私はこれから取り上げていかなければいけないと、文面を読んでいただければわかるように市のほうとしてやっていただきたいということです。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。原案反対者の発言を求めます。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

この問題になっているという問題を取り上げたという点に対しては私は賛成でございますが、内容はまだ検討が不十分だと思えます。私は七項目の説明に対しても御意はよくわかりましたけれども、まだ十分検討する余地があると思えますし、それから担当委員会においてもそのタイトルは違っても内容については同じようなものを行っている、その見守り、さらにまた自分たちも内容について検討を加えてから結論を出すべきだと、そういう意味においていまこれに即決するのには反対せざるを得ない。

○議長（名古屋史郎君）

次に原案賛成者の発言を求めます。竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）

賛成の理由を一言申し上げます。小売店に限らず最近の動向といたしましては、中小企業の倒産が先月は一カ月千六百件にわたりましたように、中小企業が大企業によって圧迫されていることははっきりといたしております。その一つとしてこのスーパー問題も提起されているというふうに私は考えます。日野市という自治体においても、たとえば開発行為指導基準の改正でありますとか、あるいは建築申請などに関連して大型スーパーの進出を規制する道も若干はございますが、そういう点での規制というのはまだまだ規制の権限が少なく、こういうことがいえるかと思えます。そういう点で大規模小売店舗法というのが最近何回かにわたっ

て改悪されてきている状況から、この大規模小売店舗法を中小業者あるいは中小小売商店、こういう立場に立って提案者のとおり改正をしていくということが、私ども議会としても日野市の市民、消費者、中小業者、小売商の方々の要望に應える道である。そしてまた委員会に請願がかかっておりますが、提案者が言われたようにこの点は、この議案については政府の法改正を要求するということに大きな眼目があり、いまかかっている請願は日野市独自の問題という狭い意味での請願でございますので、そういう意味では関連がありますが、そういうことで委員会の権限を無視するというようなことは一点もないと、そういうふうな考えでいまの提案に賛成したいと思えます。

○議長（名古屋史郎君）

次に原案反対者の発言を求めます。島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）

大型スーパーが進出をするということ、やはり罪だけではなくて、功罪それぞれが混在をするのではないかとこのように基本的には思いますけれども、この大型スーパーが進出することによって中小零細企業といいますか、商店が圧迫をされかなり営業に支障を来すということもまた事実でございます。そういう意味合いでこの意見書の基本的な趣旨については私も賛成ではございますけれども、その最後のほうに何項目かに分かれて先ほど来から大変質問答弁等がありましたけれども、基本的な法律を変えろというよう

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって議員提出議案第五〇号、中学校訪問学級卒業生のために都立高校に訪問学級制度の確立を願う意見書の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま請願四件の提出がありましたので、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。が、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）

御異議ないものと認めます。

よって日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

請願第五一一六二号、日野駅前地区大型店舗進出反対に関する請願、請願第五一一六三号、忠実屋ストアー開店反対陳情、請願第五一一六四号、大企業スーパー進出反対に関する陳情、請願第五一一六五号、日野駅前地区大型店舗進出反対に関する陳情の件を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明させます。

○議会議務局長（中村亮助君）

請願第五一一六二号、

第五一一六三号、第五一一六四号、第五一一六五号を説明。

○議長（名古屋史郎君）

ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては、都市計画産業建設委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。こ

な意味合いでの具体的な内容が数々出ております。こういう問題につきましてはやはり慎重に審議をして、よりわれわれ市議会として出すことに恥ずかしいような、そしてもっともだとわかるような内容を（発言する者多し）だというふうに私は思います。そういう意味合いで代表者会議の中でも、この意見書を来年三月の議会までひとつ待ってくだらないかと、それまで慎重に審議をしようじゃないかということをお願いしてまいりましたけれども、結局聞き入れられなかったということで本日この意見書をどうしても結論を出すというならば、私どもとしては態度を留保せざるを得ない、こういうことを申し上げておきます。

○議長（名古屋史郎君）

これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（名古屋史郎君）

起立少数であります。よって

議員提出議案第四九号、中小小売商店の営業を侵害する大型店舗の進出規制に関する意見書の件は否決されました。

次に議員提出議案第五〇号、中学校訪問学級卒業生のために都立高校に訪問学級制度の確立を願う意見書の件を議題といたします。提案理由、質疑を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名古屋史郎君) 御異議ないものと認めます。

よって請願第五一六二号、日野駅前地区大型店舗進出反対に
関する請願、請願第五一六三号、忠実屋ストアー開店反対陳
情、請願第五一六四号、大企業スーパー進出反対に関する陳
情、請願第五一六五号、日野駅前地区大型店舗出店反対に関
する陳情の件は都市計画産業建設委員会に付託し、同委員会
の閉会中の継続審査にすることに決しました。

以上をもちまして本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和五十一年第四回定例会を閉会いたします。

午後八時三十八分 閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十一年十二月

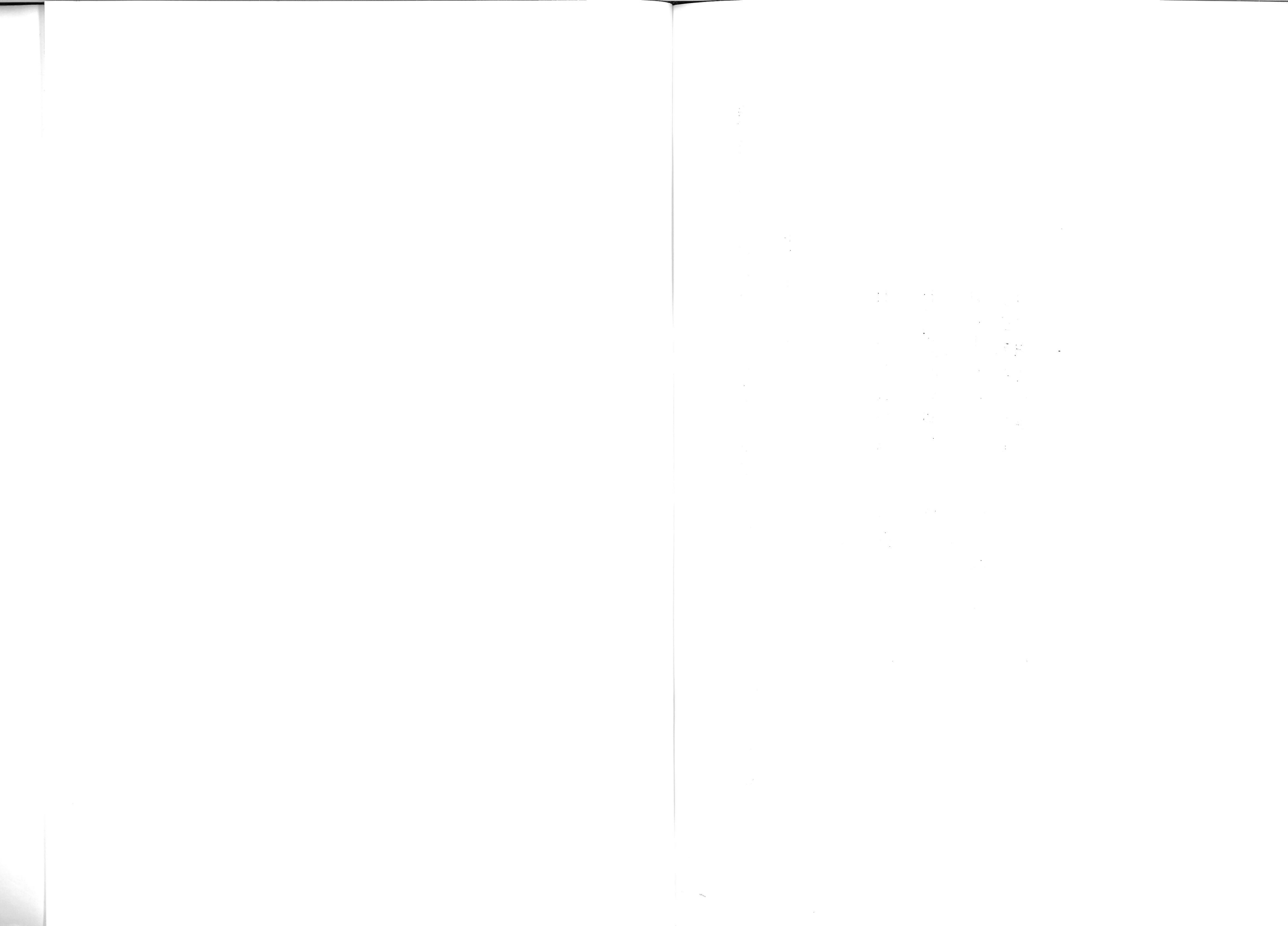
日

日野市議会議長 名古屋 史郎

日野市議会副議長 杉山 寅三郎

日野市議會議員 清水 義雄

日野市議會議員 高橋 通夫



日野市立図書館

281-7354



13 68 138